

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
79

2019.6

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 私のの中の法整備支援と法テラス 法務総合研究所長 大場亮太郎

寄稿

5 Access to Justice : ひとりひとりの権利を守るために
—司法アクセスに関する J I C A 課題別研修を通して見えてきたもの—
独立行政法人国際協力機構 (J I C A) 小松 健太
荒井真希子

特集

【ラオス民法典成立】

18 日ラオス司法分野協力関係 20 周年及びラオス民法典成立記念式典・講演 J I C A 長期派遣専門家 伊藤 淳
26 ラオス法整備支援 20 年とその成果としての民法典 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘
29 ラオス民法典の概要 (総論) J I C A 長期派遣専門家 入江 克典
41 ラオス民法典の歌

外国法制・実務

43 [ベトナム] ベトナム 2015 年刑事訴訟法の概要 J I C A 長期派遣専門家 松尾 宣宏
60 [カンボジア] カンボジアにおける判決等調査報告書 (2019 年) (1) J I C A 長期派遣専門家 篠田陽一郎
71 [ミャンマー] ミャンマーにおける裁判所主導の民事調停制度の導入について 元 J I C A 長期派遣専門家 中島 朋子
85 [中国] 中国民法総則の制定について (2) J I C A 長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

【会合】

124 第 20 回法整備支援連絡会 国際協力部教官 小谷ゆかり

【共同研究】

200 [ウズベキスタン] 平成 30 年度ウズベキスタン行政法共同研究 (行政手続及び行政訴訟法について)
国際協力部教官 高梨 未央

【研修等実施履歴】

204 主任国際専門官 吉田 有里

【活動予定】

206 主任国際専門官 吉田 有里

専門官の眼

208 国際専門官の平日 国際専門官 遠藤 裕貴

各国プロジェクトオフィスから

213
ベトナム長期派遣専門家 長橋 正憲
カンボジア長期派遣専門家 福岡 文恵
ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳
ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之
インドネシア長期派遣専門家 石神 有吾

編集後記

216 主任国際専門官 吉田 有里

私の中の法整備支援と法テラス

法務総合研究所長

大場 亮太郎

これまで法整備支援に関する国際協力業務に関わってこなかった自分が法務総合研究所に着任して約3か月経った。33年を超える法務・検察を中心とする経験の中でも、法整備支援にわずかながらも接点がなかったわけではないことに気づいた。今の仕事は、将来もまた回り回ってくるかもしれないので、そのつもりで今は一生懸命励め、ということをお願いしてくれる。

着任後間もない2月1日に、昭島の法務省国際法務総合センターで、第20回法整備支援連絡会があった。自分にとって新しい課題の法整備支援に興味津々で、主催者側の席にしながら、どんな話題が出てくるのかと思いながらの1日。当日のプログラムの中での様々な講演を聴いていて気になった言葉は「司法アクセスの向上」という言葉だ。2015年9月の国連サミットで採択された国連の持続可能な開発目標SDGs 16・3にも「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」(ensure equal access to justice)・・・とある。ふむふむ、司法アクセス？

そうかと思い出したのは、今から14年前に熱い思いで取り組んだ日本司法支援センター設立のことだった。

当時、2001年の司法制度改革審議会意見書から始まった司法制度改革で、政府は20数本の法案を提出して戦後最大の司法制度改革が行われた。その一つに総合法律支援法があり、これに基づいて日本司法支援センター（以下、愛称の「法テラス」という。）を設立し、使い勝手の良い司法を目指して、法的サービスを提供することになった。当時私は、内閣の司法制度改革推進本部で裁判所法の改正法案の立案作業を行っていて、同本部の設置期限ぎりぎりの2004年の秋の臨時国会で法案を提出し、成立してほっとしていたのもつかの間、次は、法務省の総合法律支援準備室で法テラスの立ち上げの仕事に就くことになった（後に、法人設立の2006年4月から1年間法テラス本部に出向）。

が、いかんせん、新しい全国組織の法人を立ち上げるという自分も周りの人たちも経験したことのない仕事。業務は、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務の5本柱。日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、財団法人法律扶助協会、最高裁判所などの関係者と知恵と汗を出しながら進む日々。そもそもまだまだなにをやる法人か世間ではおおよそ知られていない時、自分たちなりに司法アクセスを勉強し、各地で説明したり法律雑誌などに寄稿するときは、法テラスは「司法アクセス向上」のために、3つの「ない」を解消するための組織です、と説明した。弁

護士や司法書士を頼むお金がない，法律や相談窓口に関する知識や情報がない，身近なところに弁護士や司法書士がない。そのために司法を利用できない・・・。これらを解消するための組織が法テラスです！，と。

ちなみに，司法制度改革以前は，日本弁護士連合会が設立した財団法人法律扶助協会に関係者のご努力により長年法律扶助事業が行われていたが，その規模は十分ではなく，また，弁護士が裁判所の支部管内にゼロか一人しかいないいわゆるゼロワン地域が60か所程度あり，いわゆる司法過疎地域が少なからずあった。全国規模でワンストップで法律や相談窓口の情報を提供する制度はなく，我が国の司法アクセスは決して十分なものではなかった。

加えて，行政改革の折，新たな全国組織を立ち上げて，それがお役所仕事では社会の人達は相手にしないだろうから，法テラス自体が親しみやすくないと，結局，司法の敷居は低くはならず，司法アクセスの向上にはつながらない。そこで，正式な法律名の「日本司法支援センター」のほかに，親しみやすい愛称が必要だとなって，複数の案から一般の方にアンケートを採るなどして一番人気の「法テラス」という愛称になった。

法テラスの自慢の一番の売りは情報提供業務だった。当時，世はコールセンターの走りでもあり，民間企業では，例えば商品の問合せ対応でも専門オペレーターを配置して，電話による顧客からの問合せに応えることが行われるようになっていた。そこで，そのような世の動きを掴んだ当時の総合法律支援準備室の知恵者が，いきなりコールセンター業者に電話をして，コールセンターの仕組みを教えてくださいと頼み込んで研究を始めて，本邦初（あるいは世界初？）の法律に関する情報等を提供するコールセンターを作り上げた。それは，電話応答の訓練を受けたオペレーターが，法律専門家作成の法律関係情報や各地の相談窓口などの大量のFAQ（Frequently Asked Questions 良くある質問集）を手元に置き，法的トラブルに悩む人からの電話問合せに応えるコールセンター方式で，これを情報提供業務の柱にすることにした。全国一律の電話料金のIP電話を使用し，電話番号は，覚えてもらいやすいように0570-078374で，「0570-おなやみなし」とした。犯罪被害者支援ダイヤルは，別の対応を要するので，0570-079714で「0570-なくことないよ」とした。

最近では，コールセンターを「法テラスサポートダイヤル」と呼ぶようだが，多言語情報提供サービスとしても，英語，中国語，韓国語のほか，スペイン語，ポルトガル語，ベトナム語，タガログ語，ネパール語，タイ語の9か国に拡大しており，外国人が増加する多文化共生社会での司法のアクセス向上に一役買っているようだ。

2006年の業務開始以降，法テラスの認知度の向上とともに，コールセンターの利用件数も上昇し，年間30万件程度の問合せで今日に至っているという。これまでの法テラスの関係者のご努力のたまものである。やはり法的トラブルのある人にとって，ルール（法令）はどうなっているのか，自分のケースはどれに当てはまるのか，自分の家の近くのどこで法律相談ができるのかななどを電話で応えてくれるコールセンターは，困ったときの身近な問合せ先として，司法アクセスの向上に貢献していると言えよう。実際の問題の

解決には、更に弁護士や司法書士などの法律の専門家をお願いすることにはなろうが、法的トラブルに巻き込まれた自分の立ち位置を教えてくれる法テラスのコールセンターは心強いはずだ。

法務省は25年前から、学界、JICA、日弁連などとともに、アジア諸国への法整備支援活動を行って民法や民事訴訟法などの法律の起草支援、法律の運用支援、人材育成等の法整備支援に力を注いできた。さて、法律はできても、法律専門家はもちろんのこと、それを利用する国民が、容易に、司法制度や法令の情報にアクセスできなければ、画餅に帰する。

最近知り合った法整備支援を実践している人たちの中に「大場所長は法テラスにいたのですね？」と以前の私を知る人がいた。はいはい、立ち上げの1年だけですが・・・。話を聞くと、昨年、JICAの研修プログラムには、司法アクセスをテーマとしたものがあり、カザフスタンやネパールなど6か国からの参加者は、法テラス訪問や仙台にある法テラスのコールセンター見学もし、好印象を持って帰国したという。また、西アフリカのコートジボワールでは、法テラス勤務の経験を有する弁護士が、JICAの長期専門家としてコールセンター創設に携わったとか。そのような話を聞くにつけ、日本もなかなかやるのではないか、当時いいものを作ったのだなあ感慨にふけるところだ。

これまで日本の関係者の長きに渡る努力により、実体法や手続法の法整備支援を行ってきたが、併せて、司法制度へのアクセスを阻むものの解消に向けての営みも重要であり、その点でも、歴史は浅いが法テラスの経験を有する我が国が貢献できる場面は決して少なくないであろう。

もちろん、法テラスのコールセンターの例は、司法アクセス向上の一例に過ぎず、このようなものが当該国で受け入れられるかどうかは、国の事情によって全く異なるはずだ。ただ、情報提供という点では、これだけ携帯電話やスマホを中心とする通信回線の発達した時代には、これを利用する方法は、手頃でかつ有効な司法アクセスのツールになりうるのではないかと思う。

法整備支援に関する国際協力業務に直接縁がなかったと思っていた自分も、このように回り回って「司法アクセスの向上」で頭の中が繋がったような気になった。加えて、国際協力部やアジ研などの研修施設や矯正施設の入る昭島の国際法務総合センターは、かつて法務省大臣官房施設課長をしていた2年間、完成した今の姿からは想像できない立入禁止のフェンスに囲まれた雑木林の現地をどのような施設にするか、どのようにして地元の方々の理解を得るか、何度も足を運んで取り組んだ施設だ。地域に根ざした国際法務総合センターとして発展させるため、今度は施設ユーザーの立場で力を注がねばと思う。

このような自分が昭島での法整備支援に関わることになった。もとより、法整備支援の内容は、相手国によって、またその時期によっても千差万別であり、すべからくオーダー

メイドだ。その中の司法アクセスひとつをとっても様々であろう。法整備支援に対する情熱を持った各方面の方々の中で、法務省の職員が法整備支援にできるだけ貢献できるよう、これまでの25年間の法整備支援との関わりを、新たな令和の時代にも生かすべく、自分自身も知恵を絞り、微力を尽くしたい。

Access to Justice : ひとりひとりの権利を守るために
—司法アクセスに関する J I C A 課題別研修を通して見えてきたもの—

独立行政法人 国際協力機構 (J I C A)

小松 健太¹

荒井 真希子²

1. はじめに一包摂性と司法アクセス

「No one will be left behind —誰一人取り残さない」という包摂性の理念のもと、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals (SDGs)) は、17個ある目標の一つとして「すべての人々に司法へのアクセス (Access to Justice)³を提供」すること (Goal 16) を掲げている。この目標は、ひとりひとりの権利の実現という視点から、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を具体化したものと考えられ、この「司法アクセス」の重要性は、国際社会でも広く認識されている。

「司法アクセス」については、様々な考え方が示されているが、紛争を適正に解決するための手段 (例えば裁判所) を人びとが実質的に利用できるようにするための取り組み、そのための制度といえる⁴。しかし、多くの開発途上国では、後述のとおり、「司法アクセス」の障害となる事由が多く存在し、適切に紛争が解決されず、権利の保障や実現から取り残されている人びとが多数存在するのが現状である。

このような背景のもと、独立行政法人国際協力機構 (J I C A) は、2018年度から3か年の計画で、初めて「司法アクセス」をテーマとした課題別研修を実施することを決定し、2018年11月に6ヶ国9名⁵の司法関係者を招いて第1回の研修を日本弁護士連合会 (日弁連) の協力のもと実施した。

本稿では、上記の課題別研修の内容を紹介するとともに、第1回研修の計画から実施までを振り返り、司法アクセスに関する支援を実施するための視点や留意点、J I C Aとして司法アクセス改善支援に取り組む意味や今後の展開に向けた方向性や課題について、途上国の抱える課題に焦点を当てながら紹介・考察したい。

なお、本稿の意見に渡る部分は、筆者ら個人の意見であり、所属する組織や特定の団体

¹ 執筆時点。J I C A国際協力専門員、弁護士。ミャンマー法整備支援プロジェクトの長期専門家を経て2017年6月より現職。

² 執筆時点。J I C A産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法チーム課長補佐。NGO及び法律事務所において、日本国内の外国人・難民等の司法アクセス支援に係る業務に従事した後、2016年10月J I C A入構。

³ Access to Justice の訳語には、「正義へのアクセス」や「公正へのアクセス」とするものもあるが、本稿では一般的によく用いられている「司法アクセス」を用いる。

⁴ 本稿における司法アクセスの考え方については、後記2.(3)(a)参照

⁵ カザフスタン、ネパール、東ティモールから各2名、マリ、ラオス、カンボジアから各1名

を代表するものではない。

2. 課題別研修「司法アクセス」の概要

(1)課題別研修としての「司法アクセス」研修

JICAの課題別研修とは、日本側から途上国に対して特定の課題をテーマとした本邦研修事業を提案し、途上国側からの研修参加の要請を得て実施する事業である。日本のODA事業は、途上国側の要請を基本としているが、課題別研修は、日本側からの提案型の事業の一つとして、日本の知見の国際的な発信にも役立っている。

このような課題別研修の特性を活かし、日本における司法アクセス向上に係る試行錯誤の経験や知見を、広く途上国に共有したのが本研修である。日本の経験の共有を通じ、ひとりひとりの権利を守る社会基盤としての司法アクセスの意味、重要性や制度の整備を進めるにあたっての視点を参加者と共有するのが本研修の重要な目的であった。

(2)研修プログラムの概要

研修日程は、別紙1のとおりだが、研修には、①法律扶助協会による民事法律扶助や弁護士会の当番弁護士制度など司法アクセスに関する制度の発展から日本司法支援センター（いわゆる「法テラス」）の設立に至るまでの経緯と現状の説明、②法テラスのコールセンター・地方事務所（宮城）、地方弁護士会（仙台）、ひまわり基金法律事務所（相馬）などの見学を通じた日本における司法アクセス関連制度の運用状況や司法過疎に対する取り組みの紹介、③女性、犯罪被害者、外国人、災害被害者といった特に配慮が必要な人々に焦点を当てた司法アクセス向上の取り組みの紹介、④司法アクセスに関する国際的な潮流やJICAが司法アクセス向上のために行ったコートジボワールにおける案件⁶の紹介など参加国にとって制度を構築するための参考情報の提供、⑤参加者からの出身国における司法アクセスの現状報告や今後のアクションプランの発表などが含まれている。

(3)本研修の特色

本研修の委託先である日弁連の国際交流委員会には、本研修の実施のため、プロジェクトチームが結成された。司法アクセスをテーマにした課題別研修は、関係者にとっても初めて行うものであったため、筆者らを含めたJICAの担当者も参加して、十数回にも渡るプロジェクトチームの会合が開かれ、準備が進められた。2週間という限られた日程のなかで、日本における司法アクセス改善に向けた取り組みの歴史と現状をできるだけ網羅的に紹介し、参加者の司法アクセスの意義や重要性に関する理解を深め、参加者による関連施策の検討が促されるよう工夫が凝らされた。その結果、参加者からも概ね好評を得、今後予定される2回の研修もこの延長で実施する方向となっている。実施された第1回研修を振り返り、あらためて途上国の現状と課題をふまえて整理してみると、本研修のプログラムの特徴としては、以下のようなものが挙げられる。

⁶ 原若葉（2017）「西アフリカ・コートジボワール共和国における法整備支援と司法アドバイザーの活動について」『ICD News』第72号7-17頁

(a) 途上国の現状と広義の司法アクセスへの意識・配慮

「司法アクセス」という概念の意味するところを裁判所による法的な権利の救済と狭くとらえると、法廷における代理権の保障を中心とした裁判所による事後的な救済のみが司法アクセスの対象とも考え得るが、司法アクセスをめぐる途上国の現状と課題に鑑み、司法アクセスの概念をもう少し広くとらえるべきではないかと考えた。もちろん、裁判所による事後的救済は、司法アクセスの核心ではあるが、途上国支援の文脈においては、より広く、司法アクセスには、紛争に至る前の予防的な救済も含み、また、ADRや交渉といった裁判所によらない解決も含むと考えるよと思われる⁷。裁判所や裁判官の数がそもそも少ない、交通手段が十分に発達していないために裁判所に物理的にアクセスすることが非常に難しい、汚職などの問題が深刻で必ずしも裁判所の紛争解決機能が十分に発揮されていないなどの課題を抱える途上国においては、人びとに広く紛争予防・解決の手段を提供し、人びとの権利の保障・実現手段へのアクセスを提供するという意味で、このように司法アクセスを広義にとらえることが妥当と思われるからである。

このように司法アクセスを広義にとらえると、紛争が生じた、あるいは生じるおそれがあるときに人びとが最初に接触する機関（いわゆる最初のアクセス・ポイント）が彼らの権利の保障にとって非常に重要となってくる。本研修において、この点に関する日本の取り組み・知見の提供は充実したものであった。すなわち、最初のアクセス・ポイントとなる法テラスのコールセンター、法テラス宮城地方事務所、仙台弁護士会、相馬ひまわり基金法律事務所、東京パブリック法律事務所、東京ウィメンズプラザなどをそれぞれ訪問し、法情報の提供、法律相談などの受付や基本事項の聞き取りの方法、手続の流れ、業務上の留意点などについて説明がなされた。また、コートジボワールにおいてコールセンターを設立し、法情報提供サービスを立ち上げたJICAの支援を取り上げ、オペレーター用のQ & A集や市民向けのパンフレットなどの紹介も行った。このような最初のアクセス・ポイントには、多種多様な、ときには法的な相談にも該当しないようなものまで持ち込まれることになるので、情報提供すれば足りるもの、法律相談など次のステージに進むべきもの、適切な機関を紹介すべきものなど、適切に交通整理をして、対応をすることが非常に重要である。当事者から相談が持ち込まれてからの細かい対応方法や法情報の提供のために必要なインフラ、法情報提供サービスの限界などの点について参加者からも鋭い質問があり、この最初のアクセス・ポイントの問題に対する関心の高さが伺えた。

もちろん「司法アクセス」自体の意味を参加者自らが考える機会も設けられた。既述の司法アクセスの意味、特に「Justice とは何か」についての参加者による議論も

⁷ もちろんこのような解決は、文字通り、正義（Justice）に適う適正・妥当なものでなければならない。なお、このような司法アクセスの概念については、濱野亮（2018）「司法アクセスに関する論点」『立教法学』第98号177-228頁も参考にした。

なされ、自国における Justice の意味や課題を振り返る活発な意見交換がなされた。さらに、司法アクセスの意義についての国際的な潮流を扱う講義では、例えば、2012年に国連総会で採択された刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国連の原則及びガイドライン⁸が取り上げられ、法律扶助には、経済的に困窮している人々などに対する法的助言、援助、代理だけでなく、法教育や法的情報へのアクセス及び代替的紛争解決におけるサービスなどが含まれることなども紹介されている。

また、例えば、借金の問題を解決できず、家を追い出され、それがもとで体調を壊し、仕事を辞めざるをえず、さらに借金の問題が深刻化するという一つの問題が他の様々な問題に連鎖し、深刻化させるという脆弱性の罠 (Vicious cycle of vulnerability) の問題も紹介された。このような複雑な問題の解決には、関係機関が、個々に、また、受動的に対応することでは不十分であり、司法アクセスを担当する機関が、福祉など他の行政セクターと連携のうえで適切な行政サービスを早期に提供すること、そのような機関が当事者のもとに出向き、適切な支援をすること (いわゆるアウトリーチ活動) が重要であるといった説明があった。このような問題は、先進国でも十分に解決ができていないわけではなく、日本においても比較的新しい取り組みである⁹。途上国が直ちにこのような体制を整えるのは困難であろうが、司法アクセスの問題が、ひとりひとりの生活を左右する問題であることを参加者に気づいてもらうためには、このような議論は非常に有意義であったと考える。

(b) 途上国の開発の段階に合わせた内容

前述のとおり、課題別研修とは、日本側で途上国の課題を想定したうえで、原則として複数の国から参加者を受け入れて実施するものである。したがって、特定の国の個別具体的な課題の解決を目指すことを目的とする国別研修とは異なり、発展段階の異なる多様な国々の出身者に対して同時に同内容の研修を実施することになる。今回、参加した国にも、NGOや外国のドナーの支援する法律扶助制度があるのみで司法アクセスの向上が政府の政策として位置づけられていない国もあれば、公的な組織をすでに設置して、一定の予算を割り当てている国もある。前者のような国であれば、そもそも国が、政策として司法アクセスの提供に責任を負うことの意義を認識し、そのような制度を設ける必要性を理解してもらう必要があり、また、後者のような国であれば、例えば、法律扶助に関する公的組織と地方自治体、弁護士会など他の組織との連携のあり方を紹介することなどが有用だと思われる。

このような参加国の多様な状況とニーズに対応するためには、本研修は、司法アクセスに関するそもそもの考え方から、具体的な制度の構築や運用上の課題にどのようなものがあり得るかに至るまで、それぞれの参加者に「気づき」を提供できるものに

⁸ https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/Guidelines_on_Access_to_Legal_Aid.pdf

⁹ 法テラスにおける福祉と司法の連携については、<https://www.houterasu.or.jp/hukushitoshihou/index.html> 参照

する必要があった。このような「気づき」の機会を多く提供していることも本研修の大きな特徴の一つである。

例えば、法律扶助協会による民事法律扶助や弁護士会の当番弁護制度に関する講義は、それぞれ制度の創設、発展に直接関わった弁護士からの経験談に基づくもので説得力もあり、特にそれぞれのリーガルニーズに対応して制度が発展してきた歴史（例えば民事法律扶助であれば、60年代における交通事故事件、80年代における倒産事件の増大に合わせて制度が拡張されたこと、刑事であれば、被疑者に対する弁護の重要性が認識されることに伴い当番弁護士の制度が誕生したこと、日弁連が当番弁護制度を創立しそれが被疑者国選弁護制度に繋がったこと）の紹介は、参加者の参考になったものと考えられる。これらの点については、見学・講義の中でも研修参加者から多くの質問がなされ、活発な意見交換が行われた。加えて、日本において司法アクセスの中心的な役割を果たしている法テラスの具体的な制度や運用状況については、法務省や法テラスから説明がなされた。全ての参加者は、司法省職員を中心とした国家公務員であったため、法テラスの法的地位や国との関係、予算の割当の方法については、参加者の関心も高く、多くの質問がなされ、今後の制度構築の参考になったものと思われる。

(c) 包摂性への配慮—脆弱層に焦点をあてた取り組みの紹介

本研修では、東京ウィメンズプラザ、東京パブリック法律事務所、仙台弁護士会、相馬ひまわり基金法律事務所を訪問し、女性、外国人、災害被害者、司法過疎地の居住者など、特有の事情のために司法アクセスについて困難を抱える人々の現状や問題点に焦点を当てた取り組みの紹介が盛り込まれた。

例えば、東京都の関連機関である東京ウィメンズプラザ¹⁰では、男性優位の社会の中で身体的にも、社会的にも相対的に弱い立場におかれている女性が抱える特有の事情に対応した活動の説明がなされた。女性に対する適切な保護・支援を提供するための様々な活動（情報提供、DV相談を含む法律相談等）及びかかる活動を実施する上での工夫（例えば、DV事案に備えた避難経路の確保など身体の安全を確保するための措置、女性のオペレーターによる電話相談の実施体制等）が紹介された。行政の一端として、最初の相談窓口として問題を抱えた女性の相談に対応するとともに、シェルター提供などのさらなる支援が必要なケースでは、相談内容に応じてさらに適切な機関に繋ぎ、連携して支援を提供するシステムが特徴的であり、その運用についての説明がなされた。

また、民間組織として、脆弱層の支援に力を入れた特色ある活動を行っている東京パブリック法律事務所を訪問し、外国人・国際部門において、特に、情報弱者として周縁化されがちである外国人の司法アクセスに関する活動についての紹介がなされ

¹⁰ 女性の社会的地位の向上や社会への参加の推進を図り、男女平等社会の実現に寄与するために都条例によって設置された組織で、男女の平等の推進に関する相談や啓発活動などを行っている（<http://www1.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/>）。

た。外国人の司法アクセス障害の原因としてあげられる言語や文化・習慣の違いや、外国人特有の法的問題に対応した支援を提供するため、同事務所では、専門の部門を置き、多言語での法情報の提供や法律相談を行っている。様々な言語に対応でき、外国人特有の留意点を踏まえた対応に習熟している弁護士及びスタッフで対応するチーム体制が組まれていること、さらに、外部通訳人リストも充実させ少数言語の通訳手配にも力を入れ、言語の壁をできる限り取り払う努力がなされていることなどが紹介された。

災害被害者や司法過疎地の居住者に関しても、同様に、司法アクセスの障害となる特有の事由が説明され、これらに対応するための仙台弁護士会、相馬ひまわり基金法律事務所の取り組みなどが現地での見学とともに紹介された。また、被災者支援や司法過疎地問題への対応における弁護士会や、弁護士会から一定の支援を受けて運営されているいわゆる「公設法律事務所」の役割についても説明がなされた。

このように社会的に弱い立場にある人々にとっては、それぞれが抱える様々な社会的な壁が障害となり、正しい紛争の解決に辿りつくことが非常に難しい場合が多くある。国際的な潮流としても社会的弱者に対する司法アクセスが注目されているとの紹介もなされたが¹¹、このような人びとに特に焦点を当てて司法アクセスを確保することは、「誰一人取り残さない」というSDGの包摂性の理念を実現させるためには、不可欠である。

3. 今後の途上国支援への示唆

本研修は、JICAが「司法アクセス」をテーマとして実施した初めての課題別研修案件であったが、その計画及び実施を通して、今後、JICAが司法アクセスに関する途上国支援を継続していくにあたっての多くの示唆を得たものとする。以下では、途上国の現状を紹介しながら、課題解決に向けた支援の方向性について考察したい。

(1) 複合的な課題と総合的な視点での支援

(a) 途上国の抱える課題－段階的・複合的なアクセス障害事由

本研修では、弁護士への法律相談や法的手続きの代理業務への援助という司法アクセスを経済面から支える法テラスの制度紹介がなされ、これには参加者の積極的な関心が寄せられた。他方で、参加者からは「お金がないから法律相談に行けない」というステージのはるか手前にいる人びと、例えば、自分が抱える問題が法的なものであることを認識していない、何かしらの問題があるとは思いつつも適切な相談先を知らない人びとが多く存在する現状についても言及があり、途上国の抱える課題の複雑性が示された。

この点は、様々な調査によっても明らかになっている。例えば、バングラデシュで実施されたある国際NGOの調査報告を見ると、過去に法的問題を抱えたことがある

¹¹ 例えば「台湾法律扶助国際会議における基調講演」（司法アクセス・レビュー第20号（司法アクセス推進協会）12頁）

が法的助言を求めなかったという人びとを対象に「なぜ法的情報や助言を求めなかったのか」と尋ねた質問に対して、回答の第1位は「助けになると思わなかった」であり、実に、回答者の48%を占めている¹²。次いで「時間がなかった」が30%、「どこに行けばいいかわからなかった」が24%であり、「お金がなかった」は4位のわずかに11%に過ぎない。ここでは、経済的困難だけが必ずしもアクセス障害の中心とはなっていない現状が浮き彫りにされている。

人びとが自分の問題に気づいてから最終的な問題解決に至るまでには、いくつかのステップを経る必要がある。具体的には、問題を抱えた本人が、①自分の抱える状況が「問題である」と気づき、②それが「法的な」問題である可能性に思い至り、③「誰かに相談しよう」と発想し、④行政、法律事務所などの最初のアクセス・ポイントにコンタクトする「行動を起こす」必要がある。さらには、⑤各アクセス・ポイントで適切な法的支援を受けることができ、⑥裁判所などの紛争解決機関により適切に紛争解決が図られる、というステップも必要となる。途上国においては、これらの各段階において、様々な要因から次のステップに進むことができずに司法アクセスの網からこぼれ落ち、取り残されていく人びとが生まれていると考えられる。

多くの途上国では、裁判所・裁判官の不足や機能不全という紛争解決のためのインフラ不足、法律自体の未整備、法律専門家などの人材不足など、法・司法分野の課題は多岐にわたる。さらに、その手前には、貧困、低識字率、交通インフラ不足による移動困難など、司法アクセスを下支えする社会経済的基盤の不足という課題も横たわり、直接・間接の障害となっている。これらの課題が複合的に絡み合い、前述のような司法アクセスへの段階的・複合的な障害が生じているため、途上国では、上に述べたように、人びとが法的情報や法的助言を求めようとしないと考えられる。

(b) 総合的・包括的な視点からの支援の必要性

上記の調査結果の例は、司法アクセス向上のための方策として、法律相談にまでたどり着いた人びとに対する経済的援助にのみ目を向けると、支援の方向性を見誤る恐れがあることを示唆していると言える。すなわち、法律相談までたどり着く手前の各段階で取り残される人びとをいかに減らすかという点や、法律相談の後に、裁判所などの紛争解決機関でどのように適切に紛争を解決するかという点も、司法アクセスという一連のステップにおける重要な要素である。したがって、この分野に関する支援を行うにあたっては、このような一連のステップを思い描きながら、全体を俯瞰した包括的な視点を持つことが必要であろう。

(2) 具体的なニーズの把握—社会調査の必要性とその支援

これまでに述べてきたように途上国が抱える課題は多岐に渡るため、特定の国がその政策として司法アクセス向上のための施策を導入・実施する際には、当該国における個

¹² “Justice Needs and Satisfaction in Bangladesh 2018: Legal problems in daily life” 70頁
<https://www.hiil.org/wp-content/uploads/2018/07/HiiL-Bangladesh-JNS-report-web.pdf>

別具体的な課題・ニーズの把握が必須であり、そのためには、社会調査の実施が不可欠であろう。

日本においても、1994年に民事法律扶助の充実を検討するため、法務省が設置した法律扶助制度研究会によるニーズ調査等が実施され、さらに法テラス設立後には、法テラス自身及び日弁連による社会調査が実施されている¹³。また、法テラスは、2006年の運営開始の前年に、2週間、コールセンターの試行をするなど、情報提供業務のニーズ把握を行った上で実際の運営を開始している¹⁴。このように、日本でも、制度の前提となる社会調査が実施されているが、このような社会調査による正確なニーズ把握は、いわば司法アクセス向上の出発点であろう。このスタート地点を誤れば、構築された制度も適切なターゲットに届かず、有効に機能しない危険がある。

したがって、途上国の司法アクセスの改善に係る案件を実施するにあたっては、その国における具体的なニーズを把握できるよう社会調査の実施に向けた支援をすることが重要だと思われる¹⁵。司法アクセスに関する政策的な裏付けがない国からの参加者もある課題別研修においては、まず、社会調査の必要性を認識してもらうことを第一の入り口として重要視すべきである。他方、今後の展開として、さらに、特定の途上国を対象とした国別案件を実施する場合には、さらに一步踏み込んで、社会調査を行うための具体的な知識の共有や技術の向上のための研修などの支援を実施することが望ましい。具体的には、質問事項の作成やサンプルの抽出など、調査の手法までを加えた知見を提供する研修の実施や、社会調査の実施自体を支援することが有用であると考えられる。なお、その際には、各途上国が日本とは異なる経済的、技術的状况にあることを念頭に、即座に、大規模かつ複雑な調査の実施を前提とするのではなく、できる範囲で、簡易に、まずは何かを始めてみる、という方向性で調査を設計することを提案すべきである。

(3)さらなる支援の発展にむけて一枠組みに応じた支援内容の検討

(a) 課題別研修の目的と制度的限界

本研修は、前述のとおり、課題別研修という枠組みで実施された「気づき」を促すことを目指した研修であり、各参加者が司法アクセスの問題を「自国ではどうか」と引き寄せて考え、個別具体的に考察・検討する機会を与えることに力点があった。そのため、参加者は、帰国後には、各国において司法アクセス向上に資する制度構築・制度改善のための推進力となり、長期的には、各国において具体的な政策立案、制度設計・構築・運用に繋げていくことが期待されている。

しかしながら、日本の法テラスが、司法制度改革の一環として関連立法を含めた入

¹³ 「日本における法的ニーズ計測の試み（1）」（司法アクセス・レビュー第19号（司法アクセス推進協会）16頁）

¹⁴ 「東京事務所の準備状況と今後の課題」（LIBRA Vol. 6 No. 4（東京弁護士会）11頁 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2006_04/libra0604_p10_p12.pdf）

¹⁵ 筆者の一人が参加した司法アクセスに関する国際会議（World Justice Forum IV <https://worldjusticeproject.org/world-justice-forum-vi>）でも南アフリカ、インドネシアなどの参加者からは、司法アクセスの制度を設計するためのニーズ調査の実施について報告があった。

念な準備を経て設置され、大規模な公的な予算措置を受けて運用されていることから明らかとなり、司法アクセス向上の本格的な制度構築には、明確な政策的位置づけとその実施を裏付ける予算措置が必要となる。途上国においては、かかる制度構築の必要性への十分な認識がない中、政策的な位置づけが不十分であったり、必要性の認識はあっても財政状況が追い付かず予算措置が十分になされていないことが多く、このような状況下ではできることも非常に限定的とならざるを得ない。各国が具体的な司法アクセス向上のための制度を導入・改善していくには、上記のような様々なハードルを乗り越える必要がある。

したがって、このような各国の政策へのアプローチや個別具体的な制度導入・改善支援という点においては、課題別研修という支援枠組み内で実施できる内容には制度的な限界がある。課題別研修で提供した「気づき」を、いかに各国個別の制度構築に繋げ、活かしていくかは、国別の支援スキームに託される課題であると言える。

(b) 国別の支援にむけて

では、本課題別研修において提供した知見を活かした国別の制度構築のためには、どのような支援内容が考え得るであろうか。前に、司法アクセスに関する支援を行うにあたっては、一連のステップを思い描きながら、俯瞰的・包括的な視点を持つべきだと述べたが、そのような観点からすると、具体的には、①人びとの権利への気づきを促すエンパワーメント、②コールセンターなどによる法情報提供システムの整備、③行政機関・NGO／市民団体・弁護士会等による法律相談などのリーガル・サービス提供、④裁判所やその他の機関による紛争解決機能の向上などといった各コンポーネントに対する支援、さらには、これらを有機的に連動させるための支援といったものが考えられる。その具体的な支援内容及び方法は、当該国の社会状況によって異なると思われるが、優先的課題が何かを社会調査等によって特定した上で、短期的・中長期的にどのような順序で支援をすることが望ましいのかを整理し、各ステップにおける課題に応じた適切な支援を実施することが必要であると考えられる。もっとも、国別での支援の枠組みにおいても必ずしも上記のコンポーネントの全てを網羅した支援ができるわけではなく、様々な制約から、一部分の支援に留まることもあろう。その場合でも、支援の効果が十二分に発現されるよう、上記のような司法アクセスの一連のステップに目配りをしながら案件を進めていくべきことは言うまでもない。

また、法的問題を抱えても、前述のとおり、法的情報や助言が「助けになる」こと自体に気づかず、「時間がなかった」と重要性を認識せず、仮に認識しても「どこに行けばいいかわからなかった」ために司法アクセスの門を叩けずに多くの人が取り残されている途上国の現状をみると、人びとのエンパワーメントは特に重要であろう。つまり、基礎的な法教育の充実、すなわち、人びとの生活に大切な権利が法によって保護されており、それが侵害された場合には適切な救済が受けられるといった基本的な知識・認識が、人びとの間に広まり、根付くことが重要である。そのためには、一例として、一般の人びとのコミュニティにアウトリーチしつつ、各コミュニティにお

いて、上記のような視点に立ち、人びとに身近で分かりやすい言葉で法や権利についての啓発を行うセミナー等の活動が考えられる¹⁶。また、このような活動を行う際には、各コミュニティに根差した活動の実績を有していて、人びとの生活状況、日常生活の紛争や直面しやすい生活上の問題の類型・事例、問題を抱えた際の一般的な相談先などについての実態を熟知している現地の市民団体や国際・国内NGO¹⁷などから情報共有をしてもらい、活動の実施方法やターゲット層の設定についての助言を得るなどの連携をすることにより、より適切で効果的な支援を実施することができると考える。さらに、このような基本的な法教育は、できるだけ年少期から開始する方が根付きやすい。そのためには、初中等教育の社会科等の教育分野における支援との連携など、関連セクターにおける支援との連携も視野に入れることが望ましい。

4. おわりに

JICAは、1990年代後半から、民商事分野の法起草支援を中心とした法・司法分野での途上国支援を本格的に開始し、現在に至るまで、20年以上に渡り、このような支援を実施してきた。JICAのこれまでの法整備支援においては、法律や裁判などの法・司法制度を構築し、それを運用するための政府職員の能力強化などを中心としてきた。しかし、制度が構築されたとしても、一般の人びとがこのような制度を自身の権利を守るために活用できなければ、せっかくの制度も画餅に帰すことになる。司法アクセスに関する支援を実施することは、制度の利用者である人びとの視点に立って、法・司法制度が使いやすく、利用者が満足できるような解決策を与えるものであるかどうかを問い直すことでもある¹⁸。そのような意味で、司法アクセスの向上は、法・司法制度の構築とともに法整備支援における車の両輪と位置付けることができる。SDGsは、法の支配の促進と司法アクセスの提供を同一のターゲット（16.3）に含めているが、これは実質的な法の支配の達成を目指しており、まさに上記のような考えの発現形態と見ることもできる。

このような司法アクセスの重要性に鑑み、JICAとしても、本課題別研修の実施を通して得られた知見や示唆、ネットワークなどを生かし、途上国の司法アクセスの向上に向けた支援に積極的に取り組み、「No one will be left behind — 誰一人取り残さない」という

¹⁶ 筆者らが2018年12月にミャンマーにおいて視察したUNDP及びIDLOによるRule of Law CentreのMobile Trainingの活動はこれに近い例であり、参考になろう。<https://www.rolcmyanmar.org/en/mobile-training>

¹⁷ 筆者らが2019年3月にバングラデシュにてヒアリングを行った現地NGOのAin O Salish Kendraは、女性などの脆弱層に焦点を当てた法律相談や調停を実施しており、コミュニティの人びとの抱える課題や法的ニーズを熟知した団体の一つである(<http://www.askbd.org/ask/>)。

¹⁸ このような人間中心のアプローチは、また、「人間の安全保障」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html>)の考え方とも重なる。また、司法アクセスに関して同様に人間中心のアプローチをとるものとしてTask Force on Justice(2019)“Justice for all”<https://www.justice.sdg16.plus/report>がある。

SDGs の理念の実現に貢献していくことが求められている¹⁹。今後のさらなる司法アクセスに関する途上国支援の実施に向け、日弁連、法務省、法テラス等をはじめとする日本の各専門機関のご協力を賜りつつ、よりよい支援を追求していきたい。

最後に、本研修の計画及び実施については、冒頭で述べた通り、日弁連の多大な協力を得ている。この場を借りてあらためて御礼申し上げたい。

¹⁹ JICA による法整備支援の概要及び今後に向けた検討については、小林洋輔（2019）「SDGs 時代における JICA による法制度整備支援」『法律のひろば』（Vol. 72/No. 3）46－52 頁（ぎょうせい）を参照されたい。

研修期間：2018年11月5日から11月16日

参加者数：9名（カザフスタン、ネパール、東ティモールから各2名、マリ、ラオス、カンボジアから各1名）

日程

日付	時間	研修内容
11/5 (月)	10:00-12:30	JICAブリーフィング
	14:00-17:00	コースオリエンテーション 日本の司法制度概要
11/6 (火)	9:00-12:00	カントリーレポート発表会
	14:00-17:00	司法アクセス概説 「司法アクセスの意義」 / 「国際的な潮流と課題」
11/7 (水)	9:00-12:00	日本の司法アクセス① 「司法アクセスの実現とその歩み：民事法律扶助」
	12:00-12:30	日弁連概要紹介
	13:30-14:00	日弁連表敬・視察
	14:00-17:00	日本の司法アクセス② 「司法アクセスの実現とその歩み：刑事分野における法律扶助（国選辩护人制度と当番辩护人制度）」
11/8 (木)	9:30-10:00	法務省 司法法制部部長表敬
	10:00-12:00	日本の司法アクセス③ 「司法アクセスに関する国の責任・取り組み」
	14:00-17:00	特別のニーズのある人々への司法アクセス支援① 「女性、犯罪被害者支援」 (東京ウィメンズプラザ訪問)
11/9 (金)	9:00-12:00	司法アクセス制度の導入 「JICAによる司法アクセス支援」
	14:00-17:00	日本の司法アクセス④ 「法テラスとその業務」 (法テラス本部訪問)
11/10 (土)		休日
11/11 (日)		移動（東京→仙台）
11/12 (月)	9:30-12:00	仙台弁護士会訪問
	14:00-17:00	法テラスコールセンター訪問
11/13 (火)	9:30-11:30	法テラス宮城訪問
	13:00-14:30	移動（仙台→相馬）
	14:30-17:00	相馬ひまわり基金法律事務所訪問
	17:00-18:30	移動（相馬→仙台）

11/14(水)	9:00-12:00	裁判所見学(仙台地裁)
	16:00-18:00	移動(仙台→東京)
11/15(木)	9:30-12:00	特別のニーズのある人々への司法アクセス支援② 「子供、少年、外国人」 (東京パブリック法律事務所訪問)
	14:00-17:00	発表準備
11/16(金)	9:30-12:00	アクションプラン発表会
	14:00-15:30	評価会・終了式

特集

【ラオス民法典成立】

日ラオス法司法分野協力関係20周年 及びラオス民法典成立記念式典・講演

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

2019年2月19日及び20日、ラオス人民民主共和国首都ビエンチャンにおいて、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）及びラオス側司法関係機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学）の共催により、日ラオス法司法分野協力関係20周年及びラオス民法典成立記念式典（以下「記念式典」という。）及び同講演（以下「記念講演」という。）が開催された。

JICAプロジェクト長期派遣専門家（チーフアドバイザー）である当職¹は、主催者側の一人として、ラオス現地において、日本側及びラオス側関係機関と連携を取りながら、記念式典及び記念講演の運営に携わる機会を得たので、本稿では記念式典及び記念講演の概要を紹介したい。

なお、本稿の意見にわたる部分はいずれも当職の私見であり、所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

2 記念式典及び記念講演実施の背景

記念式典及び記念講演は、日ラオス法司法分野協力関係20周年及びその成果の一つであるラオス初の民法典成立²を記念して開催されたものである。そこで、まず、記念式典及び記念講演の概要を紹介する前に、背景事情として、日本とラオスの法司法分野20年の歴史について簡単に紹介したい。

ラオスは、1986年に新思考（チンタナカーン・マイ）政策を導入し、経済面では新経済メカニズムを導入し、市場経済化を促進するための法整備を進めた。ラオスは、当初、ベトナム、ソビエト、東ドイツ、アメリカ、オーストラリア、世界銀行（WB）、国際通貨基金（IMF）、UNDPなどの日本以外の国やドナーの支援を受けて法整備を進めていたところ、1996年に当時のラオス司法省大臣が訪日したことをきっかけに、ラオス政府から日本政府に対する法制度整備支援の要請がなされ、1998年にJICAによる技術協力としてラオスに対する法整備支援が開始された。

¹ 2006年検事任官。2016年4月に法務省法務総合研究所教官となり、2017年7月に長期派遣専門家としてラオスに赴任。2018年4月より現職。

² 2018年12月6日にラオス国民議会で承認され成立した。ラオス民法典は、2019年5月又は6月頃に官報で公布される予定で、同公布後1年後に発効となる（本稿執筆時は2019年4月末）。

日本の支援は、開始当初はラオスの司法関係者を日本に招いての研修や日本の司法関係者がラオスに短期で出張してセミナーを開催する短期的な形での支援が中心だったが、2003年にJICAによる「法整備支援プロジェクト」が開始された後、専門家がビエンチャンに駐在しラオスの司法関係者と協議しながら民法教科書、民事判決書マニュアル、検察官マニュアルなどを作成し、その普及を行うような長期的な形での支援を行うようになった。同プロジェクトは2008年に終了したものの、法務省と名古屋大学がラオス司法関係者と協力して調査研究を行うなどの活動を続けた後、JICAが、上記調査結果等を踏まえて、2010年7月、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学をカウンターパート機関とし、法学教育分野の教材、法司法分野の執務参考資料等の作成を通じたラオス法司法界の人材育成を目的とした「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1」（以下「フェーズ1」という。）³を開始し、同プロジェクト終了後の2014年7月からは「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」（以下「フェーズ2」という。）⁴を、同プロジェクト終了後の2018年7月からは「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）⁵をそれぞれ開始し、現在も実施中である。そして、これら3つのプロジェクト実施期間中、検事や弁護士出身の長期専門家がビエンチャンに駐在し、ラオスの司法関係者と日々協議をして活動を進めている。

また、記念式典及び記念講演の中心テーマとなる民法に関する日本の支援は、2000年代初頭より将来的な法典の起草を見据え、その人材を育成するため、ラオス民法理論の研究⁶のための教科書等の作成支援を開始した。その後、ラオス政府が、これらの研究成果を踏まえて、2012年6月より民法典起草作業を開始することを決め、日本は、JICAプロジェクトを通じて、法務省、日本弁護士連合会、大学等の関係機関の協力を得ながら⁷、この起草作業を全面的に支援することとなったものである。

このように1998年から続いてきた日ラオスの法司法分野の協力関係、さらには、2012年6月に開始した民法典起草支援の一つの成果として、2018年12月6日、ラオス民法典が国民議会の承認を得て成立したことを契機に、日ラオスの法司法分野の協力関係20周年及びラオス初の民法典成立を記念し、今後の日ラオスの協力関係の継続及び更なる発展及び民法典の普及などを目的として、記念式典及び記念講演が開催されたもの

³ フェーズ1の概要は、本誌44号「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」を参照されたい。

⁴ フェーズ2の概要は、本誌61号「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！—基礎能力向上から実務能力向上へ—」を参照されたい。

⁵ 本プロジェクトの概要は、本誌76号「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」を参照されたい。

⁶ ラオスでは、民法典起草に取り組む前にも、実質的意味の民法が、所有権法、契約内外債務法、家族法、相続法等個別制定法の形式で存在していたが、個々の法令間に矛盾や重複などが存在していた。日本は、JICAプロジェクトを通じるなどしてラオス民法に関する基礎的研究を行いながら、その結果を「事例問題集」や「モデルハンドブック」といった教材にまとめる活動を行っていた。

⁷ 日本側は、ラオス側からの民法典起草支援要請に対し、大学教授及び実務家による民法典起草国内支援委員会（AG）を設置することで学問的実務的観点から支援をすると共に、弁護士出身の長期専門家がビエンチャンに駐在して民法典起草サブワーキンググループ（SWG）の起草作業に対する技術支援を行ってきた。

である。

3 感謝状贈呈及び関係機関表敬

ラオス側は、記念式典等のために日本側関係機関から多数の関係者がラオスを訪問することから、記念式典に先立ち、2019年2月19日午前、ラオス最高人民検察院において「日ラオス法司法分野協力関係20周年に対する感謝状贈呈式」⁸を実施した。同式には、日本側から、法務省を代表して大場所長らが、日本弁護士連合会を代表して亀田紳一郎副会長（以下「亀田副会長」という。）が、JICAを代表して米山芳春JICAラオス事務所長（以下「米山所長」という。）らが、財団法人国際民商事法センター（以下「ICCLC」という。）を代表して戸上浩一事務局次長（以下「戸上次長」という。）が出席し、ラオス側からもサイサナ・コートブートン最高人民検察院副長官（以下「サイサナ副長官」という。）、ブンサワット・ブッパー司法省副大臣（以下「ブンサワット副大臣」という。）、プット・シムマラウォンラオス国立大学副学長（以下「プット副学長」という。）らが出席され、引原毅在ラオス日本国特命全権大使立ち合いの下、ラオス側から、法務省、JICA、日本弁護士連合会、ICCLCに対する感謝状⁹がそれぞれ授与された。

また、日本側は、その後、最高人民検察院から司法省に場所を移して、サイシー・サントイボン司法大臣（以下「サイシー大臣」）を表敬訪問し、その後、国民議会において、サイトーン・ケオドンディ国民議会法務委員長（以下「サイトーン委員長」という。）を表敬訪問した。



【感謝状贈呈式】

⁸ 贈呈式では、その他、ラオス側を代表して、サイサナ副長官から日本側に対する20年間の協力関係に対する謝意が伝えられ、日本側からも大場所長法務総合研究所長（以下「大場所長」という。）がこれに応じた。なお、ブンクワン・タヴィサック最高人民裁判所副長官は所用により贈呈式を欠席された。

⁹ ラオス側を代表して、最高人民検察院カムサーン・スヴォン長官名の感謝状が贈呈された。

4 記念式典¹⁰

午前中の感謝状授与式及び表敬訪問に引き続き、2019年2月19日午後2時より、日本とラオスの法司法分野協力関係20周年と、ラオス史上初の民法典の成立を祝う式典が、ビエンチャンの国際協力研修センター（International Cooperation Training Center）で開催された。

ラオス側からは、サイシー司法大臣、ブンサワット副大臣、ケート・ケティサック元司法省副大臣（以下「ケート元副大臣」という。）のほか国民議会、政府機関、最高人民裁判所、最高人民検察院等から約300名が出席し、日本側からは、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授（以下「松尾教授」という。）を始めとするラオス民法典起草に関与された大学教授（民法典起草国内支援委員会の先生方）、引原大使、大場所長、前田秀JICA理事（以下「前田理事」という。）、米山所長、亀田副会長、戸上次長ら約30名が出席し、その他、UN Resident Coordinator の Ms.Kaarina Immonen（United Nation Development Plan）を始めとするLuxembourg Development Cooperation Agency(Lux DEV)、The Asia Foundation(TAF)、Agence Francaise de Developpment (AFD)等の国際機関、各国大使館の専門家や職員多数名が出席した。

記念式典では多数の方がご挨拶をされたため、そのすべてを本稿で紹介することができず、一部のご挨拶を紹介することでご容赦いただきたいが、サイシー司法大臣は、開会挨拶の中で、ラオスにおける法の支配の発展に係る日本の貢献に対し謝辞を述べると共に、ラオス法司法界の今後の課題である民法典の普及、刑事・民事判決の改善、法学教育や国立司法研修所における法曹養成研修の改善に対する日本の支援¹¹に対する期待を述べられ、日本側からも、引原大使が、開会挨拶の中で、ラオスの民法典は「ラオス人の、ラオス人による、ラオス人のための民法典」であり、その普及に向けてJICAの技術協力プロジェクトを通じるなどして協力していくつもりである旨述べられ、さらに、大場所長が、開会挨拶の中で、山下貴司法務大臣挨拶の代読として、オーナーシップを尊重する日本の法整備支援の成果として成立したラオス民法典がラオス社会に根付くことを期待するとともに、法務省が取り組む「司法外交」の一つである法制度整備支援をさらに充実させ、2018年12月に締結されたラオス国立司法研修所と日本国法務省法務総合研究所間の協力覚書(MOC)を活用するなどして成立した民法典の円滑な施行に協力するつもりである旨述べられた。

¹⁰ 式次第及び主な出席者は、別添1-1の Invitation letter 及び別添1-2の Press release を参照されたい。

¹¹ 本プロジェクトには、民事法SWG、刑事法SWG、教育研修改善SWGが設置され、それぞれのグループが、民法典の理論研究や普及、刑事・民事の事実認定の研究及びトレーニング方法の確立（判決書の改善）、刑事法理論の研究さらには、法学教育、法曹養成カリキュラムや教授方法の改善を目指した活動を行っている。

その後、松尾教授及びケート元副大臣による基調講演が行われ¹²、さらに、松尾教授がモデレーターとなり、民法典起草支援委員の野澤正充立教大学教授（以下「野澤教授」という。）、森永太郎法務省法務総合研究所国際協力部部長、民法典起草委員会のリーダーでもあるナロンリット・ノーラシン司法省法律審査局長（以下「ナロンリット局長」という。）、民法典起草委員会のカンペット・ソムヴォラチット最高人民検察院国際協力計画局副局長による日ラオス法司法分野20年の振り返り及び今後の展望をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。

さらに、記念式典はラオス民法典普及活動の一環であるところ、民法典の内容を紹介する「民法典の歌」や「アニメーション」も披露された。今後、この民法典の歌やアニメーションは、ラオス市民社会への民法典の浸透のために、活用される予定であるが、既にラオス国内において、ソーシャルメディアを通じるなどしてラオス一般社会にも少しずつ認知されているようである。

そして、最後に、ラオス側がブンサワット副大臣、日本側が前田理事による閉会挨拶が行われ¹³、記念式典は盛会に終了した。



【記念式典の状況】

¹² 松尾教授は、「ラオス民法典は、パブリックヒアリングや国会審議のプロセスに多くの時間をかけ、多くの人たちの意見を吸い上げて起草したもので、比較法的に見て極めて民主的な民法典であると同時に国民の民主主義教育の真の学校であり、このような民法典を成立させたラオス法司法分野の今後について、民法典の普及、国際社会への発信、次回民法典改正への準備を進めることを期待したい旨述べられ、ケート元副大臣は、民法典の起草は、すでに存在する法律を改訂し、現在の経済社会状況と一致し、国や党の方針に合致し、統一かつ明確、そして網羅的な法典をつくることを目標にしてきた、これによって法の隙間を改善し、法の運用において、統一な理解が進み、より透明かつ公正になる。」旨述べられた。

¹³ ブンサワット副大臣は、「記念式典を通じ、両国が友好的な関係の中で築いてきた20年間の学びと経験が、日本とラオス両国のすべての分野における協力関係を更に強固にし、ラオス国民と日本国民の間の友好の花をより大きく咲かせることにつながると自信をもっており、ラオス政府、そしてラオス国民すべて、これまでの日本の支援、協力が多大な成果をあげ、実を結んでいることを高く評価している。」旨挨拶され、前田理事は、「JICAの支援の成果としてラオス民法典が成立したことを非常に誇らしく思うと同時に、今後について、①SDGsの理念及びゴール16との関係で、成立したラオス民法典によりラオスがその恩恵を受けられるように十分な普及活動を行うこと、②ラオス民法典起草の過程で蓄積された法令間の矛盾を回避しながら多数の条文を法典化した知見を法制執務のルールという形で体系化してラオス国内で共有化するだけでなく他国でも活かすことができるようにすること、③時代に合わせたさらなる改訂を期待したい。」旨挨拶された。

5 ラオス国立大学における記念講演¹⁴

記念式典の翌日2月20日（水）午前には、ラオス民法典の大学生への普及を目的として、ラオス国立大学で民法典成立記念講演が開催された。

記念講演には、ラオス国立大学法政治学部を含む同大学内の13の学部から教員、学生約500名が参加し、参加者には民法典の冊子が配られた。日本側からは、記念式典に引き続き、大場所長、松尾教授らが参加した。

記念講演では、所用により欠席されたプット副学長の代わりにオードム副学長が議長となって開会挨拶を行い、その後、ラオス側から、ナロンリット局長による民法典概要説明が行われ、日本側からも、野澤教授による民法典編纂の意義と課題と題する基調講演が行われた。そして、基調講演後は、松尾教授がモデレーターとなり、ナロンリット局長、ヴィサイ・シーハーパンヤラオス国立大学法政治学部民事法学科長、民法典起草支援委員会の南方暁創価大学教授による民法典をいかにして学び教えるか、民法典研究における大学の役割等をテーマにしたパネルディスカッションが行われ、その後、米山所長による閉会の挨拶により記念講演式典を終了した。



【ラオス国立大学における記念講演の状況】

6 国立司法研修所における記念講演¹⁵

一連のイベントの締めくくりとして、2月20日（水）午後、ラオス国立大学から約10キロメートル離れた場所にある国立司法研修所（National Institute of Justice, NIJ）において、NIJの教員や学生¹⁶に対する民法典の普及を目的に、民法典成立記念講演が開催された。

記念講演には、ラオス側からは、NIJ教員、学生、民法典起草メンバー等約250名

¹⁴ 記念講演の式次第、主催者後援者の詳細は別添2のアジェンダのとおり。

¹⁵ 記念講演の式次第、主催者後援者の詳細は別添3のアジェンダのとおり。

¹⁶ NIJでは司法修習も実施されているが、記念講演当日は、司法修習生が地方での実務修習中で不在であったため、NIJの法科大学生が集まった。なお、NIJにおける司法修習の概要は本誌72号「ラオスの法曹養成制度改革」を参照されたい。

が参加し、参加者には民法典の冊子が配られた。日本側から、ラオス国立大学における記念講演に引き続き、大場所長や松尾教授らが出席した。

記念講演では、ブンター・ソーパーパムミサイN I J所長が議長となり、開会の挨拶を行われ、その後、ソムサック中部高等人民裁判所所長による民法典概要、原則、現行法との相違と題する基調講演が行われ、日本側から、民法典起草支援委員会の山田八千子中央大学教授による法律専門職における民法典の重要性と題する基調講演が行われた。そして基調講演後は、伊藤浩之法務省法務総合研究所国際協力部副部長がモデレーターとなり、ソムサック・タイブンラック中部高等人民裁判所所長、ドゥアンマニー・ラオマオ司法省経済紛争解決センター長、民法典起草支援委員会の大川謙蔵摂南大学講師による将来法律専門家になる学生にとっての民法典の重要性について事例説明を交えたパネルディスカッション及び学生との質疑応答が行われた。そして最後に大場所長による閉会の挨拶が行われ、記念講演を終了した。



【国立司法研修所における記念講演の状況】

7 終わりに¹⁷

以上、概要ではあるが、日ラオス法司法分野協力関係20周年記念及びラオス民法典成立記念式典について紹介させていただいた。

日ラオスの法司法分野の協力関係は、開始当初より、ラオスの歴史、文化を尊重し、ラオスの社会に根付く法律や制度の構築、これらの法律や制度を適切に運用できる法律人材育成を目指して実施されており、20年前も現在も変わらない。そして、これまでの日ラオスの協力関係の歴史が雄弁に物語る通り、社会に根付く法律や制度の構築、これらを運用できる有為な法律人材の育成には非常に時間がかかる。もっとも、ゆっくりであるもののラオスの法司法分野は確実に進歩している。

記念式典や記念講演の際、日本側ラオス側関係者が口をそろえて、「20周年は通過点

¹⁷ 本稿でご紹介した各イベントの概要、イベントの際に披露した「民法典の歌」、「民法典のアニメ」などは、以下の本プロジェクトのフェイスブックでも紹介されているので参照されたい (<https://www.facebook.com/jica.legal.laos/>)

であり、今後が重要である。」旨述べていた。この点はブンサワット副大臣も記念式典における閉会の挨拶で言及していたが、今回の記念式典及び記念講演を通じて、当職を含む日本側ラオス側関係者が改めてそれを認識したと考える。

上記点を再認識できたという意味でも記念式典及び記念講演は非常に有意義なものであり、この場を借りて、ご協力をいただいた関係各機関の皆様に御礼申し上げます。そして、当職は、ラオスと日本の法司法分野の協力関係の今後を担うものの一人として、重責ではあるものの全力でその責任の一端を果たしたいと考えている。

ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典

慶應義塾大学
松尾 弘

1 ラオス民法典の特色－民主的な民法典

はじめに、日本のアドバイザリーグループを代表し、2018年12月6日、ラオス民法典が成立したことを心よりお祝いし、関係者のみなさまの長期間にわたる粘り強い努力と協力に対し、心からのお祝いと敬意を表します。この日、奇しくもラオスと日本の法整備支援20周年を祝う会が東京において開かれ、日本時間18時30分、ラオス時間16時30分、まさにその開会のタイミングでこのニュースが飛び込んできました。

ラオス民法典の比較法的特色をひと言でいうと何でしょうか。私は最も「民主的な民法典」であるという点にあると思います。その理由はラオス民法典の成立プロセスにあります。それは4段階に分けることができますでしょう。

第1は、準備段階です（2002～2012年）。民法典の起草に必要な情報を集め、起草者の能力を高める準備が行われました。この段階ではラオス民法典の教科書や問題集が作られました。

第2は、草案の起草段階です（2012～2015年）。この段階では、ターラートで全体構成を話し合い、決定した後、4つのワーキンググループに分かれて起草が始まりました。ヴィエンチャン、ターラート、東京、横浜で何度も議論を戦わせ、全8編・約650か条の最初の草案が姿を表しました。

第3は、パブリックヒアリングをしながらの草案の改訂段階です（2015～2017年）。北部・中部・南部でのパブリックヒアリングでは、率直な質問や指摘に対し、起草ワーキンググループのメンバーが応答し、その結果を条文の改訂に反映させました。また、世界銀行などからのコメントに対しても、メンバーはその内容をしっかりと吟味して、ラオスの国民の立場から、良い点は取り入れつつ、主体的に判断し、対応しました（2018年）。

第4は、国会審議の段階です（2017～2018年）。いったん提出された草案に対し、国会議員から多くのコメントが出され、さらなる改訂が行われました。

そして、2018年12月6日、ラオス民法典が成立しました。この日、第1の準備段階を入れると15年以上に及ぶ作業が1つの区切りを迎えました。私は深く感動しました。なぜなら、3年かかった第2の起草段階だけでなく、第3のパブリックヒアリングと第4の国会審議の段階にさらに3年以上の時間をかけ、これほど多くの人たちが意見を述べ、参加して出来上がったラオス民法典は、比較法的に見ても、最も民主的な民法典であることができるからです。これは国際社会の共通目標として2015年9月に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）、その目標（SDG16）におけるインクルーシブな制度（inclusive institutions）を通じたインクルーシブな社会（inclusive society）の構

築という理念にも合致するということができるでしょう。

2 ラオス民法典の意義―国民の民主主義教育の真の学校

ドイツの民法学者ルドルフ・イェーリングは、『権利のための闘争』(Rudolf von Jhering, *Der Kampf ums Recht*, 1872 [English translation: *Struggle for Law*])の中で、民法を中核とする私法によって播かれた種が、やがて公法や国際法において実りをもたらすと述べています。そして、民法は「国民の政治教育の真の学校」であると述べています。なぜなら、国民として、そして国際社会の一員として必要とされる権利・義務の感覚は、民法典が規律する最も身近な日常生活における権利・義務の感覚をベースにして養われるものだからです。人格権、所有権、債権など、自分にとって最も身近で重要な権利は何かを学ぶことにより、自分の権利と同じように他人の権利も尊重しなければならないこと、他人に対する義務を誠実に実行すること、公共の利益との調和を常に考えるべきことを、最初に教えてくれるのが民法典です。それは国民に最も身近な法律学校であり、国家に参加する国民1人ひとりが学ぶべきもので、イェーリングがいうように、「国民の政治教育のための真の学校」です。民法典によって国民の間に播かれた種が、国際私法や公法や国際法を成長させ、ラオスの法体系の大木として成長することになるでしょう。そして何より、民主的なプロセスを経て成立したラオス民法典は、「国民の民主主義教育の真の学校である」ということができるでしょう。

3 ラオス民法典の将来の課題

しかし、民法典という種を播いただけでは、優れた法体系に成長するとは限りません。それを強く、大きく育てるためには、水をやり、手入れをする、これからの努力が重要です。私は、そのためには3段階の作業が必要であると考えています。

第1に、民法典の国民への普及です。そのためには、民法典の中味とともに、みんなが大切にしてきた民主的な制定プロセスを「ラオス民法典制定史」としてしっかりと記録し、国民がラオス民法典の特色や誇るべき意義を理解できるような資料を整えることからスタートすべきだと、私は考えています。なぜなら、多くの人に理解され、そして何より愛されなければ、せつかくの民法典も単なる紙に書かれた文章にすぎなくなってしまいますからです。将来、ラオス民法典が、その制定プロセスを含めて、大学や統一研修所(NIJ)で教えられるにとどまらず、中学生たちに教えられている公民の教科書の中にも取り入れられることを願っています。

第2に、国際社会への発信です。ラオス民法典の制定プロセスとその内容は、日本を含め、外国にとっても関心の対象です。ここでも「ラオス民法典制定史」は大いに活用されるでしょう。そして、その中から、他国がこれから民法典を作ったり、改正したりする時に、国民の利益や伝統と国際標準との調和をどのように図るべきかなど、参考になる事項を抽出し、「ヴィエンチャン決議」として対外的に公表することには、国際社会へのラオスのプレゼンスを高めるためにも、有意義であると考えています。

第3に、そうした活動を通じて寄せられる様々な反応も取り込んで、さらなる民法典の改訂に向けた準備を始めることです。そのためには、現在の630か条の1条1条について、その趣旨、具体例、現行法との関係、関連裁判例、比較法、さらなる規定の増設や改正の余地について、入念なレビューをすることが不可欠です。その際には、ラオス民法典制定における様々な経験や反省も十分に生かされるべきでしょう。

これらの3つのサイクルが一巡した時、ラオス民法典はラオスの法体系とラオスの法律学を中心として、さらに大きな大木に成長することになるでしょう。こうしたサイクルの重要性は、今なお改正を繰り返している日本の民法典にも、同じように当てはまります。民法典づくりを通じて培われたラオスと日本の友好関係がさらに継続し、お互いの民法典の成長プロセスを見守ることができることを、願ってやみません。

4 ラオスと日本

2002年3月、私が初めてラオスを訪問する前に、バンコクの空港でヴィエンチャン行きのフライトに乗り換える搭乗ゲートに到着した時の印象を今も忘れることができません。私は「ここに自分の親戚の人たちがいる」と直感しました。ラオスと日本の間には深い繋がりがあるに違いないという思いは、ラオスの人々、ラオスの織物やお酒、ラオスの文化を知るに連れ、ますます深まってゆきました。しかし、私はその謎を解くことができませんでした。ところが、昨年9月、人類学の研究グループが、日本の愛知県にある縄文時代の遺跡で2010年に発見された約2500年前の人骨の全遺伝情報の解読に成功しました。それを他の古代人の遺伝子情報と比較する作業を続けた結果、それは約8000年前にラオスを中心に形成されたホアビン文化の民族の遺伝子とほぼ一致することが判明しました。これはラオス民族の一部が日本列島に辿り着いたという説を裏付ける有力な根拠とされています(2018年9月2日「日本経済新聞」30頁)。私はこの記事を見て、「やはりそうだったか」と、15年以上も抱いてきた私の直感が正しかったことが証明された気がして、とても嬉しく思いました。その直後、ラオスの民法典が成立したのです。

ラオスの布、ラオスのコーヒー、そしてラオスの伝統を保持しつつ、技術を高めた製品が増す中で、ラオスの国際ブランド力は着実に高まっています。おそらくラオス民法典もそういう道を歩むことを私は信じています。

これまで長きにわたり、私たちのプロジェクトを忍耐強く見守ってくださった、ラオスと日本のすべての関係者のみなさまに、もう一度心からのお礼を申し上げます。

ラオス民法典の概要（総論）

JICA法の支配発展促進プロジェクト長期派遣専門家

弁護士 入江克典

第1 はじめに

日本のラオスに対する法整備支援が開始してから20年となる2018年（12月6日）、ラオス（人民民主共和国）史上初めての民法典が第8回国民議会第6回通常審議において承認された¹。

本稿はラオス民法典の概要を紹介するものであるが、本号では、総論として、日本によるラオス民法典起草支援の概要、ラオス民法典の内容的特徴、ラオス民法典制定の歴史的意義及びラオス民法典成立後の課題について述べる。次号では、各論として、ラオス民法典の編ごとに詳述することを考えている。

第2 ラオス民法典起草支援の概要

1 起草及び起草支援の方法

ラオス民法典の起草作業は、後述のとおり2012年6月に開始され、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学、国民議会、外務省及び商業工業省のメンバーにより構成される民法典起草委員会により行われた。2012年の時点において25人で編成された同委員会は、民法典が成立した2018年12月時点において49人であった。同委員会は、起草アドバイスを中心に行うシニアの法律家や副大臣・副長官らから構成される起草委員と、実際に原案を作成する比較的若手のメンバーから構成される起草テクニカルグループに分けられた²。後者（起草テクニカルグループ）は、総則編及び人・法人編を担当するグループ1、契約内債務編、契約外債務編及び担保編を担当するグループ2、物、所有権等の編を担当するグループ3、家族編及び相続編を担当するグループ4に分かれて各担当分野の草案を起草した。各グループにおいて起草された草案は、随時、前者（起草委員）の確認を経た。国民議会審議時（2018年12月）においては草案防御委員会が編成され、同委員会が起草委員会に代わって国民議会

¹ フランス統治下で編纂された民法典も存在するが（27編・345条）、人民民主共和国の成立に伴い（1975年）、王政時代の法が廃止されたため、形式的には承継されていない（松尾弘「ラオス民法教科書作成支援について－1.回顧と展望－」ICD NEWS第30号（2007年3月）41頁）。

² 起草委員会49人の内訳は、1）起草委員として、司法大臣（元・現職含む）3名、司法副大臣（元・現職含む）3名、元国民議会法務委員会委員長、同副委員長、最高人民裁判所元副長官、最高人民検察院副長官及び司法省局長3名、2）起草テクニカルグループとして、司法省13名、最高人民裁判所9名、最高人民検察院6名、ラオス国立大学3名、国民議会2名、外務省2名及び商業工業省1名である。

議員への説明等を実施した³。

日本は、JICAの技術協力プロジェクトを通じて長期派遣専門家を現地駐在させ、起草作業の促進や技術支援を行うとともに、国内支援委員会(民法アドバイザーグループ：民法AG)を通じて学術的な観点から支援を行った。民法AGは、2010年に結成され、31回の会合を実施してきた(2019年3月末時点)⁴。民法AG委員(2019年3月末時点)は、松尾弘教授(慶應義塾大学大学院法務研究科、2010年度より参加)、野澤正充教授(立教大学大学院法務研究科、2011年度より参加)、南方暁教授(創価大学法学部、2014年度より参加)、山田八千子教授(中央大学法科大学院、2014年度より参加)、大川謙蔵講師(摂南大学法学部、2014年度より参加)、瀬戸裕之准教授(新潟国際情報大学国際学部、2010年度より参加)及び前田澄子ICD教官(2010年度より歴代ICD教官により編成)である⁵。

なお、民法典起草委員会は、民法典草案とともに、目的、適用場面(具体例)、他国の民法典に関する情報等についてまとめた逐条解説書(リサーチペーパー)も並行して執筆しており、日本はこれについても作成を支援してきた。後述のとおりリサーチペーパーの完成が当面の課題となる。

2 起草支援の経緯(時系列に沿って)

(1) 準備段階⁶

日本は、JICAの技術協力の枠組みの下、法務省法務総合研究所及び名古屋大学等が主体となり、2000年代初頭より、将来的なラオス民法典起草を見据えその人材を育成し法律学を創出するための民法支援を開始した。2001年に法務総合研究所にICDが設置されて以降は、民法に関するセミナー(民商事法セミナー)が現地で行われるようになり、契約法や物権法など民法の主要領域を中心に、ラオス法と日本法その他外国法の比較を中心とした活動が行われた。

2003年より開始された「JICA法整備支援プロジェクト」(延長期間を経て2008年に終了)では、『民法教科書』が作成された。同教科書は、①総論・総則、②物権、③債権、④担保という構成で、基本概念や制度の定義などから丁寧な解説がなされている。民法AGである松尾弘教授及び野澤正充教授は同教科書の作成支援にも関与している。

2010年より開始された「JICA法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ1)」(2014年に終了)では、同プロジェクト形成時より民法典起草を軸に据えた活動を実施したい旨の要請がラオス側よりあったものの、起草人材の育成及び民法理論に

³ 草案防御委員会については法令制定法(2012年)45条及び46条に規定がある。民法典草案防御委員会は、司法副大臣(元・現職含む)2名、元国民議会法務委員会委員長、最高人民裁判所副長官、最高人民検察院副長官及び司法省職員4名で構成された。

⁴ 民法AGが正式に結成される前にも5回の会合を実施している。

⁵ 2013年度のみ西希代子教授(慶應義塾大学大学院法務研究科)が参加している。

⁶ 松尾・前掲注1、松尾弘=松邑翔太=杉田彩子「ラオス法律人材育成強化プロジェクトにおける『民法基本問題集』作成支援から」ICD NEWS第49号(2011年12月)97頁以下

ついて研究をさらに継続することとした。

同プロジェクトではまず『民事事例問題集』（2012年印刷・全226ページ）を作成した。同問題集では、①不動産取引、②動産取引、③担保、④契約責任、⑤不法行為、⑥家族法（相続含む）に関する各事例問題についてラオス法に基づき解説するとともに日本法を適用した場合の解決例についても付記されている。さらに、同プロジェクトでは、起草支援が本格的に開始して以降も、『民法ハンドブック契約内債務』（2014年印刷・全67ページ）、『民法ハンドブック契約外債務』（2014年印刷・全26ページ）といった執務参考資料を作成している。

(2) 起草段階

前記「JICA法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」の最中である2012年6月8日・9日、民法典起草開始式が行われ、満を持して起草活動が開始した。まずは、全体構成について協議し、総則を設けること、家族編と相続編の位置、物に関する編と債権に関する編の先後などが確定され、その後、前述の4つのグループに分かれて具体的な起草作業が開始された。

ラオス側は、自分たちの手により民法典を創出させるのだという強い覚悟の下、起草作業を進めた。日本側は、ラオス側の主体性を尊重し、ラオス側が自ら考え自ら手を動かすことを意識しつつ、起草作業の促進、ラオス側の疑問点の解消の他、基本概念のインプット、外国法情報の提供等幅広くアドバイスを行った。「ラオス人の、ラオス人による、ラオス人のための民法典」の実現に向けて⁷、ラオス側に常に寄り添い最大限の後押しを行ったものである。

以上のような支援方法は、民法典の成立後、ラオス側からも高い評価を受けた。ラオス司法省ブンサワット副大臣は、日本のメディアからの取材に対し、「日本の支援が他国と違うのは、他の国は専門家を短期だけ派遣するが、日本は首都ビエンチャンに常駐させ、ラオスの事情を深く理解してアドバイスしてくれました。両国合作の民法です」と述べた⁸。また、ドゥアンマニー・ラオマオ司法省経済紛争解決センター長は、「日本の法制度整備支援のやり方は、基本から教えてくれる、ラオス人と一緒に考えるというもので、最終的にはラオス人自身が自分で考えることができるようになります。このような日本の法制度整備支援の方法によりラオス人は自信をつけることができました。この自信が今回のラオスで初めてとなる民法典制定につながったものと考えています。」と述べている⁹。

ラオス民法典は、当初、立法計画に従い2015年の成立を目指していたため、2014年末から2015年初頭に向け起草作業が一層加速した。司法省やプロジェク

⁷ 松尾弘教授は、2018年2月26日開催ローフォーラムにおいて、ラオス民法典を示すキャッチフレーズとして「Lao Civil Code by the People, of the People, for the People」と表現した。

⁸ 西川恵「金言」毎日新聞2018年12月14日

⁹ 伊藤淳／入江克典／ナロンリット・ノーラシン／ドゥアンマニー・ラオマオ「ラオスにおける日本の法制度整備支援の現状と課題～民法典起草支援を通じて～」法律のひろば第72巻3号（2019年3月）37頁

トオフィスでの会議，首都近郊ターラートでの合宿（通称リトリート）のほか，民法AGも参加しての現地セミナー（2012年8月，2013年3月，8月，11月，2014年8月），本邦研修（2013年2月，2014年2月，11月，2015年3月），JICA-netシステムを利用して行うテレビ会議（2013年度は5回実施，2014年度は7回実施，2015年度は4回実施）が頻繁に実施された。

(3) 意見聴取と改訂作業，1回目の国民議会審議

2014年末から2015年に約650か条の最初の原案が起草されて以降は，南部パクセー（2014年11月），首都近郊ターラート（2015年1月）及び北部ルアンパバーン（同年3月）において実務家（裁判官，検察官，司法省職員，弁護士等）を対象とした意見聴取会議を実施し，草案の改訂に活かした。その後，バンビエンでの現地セミナー（同年8月）や3週間に及ぶ本邦研修（2016年2月）にて草案を改善した後，再度，南部パクセーで実務家との意見交換会を実施し（同年3月），その結果を吟味し条文の改訂に反映させた。

もともと，起草作業の遅れと国民議会審議のスケジュールの都合で，立法計画上の目標であった2015年までのラオス民法典の審議は実現に至らなかった。その後の草案改善と，首都ビエンチャン（2017年2月）及び南部パクセー（同年3月）での2度にわたる国会議員との意見聴取を経て，2017年5月に至りようやく国民議会で審議されることとなったが（同年5月15日・16日），国民議会議員や市民に対する理解促進・説明が不十分であるなどとの理由で不成立となり，2018年末の国民議会で再審議することになった。

(4) さらなる意見聴取，ドナー間調整，2回目の国民議会審議

その後，民法典起草委員会は，南部アタプー（2017年11月）及び北部サイニャブリー（2018年2月）にて国会議員に対する説明会を実施したほか，ビエンチャン首都ではベトナム元司法副大臣等を招待した上で国民議会議員等との意見交換の機会を設けた（2017年6月，2018年2月）。さらに，ビエンチャン首都にて郡・村レベルでの意見聴取会やラオス国立大学での意見交換会を開催し（2018年4月・5月），市民の声を民法典に反映するよう努めた。

また，2017年10月ころより，世界銀行グループに属する国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）による民法典担保編の改訂に係るコメントが本格化し始めた。IFCは，動産担保取引の活性化を目的として登録による統一的動産担保制度を導入すること，その実効性を高めるために，動産質や書類による質等を廃止することを提案した。この提案はビジネス目的以外の一般市民間における取引実態や利用の便宜の考慮に乏しかったため，ラオス起草委員会は，登録動産担保制度の有用性・利便性を認識しつつも段階的に同制度を受容していくべきとの考えの下，民法典ではIFCの提案を殆ど容れることなく，自らの手で起草した担保編をもって国民議会に提出することとした。

以上のような経緯を経て，ラオス民法典は，2018年6月，司法省より政府内閣

に再提出され、同年8月、政府内閣から国民議会常務委員会に提出され、同年12月5日及び6日の国民議会で再審議された結果、賛成多数（賛成108、反対10）で可決され成立した。

(5) ラオス民法典成立後

ラオス民法典は、国家主席令の発布及び官報での公布を経て、1年間の周知期間を経た後、発効となる予定である（630条）。

もともと、民法典成立後、本稿執筆現在（2019年4月）においても、ラオス民法典の条文内容に関する国民議会常務委員会との協議が継続し、条文の改訂作業が行われている。民法典起草委員会によれば、国民議会による承認を経た以上民法典の大きな構成に関する修正はできないものの、国民議会審議でコメントがあった条文等を中心に同常務委員会との協議を経て条文が改訂されるとのことである。

第3 ラオス民法典の特色

1 構成

ラオス民法典は全9編630条で構成される。第1編は総則、第2編は人及び法人、第3編は家族、第4編は物、所有権及び物に関する権利、第5編は契約内債務、第6編は契約外債務、第7編は担保、第8編は相続、第9編は最終条項である。各編の詳細については次号にて紹介する予定であり、本号では省略する。

2 内容的特色

(1) 個別制定法の承継

ラオスにおいては、実質的意味の民法が、契約内外債務法・家族法・所有権法・担保法・相続法などの個別制定法の形式で存在している。これらの個別制定法は、1986年の新思想（チンタナカーン・マイ）による社会主義的経済管理メカニズムの導入を契機に、1990年代を中心に世界銀行等の支援を受けて立て続けに形成されたものである。主な法律について述べると、1990年に所有権法、契約法、相続法（2008年改正）、家族法（2008年改正）、契約外債務法（2008年に契約法と合わせて契約内外債務法が制定）、1994年に担保取引法（2005年に改正）、1997年に土地法（2003年に改正）が制定された¹⁰。

ラオス民法典は、原則として上述の個別制定法を承継して編纂する形とした。法は社会状態の反映であるからそのような形が自然であるし、内容面で連続性がある点は市民社会への民法典の浸透を容易にするものといえる。

特に、第3編の家族と第8編の相続に関しては、伝統を重視して、現行家族法・現行相続法を維持しているものが多い。例えば、婚約制度（145条）、結婚式の規定（148条）、裁判離婚の実体的・手続的要件（176条・177条）、僧その他の宗教者への相続（584条）などである。なお、家族編・相続編に関しては、民法典起草テ

¹⁰ 松尾弘＝大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」（2015年〔平成27年〕3月）11頁以下 <http://www.moj.go.jp/content/001147824.pdf>

クニカルグループが、現在の社会状況に合わせ個別法上不明瞭であった部分を解消するため新たな草案を起草していたが、起草委員において家族法・相続法を維持すべきであるという見解が強く、(残すべき伝統であるか否かに関わらず)多くの部分で個別法の規定のまま残置された。今後の民法典の改正に向けて、時間をかけて国民的議論を行い、残置すべきものとそうでないものが選別され、より洗練された家族編、相続編に進化することが期待される。

(2) 新たな概念、新たな規定の導入¹¹

ラオス民法典は、前述のとおり、原則として個別制定法を承継する形での編纂されたものであるが、個別法には存在しなかった新たな概念、規定も導入されている。以下のとおりいくつかの観点に整理する。

ア まず、体系的な整理という観点から、総則(第1編)、法律行為(15条)、代理(第1編第4章)、法人(第2編)、占有(第4編第2章)の規定等が置かれた。例えば、契約内外債務法(2008年)に規定されていた条文のうち民法典に共通して適用できるものを総則(第1編)に規定することで整理した。法人の規定は、企業法や首相令等において個別規定が存在したが権利能力の主体としての整理はされていなかったところ、第2編において規定した。さらに、占有については、ベトナム民法典(2015年)に倣い、独立の権利ではなく所有権の一形態として定義されていた「占有権」(所有権法1条)と区別する形で、独立の章が設けられた。

イ 次に、土地利用を促進する観点から、地上権・地役権という新たな制度が導入された。土地賃貸借や土地使用権に基づく通行地役権等との相違を意識しつつその必要性につき理解し、新たな用語を作った上概念として取り入れることは容易ではなく、導入の可否について幾度も議論を重ねた。後述のとおりベトナム民法典(2015年)の教訓を活かした円滑な土地登記制度の運用が課題となる。

ウ また、経済の変化に対応し取引を促進する観点から、無権代理行為及び越権代理行為に関する第三者と本人との利益調整として表見代理(40条2項、41条2項)の制度が置かれた。また、複数の担保権設定を認め土地の価値を最大限に活かす制度(524条)が置かれたが、先行する担保権者が設定者から土地権利証を取得し保持してしまいうため後順位担保権の設定が困難である実務とどのように調整するかは議論を継続する必要がある¹²。また、地上権・地役権と同様に、新たに整理した抵当権・質権に対応する登記制度を準備する必要がある。

エ 諸外国の制度(国際標準)の導入との観点から、日本の他、フランス、ドイツ、ベトナム、タイ、カンボジア等の民法典に倣って規定を置いている。前述した法

¹¹ 松尾弘教授の2017年8月28日第5回ローフォーラムにおけるご発表「ラオス民法典の比較法的特色と歴史的重要性」の整理を参照し筆者にて再構成した。

¹² 民法典成立後においても国民議会常務委員会との間で議論が継続している規定である。条文配置を入れ替え523条となる見込みである(本稿を執筆している2019年4月時点)。

律行為、代理、法人、地上権、地役権に関する規定に加えて、例えば、タイ民法典に倣い契約の解釈（374条）の規定を置き、フランス民法典に倣って契約の効力（375条）を置いた。タイや日本に倣い詐害行為取消権の規定（397条）の規定も置いている。

(3) ラオス民法典に含まれていない規定等¹³

ラオス民法典に含まれていない規定やラオス民法典上の取扱いが不明瞭なものとして主に以下の点を挙げることができる。そのうちいくつかは今後民法典が改正されるにあたっての課題となっていくものであると思われる。

ア 任意規定と強行規定の区別、解釈に際しての法律行為及び慣習との優劣が不明確

ラオス民法典には、民法典において規定がなく当事者間において合意がない場合は実務慣習を適用するが、憲法及び法律に抵触してはならないという規定がある（6条2項）。この条文からは、民法典の規定と異なる合意をすることが可能か否か、実務慣習の意義¹⁴、民法典の規定が常に実務慣習に優先するのか否かなどが明らかでない。

イ 準共有の規定が存在しない

債権等の準共有に関する規定が存在しないことから、物に関する共同所有権の規定（280条以下）の解釈により対応することとなると思われる。

ウ 債権総論の編が存在しない

ラオス民法典の構成上、債権の効力・移転・消滅等を定めたいわゆる債権総論の部分は存在せず、第5編契約内債務の中に支払（382条）、相殺（385条）、債権譲渡（401条）、詐害行為取消権（397条）等の条文が置かれている。

エ 双務契約を前提とした制度（同時履行の抗弁権等）が存在しない

双務契約の効力である同時履行の抗弁権に関する規定がない。また、履行不能による契約の終了を認める反面（400条）、危険負担をどのように理解するかの規定もない¹⁵。

オ 多数当事者の債権債務関係に関する規定が存在しない

第7編で定められた保証（556条－561条）を除き、多数当事者の債権債務関係（分割債権・債務、不可分債権・債務等）に関する規定が存在しない。

カ 担保執行制度が未整備である

ラオスにおいては、競売等の執行手続が整備されていないことから、民法典上も私的執行を前提とした実体規定が整理されているに留まっている（531条、

¹³ 松尾弘教授作成の「ラオス民法典草案のさらなる改訂に向けて」（2018年3月本邦研修実施時点）における整理を参考にして筆者にて加筆した。

¹⁴ 6条1項に定義規定があるが、具体的にいかなる慣習が「実務慣習」に当たるのかは解釈に委ねられる。

¹⁵ ラオスでは双務契約の特質が十分に理解されていない（野澤正充「契約及び契約外債務、人的担保－ラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究第77号〔有斐閣、2015年〕144頁）

539条, 551条, 555条)。手続規定の整備に伴い実体規定も改めていく必要がある。

キ 未成年者等の監督義務者の責任等について免責規定が存在しない

未成年者等の監督義務者として、父母、後見人又は管理者が不法行為責任を負う旨の規定が存在するが(487条)、免責規定が置かれていない。起草委員会内で議論されたが、裁判官ごとに免責判断が異なることになるのを危惧し免責規定は置かれなかった¹⁶。今後のさらなる議論の深まりを待って免責規定を置くことが考えられる。

3 比較法的特色

(1) 個別制定法の比較法的特色¹⁷

前述のとおり、ラオス民法典は、原則として所有権法、契約内外債務法、家族法等の個別制定法を承継しておりその比較法的特色を受け継ぐものであるが、個別制定法は、その制定経緯からフランス的要素、社会主義的要素、英米法的要素、国際取引法の要素の混成的性格を有するとされている。

フランス統治下の法からは断絶されているものの、フランス法の教育を受けた司法省の幹部が関わった個別法にはフランス法の影響が見て取れ、特に、契約内債務及び契約外債務部分にはフランス民法の影響が色濃く出ている。例えば、契約の要件に関する動機(コーズ)の規定(契約内外債務法10条4号, 14条[民法典366条2項])、絶対無効(確定的無効)と相対無効(不確定的無効)(契約内外債務法18条~20条[民法典22条~24条に対応])に関する規定である¹⁸。

また、個別法制定時には世界銀行の支援と共に、ソビエト(当時)及びベトナムの専門家がアドバイザーとしてラオスを訪れており、ソビエト法及びベトナム法も参考にされたとのことであり社会主義諸国の影響を無視することができない。

さらに、担保取引法(1994年)の起草はIFCが行ったが、2005年にアジア開発銀行(ADB)が作成した草案を基に改正が行われ、同法実施に関する首相令(2011年)は再度IFCが起草を担当している。2005年担保取引法は、アメリカ統一商事法典(UCC)の影響を相当受けたもののようである¹⁹。

2008年契約内外債務法には国際契約のルールに依拠する規律も多い。例えば、品質保証責任に関しては国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)に沿った規律を導入している(契約内外債務法25条1項[民法典407条に対応])²⁰。

¹⁶ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議(2018年3月本邦研修)

¹⁷ 松尾=大川・前掲注10(11頁以下)

¹⁸ 野澤・前掲注15(138頁), 野澤正充「ラオス民法教科書作成支援について-2. 債権法について-」ICD NEWS第30号(2007年3月)63頁参照

¹⁹ 古積健三郎「ラオス民法教科書作成支援について-3. 担保法-」ICD NEWS第30号(2007年3月)67頁以下

²⁰ 野澤・前掲注15(142頁)

(2) ラオス民法典の比較法的特色²¹

ドイツ、フランス、日本、カンボジア、ベトナム等の民法典と比較すると、ラオス民法典は630条という簡潔な条文構成となっている。

第2編の人及び法人に続いて第3編に家族を置く点、権利の主体・客体・変動と展開されるインスティトゥティオネス体系（代表例として、フランス民法典）の特色を持ちつつも、法律行為を含む総則を第1編に置き、第4編の物に関する権利と第5編・第6編の契約及び契約外から発生する権利を区別している点、パンデクテン体系（代表例として、ドイツ民法典、日本民法典）の要素を導入しており、両体系を融合したものと評価される²²。

ラオス民法典の個別規定を検討する際の参考にされたベトナム民法典（2015年）と比較すると、総則をコンパクトにまとめた点、市民社会の憲法としての意義を重視し家族法も取り込んだ点が特徴的であるといえる（ベトナム民法典は総則の条文数が多い一方、家族の編を置いていない〔婚姻家族法を個別法として維持している〕）。

また、第3編の家族と第8編の相続とが分離して配置されている点も特徴的であるが、家族の重要性を承認する社会の意識の表れとして人及び法人に次いで配置された一方で、相続は所有権取得の原因でもあるので家族編とは分離しておいたものと整理されている。

4 制定過程における特色

ラオス民法典の制定過程を見るとそのプロセスを重視して進めた点に特徴がある。

ラオスにおいては、前述のとおり、その準備段階において、教科書、事例問題集等の作成を通じて、基本的な法理論の理解に促進と民法典起草の中核となる人材育成に長い時間をかけた。ベトナム民法典やカンボジア民法典の起草過程・起草支援過程と比較するとその特徴が顕著である²³。

また、前述のとおり、国会議員や実務家などの多くの者の意見を慎重に考慮して起草を進め、このプロセスにも3年超にも及ぶ長い時間をかけた点、比較法的に見ても非常に民主的な民法典であると評価される²⁴。

第4 ラオス民法典制定の歴史的意義²⁵

1 個別法の体系化

ラオス民法は前述のとおり、契約内外債務法・家族法・所有権法・担保法・相続法な

²¹ 松尾弘教授による2012年6月8日・9日民法典起草開始式でのご発表「民法の体系としてどのようなものが相応しいか」「比較法からラオスに相応しい民法を考える」参照。松尾弘「序説ーラオスにおける民法典編纂と法整備支援」比較法研究第77号〔有斐閣、2015年〕109頁。

²² 混合したものとして、スイス民法典、カンボジア民法典、ネパール民法典など（松尾・前掲注21〔2012年6月8日・9日資料〕）。

²³ 松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学第4号（2006年）40頁以下

²⁴ 松尾弘教授による2019年2月19日「日ラオス法司法分野協力関係20周年及びラオス民法典成立記念式典」でのご発表「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」より。

²⁵ 松尾・前掲注11（2017年8月28日ご発表）の整理に従う。

ど個別制定法の形で形成されている。市場経済化に対応して急速に法を整備したため、民事実体法として体系的な整理が必要な状況であった²⁶。例えば、所有権法58条（民法典243条に対応〔権原なく占有する物の返還〕）と契約内外債務法42条（民法典409条に対応〔権原なく得た動産の売買〕）との規定はほぼ重複していたが、民法典では条文配置を考慮した上内容を修正し、後者を売買契約における特則と整理した²⁷。

2 権利の確実な保護・実現，信頼の確保取引の促進と安定的な経済成長への寄与

前述1のとおり，ラオス民法典において明確かつ整合的なルールを作ることによって，ラオス民法典が紛争予防・解決規範として機能し，一般市民の権利利益の確実な保護・実現に寄与し，ひいては「法の支配」の進展に寄与することとなる。ルールの透明化は取引を促進し内的経済活動をより活性化させるとともに，国際社会の信頼を醸成し外的資本の参入をも促進することとなる。

3 ラオス社会と文化の発展への適合性・グローバル化との調和

ラオス民法典は，現代の急速なグローバル化の要請に応えつつもラオス社会や文化への適合性を確保したものとしての意義を有する。今後はさらに社会のニーズに対して民法典の規定が欠けている部分はないかを検討し，他の法令等により補充したり，次回の民法典改正に向けて準備をしたりする必要がある。例えば，担保設定の目的で土地所有権を譲渡する実務が相当数存在するようであるが²⁸，民法典には譲渡担保制度が存在していない。また，法により取引事業者の便宜を図るとともに消費者をどのように保護するのかという点も調和問題の一つであり²⁹，この点は今後も制度の整備を検討しなければならない点である。

4 ラオスの法律学の発展への寄与

ラオス民法典の制定を契機に民法典の研究を加速しラオス独自の法理論を発展させていく足掛かりとなる。例えば，「法律行為」はドイツで生まれた概念であるが，フランス民法典（2016年）1100条1項，1100-1条1項にも導入され，今般ラオス民法典にも導入された。比較法の観点からラオスにおける「法律行為（ニティカム）」の在り方を研究することはラオス法律学の発展に寄与するものと考えられる³⁰。

²⁶ 「世銀の主導に対応して一通りの早急な法整備を実施してきたものの，簡素な単行法の羅列の観を呈しており，内容的不足や深刻な不整合が存在する」（金子由芳「ラオスの経済関連法制の現状と協力の焦点」〔国際協力事業団国際協力総合研修所2001年〕）。その一方で，「これらの個別単行法は裁判で適用され，試行錯誤的に部分改正も行われてきたことも看過すべきでないように思われる」（松尾＝大川・前掲注10〔13頁〕）。

²⁷ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議（2017年8月28日－9月1日現地セミナー）

²⁸ 民法AGが参加しての民法典起草委員会との協議において（2018年8月13日－15日現地セミナー），同委員会テクニカルグループメンバーであるチャントラー氏より，ラオスにおいては担保設定目的の土地所有権の譲渡につき，「架空移転（オンローイ）」として問題となっているとの発言があった。

²⁹ 野澤正充教授による2017年8月28日第5回ローフォーラムでのご発表「日本民法典（債権法）の改正とラオス民法への示唆」や，2019年2月20日ラオス国立大学民法典成立記念式典でのご発表「民法典編纂の意義と課題」でも消費者保護に関する制度整備への言及があった。

³⁰ ラオス民法アドバイザーグループ「ラオス民法典草案における『ニティカム』の用語について」（2018年10月）

第5 民法典成立後の課題³¹

ラオス民法典は無事成立したが、前述のとおり民法典の内容面の改訂作業が継続しており、まずはこの点を適切に対処する必要がある。そして施行後は、民法典が市民社会において利用され、民法典を通じてラオス法律学が発展しラオスの法律家が育成されることを目指す。

1 民法典の市民社会への浸透

言うまでもなく民法典が市民社会に認知されず市民の権利の実現に寄与しなければ、ラオス史上初の民法典も画餅に帰す。そこで、市民の権利実現の担い手である法律実務家（裁判官、検察官、弁護士、司法省職員等）が民法典を紛争予防・解決の道具として活用できるようにし、また教育研究機関（大学、国立司法研修所）が民法典を研究し学生に民法典を教授できるようにするため、彼らに対する普及活動を中心に据えつつ、一般市民への民法典の普及（広報）も並行して実施していくこととする。セミナーだけでなくメディア（雑誌、TV、インターネットなど）を含む様々な方法を活用し、継続して行うことが重要である。

2 民法典逐条解説集（リサーチペーパー）の完成

ラオス民法典の逐条解説書であるリサーチペーパーは、当初、民法典の国民議会審議に際して国民議会に民法典草案とともに提出される予定であったが、起草委員会の意識が草案の最終化の方に向けられていたこと等により、2018年12月の審議までにこれを完成させることはできなかった。リサーチペーパーには、6年超の民法典起草を通じて検討・獲得した情報を集約させるだけでなく、これまでの議論の経緯や解消しきれなかった論点を可能な限り盛り込むことが重要である。そのような記載が、民法理論研究を促進し、次回以降の民法典改正に活きると考えられるからである。2019年度内（遅くとも民法典施行まで）の完成を目指している。

3 民法典制定史の編纂と法制執務上の知見の蓄積

法制執務の改善は、立法事実の把握、政策立案から、法令内容の不明確さ・法令相互間の矛盾重複の解消に至るまで、ラオス法司法セクターの大きな課題の一つであるが、6年超にも及んだ民法典起草過程においては、法制執務上の知見・経験・教訓が数多く得られた。これらを取り纏め他の法律の起草に活かせる形で残しておくことは、長い歳月をかけた民法典起草活動を有効に活かすものである。協議の結果、第一段階として「民法典制定史」を取り纏めることにより客観的な事実を集約させ記録として残すこと、第二段階として、そこから「法制執務上の教訓」を抽出する作業を行う。

4 土地登記制度の運用

前述のとおり、ラオス民法典は土地利用促進のための新しい制度として地役権・地上権を設け、また、土地担保制度を不動産質と不動産抵当という形で整理した。これらの制度にはいずれも登記の設定が求められている（341条1項、352条1項、536

³¹ 2019年3月4日－15日に実施された民法典本邦研修において、ラオス民法典に関し今後対応すべき課題の洗い出しとワークプランの策定を行った。かかる本邦研修での整理に従う。

条6号, 549条5号)。したがって, これら民法典の新しい制度が有効に活用されていくためには土地登記の運用の整備が不可欠である。この点ベトナム民法典(2015年)は, 土地に対する権利(物権)として, ①地役権(隣接不動産に関する権利。245条), ②享用権(257条), ③地上権(267条)を新たに定めたにもかかわらず, 民法を管轄する司法省と, 土地登記を管轄する天然資源環境省との合意が得られなかったことから, 民法典が2017年1月1日に施行された後も, 新たに設けた前記①~③の物権を登記することができないままになっている³²。ラオスでは, かかるベトナムでの教訓を活かし, 民法典施行前から土地登記を管轄する天然資源環境省と協議・調整を進め, 施行と同時に土地登記が滞りなく運用できるよう準備を進める。

³² 松尾弘教授による2019年2月21日現地セミナーでのご発表「ベトナム民法典の経験を踏まえたラオス民法典の土地登記制度の整備—具体的な登記簿構成のモデルを提示して—」

ラオス民法典の歌

ເພງ: ຊົມເຊີຍປະມວນກົດໝາຍແພ່ງ ສປປ ລາວ

ເນື້ອຮ້ອງ: ມະໃນເດດ ຈຸນທະວົງ (ຍັກ)

ທ່ານອງ: ມະໃນເດດ ຈຸນທະວົງ (ຍັກ)

ຮຽບຮຽງ ແລະ ເຮັດດົນຕີ: ມະໃນເດດ ຈຸນທະວົງ (ຍັກ)

Intro verse

ຊົມເຊີຍ ຊົມເຊີຍ ປະມວນກົດໝາຍແພ່ງຂອງລາວ
ຊົມເຊີຍ ຊົມເຊີຍ ປະມວນກົດໝາຍແພ່ງຂອງລາວ

Intro:

A part

630 ມາດຕາ ໄດ້ກຳນົດສິດ ແລະ ພັນທະຂອງປວງຊົນ
ປະຊາຊົນລາວ ທົ່ວທຸກແຫ່ງຫີນ ຕ່າງພາກພູມໃຈໃນຄວາມສຳເລັດ
ເປັນໜຶ່ງຂຶ້ນໝາຍທາງປະຫວັດສາດ ແລະ ເປັນໝາກຜົນແຫ່ງຄວາມພຽນພະຍາຍາມ
ປະສົມປະສານຄວາມທັນສະໄໝ ແຕ່ດຳລົງໄວ້ເອກະລັກຂອງລາວ

Hook

ນີ້ຄືກົດໝາຍທີ່ສຳຄັນ ແລະ ເປັນຂີດໝາຍ
ການພັດທະນາເສດຖະກິດ ແລະ ສັງຄົມສ້າງເມືອງລາວໃຫ້ຮັ່ງມີອຸດົມ
ສ້າງເມືອງລາວນັ້ນໃຫ້ເຂັ້ມແຂງ

Short Solo:

B part

ພາກທີ 1 ວ່າດ້ວຍບົດບັນຍັດທົ່ວໄປ
ພາກທີ 2 ວ່າດ້ວຍບຸກຄົນ ແລະ ນິຕິບຸກຄົນ
ພາກທີ 3 ວ່າດ້ວຍຄອບຄົວ
ພາກທີ 4 ວ່າດ້ວຍຊັບ ແລະ ກຳມະສິດ
ພາກທີ 5 ຂໍ້ຜູກພັນໃນສັນຍາ
ພາກທີ 6 ຂໍ້ຜູກພັນນອກສັນຍາ
ພາກທີ 7 ວ່າດ້ວຍການຄ້າປະກັນ
ພາກທີ 8 ວ່າດ້ວຍມູນມໍຣະດົກ

C Part

ພາກທີ 9 ວ່າດ້ວຍບົດບັນຍັດສຸດທ້າຍ ຜົນສັກສິດຂອງກົດໝາຍ
ສອດປະສານກົມກຽວກັນໄດ້ ເປັນລະບົບຄົບຊຸດສົມບູນ

Hook

ນີ້ຄືກົດໝາຍທີ່ສຳຄັນ ແລະ ເປັນຂີດໝາຍ
ການພັດທະນາເສດຖະກິດ ແລະ ສັງຄົມ
ສ້າງເມືອງລາວໃຫ້ຮັ່ງມີອຸດົມ
ສ້າງເມືອງລາວນັ້ນໃຫ້ເຂັ້ມແຂງ

Solo:

Hook

ນີ້ຄືກົດໝາຍທີ່ສຳຄັນ ແລະ ເປັນຂີດໝາຍ
ການພັດທະນາເສດຖະກິດ ແລະ ສັງຄົມ
ສ້າງເມືອງລາວໃຫ້ຮັ່ງມີອຸດົມ
ສ້າງເມືອງລາວນັ້ນໃຫ້ເຂັ້ມແຂງ

Outro verse

ຊົມເຊີຍ ຊົມເຊີຍ ປະມວນກົດໝາຍແພ່ງຂອງລາວ
ຊົມເຊີຍ ຊົມເຊີຍ ປະມວນກົດໝາຍແພ່ງຂອງລາວ

曲名：ラオス民法典の完成おめでとう

作詞：マノデート・チンタヴォン（ヤック）

作曲：マノデート・チンタヴォン（ヤック）

編曲：マノデート・チンタヴォン（ヤック）

Intro verse

ラオス民法典完成おめでとう

ラオス民法典完成おめでとう

Intro:

A part

この630か条が市民の権利・義務を定める

ラオス全国のみんはこの成功な出来事を誇りに思う

これは歴史的に一つの重要なシンボルであり、努力の成果である

ラオスの特徴に尊重しつつ近代的な概念を導入する

Hook

この法律は重要で

経済・社会の発展のシンボルであり、

ラオスを発展させ、

ラオスを繁栄させる

Short Solo:

B part

第1編は総則

第2編は個人及び法人

第3編は家族

第4編は資産及び所有権

第5編は契約内債務

第6編は契約外債務

第7編は担保

第8編は相続

C Part

第9編は最終規定で法律の効力を定める

これらの規定は体系的に完成した形で構成される

Hook

この法律は重要で

経済・社会の発展のシンボルであり、

ラオスを発展させ、

ラオスを繁栄させる

Solo:

Hook

この法律は重要で

経済・社会の発展のシンボルであり、

ラオスを発展させ、

ラオスを繁栄させる

Intro verse

ラオス民法典完成おめでとう

ラオス民法典完成おめでとう

ベトナム 2015 年刑事訴訟法の概要

JICA 長期派遣専門家

松尾 宣宏

第1 はじめに

ベトナム刑事訴訟法の2015年改正法（法律番号101/2015/QH13。以下「2015年刑事訴訟法¹」という。）は、ベトナム国会第13期第10回会議（会期：2015年10月20日～11月27日）において成立した。この会議では、刑事訴訟法のほかにも、民法、刑法、民事訴訟法及び行政訴訟法という基本法が成立したところ、これら基本法の改正法成立の背景には、2013年の憲法改正において人権保障の姿勢がより押し進められた方向性を基本法にも反映させるということが共通して挙げられる。

2015年刑事訴訟法は、当プロジェクトのカウンターパートの一つである最高人民検察院（ベトナム語で *Viện Kiểm Sát Nhân Dân Tối Cao*、英語表記 *The Supreme People's Procuracy*、以下「SPP」という。）が主管して起草されたものであり（なお、刑法起草の主管は司法省²）、当初は、2016年7月1日より施行される予定であったが、同時に成立した改正刑法（以下「2015年刑法」という。）の施行延期³の影響を受け、結局、2015年刑法と同時期の2018年1月1日から施行されることとなった。

今次改正に関しては、前プロジェクトである「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2」の段階からプロジェクト活動としても意見聴取のセミナー等を実施し、また、本邦研修⁴でもテーマとして取り上げるなどしており、さらに改正後も、その普及や運用改善などを目的としたセミナーをプロジェクト活動として実施するなどして協力してきたところである。

2015年刑事訴訟法は、旧法である2003年刑事訴訟法にはなかった概念を取り入れ、各項目の規定も更に詳細となっていることから、条文数だけを見ても旧法から160条以上増加している。規定の詳細は、JICAベトナム六法のウェブサイト⁵及び法務総

¹ 刑事訴訟法は、ベトナム語で“*Bộ Luật Tố Tụng Hình Sự*”。なお、拙稿で引用した条文のベトナム語は、“*BỘ LUẬT TỐ TỤNG HÌNH SỰ*”（労働出版社）に記載されたものであり、また、英語表記は、色々な表現があろうが、ここでは、“*Official Gazette-Criminal Procedure Code*”（Vietnam Legal Forum 社）に記載されたものを引用している。

² 刑事行政法局（ベトナム語で *Vụ pháp hình sự-hành chính*）が担当。

³ 2015年国会で成立後、技術上の問題点等が発見されたことなどから、国会の議決（144/2016/QH13）で施行が延期され、その後、2017年の国会で修正・補充法案が成立した。なお、刑法、刑事訴訟法のほか、関連法令である暫定留置・勾留執行法、刑事捜査機関組織法も施行延期となり、いずれも2018年1月1日からの施行となった。いずれの法律も後記の脚注5及び6のURLのウェブサイトに掲載。

⁴ ICD News 第56号42頁～・松本剛「第42回ベトナム法整備支援研修」参照。

⁵ <https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/>

合研究所国際協力部のウェブサイト⁶に条文の仮訳が掲載されているので、そちらをご覧ください。

拙稿では、今次改正で変更された主な点に留意しつつ、ベトナム刑事手続にあまり馴染みのない方に対し、ベトナム刑事訴訟法の問題を扱う際によく出てくるキーワードを挙げながら、2015年刑事訴訟法の条文を概観し、簡潔な概説を試みることを主な狙いとした（キーワードについては、以後太字としている）。

第2 2015年刑事訴訟法の条文の概観

1 条文の全体構造

2015年刑事訴訟法は、9編、36章、全510条からなる。全体の条文構造は末尾資料をご覧くださいですが、条文全体を俯瞰される際には、ベトナムの刑事手続が、概要、事件の「立件⁷」→「捜査」→「起訴」→「審理」（公判のこと。第一審及び控訴審、並びに監督審及び再審まで含む）という流れで進むことを念頭に置かれると、各条文の位置づけがわかりやすくなると思われる。

2 各編の内容の概要（必要に応じて、今次改正における改正点にも併せて言及する。）

(1) 第1編（一般手続）

ア 総則と一般原則（第1章及び第2章）

第1章及び第2章では、総則や基本原則が規定されている。これらの章を見ると、諸概念の定義が第4条に規定されており、基本原則については、憲法第31条1項を受け、今次改正で明確に規定されることとなった**無罪推定の原則**⁸（第13条、以下、特に断りのない限り、2015年刑事訴訟法の条文を指すものとする。）、また、2013年憲法第103条5項⁹で導入された**争訟原則**が「公判における争訟の保障」として具現されている（第26条）。なお、争訟原則は、いわゆる当事者主義的訴訟運営を志向する原則と説明されることもある一方、訴訟当事者の裁判を受ける権利を実質化するためのものという側面もある。

イ 訴訟管轄執行機関と訴訟手続執行官（第3章）

第3章では、訴訟管轄執行機関及び訴訟手続執行官に関する事項が規定されて

⁶ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html

⁷ ベトナム語で *khởi tố*（英語では *initiation*）。この「立件」手続というのは、日本とは異なるベトナム特有の手続で、立件決定は、正式に刑事事件として取り扱う旨決定する手続である。立件決定については、過去の関係文献では「捜査開始決定」と表記しているものもある。なお、「捜査」は、*điều tra* (=investigation)、「起訴」は、*truy tố* (=prosecution)、「審理」は、*xét xử* (=adjudication) である。

⁸ ベトナム語で *suy đoán vô tội*。なお、改正前は、「有罪判決が法的効力を発生するまで有罪とみなされない」（2003年刑事訴訟法第9条）という規定の仕方であった。

⁹ 「審理中は、争訟原則が保障される」。なお、「争訟原則」はベトナム語で “*nguyên tắc tranh tụng*” (=adversarial principle)。

いる。訴訟管轄執行機関としては、裁判所、検察院及び捜査機関¹⁰が規定されており、また、訴訟手続執行官、平たく言えば、刑事司法手続をリードする側といえる裁判官、検察官及び捜査官¹¹等の権限や責任等についても規定されている。

ウ 訴訟参加人（第4章）

第4章では、裁判官、検察官及び捜査官以外の、刑事訴訟における「訴訟参加人」の権利義務等が規定されている。

被疑者（第60条）、被告人（第61条）のほか¹²、被害者（第62条）、証人（第66条）、目撃者（第67条）、鑑定人（第68条）及び財産価値鑑定人（第69条）など¹³、その供述内容が証拠の一部となる（と、日本の刑事手続でもイメージがしやすい）ような者が訴訟参加人とされているほか、ベトナムでは、民事の権利義務関係に関する手続が刑事事件の公判内で行われる場合があることから、そのような場合の登場人物である民事原告及び民事被告¹⁴（第63条及び第64条）についても規定されている。

エ 弁護士等について（第5章）

訴訟参加人のうち、弁護士¹⁵については、旧法では訴訟参加人の章の一部に簡潔に規定されていた。しかし、今次改正では、他の訴訟参加人に関する規定とは章を改めて、第5章（「被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の擁護・保護」、第72条以下）で詳細に規定され、条文数も増加しており、例えば、弁護人の関与可能時期の繰上げ（被疑者の逮捕段階から。第73条1項b号）、弁護士への証拠収集権の付与（同項h号）、登録手続きの簡略化（第78条）、指定弁護士¹⁶を付けることができる事件の範囲の拡大（第76条1項）など、弁護人の大幅な権利の拡充が図られた。特に、弁護士への証拠収集権の付与については、それ自体弁護権の充実にしての意義を有することに加え、前記争訟原則の趣旨を具現化

¹⁰ ベトナム語で cơ quan điều tra (= investigation bodies)。ベトナム語文献では CQĐT と略して書かれていることもある。公安・警察が一般的であるが、2015年刑法第23章・第24章に規定された事件（汚職、司法活動妨害等）では、SPPにも捜査権限があり（刑事捜査機関組織法第30条2項）、SPP内部には「捜査機関」という個別の部署が存在する。

¹¹ ベトナム語で điều tra viên (=investigators)。

¹² 被疑者はベトナム語で bị can (=The accused)、被告人は bị cáo (=Defendant)。なお、被疑者としての立件決定前は、「被告発人」ないし「被立件建議人」（第57条）と呼ばれることがある。

¹³ 被害者はベトナム語で bị hại (=victim)、証人は người làm chứng (=Witnesses)、目撃者は người chứng kiến (=Observers)、鑑定人は người giám định (=expert witnesses)。なお、目撃者は、事件の実体的事実関係の目撃者ではなく、捜査段階も含めた各訴訟手続に立ち会った者を指し、適正手続を担保するための者として位置づけられる（第176条参照）。また、財産価値鑑定人… người định giá tài sản (=Property valuers) は、2015年刑事訴訟法で新しく規定された、事件の損害・被害額等をその専門的知見により算出する者のことである。

¹⁴ ベトナム語で民事原告は nguyên đơn dân sự (=Civil Plaintiffs)、民事被告は bị đơn dân sự (=Civil defendants)。

¹⁵ ベトナム語で người bào chữa (=defense counsels)。

¹⁶ 被疑者等が弁護士を依頼しないときに訴訟執行管轄機関（国側）が弁護士を指定する制度。日本の国選弁護人のイメージに近い。2003年刑事訴訟法では、最高刑に死刑が規定される事件（同法第57条2項a号）のみであったが、今次改正で、最高刑が終身刑及び懲役20年の場合に拡大された。

した規定といえる。

この部分の改正は、ベトナム2015年刑事訴訟法が被疑者等の人權に配慮して規定を拡充したことを示す大きなポイントの1つであるため、稿を改めて別途説明する機会をいただくこととしたい¹⁷。

オ 証拠と証明（第6章）

第6章では、証明と証拠の取扱い等が規定されている。証拠として扱われる情報源については、第87条に規定があるところ、今次改正では、電子データ¹⁸（同条1項c号）が新たに証拠の情報源として認められており、その取扱いについては第107条で定められている¹⁹。

なお、ベトナムの刑事訴訟法上、起訴時に事件記録²⁰は裁判所に送付され（第244条1項）、裁判官は審理前に証拠に目を通すことができることから、日本の刑事訴訟法における伝聞法則のような証拠能力についての詳細な規定はない。

そのような中、証拠能力に関する規定の性質を帯びるものを挙げるとすれば、「証人等の供述につき、当該事実関係をいかにして知ったかを供述できなければ証拠として扱ってはならない」旨の規定（第91条ないし第94条参照）や、「被疑者又は被告人の自白は、有罪判決の唯一の証拠として使用してはならない」旨の規定（第98条）がある。

また、今次改正では、旧法下では明確に定められていなかった、捜査開始前である立件段階で収集した資料の証拠としての許容性について、「立件段階の活動の調書²¹」が証拠の情報源となる旨明文で規定されたり（第87条1項d²²号）、証拠源としての供述についても、立件決定前の被疑者の立場である被告発人、被立件建議人等の供述が追加される（第95条）など、明文で規定されている。

カ 予防措置及び強制措置（第7章）

予防措置²³とは、罪に問われている者（被疑者のほか、被疑者として立件される前に逮捕及び暫定留置されている者、並びに被告人が含まれる。以下「被疑者等」という。）が捜査等を困難にする、又は犯行継続のおそれがある際に行われ

¹⁷ 現時点で2015年刑事訴訟法下の弁護人の役割について述べた論稿として、当プロジェクトの前長期専門家である塚原正典弁護士による「ベトナム改正刑事訴訟法に見る弁護人の役割と『当番弁護士』制度導入に向けた日本の経験共有の試み」（「自由と正義」2018年2月号78頁～）参照。

¹⁸ ベトナム語で *dữ liệu điện tử* (=Electronic data)。定義については第99条。

¹⁹ もっとも、このテーマについてSPPが実施したセミナー等に参加した限りでは、SPPでも、電子証拠の取扱いについて手探りの状態のようであり、スムーズに条文の規定を適用して活用するにはもう少し時間が必要であると思われる。

²⁰ ベトナム語で *hồ sơ vụ án* (=case files)。英語表記のとおり、ひと纏まりのファイルというニュアンスの言葉である。

²¹ ベトナム語で *biên bản* (=written records)。

²² *đ* はベトナム語特有のアルファベット（ベトナムではこれが英語の *d* の発音）であるが、フォントの表示制限の関係で *d* と記載されている文献もあるので注意。

²³ ベトナム語で *biện pháp ngăn chặn* (=deterrent measures)。

る各措置であり、被疑者等の勾留²⁴(第119条)、逮捕(第110条～第116条)及び暫定留置²⁵(第117条、第118条)が代表的なものである。なお、暫定留置中又は勾留中の者の処遇については、暫定留置・勾留執行法²⁶が詳細に規定する。

日本の刑事手続では、逮捕(通常逮捕)は、被疑者の身柄を拘束して警察署等に引致し、短期間の身柄拘束を行うための手続であり、勾留とは別個の手続であるが、ベトナムにおける逮捕は、勾留のためになされる手続である。また、通常逮捕は「被疑者又は被告人」が対象であるため、事件立件決定や被疑者立件決定(後記(2)ア参照)後に行われるところ、突発性のある事件、つまり、日本においても現行犯人逮捕や緊急逮捕をするような事件では、前記各決定を待っている余裕がないため、ベトナムでも現行犯逮捕や緊急逮捕が行われている。そして、それに引き続き、前記各決定を発出するかどうかの判断をするまでの間、身柄を拘束する暫定留置が認められている(原則3日間、延長して最大9日間。第118条)。

なお、日本では、逮捕や勾留には裁判所が発付する令状が必要であるが、ベトナム刑事訴訟法では、捜査機関・検察院・裁判所の長官・副長官等に逮捕・勾留を決定し命令する権利が認められている。ただし、捜査機関の長官・副長官が行う場合は、検察院の承認²⁷が必要である(第113条1項1号、第119条5項)。

このほか、予防措置には、勾留の代替措置としての立保証²⁸(第121条)、保証金の預託(第122条)、居住地外出の禁止(第123条)及び一時出国停止(第124条)等がある。

次に、強制措置²⁹とは、捜査等の活動を保障するために行われる措置であり、被疑者等を強制的に連行する措置、証人や被害者が正当事由なく出頭しなかった場合の勾引措置(以上第127条)のほか、刑法の規定により財産没収や罰金刑を受ける、又は損害賠償責任を負う可能性がある者に対する財産の差押え(第128条)及び口座凍結(第129条)など³⁰がある。

なお、連行、勾引及び口座凍結は、今次改正で新たに導入されたものである。

²⁴ ベトナム語で *tạm giam* (=detention)。

²⁵ ベトナム語で *tạm giữ* (=custody)。

²⁶ ベトナム語で、*luật tạm giữ tạm giam*。主管は公安省。なお、刑事判決執行後の受刑者の処遇等については、同じく公安省主管の刑事判決執行法(2012年)に記載がある(なお、同法は現在改正作業中)。

²⁷ ベトナム語で *phê chuẩn* (= approve)。「批准」が元の語感に近い。

²⁸ ベトナム語で *bảo lãnh* (=bail)。日本の刑事手続でいう保釈であるが、本条(立保証)では保証金の納付等ではなく、保証人をつけることが定められている。

²⁹ ベトナム語で *biện pháp cưỡng chế* (=coercive measures)。

³⁰ もっとも、SPPの活動に参加して聞いたところでは、これらの手続は、日本の組織犯罪処罰法や麻薬特例法に定められた没収・追徴保全手続のように、保全段階から裁判所が関与して判決と直結するような手続とはなっていないため、判決後にどのようにして没収や罰金の判決を執行するか、その実効性についてなお課題が残るものとされていた。

キ 第8章は事件記録，訴訟費用等についての規定である。

(2) 第2編（立件，捜査）

ア 刑事事件の立件及び被疑者の立件（第9章，第11章）

ベトナムの刑事訴訟法では，刑事事件は，犯罪を示す兆候を検討した上で，捜査機関や検察院等によって正式に捜査の対象として手続を行うことが決定される
ところ，この決定を立件決定（第154条）という。

立件の根拠³¹（第143条）には，告発，犯罪通報，立件建議³²等があり，捜査機関等が被疑者を現行犯逮捕した場合など（同条5項）もこれに該当する。今次改正では，これら捜査の端緒をつかんだ場合，関係機関がこれらをどのように受理・処理すればいいかについて，その手続規定が詳細化・具体化された。

捜査機関や検察院は，告発，犯罪通報及び立件建議を受理してから原則20日以内に立件決定をするか否かを定めなければならない（第147条1項。なお同条2項では，その期限を延長できる場合が規定されている。）。なお，刑事事件となるか否かを判断するためには，一定程度の事実の確定が必要であるため，捜査段階で認められている活動が立件段階でも認められている（例として，現場検証，検視解剖，鑑定要請等。同条3項参照）。

また，一定の犯罪³³については，被害者及びその代理人等のみが立件要請できるものとされており（第155条1項），これが事実上，日本の刑事手続における親告罪と同様の機能を果たしていると考えられる。

刑事事件が立件され，ある人物又は法人が犯罪と規定する行為を行ったと確定するに足る十分な根拠がある場合，捜査機関は，被疑者の立件を決定した上，その決定を検察院に送付し，検察院がその決定を承認するか否かなどについて決定する（以上につき第179条）。

イ 捜査期間・勾留期間等（第10章）

第10章では，捜査に関する一般手続であり，日本の刑事訴訟法とは異なるベトナム刑事訴訟法特有の「捜査期間」や，捜査のための勾留期間などが定められている。これらの期間は，刑法において分類される犯罪の種類³⁴によって決まっており，詳細は次の表のとおりである。

³¹ 日本の刑事手続の講学上の概念である「捜査の端緒」に近い。

³² ベトナム語で告発は *tố giác* (=denunciation)，犯罪通報は *tin báo về tội phạm*，立件建議は *kiến nghị khởi tố* (=criminal case proposal)。

³³ 例として，故意に他人に傷害を引き起こすか健康に対する損害を引き起こす罪（2015年刑法第134条1項），暴行・脅迫を用いた強制性交罪（同第141条），工業所有権を侵害する罪（同第226条，日本の商標権侵害罪に近い）などがある。

³⁴ 2015年刑法第9条。「重大でない犯罪」（ベトナム語で *Tội phạm ít nghiêm trọng* = less serious crimes，上限が罰金，非拘束矯正又は懲役3年以下），「重大な犯罪」（ベトナム語で *Tội phạm nghiêm trọng* = serious crimes，上限が懲役3年を超えて7年以下），「極めて重大な犯罪」（ベトナム語で *Tội phạm rất nghiêm trọng* = Very serious crimes，上限が懲役7年を超えて15年以下），「特別に極めて重大な犯罪」（ベトナム語で *Tội phạm đặc biệt nghiêm trọng* = Particularly serious crimes，上限が懲役15年を超えて20年以下，終身刑又は死刑）の4種類。

		重大でない犯罪	重大な犯罪	極めて重大な犯罪	特別に極めて重大な犯罪
捜査期間	原則	2か月	3か月	4か月	4か月
	延長回数	1回	2回	2回	3回
	延長期間	2か月	1回目 3か月 2回目 2か月	それぞれ4か月	それぞれ4か月
捜査のための勾留期間	原則	2か月	3か月	4か月	4か月
	延長回数	1回	2回	2回	3回
	延長期間	1か月	1回目 2か月 2回目 1か月	1回目 3か月 2回目 2か月	それぞれ4か月

*2015年刑事訴訟法第172条及び第173条

ウ 捜査段階における証拠収集①人証（第11章及び第12章）

捜査段階において、被疑者をはじめとする様々な者に対し、取調べ・供述聴取³⁵を行う手続については、被疑者については第11章、その他の訴訟参加人については第12章にそれぞれ規定されている。

被疑者や証人の取調べ・供述聴取を行うに当たっては、召喚状を用いた召喚³⁶の手続が必要である。また、取調べ・供述聴取に当たっては、その供述内容をまとめた調書³⁷が作成される（第184条、第186条参照）。

今次改正では、被疑者の取調べについて大きな変更点があった。すなわち、勾留施設や捜査機関等における被疑者の取調べに当たっては、取調べの録音・録画³⁸が義務化されることとなった（第183条6項）。また、証人等の供述についても録音・録画ができることとなった（第187条）。なお、録音・録画の具体的な実施方法等については、法律のいわゆる細則である合同通達³⁹で詳細が定められており、同通達によれば、2020年1月1日から全国的に実施すべきものとされているが、そのとおりに録音・録画の導入が進むか否かは全くの未知数であり、今後の関係機関における運用が注目される。

また、検察官が被疑者を取り調べることができる場合についても、2003年刑事訴訟法では「必要な場合⁴⁰」（同法第131条3項）とのみ規定されていたの

³⁵ ベトナム語で取調べは *hỏi cung*、供述聴取は *lấy lời khai* (*lời khai*= 供述、を *lấy*= とる、ことから)。
*hỏi cung*の方が追及的なニュアンスであるため、「取調べ」と訳出した。

³⁶ ベトナム語で *triệu tập* (= summoning)。

³⁷ SPPの活動に参加した際に、参加者である警察官や検察官に確認したところ、いわゆる物語式と問答式のどちらも用いられているとのことであった。

³⁸ ベトナム語で *ghi âm hoặc ghi hình có âm thanh* (= audio-recorded or audio-video-recorded)、「音声又は音声付映像による記録」となるため、録音・録画と訳出している。

³⁹ 「録音・録画を実現する順序及び手続、並びに捜査、公訴提起及び公判の過程における録音・録画の結果の利用、保管及び保存について案内する合同通達」（番号03/2018/TTLT-BCA-VKSNDTC-TANDTC-BQP、前記URLのサイトに掲載）

⁴⁰ SPPの活動に参加した際に、出席者の検察官や捜査官から聞いたところによると、旧法下でも、複雑重大な事件では「必要な場合」に当たるとして、検察官が取調べを行うことがあったようであるが、地方によっては、検察官の人員配置の問題上、必要があってもなかなか実際に検察官が取調べを行う余裕がないところもあったとのことである。

に対し、2015年刑事訴訟法では、単に必要な場合とのみ規定するのではなく、被疑者が無罪を主張している場合、捜査活動に不服を申し立てているような場合などには、検察官が取調べを行う旨の規定が新設された（第187条4項）。この部分の改正は、検察院が有している司法活動の検察機能⁴¹（憲法107条1項、人民検察院組織法第2条1項）強化の具体的な表れということができる。

そのほか、特色ある手続としては、2名以上の人物の供述に矛盾がありそれが解消困難な場合に用いられる対質尋問（第189条）や、いわゆる犯人識別供述の性質を有する人定尋問（第190条）、及び人の話す音声供述人に聞かせて識別させる音声認識（今次改正で初めて導入、第191条）といった各手続がある⁴²。

エ 捜査段階の証拠収集②物証・客観証拠の収集等（第13章～第15章）

第13章では、いわゆる捜索⁴³・差押え手続が規定されており、前述のとおり、証拠の情報源として電子データが認められたことから、その捜索・差押えについても規定が追加されている（第192条、第195条、第196条）。捜索についても、逮捕・勾留と同様、捜査機関等の決定で行えるものとされているが、捜査機関は、検察院の承認を得なければならないとされている（第193条1項）。

第14章は、現場検証（第201条）、検視解剖（第202条）、捜査実験（第203条）⁴⁴等についての規定である。

第15章は、鑑定及び財産価値鑑定に関する規定であり、財産価値鑑定については、今次改正で新たに取り入れられた。

ベトナム刑法においては、日本の刑事手続でいういわゆる犯情・情状によって、同じ罪名・条文の犯罪であっても法定刑に軽重があり、犯罪の被害額や傷害の程度等の定量的な要素で法定刑の枠が変わってしまうことから、これらの認定に当たり、鑑定が重要な役割を果たしている⁴⁵。

したがって、今次改正にあたって、財産価値鑑定が従来の鑑定とは項目を改めて法律レベルで独立して規定された⁴⁶ことは、法制上、犯罪事実の認定を客観的、合理的に行おうとする姿勢を明らかにしたものと評価できる。

オ 特別捜査措置手続（第16章）

高度・複雑化する犯罪情勢に対応する捜査手法を整えるため、今次改正におい

⁴¹ 司法活動がきちんと法を遵守して行われているか否かを監視・監察する機能。ベトナム語で *kiểm sát*（発音も「キエム・サット」と「けんさつ」に近い。英語では *supervise* と記載されている）であり、「検察する」という動詞としても使われている。

⁴² ベトナム語でそれぞれ、対質は *đổi chất*（=confrontation）、人定尋問は *nhận dạng*（=identification）、音声認識は *nhận biết giọng nói*（=voice recognition）。

⁴³ ベトナム語で *khám xét*。

⁴⁴ ベトナム語でそれぞれ、現場検証は *khám nghiệm hiện trường*（=scene examination）、検視解剖は *khám nghiệm tử thi*（=autopsy）、捜査実験は *thực nghiệm điều tra*（=investigative experiments）。

⁴⁵ 例えば、傷害の性質や健康への被害の重大性の程度については、鑑定が必須である（第206条4項参照）。

⁴⁶ 従来は、財産価値鑑定の詳細は、法律より一段階下の議定（ベトナム語 *ng nghị định* = *decree*、日本の政令に相当）レベルで定められていたようである。

ては、一定の重大犯罪（国家の安全保障を侵害する犯罪、麻薬犯罪、汚職犯罪⁴⁷、テロ犯罪、マネーロンダリング罪）に対応するため、いわゆる通信傍受等の捜査手法が特別捜査措置手続として新たに法定された。

カ 捜査の終了（第17章）

捜査終了時には、捜査機関が捜査結論書を作成し、そこに公訴建議、つまり起訴が相当であると考えられる場合には、被疑者の犯罪事実認定の根拠、犯行に至る経緯及び犯行状況、押収している証拠物の取扱い等を明記する（第232条、第233条）。

一方、被疑者が所在不明⁴⁸である場合や病気の場合などは、捜査の停止（第229条）、犯罪事実が証明できないような場合などは捜査の中止（第230条）がなされる。中止及び停止のいずれの場合でも、事後の事情変更により捜査の再開（第235条）がなされる場合がある。なお、起訴段階や公判段階でも、上記と類似の事由による事件の停止、事件の中止及び事件の再開の手続が規定されている（第247条～第249条、第281条～第283条参照）⁴⁹。

(3) 第3編（起訴。第18章及び第19章）

検察院は、捜査機関から捜査結論書及び事件記録を受領した後は、事件を起訴するか否かの判断をすることとなる。この段階が起訴段階と呼ばれるものである（起訴の主体が日本と異なり、検察「官」ではないことに留意されたい）。起訴決定期限については、犯罪の種類によって分かれており、詳細は以下の表のとおりである。

		重大でない犯罪	重大な犯罪	極めて重大な犯罪	特別に極めて重大な犯罪
起訴決定 期限	原則	20日	20日	30日	30日
	延長期間	10日	10日	15日	30日

*2015年刑事訴訟法第240条

なお、いったん事件記録が検察院に送付されたとしても、その手続は不可逆ではなく、検察院は、事件記録を検討して、証拠が不足している場合や重大な手続違反がある場合などにおいては、捜査機関に対し、補充捜査のための事件記録の差戻しができる（第245条）。

また、今次改正において、既に審理中の事件について、補充捜査のため事件記録が裁判所から検察院に差し戻された場合（第280条参照）、状況に応じて検察院は自ら補充捜査を行うか、捜査機関にさらに事件記録を差し戻して補充捜査を行わせるなどの措置を行う必要がある旨の規定が新設された（第246条）。

⁴⁷ 前記URLのウェブページでは、2019年5月現在「買収工作」と記載されているが、原文ベトナム語は *tham nhung* (=corruption) であり、「汚職犯罪」が正しい。

⁴⁸ なお、所在不明である場合は、被疑者の指名手配（第231条、ベトナム語 *truy nã* = pursuit）がなされることがある。

⁴⁹ ベトナム語で停止は *tạm đình chỉ* (= suspension)、中止は *đình chỉ* (= cessation)、再開は *phục hồi* (= resumption)。 *đình chỉ* は漢越語では「停止」だが、暫定的な意味を表す *tạm* がついての方がより一時的なニュアンスであり「停止」に近いことから、上記のとおりに対応関係で訳出している。

(4) 第4編（審理）

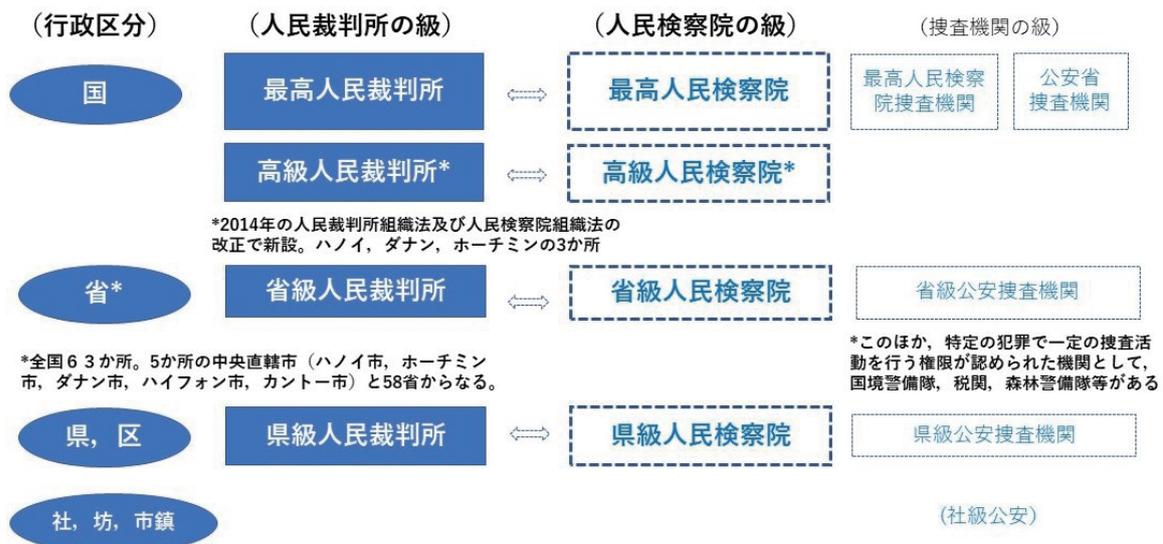
ア 一般手続（第20章）

第20章以降は、いわゆる公判段階の手続に関する規定となるが、第20章には、一般原則として、判決書の記載事項（第260条）や第一審の**裁判合議体**⁵⁰の構成（第254条、原則裁判官1名と人民参審員2名で構成。なお、控訴審は職業裁判官3名の構成となる。）などが規定されているほか、検察院が公判段階で行うべきことが**公訴権**の行使と**検察権**の行使の両者の観点から規定されている（第267条及び第268条）。

今次改正で新しく導入された規定としては、**裁判所による証拠の収集又は補充**（第252条）が挙げられ、裁判所が関係者から直接証拠資料の提出を受けられることができるようになったり、裁判所が自ら証拠を収集できるようになった。これにより裁判所が証拠資料を入手できる機会が拡充されたことから、その裏返しとして、訴訟参加者の証拠提出の機会が拡充されたのであり、その意味で、同規定は、前記の争訟原則を具現化した規定の一つといえる。

イ 第一審公判（第21章）

第21章では、まず、第1節において、裁判所の事件管轄等が規定されている。このうち、いわゆる事物管轄については、第268条1項で、原則、**県級**⁵¹人民裁判所が第一審であると規定されており、「特別に極めて重大な犯罪」ほか、同条が指定する犯罪、及び複雑な事件についての審理等は**省級**人民裁判所が第一審公判を行うこととされている。なお、**審理は、原則二審制**であり、ベトナムの人民裁判所及び対応する人民検察院の構造は、以下のとおりである（特殊な系統である軍事関係を除く）。



⁵⁰ ベトナム語で Hội đồng (= trial panel)。

⁵¹ ベトナム語で cấp huyện (= district-level)。なお、「省級」はベトナム語で cấp tỉnh (= provincial-level)。

次に、第2節では、公判準備について規定されている。前述のとおり、ベトナム刑事訴訟法では、起訴時に事件記録は起訴状とともに裁判所に送付され、受理される。裁判所は、事件記録を受理してから、犯罪の種類によって分かれた法定の期間内（以下の表を参照）に事件記録を検討し、審理開始決定をするか、**補充捜査要求のために事件記録を検察院に差し戻す**か、事件の中止等を決定するかしなければならない（第277条1項）。なお、事件記録の差し戻しの詳細については、第280条を参照されたい。

		重大でない犯罪	重大な犯罪	極めて重大な犯罪	特別に極めて重大な犯罪
公判準備 期限	原則	30日	45日	2か月	3か月
	延長期間	15日	15日	30日	30日

*2015年刑事訴訟法第277条

さらに、第3節では、訴訟各当事者、訴訟参加人の出廷などに関する手続が規定されている。なお、旧法では検察官は2人までしか出廷が許されていなかったが、今次改正では、**複雑・重大な事件**については「複数⁵²」の検察官が出廷できるとされ、出廷人数の制限が緩和された（第289条）。

また、ベトナム刑事訴訟法は、日本のような明確な訴因制度をとっていないと解されるが、いわゆる不告不理の原則は採用しており、起訴していない犯罪行為については審理できないとされている（第298条1項）。したがって、裁判所は、審理の結果、起訴されている犯罪より軽微な犯罪事実が認定できる場合はそのままその軽微な事実で認定できるが（同条2項）、起訴されている犯罪より重罪が認定できるような場合は、検察院に事件を差し戻し、重い罪での再起訴を促すものとされている（同条3項）。しかしながら、今次改正では、これに加え、検察院が現在審理されていた犯罪による起訴を維持するようであれば、そのままその重い罪で裁判ができるともされており（同項）、この場合は、日本の刑事訴訟法でいえば、訴因変更命令に形成力が付与されたのと同じような効果が生じることになると考えられる。

続いて第5節からは、具体的な審理手続が規定されている。

手続としては、まず、検察官により**起訴状⁵³**が読み上げられるものとされている（第306条）。この起訴状は、日本の刑事訴訟法のように、簡潔な公訴事実並びに罪名及び罰条だけが記載されているものではなく、被告人の身上経歴や、犯行に至る経緯、発覚の端緒等も記載されるものであり、起訴状と冒頭陳述を合わせたようなイメージのものである。

その後は、関係者に対する尋問が行われるが、争訟原則が導入されたとはいえ、

⁵² ベトナム語では nhiều (多数)。英語文献だと “more than one” であるが、2人という限定を外したことや、元のベトナム語のニュアンスからも、旧法より出廷可能な人数が増えたと理解するのが相当である。なお、弁護人については出廷人数の制限は特に規定されていない。

⁵³ ベトナム語で cáo trạng (=indictments)。

基本的には職権主義であり、尋問は裁判長が最初に行うものとされている⁵⁴(第307条2項)。

供述証拠の取扱いについては、第308条1項で、捜査段階等で供述を録取された証人、被害者等が公判に出廷した場合、その者の捜査段階等における供述を法廷で公表⁵⁵してはならない旨規定されている。一方、同条2項では、同供述等を法廷で公表できる場合⁵⁶についてかなり広く規定されており、この点で直接主義(第260条)は後退しているように思われる。今後、争訟原則が導入されるに当たり、この点に関する訴訟運営の在り方が注目される。

また、同節では、被告人尋問⁵⁷(第309条)のほか、証人や鑑定人の尋問、さらに、公判段階で行う現場検証等の証拠調べについても規定されている。

公判の最後には、日本と同様、検察官による論告⁵⁸(第321条)、弁護人等による弁論⁵⁹(第322条)が行われる。

最後に、第6節は、判決の評議や実際の判決宣告についての規定となっている。

ウ 控訴審(第22章)

第22章は、控訴審⁶⁰に関する規定である。日本における刑事事件の控訴審は、第一審の事後審としての性質を有するが、ベトナムにおける控訴審は、続審ないし覆審としての性質を有しており、日本の刑事控訴審と異なり、目立った立証制限がない。

被告人や弁護人側からの控訴審への不服申立ては控訴⁶¹、検察院からの控訴審への不服申立ては異議申立て⁶²とそれぞれ呼ばれている。

県級人民裁判所の第一審判決に対する控訴及び異議申立ては省級人民裁判所に、省級人民裁判所の第一審判決に対する控訴及び異議申立ては高級人民裁判所にそれぞれ行うものとされている(第344条)。

⁵⁴ この点、争訟原則の導入により、訴訟当事者による争訟を促すべきとの観点から、この規定を見直すべきであるとの意見もみられるところである。

⁵⁵ ベトナム語で công bố (= disclosure)。なお、「公表」と題しているが、例えば、日本のような朗読や要旨の告知等、証拠調べの方法に関する明文規定があるわけではなく、ベトナムの裁判官に聞いたところでは、検察官等が起訴状朗読や弁論など、公判内での手続を通じて、その証拠の存在に言及してさえすれば、公判で証拠によって犯罪事実の認定がされたとみなされるようである。

⁵⁶ 例えば、同項 d 号で、対象人物が公判を欠席している場合にも捜査段階における供述の公表が認められているところ、小職が実際に傍聴した事件においては、尋問の対象者が欠席しても、捜査段階の供述を顕出させてそれ以上尋問の実現に向けて尽力しているような運用は行われていなかった印象である。

⁵⁷ ベトナム語で「尋問」は xét hỏi (= questioning, interrogation)。

⁵⁸ ベトナム語で luận tội (= arraignments)。

⁵⁹ ベトナム語で tranh luận (= arguments)。

⁶⁰ ベトナム語で phúc thẩm。漢越語表記は覆審と同音の「復審」であり、このことから本文のとおり、「覆審」的性質を有しているものといえようか。

⁶¹ ベトナム語で kháng cáo。

⁶² ベトナム語で kháng nghị。

(5) 第5編（裁判所の判決・決定の執行に関する条項）

第5編では、死刑判決の執行方法（第367条）、**前科の抹消**⁶³に関する手続（第369条）などが規定されているほか、2015年ベトナム刑法第66条で**条件付き仮釈放**⁶⁴が新たに導入されたことに伴い、今次改正ではその検討手続（第368条）が新たに規定された。

(6) 第6編（監督審，再審等）

ア 第6編は、既に**法的効力が発生している**判決及び決定の再検討に関する規定であるが、ここでいう「法的効力が発生している⁶⁵」とは、その裁判が執行可能な状態であることを意味し、日本の刑事手続でいえば、いわゆる判決確定後の状態と同様である。

イ 監督審（第25章）

日本と異なるベトナム特有の制度として、**監督審**⁶⁶がある。監督審（第370条）とは、法的効力が発生した判決等について、重大な法律違反が見つかった場合の異議申立手続である。監督審への異議申立権を有するのは、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、高級人民裁判所長官及び高級人民検察院長官等に限られている（第373条）が、実際には、判決等の法律違反を発見した機関や個人が通知することにより、前記申立権者の職権発動を促すことが可能である（第372条）。

対象の判決が省級人民裁判所又は県級人民裁判所のものである場合、監督審は高級人民裁判所が、対象の判決が高級人民裁判所のものである場合、監督審は最高人民裁判所が実施する（第382条）。

ベトナムでは、前記のとおり裁判構造として二審制が採られているが、法律違反の判決について監督審による異議申立ての機会が付与されていることから、事実上、監督審は日本の刑事訴訟でいう上告審の役割を果たしているともいえる。

ウ 再審（第26章）

再審⁶⁷は、既に法的効力が発生した判決等について、新事実が発見され、その

⁶³ ベトナム語で *xóa án tích* (= expunction of criminal records)。2015年ベトナム刑法第69条～第73条。

一見わかりにくい制度だが、刑の執行猶予（ベトナム語 *án treo*）期間終了後あるいは刑執行終了後一定の条件を満たした場合に、前科を抹消するという制度。意義としては、ベトナム刑法には、比較的軽い類型の犯罪に、「同種犯罪の前科が抹消されていないうちに」同種行為を繰り返した場合に処罰される旨の規定がよく見られるところ（例：2015年ベトナム刑法第266条1項、「車両の違法な競争をする罪」など）、前科抹消手続を経ることで、その適用を防ぐことができる点にある。

その意味で、日本の刑事手続でいえば、執行猶予期間が満了した場合や、刑の執行終了後5年経過し、いわゆる累犯前科がなくなった場合とパラレルに考えれば分かりやすいものと考えられる。

⁶⁴ ベトナム語で *thả tù trước thời hạn có điều kiện* (= early conditional release)。2015年ベトナム刑法第66条。日本の仮釈放制度のイメージに近い。

⁶⁵ ベトナム語で *đã có hiệu lực pháp luật* (= legally effective)。

⁶⁶ ベトナム語で *giám đốc thẩm* (= cassation trial)。

⁶⁷ ベトナム語で *tái thẩm* (= reopening trial)。

事実が当該判決等の内容を実質的に変質させる場合がある場合の異議申立手続である（第397条）。再審への異議申立権を有するのは、最高人民検察院長官、高級人民検察院長官等に限られている（第400条）が、実際には、再審事由を発見した機関や個人が通知することにより、前記申立権者の職権発動を促すことができる（第399条）。

その他の手続等については、監督審の規定が準用される（第403条）。

(7) 第7編（特別手続）

ア 18歳未満の人物に対する訴訟手続（第28章）

2015年刑法では、18歳未満の人物の刑事責任追及に関する規定が整備されたことから、今次改正において、それに伴う手続規定が整備されている。特に、勾留等の予防措置については、以前より詳細に規定されており（第419条）、内容としても、なるべく謙抑的に適用するような改正が図られている。

イ 法人の刑事責任の追及手続⁶⁸（第29章）

2015年刑法第11章（第74条から第89条まで）において、いわゆる営利法人⁶⁹の刑事責任追及に関する規定が新設されたことから、今次改正において、その手続についても新しく規定された。

口座凍結（第438条）の措置が可能なことや、法人の法定の代表者の取調べは録音・録画が義務化されていること（第442条5項）など、今次改正で導入された前記制度についても、法人の刑事責任追及の部分に導入されている。

ウ 強制医療措置（第30章）

第30章では、いわゆる事理弁識能力・行動制御能力を欠いたことで**刑事責任能力**⁷⁰がない者（2015年刑法第21条）について、医療施設で強制的に治療等の措置をとる、**強制医療措置**⁷¹について規定されている。

エ 略式手続（第31章）

第31章では、犯人性や犯罪事実の認定に争いがない場合について適用される**略式手続**⁷²について規定されている。ベトナムの略式手続は、日本の刑事訴訟法における略式手続とは異なり、公判も公開の法廷で開かれるが、捜査期間や公判準備期間が通常より短縮されているなど、全体として、手続を早期に終了させるような手続となっている。

今次改正では、第一審公判において、人民参審員が参加しない、裁判官1名のみでの公判開廷が新たに認められた（第462条1項）。

⁶⁸ もっとも、2015年刑法施行以降、営利法人が起訴された事例はほとんどない模様であり、その原因として、営利法人の刑事責任追及の要件について規定した2015年刑法第75条1項の規定がわかりにくいという点を指摘する検察官もいる。

⁶⁹ ベトナム語で *pháp nhân thương mại* (= commercial legal entity)。直訳すれば「商業法人」である。

⁷⁰ ベトナム語で *năng lực trách nhiệm hình sự* (= no capacity for bearing penal liability)。

⁷¹ ベトナム語で *biện pháp bắt buộc chữa bệnh* (= compulsory medical treatment)。

⁷² ベトナム語で *thủ tục rút gọn* (= summary procedures)。

オ その他の規定（第32章～第34章）

第32章の訴訟活動の妨害行為への対処，第34章の証人等保護の措置については，今次改正で新しく導入されたが，この部分の具体的運用については現在ほとんど情報がないところなので，今後，実情把握に努めていきたい。

第33章は，刑事手続の法律違反に対する不服申立てや告発の手続に関する規定である。

(8) 第8編（国際協力）

旧法下でも国際協力に関する章は存在したが，今次改正では条文数がほぼ3倍に増えており，外国の裁判所で受けた刑事罰をベトナム国内で執行する場合の規定（第500条，第501条）が詳細に規定されたり，いわゆる刑事司法共助⁷³によって得られた証拠⁷⁴について，証拠源となることが明文化された（第494条，なお第103条も参照）。

第3 終わりに

以上，全510条にわたる2015年刑事訴訟法の条文を概観しつつ，簡潔な解説を試みた。内容的には甚だ浅薄かつ不足の多いことは重々承知であるが，2015年刑法ほか関連法令へのリファレンスの試みを含め，まずは刑事手続の全体像をひとつかみすることを優先させていただいた。

また，拙稿では，条文やキーワードのベトナム語表記をかなり詳細に注釈で付けさせていただいた。小職の短い経験の中であっても，法制度整備支援において外国法を理解するためには，一にも二にも言語が大切であり，その意味を探ろうとする姿勢から外国法の理解が始まるという教訓を得られたことから，拙稿執筆を機に，一度このようなキーワードのベトナム語表記⁷⁴についても整理をさせていただいた次第である。

今後，読者の皆様が，拙稿を手掛かりに更なるベトナム刑事法の研究・検討を進められることを願って，拙稿を終えることとしたい。

⁷³ ベトナム語で司法共助は *trợ trợ tư pháp* (= mutual legal assistance)。なお，この点，ベトナムには現在司法共助法（2007年）があり，刑事，民事，犯罪人引渡し及び受刑者移送の4分野が一つの法律にまとめられているが，そのうち，刑事分野について，独立して刑事司法共助法として制定・整備する動きがあるようである。

⁷⁴ このベトナム語キーワードの訳出については，丸山毅「ベトナム2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制」（ICDNEWS第23号1頁～），及び丸山氏が訳出に携わったベトナム2003年刑事訴訟法の訳をかなりの部分で参考にさせていただいた。この場を借りて，丸山氏の研究・検討の成果に深い敬意と謝意を示したい。

参考：【ベトナム2015年刑事訴訟法の全体構造】

第1編（「一般手続」）

- 第1章（第1条～第6条, 「刑事訴訟法の適用範囲, 役割及び効力」）
- 第2章（第7条～第33条, 「基本原則」）
- 第3章（第34条～第54条, 「訴訟執行管轄機関及び訴訟手続執行官」）
- 第4章（第55条～第71条, 「訴訟参加人」）
- 第5章（第72条～第85条, 「被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の擁護と保護」）
- 第6章（第86条～第108条, 「証明と証拠」）
- 第7章（第109条～第130条, 「予防措置及び強制措置」）
- 第8章（第131条～142条, 「事件記録, 訴訟文書, 訴訟期限及び訴訟費用」）

第2編（「刑事事件の立件と捜査」）

- 第9章（第143条～第162条, 「刑事事件の立件」）
- 第10章（第163条～第178条, 「刑事事件の捜査に関する一般手続」）
- 第11章（第179条～第184条, 「被疑者の立件及び尋問」）
- 第12章（第185条～第191条, 「証人, 被害者, 民事原告, 民事被告, 事件の利害関係人の供述聴取及び対質尋問・人定尋問」）
- 第13章（第192条～第200条, 「証拠書類・証拠物の捜索, 押収, 差押え」）
- 第14章（第201条～第204条, 「現場検証, 検視解剖, 身体上の痕跡の検証及び捜査実験」）
- 第15章（第205条～第222条, 「鑑定及び財産価値鑑定」）
- 第16章（第223条～第228条, 「特別手続捜査措置」）
- 第17章（第229条～第235条, 「捜査の停止及び捜査の終了」）

第3編（「起訴」）

- 第18章（第236条～第242条, 「一般手続」）
- 第19章（第243条～第249条, 「被疑者の起訴決定」）

第4編（「刑事事件の審理」）

- 第20章（第250条～第267条, 「一般手続」）
- 第21章（第268条～第329条, 「第一審公判」）
- 第22章（第330条～第362条, 「控訴審」）

第5編（「裁判所の判決・決定の執行に関する各条項」）

- 第23章（第363条～第366条, 「直ちに執行される判決・決定及び執行決定の管轄機関」）
- 第24章（第367条～第369条, 「死刑執行, 条件付仮釈放の検討及び前科抹消に関する各手続」）

第6編（「既に法的効力が発生している判決及び決定の再検討」）

- 第25章（第370条～第396条, 「監督審手続」）

第26章 (第397条～第403条, 「再審手続」)

第27章 (第404条～第412条, 「最高人民裁判所の裁判官評議会による決定の再検討手続」)

第7編 (「特別手続」)

第28章 (第413条～第430条, 「18歳未満の人物に関する訴訟手続」)

第29章 (第431条～第446条, 「法人の刑事責任の追及手続」)

第30章 (第447条～第454条, 「強制医療措置の適用手続」)

第31章 (第455条～第465条, 「略式手続」)

第32章 (第466条～第468条, 「各刑事訴訟手続活動に対する妨害行為への対処」)

第33章 (第469条～第483条, 「刑事訴訟における不服申立て及び告発」)

第34章 (第484条～第490条, 「犯罪告発人, 証人, 被害者及び他の訴訟参加人の保護」)

第8編 (「国際協力」)

第35章 (第491条～第496条, 「一般手続」)

第36章 (第497条～第508条, 「各種の国際協力活動」)

第9編 (第509条～第510条, 施行条項)

カンボジアにおける判決等調査報告書（2019年）（1）

JICA長期派遣専門家
弁護士 篠田 陽一郎

1 はじめに

国際協力機構（JICA）は、カンボジア司法省をカウンターパートとして、2017年4月1日から2022年3月31日まで、「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」（以下「LJDP」という。）を実施している。プロジェクト目標は、「民法・民事訴訟法に基づいた適切な実務が行われるための基盤が整備される」ことであり、以下の3つの成果が期待されている¹。

- 成果1：主要民事関連法令が整備される。
- 成果2：民法・民事訴訟法の適切な運用を支える各種書式例が整備される。
- 成果3：判決の質を改善するために、判決公開の手続が整備され、判決の公開が開始される。

これらの目標及び成果を達成するため、民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトでは、司法省職員、裁判官、検察官、裁判所書記官、弁護士、大学教員らをメンバーとする主要民事関連法令起草WG、民事裁判書式作成WG及び判決書公開WGなどを設置し、活動を行なっている。

本稿では、これまでの判決書公開WGの活動で検討した裁判例をもとに、カンボジアの民事事件の判決書にはどのような内容が記載されているのかを紹介するとともに、カンボジアの判決などで多く見受けられる問題について、事件類型別の問題点及び全体的な問題点を明らかにした後、今後の我が国のカンボジアに対する法整備支援及び法学教育支援活動に対する考えを述べたい。

なお、カンボジアの裁判に関する調査としては、2011年の神木篤弁護士による「カンボジアにおける判決調査報告書」²（以下、「2011年報告書」という。）がすでに存在する。これは、カンボジアで民法が適用される前の判決書を収集し、調査したものである。2011年報告書については、本稿と比較してご覧いただくことによって、カンボジアの法曹の悩みをより深く理解でき、かつ、今後の法整備支援及び法学教育支援活動において何をすべきなのかについて、より深く検討することができると思われる。

¹ 民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト概要については、JICAのウェブサイト < <https://www.jica.go.jp/project/cambodia/025/outline/index.html> > を参照されたい。

² 神木篤「カンボジアにおける判決調査報告書」（2011年3月8日） < <http://www.moj.go.jp/content/000073282.pdf> >

2 カンボジアの民事判決書の記載事項

(1) 必要的記載事項

民事訴訟法³ 189条1項は、判決書の必要的記載事項を規定し、その内容は日本民事訴訟法253条1項とほぼ同様の内容である。

(2) 判決書の実際の記載項目

カンボジアの判決書のほとんどは、民事訴訟法189条1項に従い、図1及び以下のとおり記載されている⁴。

判決書の記載項目としては、①事件の表示⁵、②表題⁶、③口頭弁論期日の表示、④裁判所の表示⁷、⑤当事者などの表示⁸、⑥事実及び争点（(ア)原告が求める判決の内容、(イ)事実及び争点）、⑦理由、⑧主文、⑨判決をした裁判官の署名などがある。

³ 民事訴訟法については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）カンボジアのウェブサイト<http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html>に掲載されている日本語訳を参照した。なお、民法、民法の適用に関する法律、人事訴訟法、制限利率に関する司法省令も同様である。

⁴ カンボジアの判決書の詳細については、2011年報告書に添付されている判決書（日本語訳）を参照されたい。

⁵ 判決書の左上に、事件の種類（民事事件、刑事事件など）、事件番号、訴え提起日、判決番号、判決言渡し日が記載されている。

⁶ 最高裁判所又は控訴裁判所の判決（សាលដីកា）、始審裁判所の判決（សាលត្រីម）、決定（ដីកាសម្រេច）など裁判の種類に応じた表示であるが、記載されていない例もある。

⁷ 判決をした裁判所の表示である。担当裁判官及び書記官が記載される。

⁸ 当事者などを特定する事項の記載である。民事訴訟法189条1項は、当事者などの氏名（名称）及び住所を必要的記載事項としているが、当事者を特定する情報として、氏名（名称）及び住所以外に、性別、生年月日、職業、身分証明書の番号などを記載しているケースが多い。

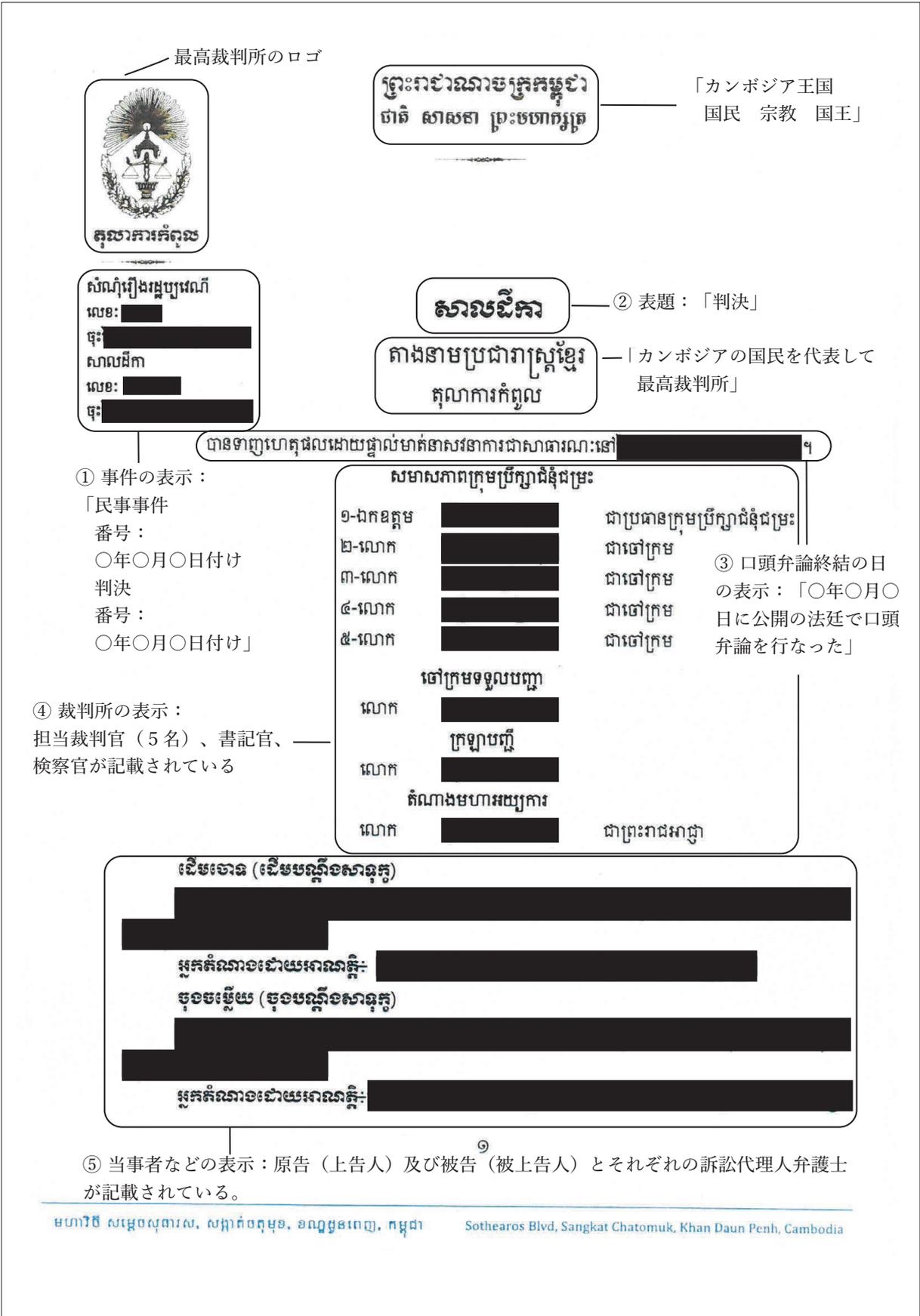


図1：カンボジアの判決書の例（1項目のみ）

3 カンボジア民事裁判書に関する問題点（事件類型別）

（1）総論

まず、カンボジアの始審裁判所において受理件数が多い離婚事件と貸金返還請求事件について⁹、事件類型ごとに問題となっている点について、説明をしていきたい。なお、現在までに判決書公開WGに送られてくる事件の大部分は、この2つの事件類型のものであった。

（2）離婚事件

ア 検討した事件

離婚事件のうち、離婚の訴えに対する判決は、

- ① プノンペン始審裁判所2016年11月25日判決・民事事件857号
 - ② プノンペン始審裁判所2017年8月10日判決・民事事件1915号
 - ③ プノンペン始審裁判所2017年8月21日判決・民事事件1804号
- があり、合意離婚の申立てに対する決定は、
- ④ シアヌークビル始審裁判所2017年5月23日決定・民事事件30号
- があり、婚姻届を提出していない事実上の夫婦の関係解消等請求の訴えに対する判決として、
- ⑤ プレイベン始審裁判所2017年8月2日判決・民事事件187号
 - ⑥ シアヌークビル始審裁判所2016年10月11日判決・民事事件19号
 - ⑦ プノンペン始審裁判所2017年6月23日判決・民事事件1611号
 - ⑧ プノンペン始審裁判所2017年8月29日判決・民事事件3523号
- がある。

カンボジアでは、離婚について、離婚の訴え（民法978及び982条）と合意離婚（民法979条）という2つの仕組みがある。いずれも裁判所の裁判が必要であり、離婚の訴えは人事訴訟で「離婚原因」の有無が判断され、合意離婚は民事非訴訟事件手続で当事者双方の離婚意思が確認される。なお、夫婦の双方が離婚する意思を有しているものの、子どもの親権及び養育費、財産分割などで合意できない場合は、離婚の訴えを提起するのがカンボジアの裁判実務となっている。

イ 離婚に関する判断

WGで検討した3件の離婚の訴えのうち2件は、実質的な争点は、離婚そのものではなく、子どもの親権及び養育費、財産分割などであるというケースであった。

例えば、②事件は、離婚の訴えであり、原告（夫）と被告（妻）は、離婚すること、2人の子どもの親権者を被告とすること、財産分割の内容のいずれにも異論はないものの、子どもの扶養料について、原告は毎月200ドル（2人分）で被告と合意したと主張し、被告は1万2000ドルの一括払いを主張した事件である。裁判所は、判決書の争点において「被告は、子ども2人分の月200ドル（2人分）の扶養請求権

⁹ 内山淳・篠田陽一郎・前田優太「カンボジア現地調査報告（第2回）～全国の始審裁判所の実情について～」法律のひろば・72巻・2号（2019年2月）46及び47頁。

を有するか?¹⁰」とのみ記載している。そして、離婚の判断については、原告と被告がともに離婚について同意していることを述べている。

そして、③事件も、離婚の訴えで、原告（夫）は、被告（妻）との離婚、3人の子どもの親権、夫婦の財産及び債務の分割を求めた事件である。その後、訴訟手続の中で、被告と原告は、離婚、親権者（被告）、財産分割の合意に至った。そのため、裁判所は、判決書において「争点:なし¹¹」と記載し、離婚に関する判断では、原告と被告がともに離婚について同意している旨を指摘し、かつ、主文でも「原告は、両当事者の合意に従って、妻である被告と離婚せよ¹²」と述べている。

③事件のように訴え提起時は当事者間で離婚について争いがあったものの訴訟手続の中で離婚の合意ができた場合、また、②事件のように訴え提起時から離婚すること自体には争いがない場合でも、裁判所は、離婚の訴えに対する判決で離婚を認めている。しかし、本来、離婚の訴えである以上、離婚するためには、離婚原因が必要なはずである（民法978条）。この点、民法適用以前の婚姻家族法では、裁判所が合意による離婚について判決を出す手続を定めており¹³、実際にそのようなケースが多かった模様である¹⁴。このことから、②及び③事件のようなケースにおいて、裁判所が当事者の離婚意思の合致を認定して判決で離婚を認めることは、結論として異論はないが、民法の規定に沿った説明が必要なのではないだろうか¹⁵。

ウ 子の監護に関する処分（養育費、面会交流）に関する判断

子の監護に関する処分のうち養育費に関する判断でまず問題と思われるのは、主文に「父親である被告は、経済状況に応じて子の扶養料を支払え¹⁶」（①事件）などとい

¹⁰ 原文では“តើចុងចម្លើយមានសិទ្ធិទាមទារអារាមការកាតព្វកិច្ចចិញ្ចឹមកូន ០២ នាក់ មាន A និង B ក្នុងមួយខែចំនួន ២០០ (ពីររយ) ដុល្លារអាមេរិក ពីភាគីដើមបានបានដែរឬទេ?” (子どもの名前をA及びBとした) と記載されている。

¹¹ 原文では“ចំណុចវិវាទ: គ្មាន” と記載されている。

¹² 原文では“ឱ្យដើមចោទ X លែងលះពីចុងចម្លើយ Y ជាប្រពន្ធ តាមការព្រមព្រៀងរបស់គូភាគី” (原告の名前をXとし、被告の名前をYとした) と記載されている。

¹³ 婚姻家族法40条（合意による離婚）: 夫婦は、相互の合意に基づいて離婚に同意することができる。同58条（双方当事者からの合意による離婚の申立て）: 夫婦双方の同意に基づいて申請された離婚事件においては、人民裁判所は、調査の後、その離婚の申請が自発的なものであって強制に基づくものではないと判明した場合には、離婚を認めることができる。

なお、これらの規定も含め婚姻家族法の大部分は、民法適用によって効力を失っている（民法の適用に関する法律78条）。

¹⁴ 2011年報告書（7頁）。

¹⁵ ③事件のように訴え提起時は離婚の点にも争いがあったものの訴訟手続の中で合意ができた場合、当事者は、どうすれば良いのであろうか。カンボジア人事訴訟法は、裁判上の和解の規定は適用されないため（人事訴訟法13条2項）、和解で離婚をすることもできない。かといって、当事者に離婚の訴えを取り下げさせ、合意離婚の申立てを行わせるのも迂遠である。そうなると、裁判所が、当事者の離婚意思の合致を認定し、離婚意思の合致の事実をもって「その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき」（民法978条1項5号）の離婚原因を認める可能性もあるように思われる。または、離婚の訴えにおいて、合意離婚の決定（民法979条）は決定手続で出せるのだから、判決手続でも当然に合意離婚の判決を出せるはずであるという解釈もあり得る。②及び③事件の裁判所は、このような検討をしているのかもしれないが、判決書からは何も明らかではない。

¹⁶ 原文では“ឱ្យចុងចម្លើយ Y ជាឪពុកផ្តល់អារាមការកាតព្វកិច្ចចិញ្ចឹមកូនតាមលទ្ធភាព” (被告の名前をYとした) と記載されている。

う記載が多々見受けられる点である。③、⑤及び⑧事件も、①事件と同様に「経済状況に応じて」(តាមលទ្ធភាព) という記載をしている。なお、①から⑧までの事件で、具体的な金額を示していたのは、子どもの扶養料が争点となっていた②事件のみであった。これでは、具体的な金額が確定されておらず、強制執行をすることができない¹⁷。

また、養育費については、養育費のことを述べているのか、扶養料のことを述べているのか不明な判決も存在する。①、②、⑤及び⑧事件は、子を養うための扶養(អាហារភាគពូកិច្ចចិញ្ចឹមកូន)という言葉を使っており、③事件は養育費(សេហ៊ុយចិញ្ចឹមបីបាច់កូន)という言葉を使っている。いずれも離婚の際の養育費を問題にしているのであるから、③事件のように養育費(សេហ៊ុយចិញ្ចឹមបីបាច់កូន)を使用するべきである。2011年に民法が適用されてから久しいが、未だ条文で用いられている用語の概念が混乱して用いられていたり、条文に使われていない用語が判決書で用いられていたりする¹⁸。

そして、養育費と面会交流に共通する問題としては、離婚訴訟において、当事者が求めているにも関わらず養育費と面会交流について主文で述べるという問題が存在する。例えば、①事件は、養育費について「父親である被告は、経済状況に応じて子の扶養料を支払え¹⁹」、面会交流について「父親であり子の親権者ではない親である被告は、子どもと面会交流する権利を有し、母親であり子の親権者である原告は、他当事者の面会交流に協力しなければならない²⁰」と主文で述べているものの、原告が養育費又は扶養料について請求した事実及び被告が面会交流の申立てをした事実の記載はない。⑧事件も、裁判所は扶養料について「被告は、原告に対し、経済状況に応じて3人の子どもが成年に達するまで扶養料を支払え²¹」と、また面会交流について「被告は、子どもたちと面会交流する権利を有し、原告はそれに協力する必要がある²²」と主文で判示しているが、当事者がそれらを申立てた事実の記載はない。それ以外にも、「親権者でなくなる当事者は、民法1040ないし1042条に規定されている子の監護に関する権利及び義務を有する²³」(⑤及び⑥事件)、「親権者でなくな

¹⁷ 2011年報告書(7頁)も同様の問題を指摘している。

¹⁸ 2011年報告書(7頁)も同様の問題を指摘している。ただし、2011年報告書で指摘されていた「親権」と「監護権」の混同は、今回の判決書では見当たらず、いずれも親権について述べる場合は、「親権」(អំណាចមេបា)の用語を正しく使用していた。

¹⁹ 原文では“ឲ្យចុងចម្លើយ Y ជាឪពុកផ្តល់អាហារភាគពូកិច្ចចិញ្ចឹមកូនតាមលទ្ធភាព”(被告の名前をYとした)と記載されている。

²⁰ 原文では“ចុងចម្លើយ Y ជាឪពុកដែលពុំមានសិទ្ធិអំណាចមេបាលើកូន មានសិទ្ធិទាក់ទងសួរសុខទុក្ខចូលជួប និង ប្រាស្រ័យទាក់ទងជាមួយកូនបាន ហើយដើមចោទ X ជាម្តាយដែលមានសិទ្ធិអំណាចមេបាលើកូន ត្រូវបង្កលក្ខណៈងាយស្រួលគ្រប់បែបយ៉ាងដល់ភាគីម្ខាងទៀត”(被告の名前をY, 原告の名前をXとした)と記載されている。

²¹ 原文では“បង្គាប់ឲ្យចុងចម្លើយ Y បង់អាហារភាគពូកិច្ចចិញ្ចឹមកូនទាំងបីនាក់នេះតាមលទ្ធភាពរបស់ខ្លួនមានទៅឲ្យដើមចោទ X រហូតដល់កូនមានវ័យនីតិភាព”(被告の名前をY, 原告の名前をXとした)と記載されている。

²² 原文では“ចុងចម្លើយមានសិទ្ធិចូលជួបសួរសុខទុក និងប្រាស្រ័យទាក់ទងជាមួយកូនបានគ្រប់ពេលវេលា ហើយ ដើមចោទត្រូវសម្រួលឲ្យបានល្អដល់កិច្ចការនេះ”(と記載されている。

²³ 原文では“ភាគីដែលមិនមានសិទ្ធិអំណាចមេបា មានសិទ្ធិ និងករណីកិច្ចប្រាស្រ័យទាក់ទងជាមួយកូនបាន ដូចមានបញ្ញត្តិក្នុងមាត្រា ១០៤០ ដល់មាត្រា ១០៤២ នៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី”(と記載されている。

る当事者は、子と面会交流する権利を有し、民法1034、1037及び1040条に基づき、親権者となる当事者は、面会交流に協力しなければならない²⁴」(②事件)、「親権者でなくなる当事者は、子と面会交流する権利を有し、親権者となる当事者Yは、父親Xの面会交流に協力しなければならない²⁵」(③事件)との記載があるものの、いずれの事件も面会交流の申立てがあったという事実の記載はない。

これは、当事者が申し立てていない事項について、裁判所が判断しているため、処分権主義(民事訴訟法182条2項)に反すると言わざるを得ない²⁶。また、そもそも裁判所が、このように民法の条文で規定されている一般的な事柄を主文において述べる必要があるのか疑問である。

エ 財産分割に関する判断

財産分割において、カンボジアで問題となっているのは、夫婦の連帯債務の分割に関する問題である。つまり、財産分割の内容として、夫婦の連帯債務の全部又は一部を相手方に負担させることができるのかという問題である。

例えば、③事件は、自宅と土地を購入するために銀行から原告と被告が連帯して借りた8万2000ドルとその他の夫婦の連帯債務の3万ドルの帰趨について、自宅購入資金の8万2000ドルのうち2万5200ドルとその他の債務3万ドルについて原告(夫)が負担するという合意が訴訟係属中に成立した事案であり、裁判所も当事者の合意のとおり主文に記載した。また、⑥事件も、原告と被告の銀行に対する債務7万5000ドルについて、原告(女性)が負担する旨を主文に記載している。⑧事件も、原告と被告の銀行に対する債務1万3000ドルを被告(男性)が負担する旨を記載している。これに対し、まず、財産分割において夫婦の連帯債務についても判断できるのかという問題が生じる。

この点は、民法980条(財産分割)の解釈の問題である。しかし、仮に、当事者の一方に債務を負担させるような財産分割を命じる裁判が行われたとしても、裁判の当事者ではない債権者の利益を害するような財産分割はできないと考えられるから、併存的(重複的)債務引受けまたは履行の引受けができるのみと考えるべきである²⁷。

²⁴ 原文では“ភាគីដែលពុំមានសិទ្ធិអំណាចមេធា មានសិទ្ធិសួរសុខទុក្ខ ជួបប្រាស្រ័យទាក់ទងកូន បានគ្រប់ពេលវេលាហើយភាគីដែលមានសិទ្ធិអំណាចមេធា ត្រូវបង្កលក្ខណៈងាយស្រួលដល់ភាគីម្ខាងទៀត ផ្អែកតាមមាត្រា ១០៣៤, ១០២៧, ១០៤០ នៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី។”と記載されている。

²⁵ 原文では“ភាគីដែលពុំមានសិទ្ធិអំណាចមេធាមានសិទ្ធិចូលរួម និងប្រាស្រ័យទាក់ទងកូនបាន ហើយភាគីដែលមានសិទ្ធិអំណាចមេធា Y ត្រូវបង្កលក្ខណៈងាយស្រួលដល់ភាគីឪពុក X នៅពេលទៅសួរសុខទុក្ខកូន។”(被告に名前をY、原告の名前をXとした)と記載されている。

²⁶ この点について、人事訴訟法22条3項は、「第1項及び第2項の裁判については、民事訴訟法182条(判決事項)第2項の規定は適用されない」と定めており、カンボジアの裁判官の中には、この規定があり、かつ、養育費及び面会交流を判断することは、子の福祉に適うことから、当事者の申立てがなくても判断できると主張する者もいる。しかし、人事訴訟法22条1項は、一方で親権者の指定については裁判所の職権とし、他方で子の監護に関する処分については、「当事者の申立てがあったときは」と定めている。このことから、裁判所が当事者の申立てがないにも関わらず、子の監護に関する処分を判断することは、処分権主義に反するものと考えられる。

²⁷ 秋武憲一・岡健太郎編著『離婚調停・離婚訴訟〔改訂版〕(リーガル・プログレッシブ・シリーズ)』(青林書院、2013年12月)184及び185頁。

しかし、カンボジアでは、判決書や決定書で債務の帰属を決していることを理由に、それは債権者に対しても対抗できるという意見があり、問題となっている。これは裁判書そのものの問題ではないが、裁判官の中にも上記のように考えている者もいるようであり、民法の債務引受けなどの理解及び民事訴訟法の原則（民事訴訟法198条など）に対する不理解が根底にある。

オ 婚姻届を提出していない事実上の夫婦の場合

カンボジアでは、伝統的に結婚式などのセレモニーが重視されてきたため、実質的な夫婦生活を送っているにも関わらず、法律上の届出を行っていないケースが多々存在する²⁸。そして、このような事実上の夫婦が別れる場合、離婚手続を経る必要があるのであろうか。カンボジアの裁判例の中にも、判決で事実上の婚姻関係の終了を宣言するもの²⁹(⑤及び⑥事件)、事実上の婚姻関係の終了に関する請求を棄却(ប្រាសចោល)するもの(⑦事件)、事実上の婚姻関係終了に関する請求を却下(លើកចោល)するもの(⑧事件)など対応は様々である。この点については、裁判例を積み重ねるとともに、それらを公開し、カンボジア法律家の議論によって対応を決すべき問題と思われる。

なお、⑥ないし⑧事件のいずれも、財産分割に関する判断を主文で示しており、カンボジアの多くの裁判官は、婚姻届を出していない事実上の夫婦の場合でも、財産分割(民法980条)の規定が類推適用されると考えている模様である³⁰。

	事件の種類	離婚事由	養育費		子の監護	財産分割
①	離婚訴訟	5年間の別居	経済状況に応じて	子を養うための扶養	申立てなし→判断あり	判断あり
②	離婚訴訟	合意	月200ドル(2人分)	子を養うための扶養	申立てなし→判断あり	判断なし
③	離婚訴訟	合意	経済状況に応じて	養育費	申立てなし→判断あり	夫婦の連帯債務の分割
④	合意離婚		判断なし	判断なし	申立・判断なし	判断あり
⑤	事実上の婚姻解消→認容		経済状況に応じて	子を養うための扶養	申立てなし→判断あり	判断なし
⑥	事実上の婚姻解消→認容		判断なし	判断なし	申立てなし→判断あり	判断あり、夫婦の連帯債務
⑦	事実上の婚姻解消→棄却		判断なし	判断なし	判断なし	判断あり
⑧	事実上の婚姻解消→却下		経済状況に応じて	子を養うための扶養	申立てなし→判断あり	判断あり、夫婦の連帯債務

表1：離婚請求事件まとめ

(3) 貸金返還請求事件

ア 検討した事件

貸金返還請求事件としては、

⑨ プノンペン始審裁判所2017年6月28日判決・民事事件107号

²⁸ 松尾弘『カンボジア王国の司法アクセスの状況に関する調査研究』報告書(2013年3月8日) 28頁<<http://www.moj.go.jp/content/000109914.pdf>>

²⁹ 原文では“ប្រកាសឲ្យដើមចាន X ផ្តាច់សមត្ថកិច្ចសង្វាសពីតួនាទីប្រពន្ធជាមួយចុងចង្ហើយ Y ចាប់ពីពេលនេះតទៅ”(原告の名前をX、被告の名前をYとした)と記載されている。

³⁰ この点について、事実上の夫婦の関係解消の場合に、何故、離婚の際の財産分割の規定が類推適用できるのかについて、理由を述べている事例は存在しなかった。

- ⑩ プノンペン始審裁判所 2016 年 4 月 26 日 欠席判決・民事事件 314 号
 - ⑪ バンテアイミエンチェイ始審裁判所 2015 年 9 月 29 日 判決・民事事件 347 号
 - ⑫ バンテアイミエンチェイ始審裁判所 2015 年 5 月 2 日 判決・民事事件 134 号
 - ⑬ シアヌークビル始審裁判所 2017 年 5 月 25 日 判決・民事事件 45 号
 - ⑭ プノンペン始審裁判所 2017 年 8 月 28 日 判決・民事事件 3480 号
- がある。

イ 利息，遅延損害金に関する問題

カンボジアの貸金返還請求事件の特徴の一つとして，利息及び遅延損害金の概念が正しく理解されておらず，その計算も不適切であるという問題がある。

例えば，⑫事件は，主文において「被告らは，原告に対し，50 万ドルに対する年 5 パーセントの利息を 2011 年 10 月 4 日から支払済みまで支払え³¹」と述べているが，元本を請求している以上，弁済期がすでに経過しているはずであるにも関わらず，利息（កាប្រាក់）の支払いを認めている³²。なお，遅延損害金について，⑩事件は「罰金」（ប្រាក់ពិន័យ）という用語を用い³³，⑭事件では「期限を過ぎた借金の利息」（កាប្រាក់កម្ចីសម្រាប់ហួសកាលកំណត់）という用語を使用しており，民法及び民法の適用に関する法律が使用する「遅延利息」（កាប្រាក់នៃការយឺតយ៉ាវ），「遅延損害金」（ប្រាក់សំណងនៃការខូចខាតដោយសារការយឺតយ៉ាវ，កាប្រាក់សំណងការខូចខាតចំពោះការយឺតយ៉ាវ³⁴）を使っている判決書は見当たらなかった。

これは，利息と遅延損害金及び次に述べる慰謝料請求との関係並びにそれぞれの概念について，正しい理解が行われていないことに原因があると思われる³⁵。

また，利息，遅延損害金については，民法，民法の適用に関する法律及び 2011 年の制限利率に関する司法省令が，制限利率を定めている。それによると，利息は年 18%（同省令 1 条），遅延損害金は年 27% となる（同省令 2 条）。⑨事件は，原告は，もともと月 10%（年 120%）の利息を請求していた事件であるが，裁判所は，制限利息を適用して，年 18% に変更している³⁶。

ウ 慰謝料請求に関する問題

次に，カンボジアの貸金返還請求事件で多く見受けられるのが，元本，利息，遅延

³¹ 原文では“បង្គាប់ឱ្យសហចុងចម្លើយ Y1 និង Y2 បង់ការប្រាក់ចំនួន ៥ (ប្រាំ) ភាគរយក្នុងមួយឆ្នាំលើប្រាក់ចំនួន ៥០០០០០ (ប្រាំសែន) ដុល្លារអាមេរិក គិតចាប់ថ្ងៃទី ០៤ ខែតុលា ឆ្នាំ ២០១១ រហូតដល់ថ្ងៃសង្កេតប្រាក់ចំនួន ទៅឱ្យដើមចោទ។”（被告らの名前を Y1，Y2 とした）と記載されている。

³² ⑨及び⑩事件も同様である。

³³ ⑩事件も「罰金」（ប្រាក់ពិន័យ）という名目で年 20% の支払いを認めているものの，同事件では「利息」（កាប្រាក់）名目で遅延損害金相当分も認められており，この「罰金」（ប្រាក់ពិន័យ）の位置付けは明らかではない。

³⁴ 「遅延損害金」について，民法 556 条は“ប្រាក់សំណងនៃការខូចខាតដោយសារការយឺតយ៉ាវ”を使用し，民法の適用に関する法律 17 条 6 項は“កាប្រាក់សំណងការខូចខាតចំពោះការយឺតយ៉ាវ”を使用している。

³⁵ 2011 年報告書（9 頁）も同様の問題を指摘している。

³⁶ ただし，⑨事件の判決書は，制限利率の根拠法令について，制限利率に関する司法省令ではなく，2009 年の「貸付利率の決定に関する国家銀行令」を指摘しており，この点は誤りだと考える。

損害金に加えて慰謝料を請求し、かつ、裁判所が特段の理由を示さず利息、遅延損害金に加えて慰謝料を認めている事案である(⑨、⑪、⑫及び⑭事件³⁷)。そのうち、⑨事件は、貸主が一般人の場合であるが、⑪、⑫及び⑭事件は、銀行やマイクロファイナンスなどの会社が貸主である。なお、⑩事件は、貸主である原告(銀行)が、被告(一般人)に対し、元本、利息、遅延損害金、罰金とともに慰謝料(ឥដ្ឋិចិត្ត)も請求した事件であるが、裁判所は、欠席判決で慰謝料請求の部分は棄却した。

この点については、民法適用前の判決書の調査においても、「第2項で支払済みまでの利息請求を認容しているが、第3項で元本の支払済みまでの遅延損害金、また、履行遅滞に対する慰謝料をそれに付加して認めている」判決の紹介があり³⁸、利息、遅延損害金に加えて慰謝料を請求することは、民法適用以前から行われていたようである。そして、民法400条2項が、わざわざ「裁判所は、債権者の請求に基づき、精神的な損害についても賠償を命じることができる」と規定していることを理由に、貸主は、借主に対し、元本、利息及び遅延損害金に加えて精神的損害を当然に請求することができる」と主張する法律家も存在する³⁹。

しかし、銀行やマイクロファイナンスと一般人との間の貸金契約の債務不履行において、銀行等に精神的損害が発生するとは考えにくい。やはり、原則として、慰謝料は、生命、身体等の人格的利益の侵害が生じる場合にのみ認められ、財産損害については財産的損害が回復されれば精神的苦痛も償われるため、慰謝料は認められないと考えるべきである⁴⁰。

エ 民事実体法の理解が不十分

それとともに、民事実体法を正しく理解していないことも問題である。例えば、⑭事件は、銀行(貸主)の会社(借主)に対する貸金返還請求事件であるが、連帯保証又は連帯債務などを認めることなく、会社の代表者及び関係者に対して、貸金の返還及び慰謝料請求を認めている。現時点においても、民事実体法の正しい理解を普及する必要性は高い。

³⁷ ⑨事件は「慰謝料」(សំណងការខូចឥដ្ឋិចិត្ត)，⑪事件は「時間の損害及び弁護士費用」(ការខូចខាតពេលវេលានិងសេវាមេធាវី)，⑫事件は「慰謝料及び時間の損害」(ប្រាក់ឥដ្ឋិចិត្តនិងការខូចខាតពេលវេលា)，⑭事件は「慰謝料」(សំណងឥដ្ឋិចិត្ត) という用語を使っている。

³⁸ 2011年報告書(9頁)。

³⁹ 現時点では、銀行が債務者に対して貸金返還請求を行う場合は、元本、利息及び遅延損害金に加えて慰謝料も請求するのが銀行及びマイクロファイナンスの実務となっている。

⁴⁰ 平野裕之『債権総論(プラクティスシリーズ)』(信山社、2005年3月20日)259頁。

	貸主・借主	元本	利息	遅延損害金	慰謝料	その他
⑨	一般人・一般人	300万リエル (750ドル)	利息：月10%→年18%（支払済まで）		慰謝料：50万リエル (125ドル)	
⑩	銀行・一般人	41万5229.1ドル	利息：年12%（2015年8月～11月，利息相当分）， 年24%（2015年11月～支払済まで，遅延損害金相当分）		慰謝料：5万ドル→棄却	罰金：年20%
⑪	銀行・一般人	19万9455.98ドル	利息：4万 4557.96ドル	罰金：9万64.83ドル，年24%（2015 年6月30日～支払済まで）	時間の損害及び弁護士 費用：2万5000ドル	その他手数料： 479.36ドル
⑫	銀行・一般人	28万ドル	利息：年5%（支払済まで）		慰謝料及び時間の損 害：1万ドル	
⑬	一般人・一般人	640万リエル (1600ドル)	利息：5%→ 放棄	なし	200万リエル（500ド ル）→放棄	
⑭	銀行・一般人	1400万ドル	利息：126万 2509.84ドル	期限を過ぎた借金の利息：年11.25% （支払済まで）	慰謝料：5万ドル	

表2：貸金返還請求事件まとめ

(つづく)

ミャンマーにおける裁判所主導の民事調停制度の導入について

JICA長期派遣専門家

中島 朋子

1. はじめに

2019年3月1日、ミャンマー国内の4つの裁判所において裁判所主導の民事調停制度の試験運用（パイロット・プログラム）が開始した。これに先立ち、同年2月26日にはミャンマー連邦最高裁判所（USC）と独立行政法人国際協力機構（JICA）の共催のもと、首都ネピドーにて華やかにローンチング・セレモニーが行われた。

ローンチング・セレモニーの開催及びパイロット・プログラム開始のニュースは、テレビや新聞を通じてミャンマー国内にひろく報道された¹。

JICAは、2016年頃からUSCとの間で裁判所主導の民事調停制度の導入に関する支援を行ってきた。このたびミャンマーにおいて民事調停制度のパイロット・プログラムが導入されたことを機として、本稿では、ミャンマーにおける民事調停制度の概要について説明するとともに、これに関連するJICAの取り組みについて紹介したい。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は私見である。



【ローンチング・セレモニーの集合写真。前列中央が U Htun Htun Oo USC長官。憲法裁長官，法務長官，国会議員と並ぶ】

2. USCが民事調停制度の導入に至った経緯

(1) ミャンマーにおける訴訟上の和解制度について

ミャンマー民事訴訟法（The Code of Civil Procedure. 以下CPC）上、日本における和解の試み（民事訴訟法89条）のような、裁判官が当事者に対して和解を勧める

¹ The Global New Right of Myanmar 2019年2月27日号5面，MITV（Myanmar International TV）など。

制度はない。もっとも、訴外において紛争当事者間で和解に向けた交渉をすることは妨げられておらず、訴外で合意が成立した場合には、当事者が裁判所に当該合意書を提出して申し立てをすることによって、裁判所がコンプロマイズ・デクリーを発して訴訟を終了することが可能である（C P C Order23 Rule3）。もっとも、筆者が裁判官から聞いた限り、コンプロマイズ・デクリーによる訴訟の終了は数としては少ない印象である。訴外で合意が成立した場合、取り下げ（C P C Order23 Rule1）による訴訟の終了のほうが多く選択されているのではないかと推測される。

(2) ミャンマー民事訴訟制度の問題点

上記のとおり、ミャンマーには裁判所による和解勧試の制度が存在しないため、裁判所に訴訟提起された紛争は、基本的には、前述した取り下げ等の申し立てがない限り、終局判決による解決までもつれ込むことになる。こういった事情もあり、ミャンマーでは、裁判官が一度に抱える事件数が多くなりがちであった。このことは裁判官にとって過重な負担となるのに加え、訴訟進行の遅滞を招き、訴訟提起から終局判決が出るまでに数年間を要することもしばしばであった。訴訟の長期化は、国民の裁判に対する信頼を失わせる要因ともなるため、訴訟のバックログを解消する方策が模索された。

この点、裁判所主導の民事調停制度には「裁判官の判決起案の負担を軽減できる」といった裁判所にとってのメリットのほか、「訴訟に比べて短期間で事件を解決に導くことができる」「非公開の手続きであるため秘密が守られる」「交渉を通じて当事者間の関係性を改善できる」「紛争解決手続きが利用しやすくなる」といったユーザーにとってのメリットもある。このような理由から、USCは、裁判所主導の調停制度の導入について検討することとなった。

3. ミャンマーにおける民事調停制度の概要

以下では、ミャンマーのパイロット・コートにおいて運用されている民事調停制度について説明するが、現在のところ調停手続きを定めた法規範は存在しない。以下はUSC内部の指針である調停マニュアルの記載に基づくものである（同マニュアルが策定された経緯については下記4.(4)ウ参照）。パイロット・プログラムを通じ、必要に応じて適宜修正することが想定されている。

(1) 対象事件

家事事件を含む民事事件全般が対象となる。

(2) 手続きの開始

ア 調停手続きだけを裁判所に求めることはできない。該当する民事紛争が管轄権を有する裁判所に訴訟提起されている必要がある。

イ 調停手続きは両当事者の同意によって開始することが原則であるが（ボランティア・ケース）、下記の一定の事件については強制的に調停手続きが開始されることになる（コンプルソリー・ケース）。パイロット・プログラムにおいては、①家

事に関する紛争②金銭に関する紛争③商事に関する紛争，がコンプルソリー・ケースとされており，多くの事件がコンプルソリー・ケースとして扱われることとなっている。

裁判官は，訴状審査の際，当該紛争がボランタリー・ケースにあたるのか，コンプルソリー・ケースにあたるのかを検討する必要がある。

ウ 原告による訴状提出後，原告と被告の両者が出廷する初めての期日²において，当該事件がボランタリー・ケースであれば，裁判官は両当事者に対して調停手続きについての説明をし，調停を行う意思があるか確認する。両当事者が調停手続きを行う意思を表明すれば裁判官は事件を調停手続きに回付し，そうでなければ民事訴訟を進行させる。これに対して，当該事件がコンプルソリー・ケースであれば，裁判官はその旨を当事者に説明し，調停手続きが開始することとなる。

エ 調停手続き中も，訴訟手続きは中断しない。訴訟の期日間に調停を行うことになっている。ミャンマーでは，調停期間としては原則1か月が想定されているが，さらに時間が必要な場合には，期日の変更をした上で調停手続きを行うことができる。

オ 調停手続きを行うために，両当事者は調停担当の職員のもとへ行き，調停期日の日程調整などを行う必要がある。パイロット・プログラムにおいては，調停人として認定されたUSC職員³が，決められた曜日に各地のパイロットコートに調停人として派遣されるため，両当事者は調停人が在籍する曜日に調停室に行く必要がある。もっとも，調停申立書を提出する必要はなく，調停のための追加費用を払う必要もない。調停人は，訴状の写し等をもとに事案を把握する。

(3) 調停手続き

ア 事件が調停に回付されると，訴訟の事件番号とは別に，調停の事件番号が付与される。

イ 調停室にはテーブルと椅子が用意されており，テーブルの上に植物が飾られるなど，法廷とは異なる雰囲気づくりが意識されている。

ウ 調停人は，事件記録を検討し，当事者の確認を行う。また，当事者に対して調停手続き及び調停人の役割について説明し，当事者から質問があればこれに答える。

エ 両当事者同席のうえで手続きを進めるか，別席として片方ずつの当事者から話を聞くかは，その都度調停人の裁量で決めることができる。別席調停の場合に備え，いずれのパイロット・コートにおいても，調停室の近くに待合室を用意している。

オ 調停人は事件と無関係な者でなければならない。また，両当事者の間で中立でなければならない。さらに，公正に調停手続きを進行しなければならない。加えて，調停手続き中における当事者の発言や，当事者から提出された資料については，公にしてはならない。

² 後述4.(1)ウのNCMPにおいては，“Case Management Conference”と呼称される。

³ 2019年4月現在，調停人として認定されているUSC職員は6名であり，実際に調停人として稼働している職員は3名である。



【デキナ地裁内調停室】



【タウンゲー郡裁内調停室】

(4) 合意が成立した場合の手続き

ア 調停合意内容記録書の作成

両当事者間に合意が成立した場合、両当事者は調停室において、予め準備されたテンプレートを穴埋めする形で、調停合意内容記録書を作成する必要がある。調停合意内容記録書は、調停人用、訴訟担当裁判所用及び両当事者用として4部作成する。調停合意内容記録書のテンプレートに記載された内容は、以下のとおりである。

a 裁判所名

b 訴訟事件番号

c 調停事件番号

d 調停両当事者の識別情報（名前、父親名⁴、国民登録番号、現住所、電話番号）

e 調停合意内容

「調停人〇〇氏の面前で、紛争内容の全て／一部を下記のとおり和解した」として、合意事項を記載する。

f 合意内容詳細

テンプレート上、末尾に「上記の合意内容は全て両当事者の自由な意見で和解に至ったものである。合法となる合意だけを訴訟担当裁判所が確定・認可することを承知する。合意内容が第三者に損害を与えないことを誓約する。」旨の記載がある。

g 調停両当事者の署名、名前及び国民登録番号

h 証人または弁護士の署名、名前及び国民登録番号

i 合意内容記録書作成日

イ 調停人は、当事者が調停合意内容記録書を作成するのを手助けすることができる。書面が完成したら、調停人は両当事者に当該合意内容を確認させ、調停手続きを終了させる。また、調停人は、調停結果報告書を作成し、これに調停合意内容記録書を添付して、訴訟を担当する裁判所に提出する。

ウ 調停手続きは終了し、当事者は次回訴訟期日に出廷する。

⁴ ミャンマー人は苗字を持たないため、個人特定の意味で用いられる。

(5) 合意が不成立となった場合の手続き

ア 調停人は、以下の状況を認めた場合、調停を不成立とすることができる。

- a 調停期日に当事者が出席しない場合
- b 調停を実施したものの適切に合意が成立する見込みがない場合
- c 当事者が調停する希望を持っていない場合
- d 当事者が調停を終了したい旨述べた場合
- e 調停期間内に合意が成立しなかった場合
- f 合意が成立したものの、当該合意内容が違法または著しく不当であり、当事者に再検討を勧めたが当事者が従わない場合⁵

イ 調停人は、当事者に合意不成立による調停手続きの終了を言い渡す。また、調停結果報告書を作成し、訴訟担当裁判官に提出する。

なお、調停結果報告書にもテンプレートが準備されており、合意成立の場合も不成立の場合も同じテンプレートを使用することとなっている。

ウ 調停手続きは終了し、当事者は次回訴訟期日に出廷する。

(6) 調停手続き終了後の訴訟手続き

ア 調停合意が成立した場合

(ア) 当事者は、両当事者間で合意が成立したことを前提に、裁判所に対して進行に関する希望を伝える。すなわち、取り下げにより訴訟を終了させることもできる（C P C Order23 Rule1）、調停合意内容記録書に従った判決を下すよう申し立てることもできる（コンプロマイズ・デクリー。C P C Order23 Rule3）。また、合意内容に基づいて、裁判所が判決を下すよう、求めることもできる（アドミッション・デクリー。C P C Order12 Rule6）。

(イ) 裁判所は、上記(ア)の当事者の申し立てに沿って手続きを進め、当該訴訟を終了させる。

イ 調停が不成立に終わった場合

(ア) 裁判所は、C P Cの規定に従って訴訟手続きを進めることとなる。

(イ) 当事者は、当該事件を再度調停手続きに付すことを求めることはできない。もともと、訴外で当事者間で交渉することは妨げられず、訴外で合意が成立した場合には、取り下げやコンプロマイズ・デクリーにより訴訟を終了させることが可能である。

(7) 合意成立後、当事者が合意内容に反した場合

ア ミャンマーにおける調停合意内容記録書には、日本の調停調書とは異なり、執行力が付与されない。このため、当事者の一方が調停合意内容記録書記載の内容に反した場合に、合意内容の実現を望む他方当事者は、先の民事訴訟がどのように（3.(6)ア(ア)参照）終了したかに従って、裁判所に対して手続きを取る必要がある。

⁵ かかる場合、合意が成立していたとしても、調停手続きとしては不成立として処理することになる。

イ まず、先の民事訴訟が取り下げによって終了した場合には、当該紛争に対する裁判所の判断がまだなされていないことになるので、当事者は、改めて裁判所に訴訟を提起する必要がある。

次に、先の民事訴訟がコンプロマイズ・デクリーによって終了した場合、同判断は最終の判断ではないため、当事者は裁判所に対して新たに判決を求める申請を行う必要があるとのことである。当事者は、裁判所の判決を得た上で、改めて強制執行の手続きを申し立てることになる。

これに対して、先の民事訴訟がアドミッション・デクリーによって終了した場合には、この内容に当事者の一方が違反した場合、それをもってもう一方の当事者は直接、裁判所に対して強制執行の手続きを申請することができる。

ウ このように、調停手続き成立後にどのように当該民事訴訟を終了させるかは当事者が自由に選択できるものの、選択した手続きによってその後の強制執行手続きにスムーズに移行できるか否かが変わってくるため、当事者としては注意が必要である。

もっとも、USCとしては、調停手続きを進めるにあたり、紛争が終局的に解決できるような（つまり、強制執行を問題にしなくてよいような）調停合意をすることを意識しているように思われる。例えば、あるパイロットコートで行われた労働契約に基づく未払い賃金請求の事案では、調停成立後、被告側が合意された未払い賃金を裁判所に持参し、それを受け取った上で原告側が訴訟を取り下げて事件が終了したとのことである。ミャンマーの民事執行は時間がかかるケースが多いとのことであるから、このような姿勢は評価して良いのではないかと思われる。

4. 調停制度実現に向けたUSCとJICAの活動内容

以下では、3.で説明した調停制度がどのような経緯で実現されたのかを紹介する。

(1) Judiciary Strategic Plan⁶に基づくUSCの目標設定と活動

ア 2015年～2017年

2014年12月、USCは、2015年から2017年の3年間のUSCの活動及び達成目標を掲げたThree Year Strategic Plan(2015-2017)を発表した。また、単年毎の活動及び達成目標を掲げるものとして、2015年に“Year 1 Action Plan”，2016年に“Year 2 Action Plan”及び2017年に“Year 3 Action Plan”を、それぞれ発表した。

調停制度に関して、Three Year Strategic Plan（2015-2017）の発表時（2015年初頭）には、USCの活動に協力する国際ドナーは具体的には決まっていなかったが、Year 3 Action Plan（2017年）の頃には以下のとおり具体的な

⁶ USCにおけるStrategic Planの位置づけについては、野瀬憲範「ミャンマー法整備支援プロジェクト～フェーズ1の回顧とフェーズ2の課題～」『ICD NEWS』76号（2018年9月）8頁以下も参照されたい。

活動目標と協力機関が明記されることとなった。

Strategic Action Area 1 : Protect Public Access (Year 3 Action Plan-2017)					
Strategic Objective (1.2)	Strategic Initiatives	Actions	Priority	Responsible Persons	Outcome Measures
Ensuring all citizens, litigations are treated with courtesy, responsiveness and respect	1.2.3 Perform feasibility study of civil mediation	-Conduct workshops and seminars -Study other countries' experiences on court-led mediation system in civil cases -Draft procedure on court-led mediation in civil cases	High Priority ⁷	IR&RDP+ CJD+LPDP +JICA+FCA +MinLaw+ UNDP+IP+ WG4 ⁸	Timely Completion

イ 2018年以降

2018年初頭、USCは新たに、5年間の活動目標を定めた Judicial Strategic Plan (2018-2022)⁹を発表した。これによればUSCは2018年中に調停制度のパイロット・プログラムを計画し、導入しなければならないこととされた。これに対して協力する国際機関はJICAのみとされ、USCとJICAの調停制度の導入に向けた活動も加速することとなった。

Strategic Action Area 5 : Promote Efficient Case Management and Court Specializations					
Strategic Objective (5.3)	Strategic Initiatives	Actions	Priority	Responsible Persons	Outcome Measures
Establish efficient and effective Court Dispute Resolution (CDR) systems	5.3.1 Develop Court-led mediation system in courts	- Conduct court-led mediation workshops to support the effective evaluation - Complete evaluation for Court-led mediation - Design Court-led mediation model and introduce pilot program	PR-1 ¹⁰	WG4+JICA	Level of implementation

⁷ 優先度としては2番目 (“Critical Year 1” に次ぐもの)。

⁸ このように、Year 3 Action Plan (2017年初頭) 時点では、関与する国際ドナーとしてはJICAのほか、FCA (Federal Court of Australia), MinLaw (Ministry of Laws, Singapore), UNDP (United Nations Development Programme), IP (International Partners) と多くの機関の名前が挙がっていた。

⁹ <http://www.unionsupremecourt.gov.mm/sites/default/files/supreme/stplan2018eng.pdf>

¹⁰ 最も優先度が高い、という意味。

ウ National Case Management Program (NCMP) との融合

民事調停制度の検討を始める以前から、USCはUSAID¹¹の支援のもと、National Case Management Program (NCMP) の導入の検討を始めていた。NCMPは、Case Management Program (CMP) に基づき訴訟を効率的に進行させることで事件のバックログを解消することを目的としたプログラムで、現時点で既に国内9か所の地方裁判所及び9か所の郡裁判所において実行されている¹²。

民事調停制度も訴訟運営の効率化及びバックログ解消に資するものとして、USCは2018年頃から、民事調停制度をNCMPの一つのコンポーネントとして位置づけるようになってきている。もっとも、活動としてはNCMPと民事調停制度は別の活動であり、現時点において特にJICAとUSAIDが協働しているわけではない。

(2) JICAのアドホックな活動 (2016年～2017年4月)

ア JICAはUSCと共催して、首都ネピドーにおいて2016年7月に3日間・2017年4月に2日間の民事調停制度に関するセミナーを行った。また、2016年11月に実施した第8回本邦研修¹³においては民事調停制度を一つのテーマとし、裁判所主導の調停制度の可能性について議論した。

イ なお、当時は、JICAの活動と並行し、シンガポール法務省がUSC職員を招聘して調停のトレーニングを行うなど、他の国際機関によるインプットも行われていたようである。

(3) 政策文書の作成 (2017年5月～2018年8月)

ア 起草

2017年3月、USCは調停制度の実現調査に特化した内部のワーキンググループとして、「WG4」と呼ばれるグループを組織した。

同年5月、USCからJICAに対し、ミャンマーにおいて裁判所主導の調停制度を導入することを積極的に検討したい、については、調停制度について政策文書を作成したいので、作成にあたってはJICAにも協力して欲しい旨要請があった¹⁴。

そこで、同月から2018年6月にかけて、JICAが出席するWG4¹⁵のミーティング内で政策文書の起草を行った。2～3週間に1度ミーティングを開催し、事前にJICAが作成した下案をミャンマー語訳したものをWGメンバーに送付し

¹¹ アメリカ合衆国国際開発庁 (U. S. Agency for International Development)

¹² CMPの手続きについてはUSCの Notification が発せられており、以下サイトから閲覧可能。 http://www.unionsupremecourt.gov.mm/sites/default/files/supreme/case_management_procedure_eng.pdf

¹³ 裁判官6名のほか、国会議員2名、法務長官府職員4名及び労働・入管・人口省職員2名が参加。

¹⁴ 政策文書の意義については、小松健太「ミャンマー法整備支援プロジェクトの現地専門家として～政策文書の作成による意思決定システムの改善について～」『ICD NEWS』72号(2017年9月)18ページ以下を参照されたい。

¹⁵ USCでは、注力する活動分野毎に担当ワーキング・グループが組織されており、そのワーキング・グループに関するテーマであれば、JICAとの活動であっても他ドナーとの活動であっても、同じ担当ワーキング・グループが対応することになる。

ておき、ミーティング内で推敲するという作業を繰り返した。

これらの定期的なミーティングに加え、同年3月には日本から調停制度の専門家として吉野孝義・岡英男両弁護士にご来緬いただき、2日間の調停セミナーを開催した。偶々、このセミナーの前日に「法の支配」に関するジュディシヤル・セクターの大規模な会議がネピドーで開催され、アウン・サン・スー・チー氏がその冒頭挨拶の中で「紛争を効率的に解決するために、調停制度の利用を検討する必要がある」と述べたことがあった。その影響もあってか、このセミナーの頃から、調停制度の実施に向けたスピードが上がったように感じている。

イ 政策文書作成を通じた方針決定

政策文書の起草にあたっては、WG内でのディスカッションを通じて、調停制度の方針を決めていった。USCが意識していたのは、「CPCを改正する必要がないような調停制度を設計する」ことであった。なぜなら、CPCに抵触する制度を作る場合には法改正が必要になるが、ミャンマーにおいて法を改正することは容易ではない¹⁶。ましてや、CPCは1908年に成立した非常に歴史のある法律であり、これを改正することに対するハレーションは相当なものが想定されたためである。この観点から、「訴訟提起された事件を調停に回付することで手続きを開始する（調停だけを申し立てることはできない）」「調停で合意が成立しただけでは紛争は終了せず、あくまで訴訟手続きとして紛争が終結する必要がある」などの方針が決定されていった。

ウ 政策文書の完成

政策文書の内容は2018年6月に完成した。調停制度のメリットや、導入にあたっての課題、調停人の義務、関係機関の役割などが明記された。同文書は完成後、USC内部の各部署に回覧されコメントを受けた上で、同年8月にUSCの全判事が出席するUSCエグゼクティブ会議の認可を受けた。これにより、USCとしての民事調停制度に対する基本姿勢が明らかになった。

政策文書の末尾には、「裁判所主導の調停制度を実施する責任者の指示に基づきWGとJICAが実施する今後の計画」が添付され、JICAの役割が記載された。なお、国際機関として名前が挙がったのはJICAのみであった。

- (4) パイロット・プログラムの導入に向けた準備（2018年8月～2019年2月）
認可された政策文書の方針に従い、USCとJICAが行った活動について紹介する。

ア 2018年8月、USC内部に調停制度の実施に向けたコミッティが組織された（“The Court-led Mediation System Implementation Committee”）。これはUSC判事1名を責任者とし、Director General（局長）、4名のDirector（部長）及び1名のAssistant Director（部長補佐）から組織されており、WGが実働組織だとすれば、

¹⁶ 小松健太「ミャンマーの立法過程について」『ICD NEWS』67号（2016年6月）41ページ以下参照。

コミッティは監督組織のようなイメージである。Director General からは、そのメリットとして、調停に関する事項を(USC裁判官全員の出席を要するエグゼクティブ会議ではなく)コミッティ内部で決定できるようになるので、意思決定を早めることができる、と説明された。

イ 2018年11月上旬、岡弁護士のご協力のもと、USCとJICAの共催で5日間の連続ワークショップ・セミナーを開催した。また、同セミナーにおいて、「2019年3月1日からパイロット・プログラムを開始する」ことが決定された。冒頭4日間でパイロット・プログラムにおける調停手続きを確定するための議論を行い、最終日に模擬調停を通じて、その手続きがワークするか確認した。最終日にはUSCの声かけのもと、多くのメディアが取材に訪れたため、国営テレビのニュースなどで調停制度の導入について報道された。

ウ 調停制度を実施するためには、少なくとも運用の指針が必要であり、また調停人を養成する必要があるため、USCとJICAの共催により、調停マニュアル作成のための2日間のワークショップ(2018年12月)及び3日間の調停人トレーニング(2019年1月)を開催した。これらの活動には岡弁護士にご参加いただき、ファシリテートしていただいた。



【2018年11月調停セミナーの様子】



【2019年1月調停人トレーニング】

(5) 調停制度の周知及び広報(2018年4月～)

ア 調停制度の開始について国民に周知する必要があったため、JICAはWG4と協議した上、広報用ポスターとブローシュアを英緬両語で作成し、ミャンマー語のものを配布用としてUSCに引き渡した(ポスターは大1000部・小3000部、ブローシュアは2万部)。これらは全国の裁判所に交付され、裁判所の受付に設置されるなどしている。なお、英語版はUSCのウェブサイトに掲載されている¹⁷。さらに、調停制度プロモーション用のロゴを作り、同ロゴをかたどったマグネット式バッジ1000個をUSCに供与した。

¹⁷ http://www.unionsupremecourt.gov.mm/sites/default/files/supreme/mediation_brochure_en_revised.pdf



【調停ロゴ】

イ また、JICAはプロジェクト活動として、ヤンゴンのラインターヤ地区にある裁判官研修施設での講義や、地方の州・管区に出張して地域の裁判官を対象とした研修を行っているところ、2018年4月以降は、こういった講義や研修の中でも民事調停制度をトピックとして取り入れ、全国の裁判官への調停制度の周知を図ってきた¹⁸。

(6) パイロット・コートの選定

2018年12月、USCは、パイロット・コートとしてネピドー連邦直轄域内のデキナ地方裁判所及びタッコン郡裁判所、バゴー管区内のタウングー地方裁判所及びタウングー郡裁判所の計4つの裁判所を選定した¹⁹。USC（ネピドー）からの距離的な近さ、職員の人数、裁判所に係属している事件の種類、調停室となりうる空き部屋があるかどうか等を総合的に判断して決めたとのことである。タウングー地方裁判所と同郡裁判所は隣同士の敷地であることから、郡裁判所内に設置した調停室を地方裁判所も共同で使用することとした。

なお、USCによるパイロット・コートの視察に際してはJICAも帯同した。また、調停室のエアコン、調停人用の机・椅子・パソコン・プリンター・キャビネット、調停用テーブルと椅子、職員用のデスクと椅子、待合室用の椅子などのファシリティはJICAにおいて供与した。さらに、パイロット・コートとなる裁判所には、「民事事件において裁判所主導の調停制度を〇〇裁判所で2019年3月1日から試験運用する」旨の看板を入口に設置した。

¹⁸ ヤンゴン管区（2018年5月）、マグウェイ管区（2018年7月）、ラインターヤ（2018年9月）、カチン州（2018年9月）、タニンダーリ管区（2019年1月）、カヤー州（2019年2月）、シャン州（2019年2月）及びラカイン州（2019年3月）にて民事調停制度の講義を行った。

¹⁹ USCの下には、全国14か所の高等裁判所（High Court of the Region/State）、74か所の地方裁判所（District Court）／自治区裁判所（Court of Self-Administered Division/Zone）及び330か所の郡裁判所（Township Court）／22か所の特別裁判所（Court constituted by law）が組織されている。



【デキナ地裁入口。看板右上にはJICAロゴ】

(7) パイロット・コートにおけるコンサルテーション・ミーティングの実施

パイロット・プログラムの開始に先立つ2019年2月26日から28日にかけて、USCとJICAは全パイロット・コートを訪問し、コンサルテーション・ミーティングを共催した。ミーティングでは、USC判事²⁰及び当該管区を管轄する高裁の所長から挨拶と概要説明を行い、WGのメンバーが調停制度についての詳細なプレゼンテーションをした上、出席者からの質問に答えていった。多くの人に調停制度を理解してほしいというUSCの意向のもと、ミーティングには、裁判官のみならず、弁護士、地方議会議員、警察職員等を招待した。これらのミーティングには吉野弁護士及び岡弁護士にもご出席いただいた。とりわけ、吉野弁護士からは各地にて日本の経験を踏まえたプレゼンテーションをしていただき、大変心強いお言葉をいただいた。

(8) 考察

ミャンマーにおけるパイロット・プログラムの導入は比較的短時間（政策文書の認可から半年）のうちに、スムーズに行われた。一番の理由はUSCの担当職員の方々の努力に他ならない。これにJICAが貢献できたとしたら、それは“JICAがしたい活動”を行うのではなく、USCの意向に沿った活動をすることに注力してきたためだと思われる。例えば、USCは毎年、Strategic Planで立てた計画をどの程度達成できたかを評価するAnnual Report²¹を発表していることから、Annual Reportに良い評価を記載できるよう、民事調停制度の計画を立てる際には、Strategic Planに記載された目標や達成期限を意識するようにした。また、いきなり調停法などを立法したり、最初から全国の裁判所で調停制度を開始させることを目標とするのではなく、既存の法律の範囲で、今ある設備、今いる人材を使って、まずはパイロット・プログラムとして、調停制度を開始させることとしたため、活動しやすかったのではないかと思われる。加えて、トップ・ダウン傾向が強いミャンマーにおいて実働のUSC職員が動きやすいよう、活動を行う毎にUSCの上層部宛てのレターを発出し、上層部の

²⁰ The Court-led Mediation System Implementation Committee の責任者である U Myo Tint 判事。

²¹ 最新の2018Annual Report は http://www.unionsupremecourt.gov.mm/sites/default/files/supreme/2018_annual_report_english.pdf から閲覧可。

認可を得た上で活動を行うようにしたことも、スムーズに準備を行うことができた要因の一つではないかと考えられる。

5. パイロット・プログラムの実施状況

冒頭で述べたとおり、2019年3月1日から国内4つの裁判所にてパイロット・プログラムが実施されている。本稿執筆時点（2019年5月中旬）ではまだ開始から1か月半しか経っていないが、実施状況を簡単に紹介したい。

- (1) USCによると、2019年3月1日から5月15日までの2か月半で処理された件数²²は以下のとおりである。また、これまで調停で扱われた事件は離婚、相続、労働、貸金返還など多岐にわたるが、事件の種類としては少額の金銭をめぐる紛争が最も多いとのことである。

裁判所名	地域	調停実施日	総調停事件数	成立	不成立
デキナ地裁	ネピドー	水・金	93	9	72
タウンゲー地裁	バゴー	木・金	44	7	37
タウンゲー郡裁	バゴー	木・金	74	24	46
タッコン郡裁	ネピドー	金	34	7	21

- (2) 調停人によると、休憩時間中に代理人弁護士が当事者に譲歩の説得をし、結果として合意が成立したケースもあったようである。調停制度について弁護士からの理解を得られるかという点は一つの懸念事項であったが、コンサルテーション・ミーティングに弁護士を招待して制度説明を行ったのが功を奏したのではないかとと思われる。

6. おわりに

(1) 現状の課題

ア 現在、調停人の認定を受けている者はUSC職員のみであり、人数も限定されている（脚注3参照）。調停人を期日の都度USCから派遣するスキームには限界があるため、さらなる調停人の養成が必須となっている。

イ また、調停を裁判所に直接（訴訟提起することなく）申立てできるようにしたり、調停調書に執行力を持たせたり、裁判官以外の者が調停人として活動できる制度に変更するのであれば、何らかの法規範の確立が必要になるとと思われる。

ウ 加えて、仮に調停事件を取り扱う裁判所を拡大するとしても、調停室のセットアップには当然ながら費用がかかるため、資金の捻出方法について検討しなければならないし、ミャンマー国民全体に調停制度を周知するためには、さらなる広報活動が

²² 2019年5月調停セミナーにおけるUSCのプレゼンテーションに基づく。

必要になると思われるため、その費用も考慮する必要がある²³。

(2) 今後の展望

USCは、1年間のパイロット・プログラムの結果を参考に、更にパイロット・コート
トを拡大する、あるいはミャンマー全国の裁判所で実現することを検討している。

今後は、パイロット・プログラムを評価して、手続きの見直し等を行うとともに、
上記(1)ア～ウの課題に対応していかなければならないので、多くの作業が必要となる。
全国展開への道は険しいかもしれない。しかし、この1か月半の実施状況を見れば、
調停制度がよく活用され、パイロット・プログラム地域において弁護士やユーザーの
理解も進んでいると評価できる。何より、USC職員の方々の並々ならぬ努力をこの
目で見してきた身としては、かかる作業は必ず身を結ぶであろうと確信している。

民事調停制度によって、ミャンマー国民にとって裁判所がより利用しやすいものにな
れば、それは“The rule of law in the legal, Judicial and related sectors in Myanmar is
strengthened, and thereby sustainable economic growth is promoted.”という当プロジェク
トの目標達成にも合致する。JICAとしても、ミャンマー民事調停制度の発展に向
けて、ますますの協力を続けていきたい、関係者の皆さまには、引き続きご支援を賜
りたい。

²³ JICAとしては、2019年度の活動として調停制度プロモーションビデオの作成支援を予定。

中国民法総則の制定について（2）

JICA長期派遣専門家
弁護士 白出博之

II 中国民法総則の条文について

第二章 自然人

第一節 民事権利能力及び民事行為能力

【自然人の民事権利能力】

第13条 自然人は、出生時から死亡時まで民事権利能力を有し、法により民事権利を享有し、民事義務を負担する。

本条は自然人の民事権利能力に関する規定である。

1 立法理由・背景

民事権利能力は民事主体が民事権利を享有し、民事義務を負うための法律上の資格である。法律で自然人の権利能力について規定することは、自然人の民事主体としての地位が確認されることであり、これは自然人が法に基づいて民事権利を有し、民事義務を負う前提である。自然人の権利能力には自然人が民事権利を有する資格だけでなく、自然人が民事義務を負う資格も含まれることからいえば、「権利義務能力」の方がより全面的であるように思えるが、「民事権利能力」概念を用いることにより、民事上の権利保護を核心とする民法の立法精神が強調されている。

2 条文説明

- 1) 自然人の権利能力は出生時に生じ、死亡時に消滅する。出生は自然人が母体から離脱し、生存している旨の法律事実である。「出生」には次の2点が必要である。
 - ①胎児が母体から分離していることであり、母体から分離する前は胎児であり、分離した後に法律上の「人」になる。
 - ②母体から分離するときに生命を保有していることである。胎児は母体から分離するときに生命がない場合、死体である。母体から分離するときに生命を保有している場合を「出生」とし、出生後の生命の存続時間の長短は関係ない。
- 2) 「出生」の判断については、全部露出説、臍帯切断説、産声説、独立呼吸説等の学説があり、「死亡」の判断についても、呼吸停止説、脈拍停止説、心臓鼓動停止説、脳死説等の学説が存在する。実務において具体的にどのようにして「出生」「死亡」を判断するかについては、医学理論及び医学実務の進歩等の問題にも関わることから、本法ではこれに関する統一的な判断基準を規定していない。

※参考文献¹ ①40-42頁, ②38-41頁, ③32-34頁, ④29-30頁参照。

【自然人の民事権利能力平等】

第14条 自然人の民事権利能力は、一律に平等である。

本条は自然人の民事権利能力の平等に関する規定である。

- 1) 自然人の民事権利能力が一律に平等であるとは、法律上の資格の平等であり、自然人の権利能力が民族、種族、性別、職業、家柄、宗教等による差別がないことを意味する。
- 2) 自然人の権利能力平等の原則は、長い歴史的発展・変遷を経て形成された、人類の法文明の進歩の結果である。近現代以前では、全ての自然人が権利能力を有していたことはなく、しばしば一族の血縁、性別等の身分的要素の違いによる格差が存在していた。例えば、女性は非常に多くの状況下で独立した民事主体としての資格がなく、契約締結等の民事活動を行うことができなかったが、現代国家では自然人の権利能力は一律に平等である旨が普遍的に認められているところである。

※参考文献 ①42-43頁, ②41頁, ③34頁, ④31頁参照。

【自然人の出生・死亡時間の判断基準】

第15条 自然人の出生時間及び死亡時間は、出生証明、死亡証明に記載された時間を基準とする。出生証明、死亡証明がない場合、戸籍登記又はその他有効な身分登記に記載された時間を基準とする。以上の記載時間を覆すに足るその他の証拠がある場合には、当該証拠によって証明された時間を基準とする。

本条は自然人の出生時間及び死亡時間に関する規定である。

1 立法理由・背景

出生と死亡はいずれも法的事象であり、一定の法律関係の発生、変更、消滅をもたらす。よって出生時間及び死亡時間の判断は、重要な法的意義を有する（例えば、被相続人の死亡時は相続の開始時を直接決定し、遺産の範囲、相続人の範囲等に影響を及ぼす）。

そして本条は、出生証明書、死亡証明書に記載された時間を自然人の出生時間、死亡時間を判断するための基本的根拠とする旨を定める。

2 条文説明

- 1) 出生証明書、すなわち出生医学証明書には、新生児の氏名、性別、出生時、父母

¹ 引用の参考文献は、①李適時主編、張榮順副主編『中華人民共和國民法總則積義』（法律出版社・2017）、②張榮順主編『中華人民共和國民法總則解説』（中国法制出版社・2017）、③賈東明主編『中華人民共和國民法總則 解釈と適用』（人民法院出版社・2017）、④石宏主編『中華人民共和國民法總則 条文説明、立法理由及び関連規定』（北京大学出版社・2017）である。

の氏名等が記載されており，国の衛生・計画生育部門が統一的に印刷・制作し，省，自治区，直轄市を単位とする統一番号が用いられている。出生証明書は出生時刻が記載された原始書類であり，出生時間を証明するための正確性・規範性を有することから，本条は出生証明書に記載された時間を自然人の出生時を判断する基本的根拠とする旨を定める。

- 2) 死亡証明書は，関係組織が交付する自然人の死亡を証明する文書であり，以下の種類がある。①公民が医療機関で死亡した場合，医療機関が死亡医学証明書を交付する。②公民が正常に死亡したが病院が交付する死亡証明書を取得することができない場合，地域社会，居民委員会又は末端の衛生医療機関が証明書を交付する。③公民が異常死し，又は衛生部門が正常な死亡に属するか否かを確定できない場合，公安・司法部門が死亡証明書を交付する。死亡証明書は死亡時間が記載された原始書類であり，死亡時間を証明するための正確性・規範性を有することから，本条は死亡証明書に記載された時間を自然人の死亡時を判断する基本的根拠とする旨を定める。
- 3) 本条によると，出生証明書，死亡証明書がない場合，戸籍登記簿又はその他有効な身分登記書に記載された時間を基準とする。戸籍登記は国の公安機関が国の戸籍管理に関する法令に従って，公民の身元情報を登記簿に記載する制度である。出生届につき「中華人民共和国戸籍登記条例」7条では，「嬰兒が出生してから1か月以内に，世帯主，親族，扶養者又は隣人は嬰兒の常住地の戸籍登記機関に出生届を行う」と規定し，世帯主，親族等が嬰兒の出生医学証明書を持って公安機関に出生届を行った後に，公安機関が出生医学証明書に記載された嬰兒の氏名，出生時刻等の情報に基づいて戸籍登記を行う。戸籍登記手続を行う場合には，厳格な法定手続に従わなければならないことから，戸籍登記簿に記載された出生時間は比較的高い法的効力を有する。こうして，本条では戸籍登記簿に記載された出生時間を，自然人の出生時を判断するための重要な根拠とする旨を規定し，出生証明書がない場合，戸籍登記簿に記載された出生時間を基準とする。
- 4) 死亡登記につき，中国の戸籍管理制度によると，自然人が死亡した後，世帯主，親族等は所定の時間内に公安機関に死亡登記の申請を行い，戸籍を抹消しなければならない。「中華人民共和国戸籍登記条例」8条では，「公民が死亡した場合は，都市では埋葬する前に，農村では1か月以内に，世帯主，親族，扶養者又は隣人が戸籍登記機関に死亡登記の申請を行い，戸籍を抹消する」と定めるが，戸籍登記手続を行う場合，厳格な法定手続に従わなければならないことから，戸籍登記簿に記載された死亡時間は比較的高い法的効力を有する。本条では戸籍登記簿に記載された死亡時間を，自然人の死亡時を判断するための重要な根拠とし，死亡証明書がない場合は，戸籍登記簿に記載された死亡時間を基準とする旨を定める。
- 5) 本条に定める戸籍登記簿以外のその他有効な身分登記書には，中国の公民居住証，香港・マカオ同胞帰郷証，台湾地区住民の有効な旅券，外国人居留証等がある。

①公民居住証。中国の都市化が急速に進むにつれて、大量の人口が戸籍地を離れて就業、就学しているが、国務院は2015年に「居住証暫定実施条例」を公布している。同条例は居住証取得要件につき「公民は常住戸籍の所在地を離れ、その他都市に半年以上居住し、適法で安定した職業に就いている、適法で安定した住所がある、継続的に就学している旨の要件のいずれかに該当する場合、本条例の規定に従って居住証を取得することができる」とし（2条）、また「居住証に記載される内容は、氏名、性別、民族、生年月日、公民身分番号、本人の写真、常住戸籍の所在地の住所、居住地の住所、証明書の交付機関及び交付日を含む。」とする（4条）。各地の地方性法規を見ると、居住証を申請する場合、住民の身分証明書と戸籍簿を提出する必要があるが、居住証に記載された個人の身元に関する基本的内容は全て住民の身分証明書及び戸籍簿に基づく内容であることから、居住証に記載された住民の生年月日と戸籍登記簿、身分証明書に記載された生年月日は一致する。実務における需要を満たすため、本条では居住証に記載された出生時間も自然人の出生時を判断するための重要な根拠とする旨を定める。

②香港・マカオ同胞帰郷証、台湾地区住民の有効な旅券、外国人居留証等は、いずれも中国の公安機関又は国の主管機関が法定手続に従って交付したものであり、自然人の出生時を判断するための重要な根拠とすることができる。

6) 出生証明書、死亡証明書及び戸籍登記簿又はその他有効な身分登記書に記載された時間は、各種原因により記載誤りの状況が発生する可能性もある。出生証明書、死亡証明書及び戸籍登記簿又はその他有効な身分登記書に記載された時間を覆すに十分なその他証拠がある場合には、当該証拠が証明する時間を基準としなければならない。

※参考文献 ①43－47頁、②42－46頁、③35－37頁、④31－34頁参照。

【胎児の利益保護】

第16条 遺産相続、贈与の受領等胎児の利益保護に関わる場合、胎児は、民事権利能力を有するものとみなす。但し、胎児が娩出時に死体である場合、その民事権利能力は始めから存在しない。

本条は胎児の利益保護・民事権利能力に関する規定である。

1 立法理由・背景

自然人の民事権利能力は出生時から始まる場所、胎児は未だ母体から分離しておらず独立の自然人ではない以上、民事権利能力の一般規定を根拠にこれを保護することはできない。この点、民法通則は胎児の民事権利能力について規定していない²。また相続については相続法第28条が「遺産を分割する時、胎児の相続分を保留しなけ

² 民法通則9条「公民は、出生時から死亡時まで民事権利能力を有し、法により民事権利を享有し、民事義務を負担する。」

ればならない。胎児が死体で生まれた時は、保留した相続分を法定相続によって処理する。」と規定し、相続事項以外には胎児の利益保護に関する規定は存在しなかった。

2 条文説明

1) 胎児の利益保護と胎児への民事権利能力付与の関係

胎児の利益保護と民事権利能力付与の関係について、学界では異なる見解が存在する。Ⅰ) 消極説は、胎児の利益保護は必ずしも胎児への権利能力付与を前提としないという。胎児に権利能力を認める目的は、主に相続及び権利侵害において胎児の利益保護問題を解決する点にあるが、自然人の権利能力は出生時に生じ、胎児の権利能力を認めない旨を堅持する法律の枠組み内で、相続・権利侵害に関する特別規定を定めることで胎児の利益保護目的を実現できるとする。Ⅱ) 積極説は、胎児の利益保護の強度は、胎児に権利能力を付与するか否かと直接的関係を有するという。胎児に権利能力を付与する場合、胎児は民事権利を有するための法律上の資格を有し、民事権利の主体になり、侵害を受けた行為には訴訟救済を受けることができ、胎児の利益保護において有用であるとする。

本条では、法律上胎児は特定状況下で権利能力を有するものとみなされる旨を明確にしている。すなわち、遺産を相続し、また贈与を受ける等の胎児の利益保護に関わる場合は、胎児は権利能力を有するものとみなされる。自然人の権利能力は出生したときに生じ、出生前は、胎児は本来権利能力を有しないが(本法13条対照)、一定の状況下で胎児の利益を保護し、胎児に権利能力を付与する必要があることから、本条は権利能力を有するものと「みなす」と表現している。

2) 胎児の利益保護の範囲

各国・地域の立法例から見ると、スイス民法典、ハンガリー民法典、中国台湾地区民法では胎児利益について総括的保護方式が用いられており具体的範囲が限定されていない。フランス、ドイツ、日本等の国及び地域では遺贈、遺産の相続、損害賠償等に関わる事項についてのみ、胎児利益が保護される。

本条は胎児の利益保護の範囲を「遺産相続、贈与の受領等胎児の利益保護に関わる場合」と規定し、これら状況下で胎児は権利能力を有するものとみなされる。この「遺産相続」には法定相続だけでなく、遺言相続、遺贈も含まれる。胎児が法定相続人である場合、法定相続により関連遺産の相続分を取得する。遺言がある場合、胎児は遺言相続により遺言で確定した相続分を取得する。胎児が法定相続人でない場合、被相続人は遺言書を作成し、個人財産を胎児に贈与することもでき、将来的に遺贈手続により胎児は遺産相続権を取得する。「贈与を受ける」とは贈与者は財産を胎児に贈与することができ、胎児はこの時に権利能力を有し、贈与を受ける権利を有するものとみなされることである。遺産相続及び贈与の受領だけでなく、実務上さらに胎児の利益保護に関わるその他の場面があることから、本条は「等」として具体的範囲を限定しておらず、関連立法の余地を残している。

3) 胎児が権利能力を有するための要件

胎児が権利能力を有するための要件につき民法理論上争いがある。すなわち、Ⅰ) 胎児は母親の妊娠期間には権利能力を有さず、胎児が生きた状態で出生した後に妊娠期間まで遡り権利能力を有するとの見解、Ⅱ) 胎児は母親の妊娠期間に権利能力を有するが、胎児が出生したときに死体である場合、権利能力は最初から存在しないとする見解である。

民法総則草案の関連規定も数度の修正を経ており、全国人大常務委員会第1次審議提出前の「意見募集稿」では上述Ⅰ)の内容を採用し「胎児の利益保護に関わる場合、胎児の出生時に生きていれば、その出生前に権利能力を有するものとみなす。」と定めた。

これに対しては、「胎児が出生時に生きている」を胎児が権利能力を有する必要条件とすれば、胎児が生きている状態で出生するのを待たなければ法院に提訴できない結果となる。胎児の利益をより完全に保護するためには、胎児は母親が妊娠したときから権利能力を有するものとみなして出生を待つ必要はなく、相続権等を行使可能にすべきである。むしろ上述Ⅱ)の内容を採用し、胎児は母親の妊娠期間に権利能力を有し「胎児が将来出生したときに死体である」ことを妊娠期間まで遡りその権利能力が消滅するための要件にすべしとの指摘がなされた。草案一審稿では、ある程度上述の意見が採用され、「遺産相続、贈与の受領等の胎児の利益保護に関わる場合、胎児は民事権利能力を有するものとみなす。但し、胎児が出生時に生きていない場合、その民事権利能力は初めから存在しない。」と定め、その後の改正稿及び最終的に採択された民法総則ではこの一審稿の内容が基本的に維持されている。

※参考文献 ①47-51頁, ②46-50頁, ③37-41頁, ④34-37頁参照。

【成年者の年齢基準】

第17条 18歳以上の自然人を成年者とする。18歳未満の自然人を未成年者とする。

本条は成年者及び未成年者の年齢基準に関する規定である。

- 1) 成年者であることは、単独でより多くの権利を行使できることを意味するだけでなく、それ以上に単独でより多くの義務を負担し、より大きな自主権を有するとともに、自己の行為結果に対して単独で責任を負担することを意味する。

各国・地域において、人々の生理、智力の発育状況、社会生活状況等に基づいて定める成年者の年齢基準に関する規定はそれぞれ異なっているが、多くの国・地域では満18歳を成年者基準としている(例えば、フランス、ドイツ、スイス、イタリア等)。韓国、中国台湾地区民法では、満20歳を成年者とする旨を定める。近時日本でも成年者の下限年齢を満20歳から満18歳に引き下げたが、満18歳、満19歳の者が

父母の同意なしに金銭消費貸借契約やクレジットカード契約を締結できるようになれば、被害を受ける消費者の低年齢化を生じる可能性があるとの指摘もあった。ここから分かるように、成年者の年齢基準を規定するには、人の心身の発育状況だけでなく、社会の許容度等、各方面の要素も考慮しなければならない。

この点、民法通則では成年者の下限年齢を満18歳とする旨を規定していたところ³、民法総則でも民法通則の規定を踏襲して成年者年齢を満18歳とする旨を規定しているが、これは中国憲法の関連規定とも一致するものである⁴。

2) 満18歳に満たない自然人が未成年者である。未成年者の身体、精神はまだ完全に成熟しておらず、各国・地域ではいずれも未成年者に対して法律で特別に保護し、その健全な成長の促進が図られており、中国も「未成年者保護法」等の未成年者保護に関する一連の法律法規を制定している。

3) 民法において成年者と未成年者を区分する意義は、主に、①法律行為の有効性の判断、②婚姻・家庭法分野の権利義務の確定、③後見人の選任等にある。

※参考文献 ①52-53頁、②51-53頁、③41-43頁、④37-39頁参照。

【完全民事行為能力者】

第18条 成年者を完全民事行為能力者とし、単独で民事法律行為を行うことができる。

2 16歳以上の未成年者は、自己の労働収入を主な生活の収入源としている場合、完全民事行為能力者とみなす。

本条は完全民事行為能力者に関する規定である。

1 立法理由・背景

1) 民事行為能力は、民事主体が単独で民事活動に参加し、自己の行為により民事権利を取得し、又は民事上の義務を負うための法律上の資格である。権利能力は民事主体が民事活動を行うための前提であるが、行為能力は民事主体が民事活動を行うための条件である。全ての自然人は権利能力を有するが、必ずしも行為能力を有するわけではない。自然人は出生すれば当然に権利能力を有するが、単独で民事活動を行い、法律行為を行うには、さらに相応する行為能力がなければならない。

民法総則では民法通則の方法を踏襲して、自然人の弁識能力の違いに基づき、自然人の民事行為能力を、完全民事行為能力、制限民事行為能力及び民事行為無能力に区分しており、これは学理上「三分法」と呼ばれる。完全行為能力者は、完全な

³ 民法通則第11条1項「満18才以上の公民は、成年者として完全な民事行為能力を有し、独立して民事活動を行うことができ、完全民事行為能力者となる。」

⁴ 中国憲法第34条「中華人民共和国の年齢満18歳に達した公民は、民族、種族、性別、職業、出身家庭、宗教信仰、教育程度、財産状態、居住期間の別なく、全て選挙権及び被選挙権を有する。但し、法律によって政治的権利を剥奪された者を除く。」

事理弁識能力を有し、単独で民事活動を行うことができる。制限行為能力者はその事理弁識能力に適した民事活動のみを単独で行うことができる。行為無能力者はその法定代理人が代理して民事活動を行わなければならない。

- 2) 起草過程ではⅠ) 民事行為能力の「三分法」を「二分法」に修正、つまり行為無能力概念を取り消し、完全行為能力と制限行為能力の2種類にする意見があった。その理由は、本来の目的が行為無能力者保護にあるところ、そのような保護は実はそれらの者が社会に溶け込む権利を剥奪するからという。人の生理、心理、智力等の成熟度には差異が存在し、かつまた絶えず変化する。制限行為能力制度は極めて高い弾力性を有しており、次の長所がある。①未成年者及び成年者の精神障害者がその年齢、智力、精神の健康状況に適した法律行為を単独で実施することを認めており、さらに制限規定を通じて、未成年者又は成年者の精神障害者を適切に保護できること。②取引相手の信頼保護に配慮することにより、児童による簡単な民事活動への従事が安定した法律状態に置かれること。③年齢区分が過度に硬直化する弊害を回避することである。

他方、Ⅱ) 民事行為能力の「三分法」分類方式を維持すべしとの意見もあった。その理由は、①行為能力の分類方式は、単に自然人の意思能力状況に関する自然的属性の問題だけでなく、自国の文化・伝統、生活の実務状況、大衆の許容度等の社会的要素を踏まえ考慮する必要がある、②民法通則が1987年の施行以来、「三分法」分類方式は既に司法実務に浸透して比較的堅実な司法実務の基盤を有しており、社会に対し明確な方向性を形成しており、普遍的に認められている、③行為無能力制度は、児童及び重度精神障害の成年者の合法的權益をよりよく保護するうえで有用であり、十分な根拠がなければ安易に変更すべきでない等である。

- 3) 民事行為能力区分に「三分法」又は「二分法」を用いることについては、いずれも関連の立法例が存在する（例えば、ドイツ、ロシア、中国台湾地区は「三分法」方式、韓国は「二分法」方式）。本条では引き続き民事行為能力の「三分法」分類方式が用いられているが、他方で未成年者の主体性に対する尊重が考慮された結果、制限行為能力の未成年者の下限年齢が適切に引き下げられている。

2 条文説明

- 1) 本条1項によると、成年者、つまり年齢が満18歳の自然人は、完全な民事行為能力を有する完全行為能力者であり、単独で法律行為を行い、単独で法律行為の法的結果を負うことができる。本条1項に定める成年者とは判断能力が正常な成年者をいい、判断能力が不十分な成年者は具体的状況の違いに基づき制限行為能力者又は民事行為能力者に分けられるが、本条には含まれない。
- 2) 本条2項によると、満16歳以上の未成年者は、自己の労働収入を主な生活の収入源とする場合、既に成年者の判断能力を有することを表明し、単独で法律行為を実施し、単独で法律行為の法的結果を負うことができることから、完全行為能力者とみなすことができる。

3) 起草過程では、Ⅰ) 本条2項の満16歳を満15歳に引き下げるべしとの意見があった。その理由は、①児童は満6歳から小学校に就学すること、及び義務教育法の9年義務教育制度の関連規定を踏まえると、殆どの未成年者は満16歳になる前に中学を卒業するからである。②本条2項の満16歳を満15歳に引き下げることは、これら未成年者の権益を保護するうえで有益であり、③中国が1998年に加盟承認した「就業が認められるための最低年齢に関する条約」に定める最低就業年齢が満15歳であること等である。

他方、Ⅱ) 本条2項に定める満16歳を満15歳に引き下げることに反対の意見もあり、その理由は、①本条2項に定める満16歳を引き下げるべきか否かは、未成年者の最低就業年齢等の問題を踏まえて総合的に考慮すべきであること、②中国の現行労働法に定める就業の最低年齢は満16歳であること、③「就業が認められるための最低年齢に関する条約」1条は、「本条約の効力が生じている加盟国は、児童労働の実効的廃止を保証し、就業又は業務が認められるための最低年齢を年少者の心身が最も十分に発達する水準まで段階的に引き上げるための、国内政策の遂行を約束する」とするが、当該条約の精神は就業最低年齢を引き下げるのではなく、未成年者の心身の健全な発達を保護するうえで有益になるよう、就業最低年齢をできるだけ段階的に引き上げる点にある。以上の検討を経て、本条2項では満16歳の規定が維持されている。

※参考文献 ①53-56頁、②53-56頁、③43-45頁、④39-41頁参照。

【制限民事行為能力の未成年】

第19条 8歳以上の未成年者を制限民事行為能力者とし、その法定代理人が代理し、又は法定代理人の同意、追認を得て民事法律行為を行う。但し、単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、智力に相応する民事法律行為は単独で行うことができる。

本条は制限民事行為能力の未成年者に関する規定である。

1 立法理由・背景

本条では制限民事行為能力の未成年者の下限年齢基準を、民法通則に定める満10歳⁵から満8歳に引き下げているが、起草過程で広く社会から注目を集めた規定である。

1) まず、草案一審稿では、制限民事行為能力者の未成年者の下限年齢を満6歳としていた。民法通則所定の下限年齢の基準を「満10歳」から「満6歳」に引き下げることを提案した理由としては、主に経済社会の発展及び生活・教育水準の向上に

⁵ 民法通則第12条「1項：満10才以上の未成年者は、制限民事行為能力者としてその年齢及び智力に相応する民事活動を行うことができる。その他の民事活動は、法定代理人が代理し、又は法定代理人の同意を必要とする。」「2項：10才未満の未成年者は、民事行為無能力者として、法定代理人がその民事活動を代理する。」

に伴い、未成年者の生理、心理的な成熟度及び認知能力が向上したことから、適正な範囲で年齢を引き下げることが未成年者がその年齢、智力に相応する民事活動を行い、これらの未成年者の主体性をよりよく尊重し、その合法的權益を保護するうえで有益であること。かかる調整は中国の義務教育法による満6歳の児童は義務教育を受けなければならない旨の規定とも呼応して、実務において把握、執行しやすいことが指摘されていた。

2) これに対しては、制限行為能力者の下限年齢を満10歳から満6歳に調整するには十分な根拠が必要であり、制限民事行為能力の未成年者の下限年齢を適正な範囲で引き上げるべしとの意見があった。その具体的内容は以下のようなものであった。

①未成年者の生理的・心理的な成熟度・認知能力が向上したという見解は偏っている。満6歳の児童は一定の学習能力を有し、義務教育を既に開始しているが、認知能力・事理弁識能力は不十分であり、単独で法律行為を行うための基盤を有しない。他方、民法通則の満10歳の規定は一定の科学的根拠及び実務の基礎を有する。満10歳は一般的に小学校高学年で教育程度及び知識取得能力は向上しており、単独で社会に接する機会も比較的多く一定の社会経験を有し、自己の行為の一般的性質・相対的結果を基本的に理解できる。

②未成年者の生理的・心理的な許容度と認知能力は、都市と農村では差異が存在しており、特に都市部と社会環境が相対的に閉鎖的で教育水準が相対的に低い辺鄙な農村・牧畜地域とを比較すると、その格差は大きい。

③満6歳を制限民事行為能力者の下限年齢とすれば、満6歳の児童及びその家庭の合法的權益保護に不利益であり、詐欺行為に一定の付け入る隙を与える可能性がある。

④制限民事行為能力者の下限年齢基準の引下げは、単に児童の判断力向上に関わる問題ではなく、他方で将来的に刑事責任能力に対応させる可能性もあり、年齢の引下げが未成年者利益保護への有利不利やメリットの多寡等について見きわめが必要である。

3) 民法総則草案二審稿、三審稿、最終的に全国人民代表大会に上程された民法総則草案では、制限行為能力の未成年者の下限年齢を満6歳とする旨の規定が維持されていた。

①社会の進歩と教育水準の向上に伴い、児童の認知能力、適応能力及び自己負担能力は大幅に向上したことから、法律で制限行為能力者の未成年者の下限年齢基準を適正な範囲で引き下げることが、現代の未成年者の心理的・生理的な発達の特徴に適合し、未成年者がその年齢、智力に相応する民事法律行為を実施し、未成年者の主体性をよりよく尊重し、その合法的權益を保護するうえで有益である。

②国際的発展の趨勢に適合する。中国が加盟する「児童の権利に関する条約」では、各加盟国は児童の自己意識を尊重、保護するための措置を講じなければならない旨が規定されている。一部の国・地域では制限行為能力者の下限年齢を満6歳、

満7歳としている。

③民事行為能力の年齢変化は必ずしも刑事責任能力の年齢変化をもたらすわけではなく、刑事責任能力の年齢基準の調整は、刑事分野の具体的状況に基づき確定すべきである。

- 4) 2017年3月の全国人大による民法総則草案の審議過程では、一部の代表から満6歳の児童は一定の学習能力を有し、義務教育を開始しているが、認知・事理弁識能力はなお不十分であり、大部分において法律行為を実施する能力を有しないことから、満8歳に修正すべしとの意見があった。また、別の代表からは、現行法の満10歳を維持すべきであるとの意見が、さらには、満6歳への引下げを支持するとの意見等もあった。全国人大法律委員会は、検討を経て、積極的かつ穏当であることの要求に照らして、現段階では制限民事行為能力者の下限年齢を満8歳に修正すべきであるとした。こうして、最終的に民法総則では制限民事行為能力者の下限年齢を満8歳に修正している。

2 条文説明

- 1) 本条によると、8歳以上の未成年者は制限民事行為能力者であり、その者が法律行為を実施する場合には、法定代理人の事前の同意を得ることが必要であり、制限民事行為能力の未成年者が実施した民事法律行為は、法定代理人の事後の追認が必要であり、その後当該未成年者に対する効力を生じる。
- 2) もっとも、8歳以上の未成年者は既に一定の判断能力を有しており、法律はその独立した一定の民事法律行為の実施を認めなければならない。単独で実施することができる民事法律行為は、次の2種類である。すなわち、①贈与を受ける等の単に利益を得るだけの民事法律行為である。制限行為能力の未成年者は通常、このような行為によって不利益を受けることはなく単独で実施できる。②満8歳の児童による学習用品の購入等のその年齢、智力に相応する民事法律行為である。制限民事行為能力の未成年者は、かかる行為を行うのに適合した認知能力を有しており、単独で実施することができる。

※参考文献 ①56-62頁、②56-62頁、③46-50頁、④41-46頁参照。

【民事行為無能力の未成年】

第20条 8歳未満の未成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が代理して民事法律行為を行う。

本条は民事行為無能力の未成年者に関する規定である。

- 1) 民事行為無能力とは自己の行為により民事権利を取得せず、又は民事義務を負う資格を有しないことである。8歳未満の未成年者は、生理的、心理的な発育が未成熟であり、自己の行為に対する事理弁識能力と行為結果の予見能力がなお非常に乏しく、これらの者の権益が害されることを回避するために、法律ではこれらの者を民事行為

- 無能力者とする旨を定める。本条によると、8歳未満の児童は民事法律行為を単独で行う資格を有さず、法定代理人が代理して民事法律行為を実施することが必要である。
- 2) 起草過程では、8歳未満の児童は単に利益を得るだけの法律行為を単独で実施することができるか否かにつき、児童は単に利益を得るだけの法律行為を単独で実施することができる旨を明確にし、「但し、単に利益を得るだけの民事法律行為を除く」規定を追加すべしとの意見があった。その理由は、6歳以下の児童が単独で実施する贈与、奨励を受ける等の単に利益を得るだけの法律行為により、児童の利益は害されず、逆に児童の利益を増加させるものだからという。また『中華人民共和國民法通則』の徹底した執行に係る若干問題に関する最高人民法院の意見（試行）（以下「通則意見」という。）7条も、行為無能力者が奨励、贈与、報酬を受ける場合、他人は行為者が行為無能力であることを理由に、以上の行為の無効を主張してはならない旨を定める。
- 3) しかし、8歳未満の児童の事理弁識能力はなお非常に乏しく、贈与を受ける等単に利益を得るだけの法律行為であっても、当該行為及び行為結果について十分に弁識判断する必要があり、贈与を受ける法律行為と贈答品を受け取る行為は区別すべきである。低年齢の児童が他人の与えた玩具を受け取る行為は、事実行為とみなすことができ、児童が贈与を受ける法律行為を行うのとは同じでない。また、一部の単に利益を得るだけの行為はしばしば事後の具体的状況に基づいて初めて判断可能となり、得た収益が受け入れた負担より遥かに大きい場合は、単に利益を得た場合に属するが、この種の法律行為にはさらに高い事理弁識能力が必要である。8歳未満の児童にこれらの法律行為を単独で行うことができる権限を与えた場合、その合法的權益が侵害されやすくなる。実務状況から見ても、8歳未満の児童は父母又はその他後見人の全面的保護下に置かれており、法律行為を単独で行う機会は極めて少ないことから、法定代理人が全面的に代理によって法律行為を実施することは中国の国情に合致する。
- 検討を経て、児童の合法的權益を保護するうえで有利との観点から、8歳未満の児童が単に利益を得るだけの行為を単独で実施できる旨は規定されなかったものである。
- ※参考文献 ①62－63頁、②62－63頁、③50－52頁、④46－47頁参照。

【民事行為無能力の成年者】

第21条 自己の行為を弁識できない成年者は、民事行為無能力者であり、その法定代理人が代理して民事法律行為を行う。

2 8歳以上の未成年者が自己の行為を弁識できない場合、前項の規定を適用する。

本条は民事行為無能力の成年者に関する規定である。

1 立法理由・背景

1) 民法通則に定める民事行為無能力又は制限民事行為能力の成年者の範囲は「精神

病者」である⁶。また「通則意見」5条では「精神病患者（認知症患者を含む）が判断能力及び自己防衛能力を有さず，その行為の結果が分からない場合，自己の行為を弁識できない者と認定できる。比較的複雑な事物又は比較的重大な行為に対する判断能力及び自己防衛能力が欠けており，その行為の結果を予見できない場合は，自己の行為を完全には弁識できない者と認定できる」と定める。同解釈は一方で「自己の行為を弁識できない」「自己の行為を完全には弁識できない」の判断について詳細な規定を定め，もう一方で「精神病患者」について拡張解釈を行って「認知症患者」を「精神病患者」の範囲に含めている。

現実の生活では，アルツハイマー症等の疾病により自己の行為を弁識又は完全には弁識できなくなった高齢者が存在するが，これらの老人病は精神病とは異なる。民事行為無能力者又は制限民事行為能力者の範囲を「精神病患者」と厳格に制限した場合は，これらの老人病により自己の行為を弁識又は完全には弁識できなくなった高齢者が排除されて不利な結果を生じやすくなる。すなわち，①これらの高齢者に法に基づき後見人を選任することができないことは，その人身，財産その他合法的権益の保護に不利益である。②これらの高齢者がその事理弁識能力に相応しない法律行為を行い，それを法に基づき取消又は無効と認定できなければ，これらの高齢者の合法的権益が害される。

実務上のニーズに応えるとともに，高齢化社会が進む中国における高齢者の利益保護の必要性を満たすため，民法総則では司法解釈規定を基礎として，民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の範囲をさらに拡大し，先天的な欠陥，疾病等の各種原因により自己の行為を弁識又は完全には弁識できない成年者だけでなく，知的障害者，重大な精神障害者，アルツハイマー病患者等も含んでいる。なお，大部分の精神障害者，不安障害，うつ病，強迫性障害等のよく見られる精神障害者は一般的に民事行為能力を有し，統合失調症などの重度の精神障害者のみが，一部又は完全に民事行為能力を喪失する可能性がある。

2 条文説明

- 1) 自然人の中には，年齢は既に満18歳で成年者年齢に達しているが，先天的欠陥，疾病等の原因により，事理弁識能力が不十分で自己の行為の法的結果を正常に予見できない者もいる。これらの事理弁識能力が不十分な成年者の合法的権益を保護するため，法律でその法律行為の実施に関する特別規定をおく必要がある。民法総則では認識・判断能力の違いに基づき，これらの成年者をさらに2種類に区分している。すなわち，①自己の行為を弁識できない成年者であり，②自己の行為を完全には弁識できない成年者である。上記①は，一般的な事物及び行為に対する基本的な

⁶ 民法通則13条「1項：自己の行為を弁識できない精神病患者を民事行為無能力者とし，その者の法定代理人が代理して民事活動を行う。」「同2項：自己の行為を完全には弁識できない精神病患者を制限民事行為能力者とし，その者の精神健康状況に相応する民事活動を行うことができる。その他民事活動についてはその者の法定代理人が代理して行い，又はその者の法定代理人の同意を得る。」

弁識・判断能力が欠けており、自己の行為の法的結果を正常に予見することができない者である。上記②は、比較的複雑な行為に対する正確な弁識・判断を行うことができず、自己の行為の法的結果を完全には予見できない者である。①の成年者を民事行為無能力者として本条1項に規定し、②の成年者を制限民事行為能力者として本法第22条に規定している。

- 2) 本条1項の「自己の行為を弁識できない」及び第22条の「自己の行為を完全には弁識できない」とは、事理弁識能力が継続的に不十分な状態にあることであり、暫定的又は短期的であってはならず、例えば泥酔状態、麻酔薬又は向精神薬の乱用により、自己の行為に対する事理弁識能力を一時的に喪失した成年者は、本法所定の行為無能力者又は制限行為能力者には属さない。
- 3) 本条2項所定の自己の行為を弁識することができない8歳以上の未成年者とは、知的障害、精神障害又はその他疾病等の原因により精神の正常な発育が不能になり、事理弁識能力が著しく不十分な未成年者である。これらの未成年者は、正常な年齢及び精神の発育程度に従った場合、制限民事行為能力者に分類できるところ、それらの者は自己の行為に対する基本的な事理弁識能力が欠けていることから、その合法的權益の侵害を防止するために、本条2項はそれらの者を民事行為無能力者の範疇に分類している。
- 4) 本条1項及び第2項所定の民事行為無能力者は、一般的な事物及び行為に対する基本的な弁識・判断能力が欠けており、自己の行為の法律効果を正常に予見できず、単独で法律行為を行えないことから、法定代理人が代理して法律行為を実施しなければならない。

※参考文献 ①63－66頁、②63－66頁、③52－54頁、④47－49頁参照。

【制限民事行為能力の成年者】

第22条 自己の行為を完全には弁識できない成年者は、制限民事行為能力者であり、法定代理人が代理し、又はその法定代理人の同意、追認を得て民事法律行為を行う。但し、単に利益を得る民事法律行為又はその智力、精神健康状況に相応する民事法律行為は単独で行うことができる。

本条は制限行為能力の成年者に関する規定である。

1 立法理由・背景

- 1) 単独で実施する法律行為の範囲を見れば、制限行為能力の成年者と制限行為能力の未成年者との間には異同がある。共通点は、これら2種類の制限行為能力の自然人はいずれも単に利益を得るだけの法律行為を単独で実施できる点である。相違点は、制限行為能力の未成年者はその年齢、智力に相応する法律行為を単独で行えるのに対し、制限行為能力の成年者はその智力、精神健康状況に相応する法律行為を単独で行える点である。

2) 未成年者の年齢は、その社会経験及び知識能力に直接影響を及ぼすが、智力がまだ正常な発育段階にあって完全に発育、成熟しているわけではなく、年齢、智力の2つの要素が未成年者の認知能力に影響を及ぼす最も重要な要素である。未成年者が正常な智力の発育段階にあるのとは異なり、制限行為能力の成年者による法律行為実施について考慮すべき智力に関する要素には、先天的な知的障害、発育期における各種原因による智力の低下、及び智力が発育、成熟した後の疾病、不測の事故等の各種原因による智力損傷及び高齢期の智力退化による認知症等がある。制限行為能力の成年者による法律行為実施について考慮すべき精神健康に関する要素としては、主に精神病により認知・判断能力が不十分になり、民事活動に正常に参加し、比較的複雑な法律行為を実施できないことである。

2 条文説明

- 1) 知的障害、精神障害その他疾病により自己の行為を完全には弁識できなくなった成年者は全て制限行為能力者である。制限行為能力の成年者は一般的な事物及び行為に対する基本的な弁識・判断能力を有するが、比較的複雑な事物又は比較的重大な行為に対する判断能力及び自己防衛能力が欠けており、その行為の結果を予見できない。制限行為能力の成年者が法律行為を行う場合は、一般に法定代理人が代理で行い、又はその法定代理人の同意、追認を得る必要があるが、一定の法律行為は単独で行うことができる。
- 2) 「その智力、精神健康状況に相応する」の認定は、制限行為能力者の成年者の智力、精神健康状況、行為の性質、目的物の金額等の要素を踏まえ、総合的に判断し、具体的状況に応じて分析しなければならない、統一的基準はない。当該成年者の行った法律行為がその智力、精神健康状況に相応しない場合、法定代理人の同意・追認が必要であるが、その智力、精神健康状況に相応する場合には法定代理人の同意・追認は必要なく、有効である。

※参考文献 ①66－68頁、②66－68頁、③54－55頁、④49－51頁参照。

【後見人】

第23条 民事行為無能力者、制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人である。

本条は行為無能力者、制限行為能力者の法定代理人たる後見人に関する規定である。

- 1) 本法では後見資格を有する者、後見人の選任、設定方法、後見職責等について厳格かつ明確に規定している（※本章第2節「後見」参照）。行為無能力者、制限行為能力者の後見人を法定代理人とする旨を規定することは、行為無能力者、制限行為能力者の人身、財産及びその他合法的權益を保護するうえで有益である。
- 2) 後見人は被後見人の心身の健康を守り、被後見人の生活を世話し、被後見人の財産を管理、保護する過程において、被後見人の代理としての契約締結等の法律行為の実

施は避けられない。後見人に法定代理人の資格を付与することは、後見人が後見職責を履行するうえで便宜であるとともに、かかる代理行為を民法総則の代理関連規定に従って規律することができ、行為無能力者、制限行為能力者の利益をよりよく保護することができる。

※参考文献 ①68頁，②68－69頁，③55－56頁，④51－52頁参照。

【民事行為無能力者等の認定・回復】

第24条 自己の行為を弁識できない，又は完全には弁識できない成年者，その利害関係人又は関係組織は，人民法院に対して，その成年者が民事行為無能力者又は制限民事行為能力者であることの認定を申請することができる。

2 人民法院により民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と認定された場合，本人，利害関係人又は関係組織の申請を経て，人民法院は，その智力，精神健康の回復状況に基づいて当該成年者の制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者への回復を認定することができる。

3 本条に定める関係組織は，次のものを含む。居民委員会，村民委員会，学校，医療機関，婦女連合会，障害者連合会，法により設立された高齢者組織，民政部门等。

本条は行為無能力者又は制限行為能力者の認定・回復に関する規定である。

1 立法理由・背景

行為無能力，制限行為能力の成年者の事理弁識能力が不十分な原因は，しばしば先天的要素又は疾病，事故によるものであり，短期間での回復が困難か回復不能な場合もある。自己の行為を弁識又は完全には弁識することができない成年者を，行為無能力者又は制限行為能力者と認定することにより，①当該成年者について法定手続に従って後見人を選任し，その人身，財産その他合法的權益を保護できる。②法定代理人は当該成年者が行った法律行為の無効又は取消を主張して，当該成年者の權益侵害を回避できる。③取引安全を保護するうえで有用である。取引の相手方は当該成年者と取引を行うか否かを事前に決定でき，事情を知らない状況下で取引を行った場合は，相手方は法定代理人に速やかに催告し，追認又は当該法律行為の取消によってその効力を迅速に確定できる。

2 条文説明

行為無能力者等の認定は法院に申請し，法院が判決をする必要がある（中国民事訴訟法第187条以下）。成年者を行為無能力者又は制限行為能力者と認定することは，事理弁識能力が不十分な成年者に対する保護であり，これらの成年者による法律行為の自由な実施に対する制限でもあることから，法定手続を通じて行う必要があることに基づく。本条は申請主体として次の2種類の者を定める。

(1) 利害関係人

利害関係人の状況は比較的複雑であり、その具体的範囲について立法で明確に規定することは困難であり、具体的状況に応じて分析しなければならない。一般的に言えば、本条1項の「利害関係人」には主に本人の近親者、債権者、債務者等が含まれ、同第2項の「利害関係人」には主に本人の後見人、債権者、債務者等が含まれる。しかし、具体的事件において、これらの者が全て法院に申請資格を有するか否かは個別事件毎の実際状況に基づいて判断する必要がある。利害関係人が適格主体であるか否かを認定するには、まず本人の行為能力の状況がその者にとって重要な意義又は影響を有するか否かを考慮する必要がある。

(2) 関係組織

- 1) 本条2項によれば、法院に行為無能力者又は制限行為能力者と認定された者が、その智力、精神健康が正常状態に回復し、又は一部回復し、本人、利害関係人又は関係組織が申請した場合、法院はその智力、精神健康の回復状況に基づいて、当該成年者が制限行為能力者又は完全行為能力者になったものと認定できる。具体的には次の状況、すなわち、①行為無能力者が制限行為能力者に、②制限行為能力者が完全行為能力者に、③行為無能力者が完全行為能力者になる場合である。
- 2) この点、民法通則19条に定める申請主体は「精神病者の利害関係人」に限られていたが、本条では「関係組織」を追加している。起草過程では、本人が法院に制限行為能力者又は完全行為能力者の能力回復を申請する場合、例えば本人に利害関係人がいない、又は利害関係人が申請に消極的だが、本人はまだ単独で申請して審理手続に参加する能力を有しない等、主観的・客観的な困難が存在することがあり、関係する群衆性団体組織・民政部門等が申請することは、これら成年者による自発的意思の実現を助け、その合法的權益を保護するうえで有益であると指摘されていた。
- 3) 民法総則草案一審稿、二審稿、三審稿では、いずれも本条2項の申請主体に「関係組織」を規定するだけで、本条1項の申請主体は利害関係人に限られていた。もっとも、現実の生活では一部の高齢者、精神病患者には利害関係人がいない可能性があり、行為能力認定を申請する者がいないことより、既に行為無能力・制限行為能力状態にあるにも拘わらず、法により後見人を選任、確定できない状況を生じるおそれがあることから、本条1項の申請主体に「関係組織」を追加すべしとの意見があり、本条ではこの意見を採用して「関係組織」を追加している。

但し、成年者を行為無能力者・制限行為能力者と認定することは、成年者の行為の自由に対し重大な影響を及ぼすことから原則的に利害関係人が申請しなければならない、「関係組織」が法院に申請する場合を厳格に把握すべきであり、当該成年者の合法的權益を保護する切迫した必要性に基づかなければならない点に注意を要する。
- 4) 本条3項は「関係組織」の範囲につき、居民委員会、村民委員会、学校、医療

機関，婦女連合会，障害者連合会，法により設立された高齢者組織，民政部門等を含む旨を規定する。これらの組織が法院に成年者の行為能力状況の認定を申請する意思・能力・条件等を具備していることに基づくものである。

※参考文献 ①68－73頁，②69－75頁，③56－60頁，④52－56頁参照。

【自然人の住所】

第25条 自然人は，戸籍登記その他の有効な身分登記に記載した居所を住所とする。常居所と住所が異なる場合，常居所を住所とみなす。

本条は自然人の住所に関する規定である。

- 1) 住所は，民事主体が民事活動を行うための中心となる場所又は主な場所である。自然人の住所は，一般に自然人が長期的に居住し，比較的固定している居所である。自然人の住所は婚姻登記，失踪宣告，死亡宣告，債務履行地，司法管轄，訴状の送達等に重要な法的意義を有する。居所は，自然人が実際に居住する一定の場所である。
- 2) 本条によれば，自然人は戸籍登記又はその他有効な身分登記に記載された居所を住所とする。まず，「戸籍登記」は，国の公安機関が国の戸籍管理に関する法令に従って公民の身元情報を登記簿に記載する制度である。中国の「戸口登記条例」6条では，「公民は経常的に居住する場所で常住戸口の登記を行わなければならない，1名の公民は1か所の場所でのみ常住戸口の登記を行うことができる」と規定する。当該規定によると，公民は経常的居住地（常居所）の公安機関で戸籍登記を行わなければならない，戸籍登記簿に記載された居所がその長期的に居住し，比較的固定している居所である。
- 3) 本条の「その他有効な身分登記」には，主に居住証及び外国人の有効な居留証等が含まれる。都市化が進むにつれて，大量の人口が戸籍地を離れて就業，就学し，これらの自然人が民事活動を行うための中心となる場所は明らかに変化しているため，常居所と戸籍登記地との間に乖離が生じており，完全に戸籍登記に記載された居所を基準として公民の住所を判断することは，すでに現在の実際のニーズに合致しない。

第15条で上述したように，国務院は2015年に「居住証暫定条例」を公布しているところ，同規定によれば，居住証保有者はしばしば関連の都市で業務，生活のために半年以上居住している。よって，居住証に記載された居住地住所も公民の住所とすることができ，これは公民による正常な民事活動を促進するうえで有益であり，民事紛争が発生した場合，公民による提訴・応訴に便宜である。外国人，無国籍者等の中国の住所については，中国の主管機関が法定手続に従って交付した有効な居留証等に基づく判断が可能である。

※参考文献 ①73－75頁，②75－76頁，③60－62頁，④56－57頁参照。

第2節 後見

【父母と子の間の法的義務】

第26条 父母は、未成年の子に対して扶養、教育及び保護の義務を負う。

2 成年者である子は父母に対して扶養〔贍養〕、扶助及び保護の義務を負う。

本条は父母と子の間の法的義務に関する規定である。

1 立法理由・背景

後見制度は、民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の權益を保障し、その行為能力の不足を補うための法制度である。被後見人には2種類あり、第1に未成年者、第2に行為無能力及び制限行為能力の成年者である。統計によれば、現在中国国内に存在する知的障害者及び精神障害者は計1000万人を超えており、また非常に多くの高齢者は意識・能力が著しく衰えており、これらの者にも後見が必要となる。

後見制度は、中国の基本的な民事法律制度の1つであり、民法総則、さらには民法典全体においても重要な地位を占める。後見制度は、民事主体制度、婚姻家庭制度、民事法律行為制度、代理制度及び民事責任制度等との間に密接な関係がある。民法総則中の後見制度は、未成年者保護法、婦女權益保障法、高齢者權益保障法等の関連規定と共に中国における後見制度法体系を構築している。本節では国際連合の「児童の權利に関する条約」、「障害者の權利に関する条約」の原則・精神を徹底し、他国・地域の法律を参考に、中国の国情と実務に立脚し、後見制度について大規模な修正を行っており、家庭の後見を基礎とし、社会の後見を支えとし、国の後見を包括的受け皿とする後見制度を構築している。

この点、民法通則における後見制度は「公民（自然人）」の章に規定され、民事主体制度の重要な内容としているが、民法総則では、民法通則の手法を継承して「自然人」の章で後見制度を規定する。起草過程では、後見制度の立法形式、つまり後見制度を民法典のどの部分に置くべきかについて争いがあり、代表的意見としては次の3種類があった。

- I) 第1の見解は、民法通則では後見に関する内容が「公民（自然人）」の章に置かれているが、これは立法当時の便宜的措置である。立法の科学性、体系化の観点から見れば、民法総則では後見に関する簡略的内容のみを規定し、後見に関する主要内容は親族法又は婚姻家庭法で規定すべきという。その理由は、①民法典の総則・分則の形式に適合する。②後見制度の私法・公法の二重の法的属性に適合する。③大陸法系民法典の体系化の伝統に合致する。④後見制度の整備と発展に有益である。後見制度の関連内容は範囲が広く、親族編であればより具体的に規定してより高い運用性を持たせることができる等である。
- II) 第2の見解は、後見制度の核心的機能は自然人の行為能力を補う点にあることを強調する。20世紀半ば以降、人々は自然人をより核心的地位に置き、全ての規則は人の權利の尊重と救済を主な方向性としていることから、後見制度を自然人の章

の「民事権利能力及び民事行為能力」に置くことは、適切であり、理論の基礎性、体系の論理性及び制度の整合性がとれるという。

Ⅲ) 第3の見解は、後見制度を民法総則の自然人部分に置くのか、婚姻家庭編に置くのかについては、理論及び論理体系の観点から見ると、共に筋が通っていて実行可能であるが、むしろ現在の立法の重点は後見制度の内容を充実させ、後見制度をさらに整備し、完全なものにする点にあるという。

検討の結果は次のとおり。後見制度の本質は自然人の行為能力の不足を補う点にあるが、婚姻家庭制度との間にも一定程度の重複がある。民法総則、婚姻家庭編のいずれにも後見制度を規定することが可能である。後見制度を民法総則に置くことについては主に次の点が考慮されている。すなわち、①民法総則の第一章第一節では民事権利能力及び民事行為能力について規定し、行為能力は完全民事行為能力、制限民事行為能力及び民事行為無能力に分けられている。後見制度は民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の權益を保障し、その能力不足を補うための制度であり、自然人の民事行為能力制度の後に続けてこれを規定することは論理的合理性を有する。②中国の後見制度には家庭の後見だけでなく、社会の後見と国の後見が含まれる。「自然人」の章で後見制度を規定することに形式上の問題があるとすれば、婚姻家庭編で社会の後見及び国の後見について規定することにも同様の問題がある。③民法通則に定める後見制度は既に30年を経過しており、実務において多数の新たな状況や問題が発生して早急な解決が必要だが、婚姻家庭編で規定する場合はさらに公布まで長期間を要し、現在の実務ニーズに即応できない。

2 条文説明

- 1) 年長者を敬い幼い者を愛護することは中華民族の伝統的美徳である。本条ではこの伝統的美徳の発揚を起点として、憲法に基づき、婚姻法、未成年者保護法、高齢者權益保障法等の関連規定を基礎に、父母と子の間の法的義務についてさらに明確化、法定化を行って家庭の責任を強調しているが、これは家族関係の円満を促進し、法律面から社会主義核心的価値観を提唱、実現するうえで有益である。
- 2) 起草過程では、本条は親族間扶養に関する権利義務の内容であり、後見制度とは完全に同じではなく、婚姻家庭編で規定する方が適切であることから、本条を削除すべしとの意見もあった。検討の結果は次のとおり。家庭は社会の細胞であり、社会の安定基盤であり、家庭後見は中国の後見制度における主要形式である。父母の未成年子に対する扶養（卑属に対する扶養）、教育及び保護の義務、成年子の父母に対する贍養（尊属に対する扶養）、扶助及び保護の義務は、家庭後見の基盤となるものであり、民法総則で定める必要がある。
- 3) 本条1項によると、父母の未成年子に対する扶養、教育、保護の義務には、主に生活上のケアを行う、未成年者が義務教育を受けることを保障する、適切な方式・方法により未成年者を管理教育する、未成年者の人身、財産權益が害されないよう保護する、未成年者の心身の健全な発展を促進する等がある（婚姻法21条、未成

年者保護法10条等参照)。

本条2項による成年子の父母に対する扶養〔贍養〕、扶助・保護の義務は、主に労働能力を喪失し、又は生活が困難である父母に対して、生活上のケア及び経済的援助を行い、精神的に父母を支えて、父母の人身、財産権益が害されないよう保護すること等がある(婚姻法21条3項、高齢者権益保障法14条等参照)。

※参考文献 ①75-80頁、②77-81頁、③62-65頁、④57-60頁参照。

【未成年者の後見人と後見の順序】

第27条 父母は、未成年者の後見人である。

2 未成年者の父母が既に死亡し、又は後見能力を有しない場合、次に掲げる順序に従って後見能力を有する者が後見人となる。

(一) 父方の祖父母、母方の祖父母

(二) 兄、姉

(三) その他後見人となる意思のある個人又は組織。但し、未成年者住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を要する。

本条は未成年者の後見人に関する規定である。

1 立法理由・背景

起草過程では本条に関して「後見能力」の定義に関する問題が提起された。すなわち、後見の節では「後見能力」が後見人になる資格の有無を判断するための重要な基準とされているが、「後見能力」の明確な定義規定がなければその認定に関する争いが生じるおそれもあり、後見能力の認定基準を明確にすべしとの意見である。

検討の結果は次のとおり。後見能力を有するには、まず完全行為能力が必要であるが、後見能力の有無を判断するその他要件に関する実務の状況は比較的複雑であり、各種要素を総合的に考慮する必要があることから、法律で逐一定義するのではなく、具体的状況に基づいて判断するとされている。また「通則意見」第11条では「後見人の後見能力を認定する場合、後見人の身体健康状況、経済条件、及び被後見人の生活上の繋がり等の状況等の要素に基づいて確定しなければならない」と定めている。

2 条文説明

1) 本条1項は、父母が未成年者の後見人である旨を定める。父母は未成年子を扶養、教育及び保護する法定義務を負い、未成年子との関係が最も密接であり、未成年者の健全な成長にとって極めて重要である。このため、父母が無条件で未成年者の法定後見人となる。父母が死亡又は後見能力を有しない状況下で初めて、その他の個人又は関係組織が後見人になることができる。

2) 本条2項は、父母以外のその他の個人又は組織が後見人になることについて規定する。同項は民法通則の関連規定(同16条)を基礎として、次の2つの面から整備されている。第1に父母以外の後見能力を有する者が「順序に従って」後見人に

なる旨を定め、第2に「組織」が後見人になることを追加している。

①「順序に従って」後見人となること

実務上、一部の状況下で後見資格を有する者が責任を押し付け合い、後見人への就任を嫌がることにより後見人を定めることができず、行為無能力者・制限行為能力者の権益保護ができない状況が生じている。本条では後見資格を有する者は順序に従って後見人になる旨が明確にされているが、その主な目的は後見資格を有する者間での責任の押し付け合いを防止する点にある。後見資格を有する複数の者に後見人になる意思がある場合、本条所定の順序に従って後見人を確定し、又は本法30条に従って協議することができる。協議が調わない場合、本法31条に定める後見に関する紛争解決手続に従って処理し、居民委員会、村民委員会、民政部門、人民法院が「被後見人にとって最も有利とする原則」に従って後見人を指定することができ、本条所定の「順序」の制限を受けないが、本条の規定を根拠にすることもできる。

本条所定の順序に従って後見人になるべき個人が、自らが後見人に不適任と判断し、又は後見資格を有するその他の者の方が後見人に適任であると判断する場合、本法30条に従って協議できる。協議が調わない場合は、本法31条に定める後見に関する紛争解決手続を通じて処理し、後見人を指定できる（例えば、未成年者の祖父母が第1順位後見人であるが、自らが既に高齢で、未成年者の姉の方が条件も良く、その姉が後見人になる方が未成年者の成長に有利であると判断する場合、まずその姉と協議することができ、協議が調わない場合、後見に関する紛争解決手続を通じて解決できる。但し、法院が後見人を指定するまで、未成年者の祖父母は後見職責の履行を拒絶してはならない）。

②「後見人となる意思のある組織」が後見人になること

中国の公益事業の発展に伴い、後見の意思・能力を有する社会組織は絶えず増加しており、社会組織が後見人になることは家庭後見に対する有益な補足であり、国の後見負担を軽減することもできる。本条2項3号及び本法28条4号に定める「後見人となる意思のある組織」とはこのような社会組織である。しかし、後見は簡単な生活上のケアとは異なり、さらに被後見人の財産を管理・保護し、被後見人を代理して法律行為を行い、未成年の被後見人の権利侵害行為に対する責任を負担すること等から、後見人となる意思のある社会組織は、信用が高く、一定の財産・職員を有しなければならない。これらの条件はいずれも実務において厳格に把握し、未成年者住所地の居民委員会、村民委員会、民政部門が実際状況に基づいて判断する。

本条2項3号では、民法通則16条2項3号に定める後見人となる意思がある「関係が密接なその他親族、友人」を、後見人となる意思がある「個人」に改めることで、後見人の範囲をさらに拡大し、後見人になる者がいない状況ができる限り発生しないように配慮している。本法規定によると、「後見人となる意思が

ある個人」が後見人になる場合も、未成年者住所地の居民委員会、村民委員会、民政部門の同意が必要であり、後見能力を有し、未成年者の健全な成長に有利でなければならない。

※参考文献 ①80-83頁, ②82-85頁, ③65-67頁, ④61-63頁参照。

【成年者の後見人と後見人の順序】

第28条 民事行為無能力又は制限民事行為能力の成年者については、次に掲げる順序に従って、後見能力を有する者が後見人となる。

(一) 配偶者

(二) 父母, 子

(三) その他の近親族

(四) その他後見人となる意思のある個人又は組織。但し、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を要する。

本条は行為無能力又は制限行為能力の成年者の後見人に関する規定である。

1 立法理由・背景

本条では民法通則17条を基礎として、後見資格を有する者が「順序に従って」後見人になり、「後見人となる意思がある組織」が後見人になる旨の規定が追加され、後見人になる意思がある「関係が密接なその他親族、友人」を後見人になる意思がある「個人」に改めて後見人の範囲が拡大されている。

2 条文説明

1) 本条による後見人が必要な成年者とは、行為無能力又は制限行為能力であり、知的障害、精神障害及び高齢、疾病等の原因により、弁識能力が不十分になった成年者を含む。成年者の後見では、能力喪失と智力喪失とを区別しなければならない。能力喪失とは自活能力を喪失することであり、智力喪失とは弁識能力が不十分になることである。能力喪失の成年者は必ずしも後見は必要でなく、智力喪失の成年者にのみ後見が必要である。長期介護と後見も区別が必要である。対象から見れば、介護対象には智力喪失の成年者だけでなく能力喪失の成年者も含まれるが、後見の対象は智力喪失の成年者である。内容から見れば、介護は生活上のケア及び安全保護に限られ、人身権益保護の手配、財産管理等を含まないが、後見は智力喪失の成年者の人身、財産等の権益保護及び手配である。

2) 本条1号～3号所定の後見資格を有する者は、いずれも成年被後見人の近親者である。近親者はしばしば被後見人との間に血縁関係、密接な生活上の繋がり及び良好な感情的基盤を有し、被後見人の心身の健康により有益であるとともに、被後見人の合法的権益をできる限り保護するのにより有用である。後見資格を有する者は次のとおりである。

①配偶者(1号): 夫婦は共同で生活し、相互に扶養義務を有し(婚姻法20条),

共同財産に対する支配権を有し、良好な感情的基盤を有することから、配偶者が後見人になることは被後見人の人身、財産その他合法的權益を保護するうえで有利である。

②父母、子（2号）：父母と子の間には生まれながらの感情があるだけでなく、法定の扶養、贍養関係があり、後見人に適任である。

③その他近親者（3号）：本条では「その他近親者」を含むが、それは主に血縁関係、生活上の繋がりや感情的基盤等の要素に基づくものであり、被後見人の合法的權益を保護するうえで有益である。具体的には祖父母、母方の祖父母、孫、外孫、兄弟姉妹である。

④後見人になる意思があるその他個人又は組織（4号）：「後見人となる意思がある組織」とは主に公益組織をいい、当該組織が後見人になることができるか否かは、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会、民政部門が当該組織の設立目的、社会的評価、財産又は経費、専任職員等の状況に基づいて判断し、その同意を要する。

※参考文献 ①83－84頁、②85－87頁、③67－69頁、④63－65頁参照。

【遺言による後見人指定】

第29条 被後見人の父母が後見人となった場合、遺言により後見人を指定することができる。

本条は遺言による後見人の指定に関する規定である。

1 立法理由・背景

父母と子との間の血縁関係は最も近く、感情が最も深く、父母は子の健全な成長と權益の保護に最も関心があることから、父母が自己の最も信頼し、子の保護に最も有利な者を後見人に選択することを認めなければならない。遺言による後見人指定制度は、実務において、一部父母が生前に後見が必要な子のために後見人の手配を行うという要求を満たすことに役立ち、父母の意思の尊重を具現化するものであり、被後見人の利益をよりよく保護するうえで有用であることから、これを法律で認めなければならない。

2 条文説明

1) 本条によると、被後見人（未成年者、行為無能力又は制限行為能力の成年者を含む）の父母は遺言形式を通じて被後見人に後見人を指定できるが、その前提は被後見人の父母が現在後見人であることであり、父母が後見能力を喪失して後見人でない、又は被後見人の合法的權益を侵害し後見人資格を取り消された等の理由により後見人でない場合には、父母は遺言形式を通じて被後見人に後見人を指定すべきではない。

2) 本条によると、父母は未成年子に後見人を指定できるだけでなく、成年の子に後見人を指定することもできる。この点、民法総則草案一審稿、二審稿ではいずれも

遺言による後見人指定は未成年者への後見人指定に限定された。調査検討過程では、現実の生活において行為無能力及び制限行為能力の成年者についても、父母がその者に後見人を指定する状況及び立法の需要が存在することから、遺言による後見人指定の適用範囲を拡大して、父母が遺言を通じて行為無能力及び制限行為能力の成年者に後見人を指定することを認めるべしとの意見があった。検討の結果、草案三審稿では当該意見が採用されている。

- 3) 遺言による後見人指定と法定後見の関係について一般的に言えば、遺言による後見人指定が優先的地位にある。遺言による後見人指定では父母が遺言形式を通じて信頼に値し、被後見人の権益の保護に最も有利な者を後見人に選ぶことから、本法27条、28条所定の法定後見に優先しなければならない。遺言により指定する後見人は、本法27条、28条所定の後見資格を有する者に限定してはならない。しかし、遺言により指定する後見人は後見能力を有し、後見職責を履行できなければならない。遺言により後見人を指定した後に客観的状況に変化が生じ、遺言により指定した後見人が疾病等の原因により後見能力を喪失、又は出国等の各種原因によって後見職責を履行できない場合、遺言による後見人指定を執行できないことから、法に基づき別の後見人を確定しなければならない。

※参考文献 ①85-87頁、②87-90頁、③69-70頁、④65-66頁参照。

【協議による後見人確定】

第30条 法により後見資格を有する者の間では、協議により後見人を確定することができる。後見人を協議で確定する場合、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

本条は協議による後見人確定に関する規定である。

1 立法理由・背景

協議による後見人確定は後見人の指定方式の1つであり、司法実務に基盤を有する。「通則意見」第15条では「後見資格を有する者の中で協議により後見人を確定した場合、協議により確定した後見人が被後見人に対して後見責任を負わなければならない」と定める。本条は司法実務の経験を踏まえた上で、協議による後見人確定制度について規定している。本法27条、28条では、それぞれ未成年者、行為無能力及び制限行為能力の成年者について後見資格を有する者の範囲を定める。法律で既に後見資格を有する者が厳格に限定されている前提下で、後見資格者間の協議による後見人確定を認めることは、被後見人の合法的権益を害するものではない。上述のように本法27条、28条では後見人になる順序が定められているが、その主目的は、後見資格を有する後見人が責任を逃れることによる後見人不在状況の発生を防止する点にある。協議による後見人確定は、本法27条、28条に定める順序に従わずに後見人を確定することもできる。後見資格を有する者の中で各自の被後見人との間の生活上の

繋がりに関する状況，経済条件，提供することができる教育条件又は生活上のケアに関する措置等に基づき，被後見人の意思を尊重した上で，十分な協議を経て，適切な後見人を決定できる。これは後見資格を有する者の共同意思を尊重するものであり，かつ被後見人の合法的權益を保護するうえで有益である。

2 条文説明

- 1) 協議主体は，法により後見資格を有する者，つまり本法27条，28条所定の後見資格を有する者でなければならない。未成年者の父母が後見能力を有する場合に，その他の者と協議書を締結して他者を後見人に確定して，自らの責任を免れることはできない。

未成年者について，協議による後見人確定は父母が死亡又は後見能力を有しない状況に限られており，協議主体は，①祖父母，母方の祖父母，②兄，姉，③未成年者住所地の居民委員会，村民委員会又は民政部門の同意を得た後見人となる意思があるその他の個人又は関係組織である。父母が後見能力を喪失した場合，父母は協議後見の主体にならなくてもよいが，協議による後見人確定について自己の意見を提出することもでき，後見資格を有する者が協議により未成年者の後見人を確定する場合には，被後見人の利益保護に有利である観点から出発し，それをできる限り尊重しなければならない。

行為無能力又は制限行為能力の成年者について，協議主体は，①配偶者，②父母，子，③その他近親者，④未成年者住所地の居民委員会，村民委員会又は民政部門の同意を得た後見人となる意思があるその他の個人又は関係組織である。

- 2) 協議により確定する後見人は，後見資格を有する者から選出しなければならない。法律に定める後見資格を有する者以外で後見人を確定してはならない。協議後見は後見資格を有する者による合意の結果であり，合意後は，協議により確定した者が後見人になり，後見職責を履行する。後見人が一旦確定した場合，無断変更してはならず，関連の法的責任を負わなければならない。
- 3) 協議による後見人確定が被後見人の利益に及ぼす影響は重大であり，被後見人の真実の意思を十分に尊重しなければならない（本条後段）。「被後見人の真実の意思を尊重する」とは単に被後見人の意見を求めることではなく，各種状況を踏まえて総合的に考慮判断し，真の意向を探求しなければならない。制限行為能力の未成年者及び成年者は既に一定の認知・判断能力及び比較的高い表現能力を具えることから，協議による後見人確定はその意見に直接耳を傾け，その意見が真実の意思を反映しているか，強迫等を受けていないか等その他要素を踏まえて判断すべきである。行為無能力の被後見人は，独立した認知判断能力を有しないが，その真実の意思については，例えば被後見人とどの後見資格を有する者との間の生活上の繋がりが最も密接であるか等の状況を踏まえ，被後見人の真の意向を発見して十分に尊重すべきであり，被後見人の心身健康保護に重要な意義を有する。

※参考文献 ①87－89頁，②90－92頁，③70－72頁，④66－68頁参照。

【後見人確定紛争の解決基準】

- 第31条 後見人の確定について争いがあるとき、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部门が後見人を指定し、関係当事者が指定に対して不服のある場合、人民法院に対して後見人の指定を申請することができる。関係当事者は、直接、人民法院に対して後見人の指定を申請することもできる。
- 2 居民委員会、村民委員会、民政部门又は人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人に最も有利とする原則に基づき法により後見資格を具える者から後見人を指定しなければならない。
 - 3 本条1項の規定により後見人を指定する前に、被後見人の人身権、財産権及びその他合法的權益を保護する者がいない状態にある場合、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会、法律に定める関係組織又は民政部门が臨時後見人となる。
 - 4 後見人が指定された後、無断でこれを変更してはならない。無断で変更した場合、指定された後見人の責任は免除されない。

本条は後見人確定紛争の解決手続に関する規定である。

1 立法理由・背景

民法通則第16条2項、17条2項によると、後見人の指定に関する紛争が発生した場合、未成年者の父、母の所属組織（成年被後見人の所属組織）又は被後見人住所地の居民委員会、村民委員会が近親者から指定する。指定を不服として提訴した場合は、人民法院が裁決する。同規定によると、後見人指定に関する紛争が発生した場合、法院に提訴する前に、まず関係組織又は居民委員会、村民委員会が指定しなければならない。しかし、実務では、未成年者の父、母の所属組織、居民委員会、村民委員会が後見人指定に消極的で後見人が長期にわたって確定せず、訴訟手続開始が困難になる状況が発生し、後見人確定紛争の適切な解決が更に困難となり、被後見人の權益保護に不利である。そこで、民法総則では訴訟前の指定手続に関する内容について規定せず、後見人確定紛争が発生した場合は、関係当事者は指定手続を経ずに直接法院に申請でき、法院が後見人を指定する。

2 条文説明

1) 本条1項は後見人確定紛争が発生した場合の2つの解決方法を定める。

①被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部门が後見人を指定する方法。ただ当該指定は最終的効力を有するものではなく、関係当事者が当該指定に不服の場合、法院に申請することができ、法院が後見人を指定する。法院の指定は最終的効力を有し、指定された後見人は後見職責を履行しなければならず、これを免れることはできない。

②関係当事者が居民委員会、村民委員会又は民政部门の指定を受けずに、直接法院に申請することができ、法院が後見人を指定する方法。本条1項の「後見人の確定について争いがあるとき」には、後見人の地位を争う状況だけでなく、後見人就

任を拒絶する状況も含まれる。主な内容は、ア) 後見資格を有する者がいずれも自己が後見人に適任であると判断して後見人の地位を争うとき、イ) 本法27条、28条所定の順序に従って後見人になるべき者が、自己は後見能力を有さず、後見職責を履行できないと判断し、又は後見資格を有するその他の者の方が後見人に適任であると判断するとき、ウ) 後見資格を有する者のうち下位者が上位者に法による後見職責の履行を要求するとき、エ) 後見資格を有する者がいずれも後見職責を逃れ、後見人になることを拒絶するとき、である。これらの場合において、居民委員会、村民委員会、民政部門が介入して後見人を指定する職責を確実に履行し、法により後見人を指定しなければならない。

民法通則との対比では、本条には民政部門が後見人を指定する点が追加されている。社会扶助及び社会福祉業務を職責とする民政部門は、実際の業務において、しばしば管轄区内の未成年者及び行為能力を喪失した成年者の家族関係、健康状況等について比較的理解しており、適切な後見人を指定する能力を有し、権威性も高く、後見に関する紛争解決を促進するうえで有用であることに基づく。

- 2) 本条2項は居民委員会、村民委員会、民政部門、人民法院が後見人を指定する場合の原則を定める。すなわち、①被後見人の真実の意思を尊重しなければならないこと、②「被後見人に最も有利とする原則に基づき」指定しなければならないことである。その意味は、居民委員会、村民委員会、民政部門、人民法院による後見人指定は本法27条2項、28条所定の順序に従う必要はなく、後見資格を有する者と被後見人の間の生活上・感情面での繋がり、利害の対立の有無、後見資格を有する者の品行、身体状況、経済条件及び被後見人に提供できる教育水準、生活上のケアに関する措置等を踏まえ総合的に判断し、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人の健全な成長又は健康回復に最も有益で、被後見人の合法的權益保護の点で最も有利となる者を後見人に指定することである。
- 3) 本条3項は臨時後見制度について定める。後見確定紛争の解決には一定の時間を要し、後見人の指定前に、後見資格を有する者が責任を押し付け合い後見人就任を嫌がるなど、被後見人の人身権、財産権その他合法的權益を保護する者がいない状態が生じる場合に、臨時後見人を定める必要がある。本条によれば、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会、法律に定める関係組織、民政部門が臨時後見人となる。本項の「本条1項の規定により後見人を指定する前」は後見確定紛争の解決期間に限定すべきではなく、次の期間を含める必要がある。まず、①紛争解決手続の開始、つまり居民委員会、村民委員会、民政部門が後見に関する紛争処理を開始し、又は人民法院が後見申請を受理してから後見人を指定するまでの期間を含める必要がある。そのほか、②紛争解決手続の開始前において、後見職責を履行する者がいないことにより被後見人の合法的權益を保護する者のいない状態が判明した場合も、本条所定の居民委員会、村民委員会、法律に定める関係組織、民政部門が臨時後見人となり、その後法により後見に関する紛争解決手続を開始し、後見人を指

定する。

- 4) 本条4項は後見人を指定する場合の法的効力を定める。後見に関する紛争解決手続に従って、居民委員会、村民委員会、民政部門、人民法院が後見人を指定した後、指定された後見人は後見職責を履行すべきでこれを免れることはできず、無断変更も許されない。被後見人が他人の合法的權益を侵害し、又は被後見人自身が損害を受けた場合、指定された後見人はなお責任を負担し、無断変更後の後見人も過失の程度に応じて責任を負担する。

※参考文献 ①89-94頁, ②92-97頁, ③72-76頁, ④68-70頁参照。

【後見人資格者がいない場合の公職後見】

第32条 法による後見資格を具える者がいない場合、民政部門が後見人を担当し、後見職責の履行条件を具えた被後見人住所地の居民委員会、村民委員会も担当することができる。

本条は民政部門、居民委員会、村民委員会が後見人になる公職後見に関する規定である。

1 立法理由・背景

- 1) 起草過程では、居民委員会、村民委員会が後見人になることは実現が困難であるから、居民委員会、村民委員会の後見人の職責を取消すべきであるとの意見があった。主な理由は、①物質的保障が欠けている（居民委員会・村民委員会による後見の職責履行の役割・機能は明らかに弱体化して経費も不足し、職員数は少ないが任務は重く、後見職責の履行を著しく制約している）。②後見人になるための専門能力を有しない。③後見職責の速やかな履行要求に適応できない等である。
- 2) 他方、居民委員会、村民委員会の後見人の職責を取消すべきでなく、なお民政部門と共に包括的な後見人になるべきとの意見もあった。主な理由は、①民政部門が単独で後見人になる場合、後見職責を完全に負担し、履行できるとは限らない、②居民委員会、村民委員会は、被後見人の生活環境を変えずに、里親委託、代理養育等の方式により、心理的悪影響を除去できる、③実務において能力を有し、要求に適応した居民委員会、村民委員会が後見職責を履行し、良好な効果を上げている、④後見職責の履行問題は、財政資金補助等の関連措置を増やすことにより解決可能である等である。
- 3) 検討結果は次のとおり。中国の憲法、都市居民委員会組織法及び村民委員会組織法では、居民委員会、村民委員会は自ら管理、教育し、奉仕する基層群衆性自治組織であり、各居住地域の公共事務・公益事業を担当する旨定める。居民委員会、村民委員会は居住地域の未成年者・成年被後見人の健康状況、家庭状況等を理解しており、後見職責の履行条件を具える場合、後見人になることができる。かかる規定は居民委員会、村民委員会の性質・職責にも合致する。実務では居民委員会、村民

委員会が後見人になる状況は比較的少ないが、後見職責の履行条件を具えた居民委員会、村民委員会が後見人になる状況も確かに存在することから、これについて法律で画一的処理を行い、完全に否定すべきではない。

こうして本条では居民委員会、村民委員会が後見人になる旨の規定が残された上、法により後見資格を有する者がいない場合には、主に民政部门が包括的な受け皿となる前提の下、後見職責の履行条件を具えた居民委員会、村民委員会も後見職責を負担する補充的主体として後見人になることができる旨を規定している。

- 4) 実務上、法により後見資格を有する者がいない状況は複雑であり、父母が死亡して孤児になる状況、父母が長期にわたり服役し、又は一方が死亡し、他方が失踪したことにより事実上の孤児になる状況、精神病者の父母が年老いて後見能力を有さず、その他近親者も経済条件等の各種原因により後見能力を有さない等の状況がある。国の経済力強化及び統治能力向上に伴い、国は社会扶助及び保障のための最後の防御線として、後見の職能を強化し、後見人が不在の場合は政府の民政部门が包括的な後見人になり、これらの者が生活上のケアを受けられるようにし、その合法的権益が害されないようにし、後見人のない精神障害者が他人を害さないようにすべきである。民政部门は社会扶助と社会福祉業務を担当する主要部門として、より多くの責任を負担すべきである。各方面の意見を総合し、検討を重ねて、本条では民政部门が主な包括的な後見職責を負う旨規定したものである。

2 条文説明

- 1) 本条の「法による後見資格を有する者がいない場合」とは主に、本法27条、28条所定の後見資格を有する者がいない状況、つまり被後見人の父母が死亡又は後見能力を有さず、その他近親者もいない、その他近親者が後見能力を有さず、条件に適合する後見人になる意思のあるその他の個人又は組織がないことである。後見資格を有する者は存在するが、その者が後見人になることを拒絶した場合は、本条を適用しない。
- 2) この点、民法通則16、17条によれば、法により後見資格を有する者がいない場合、未成年者の父母の所属組織、成年被後見人の所属組織又は被後見人住所地の居民委員会、村民委員会、民政部门が後見人になるところ、本条ではこれについて調整を加えている。すなわち、①未成年者の父母の所属組織、成年被後見人の所属組織が後見人になる旨の規定を削除し、②民政部门の職責が強化されて、民政部门が包括的な後見人になり、③後見職責の履行条件を具えた居民委員会、村民委員会も後見人になれることを定める。

※参考文献 ①94－97頁、②97－100頁、③76－78頁、④70－73頁参照。

【任意後見制度】

第33条 完全な民事行為能力を有する成年者は、近親族、その他後見人を担当する意思のある個人又は組織と事前に協議し、書面形式で自己の後見人を確定することができる。協議によって確定された後見人は、当該成年者が民事行為能力を喪失又は一部喪失した場合、後見職責を履行する。

本条は任意後見制度に関する規定である。

1 立法理由・背景

現在、中国は人口高齢化の傾向が明らかであり、単一の法定後見制度ではすでに情勢の進展におけるニーズを満たすことが困難である。中国の実際状況に基づき、国外の立法例を参考して、本条では任意後見制度〔意定监护〕について規定しているが、これは成年者が自己の意思に基づき後見人を選任するうえで有益である。

この点、「高齢者權益保障法」26条1項では任意後見制度について、「完全行為能力を有する高齢者は、近親者又は自己との関係が密接で、後見責任を負う意思があるその他個人、組織と協議し、自己の後見人を確定することができる。後見人は高齢者が行為能力の全て又は一部を喪失した場合は、法により後見責任を負う」と定める。

「高齢者權益保障法」で任意後見制度について規定したのは、主に高齢者の智力が次第に衰退過程を経るものであり、高齢者の意識が明確である時に、高齢者の意思を尊重し、行為能力の全て又は一部を喪失した場合の後見人を自身で選択することを認めなければならないことを考慮したものである。これに対して、民法総則では高齢者權益保障法の規定を基礎としてその適用範囲を拡大しており、完全行為能力を有する成年者も任意後見制度を適用できる。

2 条文説明

- 1) 任意後見は、後見分野において自由意思原則を徹底して実現されたものであり、完全行為能力を有する成年者による自己の将来における後見事務に対して、自己の意思に従って事前に行う手配である。本条によると、完全行為能力を有する成年者は自己が行為能力の全部又は一部を喪失した場合の後見人を確定する場合は、選択される者の認可を事前取得し、双方が合意しなければならない。任意後見は被後見人の權益に及ぼす影響が大きいことから、書面形式によって双方が認可した内容を明確に記載し、その真実性、適法性を保障し、任意後見に関する紛争を根本から減少させなければならない。
- 2) 任意後見は一種の後見人指定方式として、法律に定める要件・手続に基づいて後見人を確定する法定後見（本法27条～32条）に相對する概念である。任意後見は成年者が完全に自己の意思に基づいて後見人を決定することへの尊重であり、自己の意思が決定力を有する。一般的に言えば、任意後見は法定後見に優先して適用する。法律で任意後見制度を制定することは成年者本人の意思を尊重することであり、当然優先的に適用すべき地位にある。任意後見に関する協議が無効又は協議に

より確定した後見人が後見能力喪失等の原因により後見協議が履行不能である状況
下で初めて、法定後見を適用する。

※参考文献 ①97-100頁, ②100-103頁, ③79-80頁, ④73-74
頁参照。

【後見人の職責内容】

第34条 後見人の職責は、被後見人を代理して民事法律行為を行うこと、被後見人の人身権、財産権及びその他の合法的権益等の保護である。

2 後見人が法に基づき後見職責を履行し、発生した権利は、法律の保護を受ける。

3 後見人が、後見職責を履行せず、又は被後見人の合法的権益を侵害した場合、法的責任を負わなければならない。

本条は後見人の職責内容に関する規定である。

1 立法理由・背景

後見の性質問題については学説上「権利説」「義務又は職責説」「権利義務一致説」等の争いがある。そして本条では、後見職責を強調し、また後見職責を履行することによって生じる権利も保護しなければならないことに重点が置かれている。

2 条文説明

1) 本条1項は後見人の職責について規定する。被後見人の行為能力の不足を補うことは後見制度の制定の重要な目的であるところ、被後見人は独立して法律行為を行うことができず、後見人が代理する必要がある。そこで本項では「被後見人を代理して民事法律行為を行うこと」が後見職責から単独列記され、強調されている。

後見人による被後見人の人身権、財産権その他合法的権益保護の職責には、次の内容を含む。すなわち、被後見人の心身の健康を守り、未成年者の健全な成長を促進し、成年被後見人についてもその健康状況回復を積極的に促進する。被後見人の生活上のケアを行う。被後見人の財産を管理、保護する。被後見人に教育及び必要な管理を行う。被後見人の合法的権益が侵害され、又は他人との間に紛争が発生した場合、代理して訴訟を行うこと等であり、関連単行法でも後見人の後見職責について具体的に規定されている（未成年者保護法第11条、第13条。精神衛生法第30条、第49条等参照）。

2) 本条2項は後見人が後見職責を履行することによって生じる権利につき定める。後見人は後見職責の履行過程において、一定の権利を有することがある。例えば、後見人は被後見人の人身権益を保護するために医療計画の同意権を有し、また被後見人の財産権益を保護するために財産管理支配権を有する。被後見人の合法的権益が侵害され、又は他人との間に紛争が発生した場合、被後見人を代理して訴訟参加する権利等がある。後見人がこれらの権利を有することは、後見職責を履行するために必要であり、その目的はやはり被後見人の人身権、財産権及びその他合法的権

益の保護にある。後見人がこれらの権利を行使する場合、その他の者はこれを侵害・剥奪してはならない。関連単行法でも後見人が後見職責を履行することによって生じる権利について規定している（広告法第33条, 母嬰保健法第19条1項参照）。

3) 本条3項は後見人の責任について規定する。被後見人は未成年者又は弁識能力が不十分な成年者であるところ、後見人が適切に後見職責を履行することができるか否かは、被後見人の権益に及ぼす影響が非常に大きい。後見人が後見職責を不履行又は被後見人の合法的権益を侵害した場合、関連責任を負担すべきだが、その状況は次のとおりである。

①被後見人の権利侵害行為に対する責任を負担すること（権利侵害責任法第32条⁷参照）。②後見人が後見職責を不履行又は被後見人の合法的権益を侵害し、被後見人の人身権、財産権に損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない（本法179条参照）。

※参考文献 ①100-102頁, ②103-106頁, ③80-82頁, ④74-77頁参照。

【後見人職責履行における遵守原則】

第35条 後見人は、被後見人を最も有利とする原則に基づき後見職責を履行しなければならない。被後見人の利益保護の場合を除き、被後見人の財産を処分してはならない。

2 未成年者の後見人が後見職責の履行において被後見人の利益に関わる決定を行う場合、被後見人の年齢及び智力の状況を根拠とし、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

3 成年者の後見人が後見職責を履行する場合、被後見人の真実の意思を最大限尊重し、被後見人がその智力、精神の健康状況に相応する民事法律行為を行うことを保障し、かつ協力しなければならない。被後見人が単独で処理する能力を有する事務につき、後見人は干渉してはならない。

本条は後見人が後見職責を履行する場合の遵守原則に関する規定である。

1 立法理由・背景

後見人による後見職責の履行は被後見人の人身、財産等の各方面に関わり、法律では全ての具体的職責履行行為について定めることは困難である。後見人による後見職責履行に関する重要原則を確立することは、後見人による後見職責の履行を指導し、被後見人の人身権、財産権及びその他合法的権益を十分に保護するうえで有益である。

⁷ 権利侵害責任法第32条「民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を与えた場合、後見人が権利侵害責任を負う。後見人が後見責任を果たしている場合は、その権利侵害責任を軽減することができる。財産を有する行為無能力者、制限行為能力者が他人に損害を与えた場合は、本人の財産から賠償費用を支払う。不足部分については、後見人が賠償する。」

本条は後見人による後見職責履行に関する2つの基本原則を確立しており、①被後見人を最も有利とする原則及び②被後見人の意思を尊重する原則である。

2 条文説明

1) 本条1項前段では被後見人を最も有利とする原則を確立している。本項によると、未成年者及び成年被後見人の後見は、被後見人を最も有利とする原則に従うべきこと、つまり後見人は、被後見人の人身権、財産権その他合法的権益の保護過程において、各方面の要素を総合的に判断し、被後見人にとって最も有益である案を選択し、被後見人に最も有利有益である措置を講じて、被後見人の利益の最大化を図る必要がある。例えば、後見人は、成年被後見人の健康状況回復に最も有益である治療計画、看護措置等を選択する必要がある。被後見人が自己の居住する以外の家屋を賃貸する場合、適切な賃借人を選択し、市場価格で賃料を確定し、賃料収入は被後見人の所有としなければならない。

本項後段では、被後見人の利益保護のため以外に後見人は被後見人の財産を処分してはならないと定める。被後見人の財産処分は、被後見人の生活、教育等、被後見人の利益保護を目的とすべきであり、被後見人を最も有利とする原則に適合しなければならない。

2) 本条2項は未成年者の意思を尊重する原則について定める。これは「児童権利条約」及び「未成年者保護法」の趣旨⁸を取り入れて、未成年者の真の意思を尊重することを後見人による後見職責履行に関する基本原則の1つとしたものである。本項によれば、未成年者の後見人は未成年者の利益に関する決定を下す場合において、未成年者の意見を求め、未成年者が自己の意見を提出した後、当該未成年者の年齢、社会経験、認知能力、判断能力等に基づき、被後見人の真実の意思を探求、尊重しなければならない。

3) 本条3項は成年被後見人の意思を最大限尊重する原則について定める。本条2項とは異なり、成年被後見人の意思は「最大限」尊重しなければならない。被後見人の真実の意思を最大限尊重することは後見人による後見職責の履行に関する基本原則であり、後見職責履行の各面に貫かれている。被後見人が自己の智力、精神健康状況により、独立して実施できる法律行為・事務について、後見人は代理・干渉してはならず、条件を整えて被後見人の正常な生活を保障・促進・支援しなければならない。

※参考文献 ①102-106頁、②106-110頁、③82-85頁、④77-79頁参照。

⁸ 児童権利条約第12条1項「締結国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保しなければならない。児童の意見はその年齢及び成熟度に従って適切に考慮されなければならない。」

未成年者保護法第14条「父母又はその他後見人は、未成年者の年齢及び智力の発育状況に基づいて、未成年者の権益に関する決定を下す場合はその本人に告知し、意見を聴取しなければならない。」

【後見人資格の取消】

第36条 後見人が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、関係する個人又は組織の申請に基づき、その後見人の資格を取り消し、必要な臨時後見措置を講じ、かつ被後見人に最も有利とする原則に基づき、法により後見人を指定する。

(一) 被後見人の心身の健康を著しく害する行為を行ったとき

(二) 後見職責の履行を怠り、又は後見職責を履行できず、かつ後見職責の一部又は全部を他人に委任することを拒絶し、被後見人を危険で困難な状態に陥らせたとき

(三) 被後見人の合法的權益を著しく害するその他の行為を行ったとき

2 本条規定にかかる関係する個人及び組織には、その他法により後見資格を有する者、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法により設立された高齢者組織、民政部門等を含む。

3 前項規定にかかる個人及び民政部門以外の組織が速やかに人民法院に対して後見人資格取消の申請を行わない場合、民政部門は、人民法院に対して申請しなければならない。

本条は後見人資格の取消に関する規定である。

1 立法理由・背景

被後見人の合法的權益をよりよく保護するために、司法実務の状況に基づき、本条では後見人資格の取消の申請主体、適用状況等の内容について規定し、民政部門の職責が強化されている。実務では、後見人が被後見人の合法的權益を著しく侵害する行為が時折発生して社会の注目を集めており、例えば父母の薬物使用により子供が家で餓死した事件等がある。本条では実際状況に基づいて民法通則、未成年者保護法、反家庭内暴力法及び関連司法解釈、部門規則等の規定を基礎に、後見人資格の取消について明確に規定している。

2 条文説明

1) 本条1項各号では後見人資格の取消の適用状況について定める。

①被後見人の心身の健康を著しく害した場合（第1号。例えば被後見人に対する性的暴行、傷害、人身売買、遺棄、虐待等）。

②後見職責の履行を怠り、又は後見職責の履行することができないにも拘わらず後見職責の一部・全部の他人への委託を拒絶し、被後見人を危険で困難な状態に陥らせた場合（第2号。例えば父母に薬物使用、賭博等の悪習があり、後見職責履行を怠ることにより、児童を非常に危険な目に遭わせた、父母が出稼ぎに出たが後見職責を他人に委託せず、年齢が小さい児童を家に残して生活させて危険で困難な状態に陥らせた等）。

③第3号は包括的条項であり、未成年者の合法的權益を著しく害するその他の行

為があった場合（例えば、未成年者を教唆・利用して犯罪行為を実施する等）。

- 2) 本条2項は法院に後見人資格取消の申請主体について規定しており、具体的には法により後見資格を有するその他の者、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法により設立された高齢者組織、民政部門等を含む。「法により後見資格を有するその他の者」は主に本法第27、28条に基づき確定される（例えば、配偶者が後見人になる場合、法により後見資格を有するその他の者とは、本法第28条に定める父母、子、その他近親者、被後見人の居住地の居民委員会、村民委員会、民政部門の同意を得た後見人になる意思のあるその他個人・組織である）。法がこれらの主体に後見人資格の取消の申請資格を認めることは、各組織の設立目的・職能の位置付けに合致しており、被後見人の権益保護の役割を發揮させるうえでも有益である。
- 3) 本条3項は包括的な申請主体について規定する。実務では被後見人の合法的権益を著しく害する行為について、本条2項に定める個人、民政部門以外の組織が各種原因によって速やかに法院に後見人資格の取消を申請せず、被後見人の合法的権益が保護されない状況が発生している。国は社会扶助及び保障のための最後の防御線であり、これらの状況下で、民政部門は法院に後見人資格の取消を申請する職責を負担しなければならない。

※参考文献 ①106-110頁、②110-114頁、③85-89頁、④79-83頁参照。

【後見人資格取消後も身分上の義務継続】

第37条 法により被後見人の養育費、扶助料、扶養費を負担する父母、子、配偶者等は、人民法院から後見人資格を取り消された後、負担義務の履行を継続しなければならない。

本条は法定扶養義務者による扶養料等の継続的負担に関する規定である。

実務ではしばしば父母、子、配偶者等の法定の扶養義務者が後見人になる。後見人が後見人資格を取り消された後、後見職責の履行を継続できない。しかし、法定扶養義務は血縁等の関係に基づいて婚姻家庭法で確立された法的義務であり、当該義務は後見人資格の取消によっても免除されないものである。そこで本条は、法定扶養義務を有する者が後見人である状況下で、後見人資格が取り消され、後見人ではなくなった後も、配偶者、父母、子等の法定の扶養義務を有する者は、なお養育費、扶助料、扶養費の負担を継続しなければならないことを定める。この点、未成年者保護法53条、反家庭内暴力法21条にも同種規定が置かれているが、それらと比較すると、本条は一般規定に属し、法定扶養義務を有する者の後見人資格が取り消される全ての状況に適用される。

※参考文献 ①110-112頁、②115-116頁、③89-90頁、④83-84頁参照。

【後見人資格の回復】

第38条 被後見人の父母又は子が人民法院から後見人資格を取り消された後、被後見人に対して故意の犯罪を行った場合を除き、改悛の態度が確かに認められる場合、その申請を経て、人民法院は被後見人の真実の意思を尊重することを前提とし、状況に鑑みてその後見人の資格を回復することができ、同時に人民法院が指定した後見人と被後見人との後見関係は終了する。

本条は後見人資格の回復に関する規定である。

1 立法理由・背景

実務では、後見人資格の取消後に、改悛の態度が確かに認められ、引き続き後見人になることを希望する者がいる。被後見人の合法的権益の侵害状況は複雑であるため、後見人資格の回復については法律で一律に否定すべきではなく、一定の余地を残す必要もある。未成年者の後見人資格取消後の回復につき、実務では『後見人による未成年者の権益の侵害行為の法による処理に係る若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院、公安部、民政部の意見』等により一定の模索が行われている⁹。本条では司法実務の経験を真摯に総括したうえ、後見人資格の回復について非常に厳格な制限を定めている。

2 条文説明

1) 本条によると、後見人資格の回復は法院に申請し、法院が回復するか否かを決定する。父母と子は最も近い直系血族であり、本条の適用対象は被後見人の父母又は子に限られ、その他個人・組織の後見人資格は一旦取り消されると回復の余地はない。

被後見人の父母又は子が後見人資格を取り消された後、再び後見人資格を回復するには次の要件を具える必要がある。

①被後見人に対し故意の犯罪を行っていないこと。過失により被後見人に傷害を負わせる等の過失犯罪により後見人資格を取り消された場合は、具体的状況に基づいて後見人資格を回復するか否かを判断できる。

②改悛の態度が確かに認められること。つまり被後見人の父母又は子に対する悔い改める意思だけでなく、実際に悔い改める態度が必要であり、これは法院が具体的状況に基づき判断する。

③被後見人の真実の意思を尊重しなければならず、被後見人が父母又は子が引き続き後見人になることを望んでいない場合は後見人資格を回復してはならない。

④たとえ以上の要件に適合しても、法院はさらに各方面の状況を総合的に考慮す

⁹ 同意見40条では、(一) 未成年者に対する性的暴行、人身売買を行ったとき、(二) 未成年者に対する虐待、6か月以上の遺棄、複数回の遺棄を行い、重傷以上の重大な結果を与えたとき、(三) 後見侵害行為により懲役5年以上の刑に処されたときを除いて、資格回復申請人に改悛の態度が確かに認められ、後見人に適任であると判断した場合、法院は後見人資格を回復できるとする。

る必要があり、被後見人の権益保護に有益であるという観点から後見人資格を回復するか否かを決定する。

- 2) 起草過程では、本条所定の後見人資格の回復要件は、段階的に厳格化の方向に進んだ。まず草案一審稿35条は「元の後見人が人民法院に後見人資格が取り消された後、改悛の態度が確かに認められる場合、その申請を経て、人民法院は状況に応じてその後見人資格を回復することができ、人民法院が指定した新後見人と被後見人の後見関係は同時に終了する」とした。これに対しては、比較的原則的規定にとどまり、「改悛の態度が確かに認められる場合」の認定も困難であること、後見資格回復と新後見人との関係終了によって後見秩序が混乱し、さらに矛盾・対立が生じる可能性があるが指摘されていた。
- 3) 草案二審稿は後見人資格の回復につき2つの限定要件、すなわち①被後見人の父母、子の場合に限定し、②被後見人の意思を尊重すべきことを追加した。これに対しては、後見人資格を取り消される状況は、被後見人の心身の健康を著しく害する状況であって、資格回復にはより慎重さが求められること、特に性的暴行等により被後見人に重大な傷害を負わせた場合、資格回復を認めるべきでない等の指摘があった。

以上を踏まえて、草案三審稿及び大会審議稿では、後見人資格の回復につき「被後見人に対して故意に犯罪を行った場合を除く」要件が追加されている。

※参考文献 ①112-114頁、②117-119頁、③91-92頁、④85-87頁参照。

【後見関係の終了】

第39条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、後見関係は終了する。

- (一) 被後見人が完全な民事行為能力を取得又は回復したとき
- (二) 後見人が後見能力を喪失したとき
- (三) 被後見人又は後見人が死亡したとき
- (四) 人民法院が後見関係の終了を認定したその他状況

2 後見関係の終了後、被後見人が依然として後見を必要とする場合は、法により後見人を別途確定しなければならない。

本条は後見関係の終了に関する規定である。

- 1) 未成年者又は民事行為無能力、制限民事行為能力の成年者に対して後見人が確定されれば後見は成立し、後見関係が発生することは明確である。しかしながら、後見関係の終了する状況は比較的複雑であり、法律で明確にしておく必要がある。
- 2) 本条1項各号は後見関係が終了する3種類の典型的状況を列挙し、包括的条項を定める。
 - ①被後見人が完全行為能力を取得又は回復した場合（第1号）。未成年は満18歳

で成年者になり，満16歳であっても自己の労働収入を主な生活の収入源とし，完全行為能力を取得する。行為無能力又は制限行為能力の成年者の智力，精神の健康状況が正常に回復した場合，完全行為能力が回復する。被後見人が完全行為能力を取得又は回復し，後見人が存在する必要がない場合には後見関係は終了する。

②後見人が後見能力を喪失した場合（第2号）。後見能力を有することは後見資格の必要条件であり，後見能力を喪失した場合は後見人を担当できず，後見関係は終了する。

③被後見人又は後見人が死亡した場合（第3号）。

④法院が後見関係の終了を認定するその他状況（例えば，後見人資格を法院が取り消した場合や正当な理由で法院に後見人変更を申請し法院が許可した場合等）。

3) 本条2項によると，後見人の死亡，後見能力喪失，後見人資格の取消等の後見関係が終了する状況において，被後見人になお後見が必要である場合は，法により後見人を別途確定しなければならない。後見人が死亡し，又は後見能力を喪失した等の場合，本法27条～32条に従い改めて後見人を確定できる。後見人資格が取り消された場合，法院が本法36条に基づき被後見人にとって最も有利とする原則に従い法により後見人を指定する。

※参考文献 ①114－116頁，②120－121頁，③93－94頁，④87－88頁参照。

活動報告

【会 合】

第 20 回法整備支援連絡会

国際協力部教官

小 谷 ゆかり

第 1 開催状況

日時 平成31年2月1日（金）午前10時から午後5時40分まで
場所 東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場A」
大阪会場：大阪中之島合同庁舎2階 「国際会議室」
テーマ 「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」
式次第 後掲資料「プログラム」参照
出席者 178名（東京会場90名，大阪会場88名）

第 2 第 20 回法整備支援連絡会の概要

1 はじめに

法務総合研究所では，独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により，平成12年（2000年）以降，法整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場として，法整備支援連絡会を開催しています。20回目という大きな節目を迎えた今回の法整備支援連絡会は，「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」と題し，東京都昭島市にある法務省国際法務総合センター「国際会議場A」をメイン会場，大阪市にある大阪中之島合同庁舎「国際会議室」をサテライト会場として行ない，両会場とも80名を超える参加者が集う盛況な会合となりました。



【東京会場の様子】



【大阪会場の様子】

2 第 20 回法整備支援連絡会のテーマ

20回目という節目を迎えた本連絡会では，「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」をテーマとしました。

SDGsとは、2015年に国連で採択された国際社会の目標であり、2030年を期限とする17の目標が定められています。そのうちのゴール16には、「法の支配の促進」が明記されました。我が国においても、SDGs達成に向けて官民連携した幅広い対策が講じられ、SDGsの達成、「法の支配」の促進に対する認識は高まっています。

他方、法務省は、SDGsが掲げられるかなり前から、「法の支配」の促進につながる国際協力を推進してきました。

すなわち、法務省は、1994年にベトナムを対象とした法制度整備支援を開始し、1996年から同国への同支援がJICA（独立行政法人国際協力機構）プロジェクトとして実施されるようになり、その後現在に至るまでの間、多くの関係者のご支援、ご協力を受け、その支援対象国及び支援分野を急速に拡大させながら、多くの成果を挙げてきました。

しかしながら、法整備支援に携わる関係機関において、法の支配に立脚したグッドガバナンスの実現に貢献する法整備支援とSDGsの関係について、これまで正面から議論されてきたわけではありませんでした。

そこで、本連絡会では、国内外の専門家を交え、SDGsの枠組みや開発支援の中に、法整備支援がどのように位置付けられるのかを考察するとともに、今後の法整備支援の在り方や役割について、改めて議論することとしました。

3 プログラムの紹介

第1部では、世界的に著名な経済学者であり、国連事務総長の特別顧問を務める米国コロンビア大学教授のジェフリー・サックス氏から、「SDGsと法の役割」と題する基調講演をしていただきました。

サックス氏からは、SDGsが謳う「法の支配」には、途上国の貧しい人々に対する司法アクセスの保障、透明で責任ある行政、汚職防止等、多くの側面があり、それらがSDGsの各目標に反映されている旨お話しいただきました。また、途上国における法の支配の現状及びその解決策の多様性について言及しながら、「法の支配」はSDGs達成に向けて重要な役割を担っているとして、「法の支配」の重要性について触れられ、これまでの法整備支援に対する日本の貢献につき、賛辞が述べられました。

第2部では、国連開発計画（UNDP）バンコク地域ハブのニコラス・ブース氏（ガバナンス及び平和構築チーム担当オフィサー兼紛争防止・司法アクセス・人権アドバイザー）より、「開発支援の潮流と法整備支援」と題するプレゼンテーション及び慶應義塾大学大学院の松尾弘教授とのトークセッションを実施しました。

ブース氏によるプレゼンテーションでは、開発課題を解決するための情報センターの役割を担うUNDPの法の支配分野に関する活動として、貧困の根絶や誰一人として取り残されない“Leave No One Behind”世界の実現等に向けた取組等についてお話

しいたきました。

その後の松尾教授とのトークセッションでは、カンボジアを例に挙げるなどして法の支配の確立状況に関する問題提起、誰一人取り残されない社会の実現、法遵守の文化“Culture of Lawfulness”の重要性について、更に深く検討がなされました。



【第2部 トークセッションの様子】

第3部では、法整備支援の関係機関による活動報告を行ない、続く第4部においては、「日本の法整備支援の目的・役割は何か」をテーマにパネルディスカッションを実施して、SDGsとの関連における法整備支援の目的や役割、また、これからの日本の法整備支援はどうあるべきかについて、参加者による活発な意見が出されました。なお、第2部に続き第4部においても、カンボジアが例に出され、会場からの質問も交えるなどして熱い議論が展開されました。



【第3部 法務総合研究所国際協力部の活動報告の様子(大阪会場)】



【第4部 パネルディスカッションの様子(東京会場)】

プログラムの全体を通じて、有意義かつ大変興味深い議論がなされておりますので、後掲の議事録をお読みいただければと思います。

4 おわりに

本連絡会を通じて、改めて、法律を作るだけにとどまらず、その法律の適切な運用を支えることが法整備支援の役割・目的であり、その積み重ねが、一般国民に信頼され、受け入れられる司法制度の確立につながっていくことを確認することができました。

ご参加いただいた皆様においても、本連絡会は、上記メインテーマ等について活発かつ忌憚のない議論がなされたことにより、法制度整備支援の在り方についてこれまでとは異なる視点から考察する良い機会となったものと考えます。

次回の第21回法整備支援連絡会は、令和2年2月14日（金）に開催予定です。開催日が近くなりましたら、国際協力部のホームページに御案内を掲載しますので、法整備支援に興味のある方は、是非ご参加ください。

第20回法整備支援連絡会 プログラム

第1 日時

平成31年2月1日（金）午前10時から午後5時40分まで

第2 場所

東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

大阪会場：大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

第3 開催趣旨

法制度整備支援関係者の情報交換，支援の在り方に関する意見交換

第4 テーマ

持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援

第5 プログラム概要 ※敬称略

開会挨拶 10:00～10:10

法務省法務総合研究所長

大場 亮太郎

挨拶 10:10～10:20

独立行政法人国際協力機構（JICA）理事

前田 秀

第一部 基調講演 10:30～11:10

コロンビア大学教授（ニューヨークから中継）

ジェフリー・サックス

「SDGsと法の役割」

第二部 プレゼンテーション・トークセッション 11:10～12:30

「開発支援の潮流と法整備支援」

プレゼンター

UNDPバンコク地域ハブガバナンス及び平和構築チーム担当オフィサー兼紛争
防止・司法アクセス・人権アドバイザー

ニコラス・ブース

コメンテーター

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

—— 昼食休憩 12:30～13:30 ——

第三部 活動報告 13:30～14:50

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長

國分 典子

日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長

外山 太士

JICA公共政策・産業開発部ガバナンスグループ次長

澤田 寛之

国連アジア極東犯罪防止研修所長

瀬戸 毅

法務省法務総合研究所国際協力部副部長

伊藤 浩之

—— 休憩（14:50～15:10） ——

第四部 パネルディスカッション 15:10～17:30

（休憩15分及び会場との質疑応答含む）

テーマ 「日本の法整備支援の目的・役割は何か」

モデレーター

法務省法務総合研究所国際協力部長

森永 太郎

パネリスト

名古屋大学CALEセンター長

國分 典子

日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長

外山 太士

JICA公共政策・産業開発部ガバナンスグループ次長

澤田 寛之

外務省国際局地球規模課題総括課

村上 裕公

法務省大臣官房国際課付

福島 崇之

国連アジア極東犯罪防止研修所長

瀬戸 毅

閉会挨拶 17:30～17:40

公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長

大野 恒太郎

レセプション 18:15～

備考：日本語・英語同時通訳

プログラム内容は変更になる場合があります。

第20回法整備支援連絡会発言録

○鈴木 ご来場の皆様、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第20回法整備支援連絡会を開会いたします。私は本日の司会を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の鈴木一子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

法整備支援連絡会は、今年で20回目を迎えます。本日は、この会場と大阪会場をテレビ会議システムで結び、大阪からも質問やコメントをいただきます。

それでは、ここで、大阪会場につないでみたいと思います。

○高木 大阪会場の進行役を務めます法務総合研究所国際協力部教官の高木晶大でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木 大阪会場からも参加いただき、誠にありがとうございます。

それでは、まず初めに、本連絡会の主催者であります法務省法務総合研究所所長、大場亮太郎より、開会のご挨拶を申し上げます。

大場所長、よろしくお願ひいたします。

○大場 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました法務総合研究所の大場亮太郎と申します。1月18日付で最高検察庁から法務総合研究所に異動してまいりました。法整備支援に関わりますのは、私自身といたしましては初めてではありますがけれども、法整備支援を含む国際協力は、現在、法務省でも力を入れている分野の一つでもあります。微力ながら法整備支援の発展に寄与していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、改めまして、本日はお忙しい中、多くの方々に法整備支援連絡会にご参加いただき、ありがとうございました。ニューヨークからご講演いただくジェフリー・サックス教授、バンコクからお越しいただいたニコラス・ブース様、そしてトークセッションやパネリストをお願いしております皆様方にも、心から御礼を申し上げます。

また、ご出席の皆様には、日ごろ法務総合研究所

の行う法整備支援活動に多大なご支援、ご協力をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、2000年から始まりましたこの法整備支援連絡会も、今回で20回目ということになります。法務総合研究所は、第1回の法整備支援連絡会を主催いたしましたけれども、法整備支援活動に関わっておられる関係者の方々の気軽な情報交換、意見交換の場として活用していただきたいと、こういう趣旨で当初開催いたしました。その後、関係機関の皆様のご理解、ご協力をいただき、法整備支援に関わる関係者が一堂に会する場として、毎年、多くの方々にご参加いただいているところであります。

日本の法整備支援に対する支援対象国からの期待は高く、対象国や支援対象とする法分野も拡大している今日であります。法整備支援を効果的に実施するために、法整備支援連絡会の重要性がますます高まっているものと思ひます。

この連絡会につきましては、毎回テーマを工夫してご議論いただいているところでありますけれども、今回の法整備支援連絡会におきましては、「持続可能な開発目標と法整備支援」というテーマを掲げました。ミレニアム開発目標の後継として、2015年に国連で採択されましたSDGs (Sustainable Development Goals, 持続可能な開発目標) では、「法の支配の促進」が明記されているところであります。来年2020年4月には、京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆるコンGRESSが、日本では50年ぶりに開催されます。法務省などの関係機関では、その準備作業を行っておりますけれども、このコンGRESSにおきましてもSDGs達成に向けた議論がなされることになっていきます。

このような取組や法の支配の促進についての意識は高まってはおりますけれども、一方で開発支援における法の役割や、法整備支援が開発支援の中のように位置付けられるのかといった問題につきま

しては、まだまだ議論の余地があると思われます。

そこで、SDGsとの関わりという観点から、今後の我が国の法整備支援の在り方を検討することが有意義であると考え、今回のテーマを設定したところでもあります。幅広い議論が可能なテーマであると思いますので、さまざまな視点から有益なお話を伺えるものと楽しみにしております。どうぞ皆様の自由闊達なご議論をお願いしたいと思います。

最後になりますが、本法整備支援連絡会開催に当たりまして、最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センター、国連開発計画駐日代表事務所の皆様に感謝申し上げますとともに、本日もご出席いただきました皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○鈴木 大場所長、ありがとうございました。

続きまして、独立行政法人国際協力機構（JICA）、前田秀理事よりご挨拶をいただきます。

前田理事、よろしく願いいたします。

○前田 おはようございます。ただいまご紹介にあずかりましたJICA理事の前田でございます。

本日の法整備支援連絡会にご来場いただきました皆様及び開催にご尽力いただきました関係者の皆様に、共催者であるJICAを代表いたしまして心より御礼申し上げます。

第20回目を迎えました今回の法整備支援連絡会のテーマは、「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」であります。

皆様ご承知のように、SDGsは、2015年9月に開催された国連サミットで採択された、2030年をターゲットとした国際開発目標です。

「誰一人として取り残さない“leave no one behind”」とうたっているこの目標に対しまして、法整備支援はどのように貢献できるかについて、本日は皆様と意見交換を行い、今後の法整備支援の在り方について考える機会としたいと考えております。

さて、SDGsという切り口で法整備支援を取り

上げるとすると、最初に思い浮かびますのはターゲット16ではないでしょうか。そこでは、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」という目標が掲げられています。より具体的にはSDGs 16.3におきまして「法の支配の促進」が掲げられております。これは、持続可能な発展や平和で安定した社会の実現のためには、「法の支配」に基づいた社会の構築が必要という国際社会の決意の現れだと思えます。開発という視点では、「法の支配」は重層的な意味を持つと思えますが、法律の起草支援や法分野における人材育成を進めていくということは、こうした目標を達成する手段・ツールとしての法の整備を通じて「法の支配」の促進につながるものであります。さらに、「法の支配」が普遍化することは、基本的人権の尊重、平和な社会の構築、恐怖や欠乏のない生活の享受にもつながるものでありまして、ほかのSDGsの目標の達成につながる基礎足り得るものであります。

また、SDGsは、包摂的で持続的な経済成長や、働きがいのある人間らしい仕事のための条件を作り出すということも目標としておりまして、これがターゲット8であります。そのためには、各国のビジネス環境を支える法律の整備や、労働者の権利保護のための仕組みも必要であります。日本が法整備支援を開始して以来、市場経済化を支援するべく民事関連法の起草支援を実施してまいりました。こうした支援が結実いたしまして、最近では2017年にネパール、そして昨年12月にはラオスにおいて民法典が成立いたしました。

ラオスでの法整備支援は2003年より開始されましたが、カウンターパートとともに何が必要かを考え、現地の人材を育成するという姿勢は、支援開始当初から現在のプロジェクトに至るまで貫かれております。民法典起草支援もその流れの中で実施され、法律を起草することができるまでに人材が育ってきたタイミングで民法典起草支援に着手いたしま

した。起草作業を通じたラオス側と日本側のさまざまな議論もまた人材育成の一環でありまして、その結果、ラオス人の手による、ラオスの社会の実情に合致した民法典がこのたび成立するに至りました。今月、ビエンチャンにおきまして民法典成立記念の式典がございまして、私も出席する予定でありますけれども、本日、改めて祝意を表するとともに、これまでご尽力いただきました関係者の皆様の努力に敬意を表したいと思います。

このように日本は法整備や法運用組織の機能強化に係る取組を行ってまいりましたが、一般市民が法によって解決すべき問題に直面した際に、法律についての情報や司法制度にアクセスできる環境が整備されていなければ、日常の問題解決に法律が利用される場面は限られるわけです。このため、SDGs 16.3においては「全ての人々への司法への平等なアクセスの提供」が掲げられております。

JICAは、司法へのアクセスを確保する意義や重要性についての理解を深め、各国の司法アクセス改善を促進することを目的として、日弁連の皆様の協力を得まして、6カ国からの法務省の職員、検察官等を本邦に招いての研修を今年度より開始いたしました。日本における司法アクセス改善に向けたこれまでの取組の変遷をご紹介するとともに、法テラスやコールセンターなどを訪問して、実際の情報提供サービスの現場の視察を行ったところです。来年度以降も引き続きこの研修を実施して、各国での司法アクセス改善に向けた取組に協力していきたいと考えております。

また、日本の法整備支援の多くはアジアにおいて行われておりますけれども、アフリカにおいても、フランス語圏アフリカを対象とした刑事司法研修や、ケニアでは競争法の研修を行っております。2019年8月には第7回アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development = TICAD)が横浜で開催されます。TICADのプロセスを通じまして、アフリカにおける法の支配の強化や、公正で開かれたビジネス環境の促進を支援することで、SDGsの実現をアフリカ諸国の皆様

とともに目指したいと思っております。

また、世界の繁栄・平和を促進するために、日本は「自由で開かれたインド太平洋構想」を打ち出したところでありまして、この構想は、太平洋とインド洋の連結性及びアジアとアフリカの交わりが生むダイナミズムによりまして地域全体の安定と発展を目指すものでありまして、これは「法の支配」の概念なしには実現し得ないものであります。

次に、発信に関する取組でございますけれども、JICAは、日本の関係者が現地のパートナーとともに知恵を絞って、試行錯誤を繰り返しながら取り組んできた法整備支援の20年をまとめました書籍で、「世界を変える日本式『法づくり』』という本を昨年の6月に出版いたしました。この書籍の制作のときに資料の提供やインタビューにご協力いただきました皆様に、この場を借りて御礼申し上げたいと思っております。

私自身、日本の法整備につきまして、昨年の8月にブラジルのサンパウロ大学の法学部で学生向けに講演をする機会をいただきまして、この講演において、日本自身の明治期からの法整備の経験をご紹介するとともに、相手国の自主性を尊重し、相手国に寄り添いながら協力を進めるという日本の法整備支援の理念についてもお話しさせていただきました。現地の学生からは、この理念に非常に賛同する声の後からも寄せられまして、日本の法整備支援のアプローチは世界に誇れるものであるという思いを新たにいたしましたところでありまして。

ブラジルを初めとする中所得国も、支援の受け手から支援する側になりつつある状況ですが、日本の法整備支援のアプローチについて世界に発信して、各国政府や援助機関、さらに市民社会や民間セクターを含むさまざまなパートナーとともに、「法の支配」の実現を目指すことが望まれるところでありまして。このようなグローバル・パートナーシップの活性化もSDGsのターゲット17に掲げられているところでありまして。

本日、この場には、日ごろよりJICAの事業にご協力をいただいております関係者の皆様に多数ご

出席いただいております。改めて日ごろの皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、本日の連絡会に参加された皆様と、さらなるネットワークの構築ができればと考えております。

また、ニューヨークからご講演いただくジェフリー・サックス様、それから会場にお越しくださいましたUNDP (United Nations Development Programme, 国際連合開発計画) のニコラス・ブース様にも心から御礼申し上げますとともに、今後とも日本のSDGsへの取組、法整備支援活動におきまして、良きパートナーとしてともに活動できればと願っております。

最後になりましたが、本日の連絡会の成功と今後の協力の深化を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木 前田理事、ありがとうございます。

それでは、第1部に入ります。

これから基調講演として、コロンビア大学教授のジェフリー・サックス様から、「SDGsと法の役割」と題し、ご講演いただきます。

本日は、スカイプを通じ、ニューヨークから中継でご講演いただきます。

第1部は、ただいまから11時10分までを予定しております。

ここで、ジェフリー・サックス様のご経歴をご紹介します。

ジェフリー・サックス様は、経済学がご専門で、コロンビア大学センター・フォー・サステナブル・ディベロップメントの所長を務めておられます。ハイパーインフレーション、市場経済への体制移行、貧困の撲滅などのさまざまな問題について、南米、アフリカ、アジアなど各国の政府のアドバイザーを務めるなどして取り組んでいます。SDGs及びその前身のMDGsに関するさまざまなプロジェクトに関わってきました。コフィー・アナン、パン・ギムン、現在のアントニオ・グテーレス事務総長の3代にわたって、国連事務総長の特別顧問を務めておられます。

サックス氏との中継の準備をしておりますので、少々お待ちください。

○サックス 皆様、こんにちは。ありがとうございます。第20回の連絡会にこのように参加する機会をいただき、ありがとうございます。

第20回の法整備支援連絡会ということですが、今年の連絡会は持続可能な開発目標について取り上げてくださるということを変えたいと思います。日本、そして日本国政府がSDGsを推進するために様々な努力をしてくださっていることを感謝申し上げます。また、今年のTICAD (Tokyo International Conference on African Development, アフリカ開発会議) に出席するために日本を訪れる予定です。日本、そしてアフリカ各国の首脳が集まり、アフリカにとってのSDGsについてTICADでは議論されることとなります。

本日の皆様は、主に法的な研修、そして支援をアジアで行うということにフォーカスをしておられるというふうに認識していますけれども、私の方からもう少し一般的に司法アクセス、それからSDGsについてお話ししたいと思います。

皆様ご存じだと思いますけれども、SDGsには17のゴールがありますが、SDGsのゴール16、これは法律に関するもの、法律に捧げられたゴールです。ゴール16のエッセンスは、司法アクセスを全ての人に促進するというものです。そして、このSDGsのゴール16論理を追っていくということが、なによりも優れた手法です。というのも、このゴール16のターゲットのほとんどが司法アクセスに関するものでありまして、こういった研修を日本国政府が推進するのかということも示されているからです。SDGs達成のために何をすべきかが示されています。

重要なターゲットとして、法整備支援と関連があるものについて挙げたいと思います。

まずターゲット16.3は、国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供するというもので、これはまた後ほど立ち返ってお話ししたいと思います。そ

れからターゲット16.4では、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶するとうたっています。またターゲット16.5は、あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させるとうたっています。そして、ターゲット16.6は、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させることを求めています。ターゲット16.7は、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保することを求めています。また、ターゲット16.9では、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供することを求めています。出生登録、あるいはオンラインでの生体認証での身分証明、あるいは国民の身分証明カードを全ての人々に提供するということを求めているのです。ターゲット16.10では、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障することを求めています。

私は、こういった枠組みで法の支配を捉えるということが望ましいと考えています。というのは、法の支配というのは複数の次元の法律が扱われているからです。刑法、民法、公法、そして国際法が含まれています。ですから司法アクセスということを考えるときには、法の支配といってもとても広い意味で捉える必要があります。したがって、法律の次元として少なくとも3つの次元で重要なものを明らかにすることが役に立つと思います。

まず第1が、国内レベルでの法の支配です。途上国における国内での法の支配です。貧しい国においては、法の支配について幾つかの問題があります。第1の問題、最も喫緊の課題かもしれませんが、一般論として貧しい人々には司法へのアクセスがほとんどありません。貧しい人々は、弁護士の費用を払うこともできない、そして、裁判所に行くこともできないということがしばしばです。また自分の権利を知らない。そして、保護されていない。警察から保護されていないといったことがしばしばあります。したがって、様々な犯罪に対して極めて脆弱です。犯罪活動、窃盗、あるいは安全が欠けた状態、詐欺など、様々な法的な権利の濫用の危険にさらさ

れています。これは豊かな国でも同じです。貧しい人々のほとんどが、司法へのアクセス、法の支配へのアクセスがありません。

したがって、第1のポイントを組み立てて考えていく上で重要なことは、貧しい人々の保護ということです。そして、この保護については、コミュニティベースの保護でなければなりません。貧しい人々、特に貧しい女性、それから貧しい子どもたちが虐げられないように、暴力にさらされないように、例えば売春や奴隷労働を、自発的ではない労働を強要されないように守らなければなりませんし、貧しい人々が司法にアクセスを持って、自分の財産権を守ることができるようにしなければなりません。貧しい人々は、しばしば、土地や住宅やそれ以外の様々な物的な財産を持っていても、それを奪われてしまうということがあるからです。したがって、司法アクセスを貧しい人々のために確保するというプロジェクトは極めて重要です。

大きな成功を達成している事例も幾つもあります。そして、皆様の努力もそういった成功を促すものであると思います。私は、貧しい国々において、司法へのアクセスを得ることができるようにするために、警察の研修を支援することによって、貧しい人が保護されるようにしたり、貧しい人々が法律分野での支援を受けることができるようにしたりするという事に関わってきましたが、この分野は非常に重要なことです。

二つ目に、こちらもやはり国内の法制度に関わるものですが、公法の分野です。貧しい人々が司法にアクセスをすることができるということは重要ですが、それだけではなく公的な行政という分野があります。そして、当然、取り込むべき分野というものが幾つかあると思います。司法の研修が役に立つ分野があると思います。

まず、一つ目は、公的な官僚体制の管理に関わるものです。処遇が公平であって透明性がある、そして偏見がない、また質が高いもので法に照らし合わせても偏りがないということ。

二つ目が裁判制度の改善です。というのも、多く

の国々で裁判には非常に時間がかかっている、正義を達成することがほぼ不可能である、あるいは裁判制度が余りにも腐敗している、正義を達成することが裁判制度ではできないということがあるからです。

もう一つ、公法の分野で取り上げることができるのは調達の分野です。この分野でも、非常に偏っている、あるいは腐敗していることがしばしばあります。

公法の分野で上げられるのが租税です。これも多くの国々にとって非常に大きな課題です。したがって、税制における法の支配、これは皆様ご承知のとおり非常に大きな課題であるのですが、特に貧困国においては、これは極めて大きな問題です。予算が極めて重要で、基本的な公共サービスを提供するためにも重要です。そのためには適切な租税制度がなければならず、必要不可欠な重要なものとなります。

また、公法のもう一つの側面で私が強調したいのは、あらゆる政府は義務を負っている、そしてその義務の下で持続的な開発目標を促進していかなければならないということです。いろいろな他のゴールがあります。例えば健康の権利、これはSDGsのゴール3です。それから教育を受ける権利、これはSDGsのゴール4です。あるいはジェンダーの平等、SDGsのゴール5。そして安全な水とトイレというSDGsのゴール6。これらは全て法の支配を必要とします。そして、これらは公のレベルで法の支配を必要としますし、SDGsを促進するために政府における研修、広い意味での研修が必要です。そして、SDGsを国家計画に取り込む、また個々の省庁の仕事の中に取り込むということが極めて重要です。

三つ目の法の支配の側面、途上国の国内における法の支配という意味で取り入れたいのが環境法です。どの国も非常に深刻な環境問題に直面しています。あらゆる国が法的な保護を強化しなければなりません。環境の法的な保護の強化が必要です。少なくとも三つの環境的な危機というものがあります。

そして、SDGsがそのターゲットとしている危

機が三つあります。まず温室効果ガスを削減するという。地球温暖化につながっている温室効果ガスの削減。二つ目は公害。大気公害、水の公害、土壌の公害、そして海洋の汚染をなくすということ。三つ目が森林の枯渇を避けるということ、そしてまた土地の誤った活用をやめるということ。これが生物多様性を失うことにつながっているからです。ほとんどの国々において環境を統治する十分な法の支配がない状態になっています。

ちなみに、アメリカは、トランプ大統領のもとで、環境を守るための法の支配が崩壊した状態になっています。というのは、アメリカの政治制度は、今、非常に腐敗した状態となっており、自然環境は守られていません。したがって、豊かな国でも環境が危機的状況になってしまい、そして違法な状態、更に、腐敗がある状態になってしまう。アメリカではこのような状態が非常に疫病のように広がっています。

貧困国を支援し公害を軽減する、そして温室効果ガスの排出を削減する、そして生物多様性を保護する。そのために適切な土地の利用の規制を行っていくといったことも優先順位は高く、司法行政の一部として行われるべきです。

次に、私が強調したいと考える法の支配の次元は、というのも、SDGsはグローバルなパートナーシップについても強い関心を持っているからです。SDGsのゴール17では、パートナーシップで目標を達成しようと呼びかけて、先進国、途上国が共にパートナーシップを組むことを呼びかけています。法的な問題で貧困国が直面している多くの問題は、実は豊かな国の法律の問題の結果なのです。したがって、私たちは、法の支配の問題は、私たち自国の社会も関わっていることを理解し、自国の社会が貧困国にどのような相互作用をもたらしているかが重要であるということを忘れてはなりません。

幾つか例を挙げたいと思います。アメリカのものであれ、日本のものであれ、ヨーロッパのものであれ、多くの多国籍企業が非常に深刻な環境破壊を貧困国で行っています。大規模な公害を生み出したり、あるいは違法な木材の伐採や過剰な漁業資源や種子

の乱獲などを行っています。そうすると問題となってくるのは、貧困国が自らをどうやってこのような状況から守ることができるのかということです。貧困国は、日本やアメリカやヨーロッパにある強力な企業から、自らをどう守ればよいのか。これはどの国の司法省、法務省も取り上げるべき重要な問題です。

大企業が貧しい国において重大な被害を与えたケースがたくさんあります。例えばエクアドルでのテキサコ社とシェブロン社のケースがあります。石油会社であるシェル社のそして、これらの国が裁判所の中で、こうした会社の責任をただすことができないということがあります。これはまさに我々の国における法律の問題です。我々の裁判制度によって、そうした途上国における人々の権利を保護できていないということです。あるいはその他のメカニズムを使って、実際に途上国への色々な危害を与えていることが多いということです。そして、これらの場合には、権利の保護については裁判所、裁判外で行われるというようなことが多いわけです。したがって、我々自らの制度をもう一度見直してみる必要があります。

国際的なレベルでもう一つの課題は、よく知られているとおり賄賂の問題です。非常に多くの腐敗が起きています。それから金融詐欺も起きています。貧しい国の政府やその公務員等に対し、我々の国のような大国の大きな会社からのお金の流れがあつたりします。こうした賄賂のケースなどにおいては、我が国における法律の対象となるべきですが、こうした不法行為が信頼できるレベルで十分監視されているとは言えず、アメリカの会社が途上国において非常に不正な行動をしているという例が多くあります。

例えばマレーシアの例があります。投資銀行ゴールドマン・サックスは、マレーシア政府から訴えられています。1MDB（1 Malaysia Development Berthed）の、これはスキャンダル絡みのもので、マレーシアは、75億ドルの損害賠償を求めています。これは銀行側が世界中で同様の違法行為を繰り返

返してきたということがあるからだと思います。ただ、このような投資銀行は、政治的に非常にパワフルでありますので、違法行為をしても守られてしまっているという実態があります。マレーシア政府は、法の支配を訴えています。そしてアメリカは実際にそれを守っていない、マレーシアの法の支配の実現を十分に保護していないということになります。

あと、もう一つ強調したい点は、いわゆるタックスヘイブンの問題です。アジアの地域において、これはSDGsの達成不可欠な部分であります。さらに、徴収した税金は、人々の普遍的な健康、司法へのアクセス、インフラの構築といったものに本来使われるべきです。したがって、貧しい国において徴収を確保することは重要なことであります。

ただ、問題は、裕福な国々、特に英国やアメリカなどが非常に巨大な制度を作っています。タックスヘイブン、つまり、徴税の落とし穴が多く作られているということです。そして多国籍企業が利益を貧しい国からタックスヘイブンの国へ持って行く。例えばケイマン諸島、バミューダ、バハマ、その他の租税回避地へ移管してしまっているということがあります。したがって、このような現象についてはしっかりと精査していかなければなりません。税のこのような移転は非常に大きな被害を生んでおり、世界的に6,000億米ドルほどの損害が生じていると思われま。これは、課税率の高い国から低い国へ利益が移転されているということです。例えば移転価格などもそうです。そして、あるいは知財の部分もそうですけれども、これが課税率の非常に低い国に移管されるということがあります。これが途上国において大きな損失にもなっています。もちろん、OECD（Organization for Economic Cooperation and Development、経済協力開発機構）を通じて、一定程度、規制も行われていますし、いわゆるBEP S（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）を通じてそうした税移転についても対応は採られています。ただ、タックスヘイブンの存在により、まだまだ非常に多くの脱税や租税回避が行われています。このような問題においては、裕福な国々が特

に責任が重いと考えています。税制に関する統治の法を変えていき、このような租税回避をやめさせるということが重要です。租税回避は非常に多くの問題をまき散らしています。

もちろん、日本はその問題の張本人たるどころではありません。むしろアメリカが張本人です。回避された租税はカリビアン諸国といった国々に移転されています。そして、このような金融の操作がこうしたタックスヘイブンにおいて行われており、それを進めている、この租税回避を行う会社や、企業が存在するというのが問題です。したがって、やはりこういった企業に対しても法の支配を適用しなければなりません。

それから、もう一つ強調したいのは、基本的な分野ではありますが、多国籍企業への法的なアドバイスです。多国籍企業に対してはどのようにして適法な行動をとるかについてアドバイスすることが重要だと考えています。会社もやはり研修が必要です。これらの大企業は、これまでの環境で法律を守らなくても免責されることに慣れていています。したがって、法的な研修が必要です。もちろん、残念ながら米国政府がこれを今現在やるとは思っていませんけれども。米国政府というのは、こうした腐敗を解決するというよりは、むしろ腐敗に加担している側でありますので。ただ、日本はそうでないことを望んでいます。法務省が経団連やその他の産業のグループと連携、協調して、企業の法的な義務を議論することが重要だと考えています。そして持続可能な開発目標を達成すべく研修を受けることが重要だと思っています。

SDGsの観点からは、日本の企業において、腐敗をやめさせ、賄賂をやめさせ、租税回避をやめさせ、環境破壊・環境劣化をやめさせる。そのような形で研修を実施することが必要です。それから、土地を貧しい人たちから奪う、例えば政治的にそれが可能であっても、そういうことはさせないというような研修が必要だと思います。さらに、より高い基準において、汚職をしないということが必要だと思います。そういったところが全て有益になってくる

と思います。

ほかに重要なのは開示の基準をちゃんと使うということです。企業が企業活動を行うそれぞれの国での税の支払について、しっかりと情報開示をするということが重要であります。そしてまた、賄賂についてもしっかり開示するということも必要であります。このような開示の要件を出したとき、2012年でありましたけれども、トランプ政権はそれを排除してしまいました。トランプ政権はビジネスセクターに何でも好きなことをやってくれと言っているということになります。これは大変残念なことです。

さらに、法の支配に関して最後の領域で私が申し上げたいのは、サプライチェーンの問題です。全ての企業、全ての大きな多国籍企業は、グローバルなサプライチェーンに関与しています。日本の企業は、例えば食料、あるいは工業の製品、あるいは森林の製品、あるいは魚といった様々な商品ものを、途上国の独立の企業からということがあると思います。法律の下では典型的にそうした企業がそれらの製品を買うときに、サプライヤーの行動、上流の方の行動に責任を持っていないということがよくあります。このSDGsの中核の部分には、グローバル・サプライチェーンの中では、共同責任があるということです。したがって、もし日本の食品会社が例えば東南アジアから食料を輸入するといった場合、やはり会社の責任としてサプライヤー、そうした一次産業品をサプライチェーンを通して出しているサプライヤーも、やはり法を遵守する、環境、社会的な責任をしっかりと果たすということに留意していかなければいけません。

日米の会社はサプライチェーンに子供たちがいないこと、つまり、児童労働がサプライチェーンにないことを確保すべきです。また、購入する製品が持続可能な形で製造されることを確保すべきです。購入する製品が不法伐採であるとか森林破壊とかによるものではないこと、あるいは賄賂などによって出来上がってきた製品ではないというようなことに注意しなければいけません。これはやっぱり一つの難しい課題ではありますが、法的な体制を通じ

て、こうしたグローバルのサプライチェーンを通じて責任を持たせる方向にしていく必要があると思っています。

日本の法務省や日本の学者の皆様には、素晴らしい学問的業績もあります。したがって、このような課題において、全てのサプライチェーンに対し、どのようにして企業に責任を持たせるか、すなわち、スタッフにも合理的なレベルにおいてその責任を持たせる形で、非間接的にも、環境破壊、人身取引、あるいは奴隷労働、児童労働、その他の虐待に関与していない状態にすることにご尽力いただければと思います。問題を解決しようとするのであれば、こうした目標が必要です。特に環境、特に賄賂、腐敗、その他の無責任な行動に対して必要だと考えています。これはまさにグローバル・サプライチェーンに関わる様々なそうした問題であります。

リスクの領域を特定することが肝要です。例えば、どの程度森林伐採が実際にインドネシアで起きているか。マレーシアでも、パプアニューギニアでもそうです。ブラジルもそうです。多くの漁業者が乱獲について告発してきています。したがって、どこに大きなリスクがあるかということは大体分かっています。例えば、電話で話していてバッテリーが切れてしまうことがあります。この電話のバッテリー、リチウム電池にはコバルトが使われています。コバルトは、アフリカで生産されています。非常にひどい危険な悪い条件での労働によって生産されており、これによる大きな被害もよく把握しています。ただ、説明責任をとらせる制度がありません。会社に責任をとらせるような制度がないわけです。全体のサプライチェーンを通じての責任をとらせる仕組みがありません。これが法学者にとっての大きな課題の一つだと思います。新しい方法論を考える、そしてそれによって合理的な責任を全ての会社にとらせるということが重要だというように考えています。今、申し上げているのは、全て持続可能な開発目標を強調し、そして様々な形から取り込むというものにはなりません。

これは、最初に申し上げましたように、様々なター

ゲットの中で強調されています。SDGsゴール16の様々なターゲットの中で強調されています。優先順位が高いのは貧困層を支援するということです。そして市民としての権利を持つように、そして虐待から保護されるように、特に暴力から保護されるように、そして財産権が守られないという状況から保護されるようにしなければなりません。したがって、伝統的な司法のトレーニングの分野というのは重要で、まだ解決できていない問題が残っています。また、グローバルにファイナンスを提供し、より努力ができるように、そして貧困者が司法にアクセスができるように、資金を提供するということが重要です。貧しい人々が法的な保護を受けることができない、あるいは裁判を受けることができないというのは、資金面の問題でもあるからです。

また、法の支配というのは、単に貧困者にとっての司法アクセスだけにとどまらない問題ですけれども、もちろん貧困者の司法アクセスというのは重要な問題です。行政、それからまたビジネス、企業による酷使といった問題にも対応しなければいけませんし、豊かな国々における法制度の改正などもそうです。賄賂、それから詐欺、租税回避などを防がなければなりませんし、大企業が罪に問われないという状況を変えていかなければなりません。大企業は、法の支配の下に置かれていない途上国においても、自国政府のもとにおいても、余りにも強大です。したがって、これはとても重要な、また興味深いエキサイティングな目標であり課題です。法の支配が強調されているというのは、全く偶然のことではありません。アジェンダ2030、そしてSDGs17のゴールの中で法の支配が強調されているのは、これは中核的な枠組み、責任の体系の中核にあるからです。そしてSDGsの施行の中核的な部分を占めているからです。

最後に皆様にご挨拶申し上げます。また日本国政府、そしてJICAにご挨拶申し上げます。開発支援を世界中でリードしてくださっていることにJICAに御礼申し上げます。JICAと多くの場面で協力をさせていただくという光栄、喜びがありまして、北

岡理事長、素晴らしい方でいらっしゃいます。そして世界の様々なプロジェクトで協力をさせていただきました。日本はとても素晴らしい協力、そして支援の活動をされています。また、国連においても私は少し役割を果たしておりますけれども、そういった立場からも日本の役割に御礼を申し上げたいと思います。良きガバナンスを促進、そして持続可能な開発を促進し、また地球温暖化に対する解決策を促進して下さっていることに、御礼を申し上げます。

本日はこのような参加の機会をいただき、ありがとうございました。皆様、ちゃんと聞き取れたでしょうか。音が聞こえていますことを願っています。本当に光栄でした。ありがとうございました。(拍手)
○鈴木 サックス様、技術的な問題で、質疑応答の時間が設けられなかったのですが、個人的にはジェフリー・サックス様を、実物を拝見することができて感激しました。どうもありがとうございます。

それでは、ここで第1部を終わりたいと思います。

それでは、第2部に入りたいと思います。

第2部では、プレゼンテーション&トークセッションとして、国連開発計画バンコク地域ハブガバナンス及び平和構築担当オフィサー兼紛争防止・司法アクセス・人権アドバイザーのニコラス・ブース様から、「開発支援の潮流と法整備支援」と題し、ご講演いただきます。

その後、ブース様のご講演を前提に、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘様とブース様にトークセッションをしていただきます。

トークセッションの後に、会場の皆様からご質問、コメントを頂戴する時間を設けさせていただく予定です。

第2部は、ただいまから12時30分までを予定しております。

それでは、お二人のご経歴を紹介いたします。

ニコラス・ブース様は、弁護士としてイギリス、アメリカにおいて労働問題及び差別に関する問題に特に取り組んでおられました。その後、国連の活動に関わり、国連平和維持活動局では、警察・司法分野のシニアアドバイザーとしてコソボ暫定行政ミッ

ションに従事され、UNDPベトナム事務所では法の支配、司法アクセス政策アドバイザーを務めた経験をお持ちです。現在、UNDPバンコク地域ハブにおいて、アジア太平洋地域の法の支配、司法アクセス、紛争防止、人権に関する各国における活動に対して助言を行っております。

松尾弘様は、横浜市立大学助教授、横浜国立大学大学院教授を経て、現在、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、同研究科グローバル法研究所所長を務めておられます。ラオス、ネパールの民法典制定を始め、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、東ティモール、インドネシア等の法整備支援に関わってこられました。ご専門は民法、開発法学です。

それでは、プレゼンテーションに入りたいと思います。

ニコラス・ブース様、どうぞよろしく願いいたします。

○ブース 皆さん、おはようございます。

まずは皆さんに感謝申し上げます。わくわく感をととてもよく覚えています。森永さん、皆さんよくご存じのとおりベトナムでもとても有名な方ですけれども、10年前、大阪で開催された10周年の法整備支援連絡会に、私を連絡会に招待して下さったんです。本当にうれしく思いました。素晴らしいイベントでした。素晴らしいおもてなしで歓迎していただき、様々な意見を交換することができました。とてもいい思い出です。ですから昨年このお話が来たときに、とてもわくわくしました。森永さんと梅本さんがバンコクの私のところに来てくれて、そして20周年記念の法整備支援連絡会に来てくれないかと言われて、本当に光栄に思い、そして誇りに思いました。素晴らしいホスピタリティをいただけるということはわかっていましたし、刺激のある議論ができるということもわかっていました。ですので、この会議がその期待どおりになると確信しております。

まず、これだけ準備が十分に行われているイベントに招待していただき、そして、ここで自分の視点を共有できることを、とてもうれしく思い、感謝申

し上げます。そして、このすばらしいテーマを選んでくださったことをうれしく思います。すばらしいテーマ、すなわちSDGsの役割、持続可能な開発目標の法整備支援における役割というテーマです。国連といたしまして、SDGsが、すなわち2030年アジェンダが、全ての開発についての議論においてその一部になっているということをおうれしく思います。SDGsが関連してきているということをおうれしく思います。私たちには、これら困難な目標を達成するのに、あと10年強しかありません。私たちは全ての開発の議論、法の支配、人権に関する全ての議論、そして司法へのアクセスという議論におきまして、SDGsの観点から考えていかなければなりません。

私たちは、昨年、グローバルなこの司法アクセス・カンファレンスに参加しました。そして閉会式の宣言において、SDGs、そして司法へのアクセスについて言及されたわけです。ですので、グローバルにもこのSDGsというのが注目されているということです。来年は京都コンGRESSが行われますが、ここでもSDGsが重要なテーマになるということで、これはとても重要な兆候であると思っています。

今日は皆さんと「開発支援の潮流と法整備支援」についてお話をできることをうれしく思います。SDGsをテーマにしたカンファレンスであり、またサックス教授の素晴らしいご講演の後にこのようなお話をできることをうれしく思います。恐らくサックス教授のおっしゃることと似ているところもあるかもしれません。サックス教授がおっしゃったプライオリティの課題、そしてそれがこの法整備支援のトレンドにどういったインパクトを与えたのかということについて、私の、UNDPの観点からお話をしていきたいと思っています。

私は、UNDPのレンズを通じて、過去10年、トレンドが変わってきたのを目にしてきました。開発、そして法の支配という分野で働く中で、UNDPの視点を通して様々な変化を見てきました。ですので、その視点からお話をしたいと思っています。私がお話をする内容というのは、恐らくこの開発のどの

視点から見たとしても、皆さん同じような視点をお持ちになるかと思っております。

それでは、スライドをご覧ください。今日は、3つの潮流についてお話をしたいと思っています。

まず、SDGsは、どのようにして私たちが行っている法の支配や法整備に対する支援のやり方を変えてきたのか、についてお話をしたいと思います。

そして2つ目、法遵守の文化について言及したいと思います。日本そして日本の外交のおかげで、法遵守の文化が、2002年以降、国連のこの規範の要項の中に入れられるようになったからです。この法遵守の文化というのはそれまでずっと休眠状態だったのですが、それをもう一度、国連の語彙の中に導入してくださったわけです。この法の支配、そして法遵守の文化を、SDGsの観点からお話ししていきたいと思っています。そして、そのトレンドを使ってどのように法整備支援を行っていきけるかについて見ていきたいと思っています。

そして最後に、私たちがまだUNDPで十分に理解していない点ではあるものの、よりフォーカスをしていく必要のある分野、すなわち新しい技術、イノベーションについて、それが重要なのか、そしてなぜそれを見ていかなければならないのかについて、お話をしたいと思います。

それでは、まずは、SDGsから入っていききたいと思います。4つの観点から、SDGsが法整備支援のやり方をどう変えてきたかについて、見ていきます。

SDGsは、法の支配や司法アクセスにどういった影響を及ぼしたか。それは、その発展が加速したということが上げられます。様々な国連機関があり、二国間パートナーがあり、そして民間セクターがSDGsに関わっています。そうしますと、法整備支援におきましては、パートナーシップが重要になるわけです。「誰一人取り残さない」というのは、2030アジェンダにおいて大変重要であるわけですから、SDGsがそこにおいて果たす役割についてお話をしたいと思います。また、サックス教授が先ほどお話しされたことにも重なってきますが、

マルチステークホルダーアプローチ、特に民間セクターについてお話しします。

ではまず、その発展を加速させるエンジンとしての役割という点を見ていきたいと思えます。

様々なこれらのゴールは、相互依存のもとに存在しています。そしてゴールの重要な要素が、ほかのゴールの達成の加速に関わっているということがわかります。SDGsというのは、知的にも、政治的にもすばらしいフレームワークです。そして私たちがこの仕事を行うに当たってのストーリーや一貫性を与えてくれます。もちろん、SDGsを現実のものにしていくに当たっては、私たちが行っていかなければならぬわけですが、SDGsは、私たちにその知的、政治的なアドボカシーフレームワークを提供してくれるわけです。

サックス教授もおっしゃっていましたが、異なるゴールが相互に助け合い、関係しているというところがとても重要なのです。もう随分前でですけども、コフィー・アナン元国連事務総長がこう言っていました。「平和は開発なしに成立しない。そして開発は平和なしに成立しないし、人権も尊重されなければいけない」と。彼は正しかったのです。お互いに目標が依存している。これは国連が常に気が付いてきたことですけども、SDGsのゴール16、この平和で包摂的な司法へのアクセスが全ての人に提供されるべきというのは、これはお互いに依存しているものであるわけです。それを全て実現することによって平和が実現されます。平和というのは軍事的に維持されるものではありません。平和というのは維持され、保障され、それが社会的契約、そして法の支配によって実現されるものなのです。これがSDGsのゴール16です。

しかし、サックス教授がおっしゃったように、SDGsのゴール16というのは、法の支配と司法へのアクセスということだけではなく、ほかの目標にとっても重要なものです。食料、教育、気候変動、海洋、彼は様々な問題について言及していましたが、基本的なサービスへのアクセス、司法へのアクセス、そして公平な取扱い、それは全て法の支

配に関連するものです。それがなければこのゴールは達成することはできません。法の支配、平等、公正性、そしてアカウンタビリティ、透明性が公共サービスにおいて提供されるという全てが、アジェンダを達成するために必要不可欠なことなのです。

ではここで、UNDPにおいて何をやっているのかについて、お話ししたいと思います。

先ほど言ったように、SDGsというのはフレームワークです。これは私たちのビジョンを反映するものです。では、私たちはUNDPでSDGsをどのように活用しているのでしょうか。私たちが開発支援、法整備支援をするに当たって、SDGsをどう反映させているのでしょうか。UNDPには戦略的計画があります。戦略計画は、私たちが同時に、また協力して貧困の根絶、構造的変革の加速、そしてショックや危機に対するレジリエンス（強靱性）を高めていくことであり、この危機には、政治的な危機、安全保障の危機、そして自然災害への危機全てが包含されています。

次のスライドです。UNDPがグローバルレベルで何をやっているのかについてお話をしたいと思います。私たちは多元化した組織です。私たちのプログラムは170カ国ほどで展開されています。そしてそれはローカルで決定されています。そのホスト国の政府とともに協力しながらローカルで行われています。グローバル・プログラムと銘打っていますが、全てこれは一元的にやっているのではなく、ローカルでやっているものもありますし、中央集権的にやっているものもありますし、様々なものがあります。

グローバルレベルで行っているプログラムをご紹介します。これは「持続的な平和と開発の促進のための法の支配と人権の強化に関するグローバル・プログラム」です。プログラムの名前としては少し長いですが、とても重要な名前です。おわかりのように、このプログラムは私が言及した要素全てを統合するものだからです。平和、そしてその平和の維持を、人権の強化と法の支配を通じて行おうとするからです。2008年に始まったプログラムで

すが、段階的にスコープを広げてきました。そして現在、約40カ国で展開されています。平和を作り出し、それを維持するための文化を作り出しているわけです。社会契約を通じて、社会的な調和を通じて、人々が司法にアクセスすることができるようにし、人権を確保し、守っていくということです。このプラットフォームは私たちが進化すると同時に、そして世界が進化するのと同時に、一緒に進化してきました。2008年に始まったプログラムですけれども、かなり形を変えてきています。どのように変わってきたのかということを考えてときに、この法整備支援のトレンドや変化を反映していることがわかります。例えばこのパートナーシップですけれども、このプログラムを始めたときにはUNDPのプログラムでしたが、現在は、より大きなプラットフォームの一部となっています。

国連の体系の中で様々なキーパートナーがいます。私たちは、パートナーシップにより注力していかなければいけません。開発支援においては、パートナーシップがとても重要になります。私たちは、できるだけ広いパートナーシップを組んでプログラムを行いたいと考えています。パートナーシップがあることによって政策の一貫性を保つこともできます。そして、効果もより高まります。

4つのパートナーシップがここに述べられています。後ほど2つに関しては、より詳しく見ていきたいと思います。

グローバルレベルで、少なくとも4つの重要なパートナーシップがあります。これは私たちの仕事において重要な点です。まず、法の支配のためのグローバル・フォーカル・ポイントと呼ぶもの、これは2012年に始まりました。次に、平和で公正で包摂的な社会の発展の報告のためのグローバル・アライアンス、SDG16+のためのグローバル・アライアンスと短縮して呼びたいと思います。そして、OHCHR (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, 国際連合人権高等弁務官事務所) 及び国内人権機関のグローバル・アライアンスと協働しているパートナーシップがあり

ます。さらに、UNHCR (The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, 国際連合難民高等弁務官事務所) とのパートナーシップもあります。法の支配とガバナンスに関するパートナーシップです。人道支援などを行っており、日本もこの点においてリーダーです。日本はこの人道支援に重きを置いていますけれども、私たちもそうです。UNHCRと一緒に仕事をすることによって、補完的にお互いの強みを生かしながら司法へのアクセスを確保しているわけです。

次のスライドではグローバル・フォーカル・ポイントについて詳しく示しています。大変強いパートナーシップを組んでおりまして、パートナーシップの中心となっていますのが、DPO (Department of Peace Operations, 平和維持活動局)、国連事務局にある平和維持の活動の部局であり、政治、それから平和構築活動を行っています。そして、それ以外の様々な国連の部局、UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime, 国際連合薬物犯罪事務所)、UN Women、UNHCR、それからOHCHRなどが関わっています。そして、このグローバル・フォーカル・ポイントは、最も平和的に困難な状況において、DPOが平和ミッション、それから平和維持活動を行っている場合に当てはまるものです。それ以外には移行期、平和がちょうど生まれ始めた時期などです。2012年には一つの国連として活動するようになりました。DPPIA (Department of Political and Peacebuilding Affairs, 国際連合政治平和構築局)、そしてそれ以外の国連機関も一体となって活動しているため、パートナーシップを通じて、より力強く働きかけることが可能になっています。

次のスライドをお願いします。それでは、SDGs 16+について、より詳しくお話したいと思います。今日のテーマに特に関わっているからです。また、今年はSDGsをテーマに選ぶ年として、とてもよい年であったと思います。今年は、ガバナンス、法の支配の分野の我々にとっては、とても重要な1年です。2030アジェンダが始まってから初めて、ゴール16の進捗について、ニューヨークで

ハイレベル政治フォーラムで検証が行われます。それだけではなく、今年初めて、その進捗度合いが、SDGs・イン・プログレス、2030アジェンダで検証されます。検証は、ECOSOC (United Nations Economic and Social Council, 国際連合経済社会理事会) で行われるだけでなく、7月にはハイレベル政治フォーラムにおいても行われますし、9月には国連総会でも行われます。したがってSDGsにとっては、2015年に始まって以来、一番高いレベルでの検証が行われるととても重要な年なのです。また、初めて、様々な重要なゴールについての進捗が見られることになり、その中にはゴール16も含まれています。ですからゴール16についてアドボカシーをしていかなければいけない重要な1年であります。

皆様に、私が多くの国連のレジデント・コーディネーターからアジア太平洋地域で聞いていることをお伝えしたいと思います。今日はUNDPをグローバルに代表してこの場にいるわけですが、現実的には日常的に非常に多くアジア太平洋の各国連機関とコンタクトをとっているのです、それをお伝えしたいと思います。

ほかの地域に当てはまるかわかりませんが、アジア太平洋でこの地域に在住のコーディネーターからよく聞くのは、SDGs 16をもっとサポートしてほしいということです。ゴール16に関しては、国がなかなかフォーカスしようとしなないというのがアジア太平洋の状況です。そして、毎年、ニューヨークにおいて、国家進捗度合いの自発的な報告を行いますけれども、貧困撲滅や教育の話、食料へのアクセスなどの話は出ます。しかし、いずれの国からも法の支配の強化や透明性、説明責任の話についてはほとんど出てきません。ゴール16の話はほとんど出てきません。優先順位が最下位に落ちてしまっています。全ての国がそうだとは言いません。重視している国もあります。しかしながら、そういう状況であり、UNDPの本部においても、SDGs 16をもっとアドボカシー、推進してほしいということをお聞きします。

したがって、ゴール16に関する活動について特に強調してお話したい。それはサックス教授がおっしゃっていた理由からでもあります。UNDP、そして日本はとても一貫性があると思います。日本はアジアでSDGs 16を大変強く提唱していらっしゃいますし、最も強力なSDGs 16の提唱国です。日本の出す声は、とても重要です。というのも、あらゆる国がこの目標をそれほど強くサポートしているわけではないからです。どの国が強くサポートしているかということは取り上げるべきではないと思いますが、日本がリーダーであるということは明確です。もうサポートしていただいておりますが、声を合わせれば、更に、大きな声を上げることができると思います。

まず、加速していかなければならないという点ですが、私たちは、言っていることを実行している、ということを実証しなければなりません。開発がよりよく進む、結果がよりよくなるということについて、法の支配や司法アクセスにフォーカスをすれば、ますますよい結果になるということを示し、動きを加速していかなければなりません。国々に証明していかなければなりません。カンントリーオフィスとしてもそれを示していかなければなりません。ほかの目標の達成、例えば、ジェンダー平等、教育へのアクセス、保健へのアクセス、水、衛生、どんな分野であっても、SDGs 16、司法アクセスを推進することによって加速することができます。これはサックス教授もおっしゃっていました。貧しい人々は、司法アクセスによって財産権を守らなければ財産を失ってしまうかもしれない、これはとてもシンプルな例です。あるいは、誰もが差別なく、平等に基本的なサービスへアクセスすることができ、サービスを受けることができているか。これは単純ですが、当然のこととしてゴール16につながりがあるものです。これは私たちが行っていることの1つです。

それから、もう1つはデータです。証明をしなければなりません。しかし、SDGs 16の進捗度合いを示すデータが十分ありませんし、進捗をどう測

定すればよいのか、測定方法すらわからないことがあります。加盟国において優先順位が低いという問題だけではなく、私たちの方にも問題があって、法の支配や司法アクセスの分野において、進捗を図る測定ツールは、それほど優れたものではなく、開発の他の分野で用いられているツールに比べると見劣りします。したがって測定を改善するというのが必要です。特にUNDPは、SDG s 16のもとの幾つかの指標について責任を負っていますので、測定手法を定義しなければならない責任もあります。これを正しく実施していかなければなりません。

それから3点目は、グローバル・アライアンスです。これは特に日本にも関連しているために後でまたお話ししたいと思います。2030アジェンダの前のMDGは、政府が行うべきものとなっていました。SDG sはそれとは異なり、パートナーシップを通じて達成されます。各国政府、国連、民間セクター、市民社会のパートナーシップを通じて達成されるものとなっています。したがって、SDG s 16のアドボカシーを行っていく上ではパートナーシップが必要です。既にパートナーシップはできていまして、パートナーシップの一部として各国政府、国連システム、市民社会、民間セクターのパートナーシップがあり、その中で、グローバル・アライアンス・フォー・モニタリング、測定のために活動しています。これをSDG s 16+と呼んでいます。

多くのパートナーがいて、7カ国のパートナーが含まれています。また、世界の5つの地域のうち4つの地域が参加しています。ヨーロッパからはイギリス、ノルウェーが参加、アフリカからはカーボベルデ、シエラレオネ、そしてチュニジア、中南米からはメキシコ、そして、湾岸諸国からはカタールが参加しています。グローバル・アライアンスに参加していない地域は、残念ながら私が仕事をしているアジア太平洋地域です。個人的には是非アジア太平洋の国もSDG s 16+に参加していただきたい、グローバル・アライアンスに参加していただきたい。もし日本がそういったことを検討して下さるのであれば、本当にうれしいことだと思います。

とても影響力のある国、そして強くSDG s 16、そしてその価値観を支援してくださっているこの地域の国が加わってくださることは、とても重要なことだからです。いずれにしても、グローバル・アライアンス、SDG s 16+で進捗を遂げておりまして、ハイレベル政治フォーラムのために報告書を出します。SDG s 16のサクセスストーリー、SDG s 16がうまくいくということを示します。

また、今年、平和、正義、包摂に関する技術協議を6回行います。アジア太平洋では、モンゴルにおいてコンサルテーションを行う予定です。今月、モンゴルは寒いですが、暖かい準備をして行きたいと思います。政府代表、市民社会、国連機関の参加のもと、どのようにSDG s 16の仕事を強化できるのか、という話し合いを行います。また、国々をサポートしておりまして、進展の測定がよりよくできるよう支援活動を行っています。

もう一つ2030アジェンダで重要なのは、「誰も置き去りにしない」という考え方です。サックス教授も何度も触れていました。最優先順位は、貧しい人の司法アクセスを改善すること、そしてこれは開発支援の潮流の中でも最も重要なものかもしれません。これまで私が18年間国連で仕事をしてきて見てきた中で、最も重要であると考えています。1990年代頃、そしてそれ以降もそうですけれども、政府とともに法の起草を支援する、そして検察官、裁判官の研修を支援する国家機関、国家制度といったものの支援を行っていました。もちろんそういった法制度の枠組みがなければ、さらなる進捗を遂げることはできませんから重要なことです。

しかし、今、アプローチがシフトしています。というのは、サックス教授もおっしゃっていましたが、このような優れた法制度、枠組みがあったとしても、貧しい人々が法にアクセスすることができない、貧困のためにシステムを活用できないのであれば、制度は貧しい人々を差別しているということになるということ、私たちもわかってきたからです。しかしながら、残念ながら、多くの国々、私たちが仕事をしている多くの国々でもそうです。

が、それが現実であって、正義というのは贅沢なことで、大企業、豊かな人、権力がある人しか享受できていない。全く平等ではないのです。司法による保護を最も必要とする人々、貧しい人々、女性、移民、障害を抱えた人々は享受することができていないのです。

2030アジェンダでは、誰も置き去りにしてはならないとしています。全てのゴールを全ての人のために達成しなければいけない、一番置き去りにされている人を最初に取り上げなければならないとしています。ということは、法整備支援で何をしなければいけないのか。私たちは、司法制度、そして法の支配がまだ現実のものになっていない人々にこそフォーカスをしなければいけません。それが、これまで国連で仕事をしてきた中で、私が目にしてきたシフトで最も重要で、大きなものです。

これは左側の写真とは関係ないと思われるかもしれませんが、左に挙げているものは一例です。これは私の地域センターで出しました **Trial of Rape** と呼ばれている報告書です。これはベトナム、それからタイで行った調査に基づいたもので、司法制度が性的暴力の犠牲者に対してどのように機能しているのか、に関する調査結果です。

シンプルな調査を行いました。刑事司法制度は、平等に問題、犯罪を解決し、全ての人々を平等に守るべきですが、女性、それから少女、レイプされた人々は、きちんと機能する刑事司法制度のもとで、その制度の恩恵を受けているのかといえば、このエビデンスを見ますと惨たんたるものです。ケースレビューも示していますけれども、制度のもとで女性が救われておらず、それが繰り返されている。そしてそれは数多くの理由によるということが報告書に示されています。文化的な問題があります。文化規範として、コミュニティにおいて女性はなかなか通報ができません。また、裁判官もそういった文化的な規範に影響を受けています。レイプの問題について、重要性が低いと思われるにもかかわらず、12歳の少女に対し、レイプされたときに何を着ていたのかと質問します。また、制度の効率は悪く、途中

で脱落をしてしまう、警察と検察の間で協力がうまくいっていない、時間がかかる、結果についてモニターをする適切な制度がないといったことがあり、さらには、犠牲者、被害者に対し、法的支援、司法扶助などがあるということを伝えることができていないということもあり、様々な意味で制度がうまく機能していないのです。そして、国連、UNDPでは制度がどこでうまくいっていないのか調査をしました。そのうまくいっていない分野にこそフォーカスをしたいと考えたからです。

次のスライドです。もう一つ、サックス教授が何度も取り上げていたことがあります。多国籍企業の役割や多国籍企業がSDGsにどういった影響を及ぼしているのかといった問題、法の支配を多国籍企業に守らせることが難しいという問題を挙げていました。民間セクターにフォーカスをすべきなのです。特にアジア太平洋の多くの国では、成長の源泉となっているのが民間セクターですが、その成長が持続可能なものなのか、そして持続可能な開発をもたらしてくれるのか、それとも環境や取り残された人々、そして不平等にさらされている人々を犠牲にした上で成り立っているのか。それは政策によって変わってきますし、平等に民間セクターにも適用されているのかによって変わっていきます。

そこで、今、私たちは、より民間セクターにフォーカスするようになっていきます。その2つの方法について触れたいと思います。まず1つが国連のアジェンダにありますビジネスと人権であり、アジア太平洋の多くの国に対し、これを適用するように促しています。このアジェンダは、まず、政府に対して法的枠組みを設けることを求めており、その枠組みのもとでは、ビジネスに持続可能性があるということ、社会、環境インパクトに配慮すること、そして人権に配慮することを求めています。そして、政府がそのような法的枠組みを強化することを支援しようとしています。平等な土俵を提供するということです。そうでなければ責任ある振る舞いをしている企業の方が、ルールを破っている企業より不利な立場に置かれてしまうからです。私たちは、それを許すべき

ではありません。よい行動を行っている企業に報いなければなりません。どの地域のどの国も厳格な法制度があって、企業に対して人権を守るように求めていかなければなりません。

それから企業に対しての働きかけも行っています。企業がリーダーシップを発揮するように、そしてサックス教授がおっしゃったサプライチェーンのデューデリジェンスを行うことを求めています。意図せず人権侵害をするということがないように、サプライヤーが人権侵害に関わっているということを知らずにビジネスをすることがないように、また持続可能でない行動の犠牲になった人々がいるのであれば、救済措置などのアクションをとることを求めています。

それから、このスライドには入っていませんが、ASEANにおいて、公平なビジネス環境を推進することも行っています。

それから、調達という話がサックス教授からありました。調達、政府調達、公共調達においても腐敗が見られます。UNDPとしては、この調達分野での腐敗を削減するため、クリーンな調達制度、そして市民社会が公共調達をモニタリングすることを掲げています。反汚職委員会、それから司法の一貫性ということを重視しています。タイ、フィリピン、インドネシア、それからマレーシアの司法と協力をしていますし、ミャンマーの司法、ベトナムの司法とも協力をしています。皆様が仕事をされている多くの国々です。私たちがそういった国々において司法と協力しており、これらの国々は、司法の廉潔性を守っていく活動を実施しているネットワークに参加しているのです。

それでは、最後に、法遵守の文化についてお話ししたいと思います。

このカルチャー・オブ・ローフルネス（法遵守の文化）ですけれども、日本に対して再度感謝を申し上げたいと思います。ドーハ宣言を通じて、この考え方をもう一度議論に戻し、議論を再活性化してくださいました。これは重要なことだと思います。ビジネススクールでは、「文化は、戦略を朝食として

食べる」と言いますが、私は、「文化は、法もまた朝食として食べる」と言いたいのです。私がこのフレーズで言いたいことは、文化というのはつまり法律にとって不可欠なものだということです。もし、法制度がその国の文化によって尊重されていなければ、法制度があっても何も意味がありません。しかし、文化が法の支配を尊重し、それがその国に行き渡っていれば、法の支配は本当に力の強いものになります。ですから、私たちは文化に注意を払わなければなりません。そして法の支配に関わる文化においては、法律は単体で成り立つものではなく、全体のエコシステムの中に置かれていて、人々は、法や自分の権利について知らなければなりませんし、法をうまく自分のために機能させる能力を持っていないはいけません。単純に言いますと、法律を信用していなければなりません。

興味深い、一部の国では、この法遵守の文化というときに、法の支配ではなくて、法律により支配していく、法律を使って支配していく、という考え方があります。しかし、市民に法律を教えなければいけない、そして法を守らせるのだ、法律を知っていれば従うであろうという考え方、これはカルチャー・オブ・ローフルネスではなく服従の文化です。このカルチャー・オブ・ローフルネスの解釈を誤っている国が一部存在し、服従の文化と捉えている国があります。この言葉は、そういうことを意味しているのではなく、法を尊重する、そして法制度を信頼するということを意味しています。しかし、信頼は勝ち取らなければなりません。教育も必要、そして、人々を教育して、市民責任といったことを説いていくことが重要です。しかしながら、法制度にアクセスができて初めて、人は法制度を信用するでしょう。貧しい者も富める者も同じように起訴され、政治家も企業のトップも軽犯罪者と同じように起訴される、裁判所が腐敗しておらず、合理的な時間の枠組みで判決を下す、そして全ての人が司法にアクセスを持てる、それによって初めて法制度に信頼が置かれるわけです。

この法遵守の文化というのは、非常にパワフルな

ものであります。是非、力を合わせて推進していきたいと考えています。ドーハ宣言のおかげでこのように再び重視されるようになっており、京都コンgresでも重要な考え方だと思いますが、これは刑法に限られたことではなく、全ての法の支配を意味しています。共に、より広く法遵守の文化を推進し、拡散していきたいと思います。

ビジネスと人権といったお話もいたしました。UNDPで携わっている様々な仕事について、それから国内の人権団体とも協力をして、国内のローカルな文化の中で、欧米からの押し付けではない形で人権を守るといふこと、そして法の支配、人権、そして法遵守の文化という仕事をしてきました。日本の協力を得て、ニューヨークで初めて、この法遵守の文化に関するシンポジウムが開催されました。すばらしいスタートを切ることができました。これからもやっていかなければならないことがたくさんあります。

テクノロジーに関しても少しだけ触れますと、UNDPは、テクノロジーやイノベーションに追いついていかなければいけないということは認識しています。テクノロジーで問題解決できる部分があります。司法アクセスなどギャップがあるところでは、テクノロジーで、補える部分があるということを認識しています。裁判所から遠く離れたところに暮らしていてアクセスが悪い人々がいる場合に、移動裁判所や電子申立制度などを始めておりますが、もっとできることがあります。インターネットがますます普及していますので、それを活用して正義へのアクセス、司法アクセスを改善していくことができるでしょう。こういったイノベーションに取り残されないで、最も必要としている人々に対し、効果的に、そして手頃なコスト水準でアクセスできるようにしていきたいと考えています。しかし、テクノロジーの進歩は非常に早いので、私達もスマートにそのポテンシャルを生かせるようにしていかなければなりません。

ただ、テクノロジーには、ポテンシャルだけではなくリスクもあります。多くの国がAI、人工知能

や機械学習を使って意思決定をするようになってきています。犯罪者に保釈を認めるのか、あるいは住宅を提供するのか、その他の国家の便益、社会保障などの普及の対象とするのか、そういうことをアルゴリズムによって決定するようになってきています。これは、透明性が失われ、説明責任が失われるリスクがあります。私たち自身がアルゴリズムを理解できず、どういった根拠に基づいて決定がなされたのかわからなかったらどうなるでしょうか。また、ビッグデータに基づいてアルゴリズムが動いていますが、仮にビッグデータがジェンダーバイアスや人種バイアスを持っていたらどうでしょうか。機械学習になりますと、アルゴリズムが使っている様々な要因がわかりません。機械学習においては、機械が自らファクターを選んで学習しているからです。したがって、透明性、説明責任という観点からは、新しい技術を使うことのリスクもあります。もちろんメリットもあります。UNDPは、そうしたことを認識しており、もっと理解を深めなければいけないと考えています。

最後に日本とのパートナーシップについて少し申し上げたいと思います。日本とUNDPのパートナーシップ、そしてこのように多くの方々がお集まりくださっているパートナーシップについてです。

私がアジアに関わった11年の間でも、このパートナーシップが深化する様子を目の当たりにしてきました。非常に温かい、非公式な協力から始まりました。例えばJICAとの協力、そして法務省の司法チームとのベトナムでの協力、森永さんを始めとする多くの方々との実務レベルでのコーディネーションがありました。

これは私がベトナムでリーガルアドバイザーを務めていた頃の事です。10年前にこの連絡会に参加をした頃のことですけれども、それ以来、パートナーシップが更に発展しています。ここ10年、私の何人かの同僚もこの連絡会にお招きをいただき、出席させていただいています。日本は、単に、法の支配の分野で私たちとコーディネーションして下さっているだけではなく、ますます本当のパート

ナーになってくださっています。その他の国々でされている皆様の専門家の活動が別途なされていますけれども、コーディネーションが組まれていますし、また、ラカイン地域における性暴力の被害者に関する協力、それから法の支配のセンター、それから法的な政府職員に対するトレーニングなどでも、よりジョイントな、より密なパートナーシップが組まれています。

また、これを言い忘れてはならないと思いますけれども、日本は投資をしてくださっていて、法務省から専門家を派遣してくださっている。そして、ICDからニューヨーク（UNDP）にも稲垣健太さんを派遣してくださっている。稲垣さんは、3年間、法の支配チーム、ニューヨークのチームで勤務をしてくださる、これも相互理解を深める素晴らしい方法です。お互いの仕事の仕方を理解できる、そして更に強いパートナーシップを生み出していくことになると思います。こういったお話ができて大変うれしく思います。

また、私が日本滞在中、是非皆様のアイデアをお聞きしたいと思っています。この協力をいかに強くしていくことができるのか。例えば、グローバル・アライアンスの話在先ほどいたしました。これはとてもポジティブな進展だと思います。もし日本が参加してくださるのであれば、本当に素晴らしいことだと思います。パートナーがまだないアジア太平洋地域において、最初のパートナーとなってくれば素晴らしいことです。そして協力をすれば何ができるのかを世界に示すことができると思います。共通の価値観を通じて、より効果を上げる、そしてより強くアドボカシーを行っていく、そして補完性を生かすことができると思います。次のコーナーでは松尾教授から難しいご質問をいただくことになっており、お答えできないかと思っておりますけれども、その時間に移りたいと思います（笑）。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○松尾 ブースさん、素晴らしいプレゼンテーションをありがとうございました。UNDPの活動の多様な分野での世界的な展開についてご紹介いただき

ました。

それらはさまざまな地球的課題についての取り組みです。また、数々のグローバルなパートナーシップの構築を目指した戦略、そのフォーカル・ポイントについてもお話いただきました。これらをベースに、このセッションにおいてはいくつかの具体的なアジェンダについて話を深めていきたいと思えます。その際、持続可能な開発目標について、UNDPと日本との取り組みについても取り上げたいと思えます。もっとも、それらのトピックについては、今日の午後、セッション4のパネルディスカッションにおいてさらに詳細に議論が展開されるでしょう。その意味で、このトークセッションは、午後の議論のための準備段階とも言えます。

SDGs、特にそのゴール16は、inclusiveな、つまり包摂的な制度づくりを通じた、平和で包摂的な社会の構築を推進すべきとしています。ちなみに、日本には「法制度整備支援に関する基本方針」があります。これは、2009年に策定された後、2013年に改正されていますが、その中には制度や社会の包摂性、inclusivenessという概念は入っていません。したがって、2015年のSDGsを受けて、そろそろ「法制度整備の基本方針」を再改訂すべき時期だと思います。SDGとの関係で、特にゴール16の趣旨をどう取り込むべきかが重要です。とりわけ制度の包摂性に焦点を当てる意味があると思います。法制度を包摂的なものとするためには、3つのステップがあるように思います。

まず、憲法、行政法、刑事法、民事法といった整備される法分野の包摂性があります。そういった法分野の欠けている部分を少なくし、体系性を強化するという意味での包摂性は、法整備支援においても考慮されるべきこととなりますので、それが第一段階です。

次に、制定された法令を実際に運用する様々な人々、つまり法令の解釈・適用を行い、法令に基づく法的サービスを提供する様々な専門家の包摂性の確保、その研修や能力養成といったことも重要になってくると思います。これが第二段階です。

そして、第三段階は、どれだけ多くの一般市民が、性別・年齢・民族・職業・居住地域などを問わず、法令の制定プロセスへの参加および法的サービスの享受の双方の側面において法制度との関わりを普通にもつことができるようにするかということがあると思います。これは広い意味での法制度への一般市民のアクセスですが、非常に難しいタスクでもあります。法整備支援においても、ステップ3は最も難しい点だと思います。

SDG 16は、平和で包摂的な社会を構築することを目指しています。そのために、法制度を含むあらゆる制度、institutionsを、あらゆるレベルで包摂的なものにしなければならないという考え方で、法制度改革の目標として、私も同意します。

この考え方は、SDGsを決議した2015年10月の国連総会の前にも、議論としては出てきていました。例えば、制度の包摂性の重要性を強調した見解として、アセモグルとロビンソン（Acemoglu and Robinson）の“Why Nations Fail”（邦訳は『国家はなぜ衰退するのか』）があります。それは豊かな国と貧しい国の違いが生じる原因を、経済・政治の様々な制度が包摂的（inclusive）なものか、搾取的（extractive）なものかに求めています。そうであるとすれば、搾取的な制度を、制度的な変化を通じて、より包摂的なものにしなければなりません。どのようにしてこの理想を現実化するかということが問題です。これは美しいスローガンですが、現実化しなければ意味がありません。そのためにはこの理想を現実化するための具体的な戦略が必要です。もちろん包摂性の理念を実現するには、時間がかかります。

覚えていらっしゃると思いますが、UNDPがベトナムで2003年に実施した司法アクセス調査（Access to Justice in Viet Nam: Survey from a people's perspective, Ha noi, 2004）がありました。これは、法的な問題を解決するに当たって最もよく知られている、アクセスしやすい、信頼できる機関はどこかといった質問に基づいた調査でした。例えば、アクセスに関しては、40%近くの答えは、裁判所では

なく、警察であるとか、地域の人民委員会でした。裁判所や弁護士事務所は10%以下でした。

その後、再び同様の方法に基づく調査を2010年にもされていますよね。その報告書（Access to Justice in Vietnam: From A People's Perspective, Updated Survey in 2010, Official Report, Ha noi, 2011）によれば、法的な問題解決を求めて最も用いられる機関は地域の人民委員会や警察で、裁判所へのアクセスはわずかに上昇したものの、劇的な変化はなかったということを報告されています。もっとも、その後、ベトナムでは段階的に進捗がありました。とりわけ、最近、ベトナム政府は「判例」として認定された判決例を公開する制度を創設しています。それは一般の企業や市民のために司法アクセスをより容易にするために、重要な前進だと思えます。そういった意味では徐々に変化してきているということも言えると思います。

一方、状況が膠着している場合もあります。ワールド・ジャスティス・プロジェクト（World Justice Project）が公表している法の支配指標（the Rule of Law Index）のデータを見て、かなりショックを受けました。アメリカ法律家協会（ABA）が国際法律家協会（IBA）と連携して、2007年に5か国のテスト版を公表し、その後毎年、調査結果が出されています。2018年版では113か国が調査対象となっていますが、カンボジアは113か国中で112位でした。私は、カンボジアで何年も法整備支援プロジェクトに関与してきました。そして民法、不動産登記法などの民事法を中心に、制度の整備や法律専門家・弁護士の研修に関わってきたわけなのですが、その取組の成果が反映されていないこのような数字を、どう説明したらよいのでしょうか。

この「法の支配指標」には政府権限の統制、汚職の不存在、政府情報の公開、基本的権利、秩序と安全、規制の執行に続き、最後の2つは民事司法、それから刑事司法です。このうち、民事司法の方が113か国中113位であり、刑法司法の方が110位でした。では、民事法の整備やその運用のための私たちの貢献はどうだったのでしょうか。本

当にショックを受けました。眠ることすらできませんでした。理由がわかりませんでした。なぜこういうことが起きているのか。私にはカンボジアの裁判官や弁護士と長い期間にわたって話をしてきたときの大きな前進の印象があるものですから、これは間違いじゃないかと思ったんです。ただ、この調査は毎年更新されていますが、大きな変化が見られない膠着状況を示しています。こういうデータにどう反応したらよいのでしょうか。もちろん、データの客観性、信用性を検証することは行すべき一つのことです。他方で、誰が評価しようとも文句のない結果を認めざるをえないような前進を示すというスタンスでデータに対応する意味で、何をすべきかというのがもう一つの課題です。

この観点から、最初のポイントとしてお話ししたいのは、法制度改革やそのための法整備支援プロジェクトの成果を、一般市民に対してどのようにして行き渡らせるかという問題です。ブースさんがSDGsのゴール16について既にお話をされました、その最も重要な点は、誰も置き去りにしないという方針です。それに関して、ベトナムやタイでもプロジェクトが始められています。そうした活動とその成果に関するデータとの間のギャップについてコメントはありますか。アジア地域のトップでいらっしゃるのですから、こういった状況に取り組んでいらっしゃると思うのですけれども、もし何かコメントがあったらいただきたいと思います。

○ブース 大変鋭い観察を、ありがとうございます。

まず言わせていただきたいことは、各国にいい法律をつくるということは重要でよい出発点であったわけです。ですので、人権を反映した刑事訴訟法や民事訴訟法などを作ることにより出発点をつくり出したことはよかったのであり、これに対して疑いの目を向けるべきではありません。しかし、法律をつくるだけでは十分ではないのです。よく各国で聞くことですが、法律はいいのだけれども、まだうまく運用されていないという言葉をよく聞きます。運用は、単にスイッチをつけたり、プラグに差し込んだりすればいいというものではないので運用

はとても複雑ですし、文化の問題もあります。

これは国連によるカンボジアの調査ではないので、この調査の結果の正確性について私は言及は控えますけれど、私たちもカンボジアで実際に調査を行いました。司法制度が障害を持つ人にうまく働いているかどうかということ进行调查しました。しかし、答えはノーでした。では、この研究を実施し、どういったことがわかったかについてお話をしていきたいと思います。それがカンボジアに関する答えになるかと思っています。

私たちが調査を行ったところ、障害を持つ少女や女性には、レイプされた経験がある人が多いことがわかりました。しかも正義、司法に対するアクセスがなかった。様々な回答がありました。通訳がいなくて、警察官と被害者がコミュニケーションをとることができなかった。警官が被害者を真剣に捉えず、そしてラベリングをしていて、そしてその加害者が罪を認めている場合でも、警察官がそれに取り合わず、司法の場に持ち込まれなかったということがありました。または警官が、200ドルぐらいの少ない額の和解金を家族に支払うことで受け取って裁判を起ささないようにと被害者を説得したということがありました。

カンボジアでは、女性で、かつ障害があると、こういった司法アクセスに問題があるということがわかります。しかし、これは刑法や刑事訴訟法の問題ではないのです。刑法や刑事訴訟法においては、きちんと条文があるのです。しかし、様々な要素のためにそれに対してアクセスができておらず、障害を持つ人たちが司法にアクセスするためには何が必要なのかという検討が十分になされていなかったのです。警察の中にこういった差別観があり、それが司法へのアクセスの障害になっているのか、そういったところにあまり重きが置かれていませんでした。

タイやベトナムにおきましても同じような調査を行ったところ、同じ結果が出ました。法律に関しては、タイやベトナムにおいてもほとんど問題がないのです。タイやベトナムにおいては100%法律が完璧ということではないかもしれませんが、

約9割は問題ありません。しかし、何が欠けているかという、女性が1回できちんと自分の意見を述べて、それで済ませるような仕組みがなかったわけです。何回も尋問してレイプを再体験せさせるような、女性があまり保護されていない状況があったわけです。検察官ですとか裁判官も、レイプに対して偏見がありました。そのために司法へのアクセスが適切に行われていなかったわけです。文化ですとか、そういったものも影響しています。

もし、このカンボジアの結果が正しいのであれば、これは正しい法律を作らなかったからというのではなく、そして正しいことをしなかったからということではなく、十分な運用がなされていないということに問題があるわけです。司法へのアクセスも改善しないとイケないのです。市民社会に対して法律のことをもっと啓蒙していかなければいけないですし、手順に関しても、もっと説明しなければいけない。また公務員や裁判所に対する信頼も必要なのです。法律は人々の問題を解決する枠組みになり得ます。公務員に対し、「あなたは法律を破っていますよ。」ということは言うべきなのです。ですから、この法律を適切で使い勝手のよいものにし、問題解決につなげていくことが必要なのです。

ハーグ法律イノベーション研究所(The Hague Institute for Innovation of Law)という研究所が数週間前に報告書を出したのですが、8人に1人が毎年この法律問題に直面しているとのことでした。大体、年間で10億人です。そして解決されている割合も、とても少ない。これはベトナムやタイだけの問題ではなく、世界中での問題です。その調査の中でわかったことは、実際に問題を解決できたのは3分の1ぐらいだったということなのです。unmet needs です。ニーズに応えきれていない問題が大きいということが示されています。

私たちは、より包括的なアプローチが必要です。UNDPですとか、皆さんが行われている調査でも出てきたと思いますけれども、様々なエコシステムで、この解決策を一体的に考えていかなければなりません。

○松尾 ありがとうございます。今ブースさんがおっしゃったように、法令自体の整備と一般市民のアクセスとのギャップの間には、多分文化の問題、既に言及のありました法遵守の文化の問題もあると思います。法律だけの問題ではなく、政治や経済の状況、民主化ですとか経済発展の状況、そういったことも複雑に絡んできます。

ここで、法遵守の文化という重要な点について触れたいと思います。これは法整備支援を行っていく上でとても重要なものです。このアジェンダが2000年代に浮上してきたことには理由があります。法遵守の文化の観点への着目は、犯罪防止のガイドラインから出てきました。そして刑事法、特に刑事手続法の中で議論されてきました。

法遵守の文化というのは、法の支配の一面を照らすものです。法の支配には2つの面があると思います。1つは政府が法に従い権限を逸脱したり濫用したりしない、人権を侵すことがないようにするという面です。もう1つの面は、人々が法を遵守するという面です。従来、法の支配という場合には、多くの人は政府による権限の逸脱や濫用の抑制にフォーカスしてきました。それがもともとの法の支配のコンセプトだったからです。それは、ヨーロッパ、例えばイングランドなどで市民の力や議会の力で政府の権力をコントロールするために、時間をかけて創り上げられてきた原理でした。

しかし、2つ目の人々が法を遵守するというのも、法の支配にとって不可欠の面であり、より根本的な要素であると思います。法の支配を促進しようとした場合、この側面の方がより根源的なものなのではないでしょうか。アジア各国の発展を考えると、この視点はとても重要だと思うのです。

日本も19世紀に同じような問題に直面しました。つまり、政府による権限の逸脱や濫用を抑制する前に、そもそも法を作って運用するために強大な権限を行使できる中央集権化された政府をまずは立ち上げるという段階、そこからスタートする必要があったのです。そこでは様々な人民もでき上がりつつある政府も、できるだけルールに従って国づくり

を進めることが最大の課題でした。法遵守の文化を醸成していくために私たちに必要なのは特別なアプローチ、包括的なアプローチだとブースさんはおっしゃいました。これは単に規則を作ったり、法律の専門家のトレーニングを行ったりするというだけでなく、より包括的にプログラムを作り、社会の構成員がきちんと法遵守をするような形を整えていくということが必要なのだと思います。そこには、法律の規則ということに限られず、より広い社会的な規範も含まれると思います。その際には様々なコミュニティに根差したルールに従うという考え方、最もプリミティブなルールは各人が属する多様なコミュニティで醸成されなければならないのです。それは、それぞれの社会の歴史や文化に根づいていると思います。そこで、コミュニティの重要さということを考えています。どのようにそのコミュニティが発展してきたのか、政治的な構造の中でそのコミュニティが各国でどう位置付けられているのかも考えなければいけないと思います。

先ほど、ブースさんは、コミュニティレベルでのインフォーマルなジャスティスの重要性をお話しになりました。この法遵守の文化の重要性を理解して、私たちが協力をして法整備支援を提供している国々においても、法の支配の構築の順序を考えてゆく必要があると思いますが、この法遵守の文化についてコメントをいただけますか。

○ブース 以前は政府が法律を守るべきとされ、そのことは、国民が法律を守るよりも重視されていました。もしかすると日本ではそうだったかもしれませんが、他にもそういう国があったかもしれません。しかし、政府が法律に従わなければいけないということをもっと考えてほしい国々もあります。名前は挙げませんが、そういった国々で私は仕事をしたことがありますし、皆さんもあると思います。法の支配を取り入れた、そして法の支配ですと言っている、法律をもって人々を支配しようとしているわけではないと言っています。しかし、市民に法律を教える、そして法律を尊重させるということばかりに重きが置かれています。

法律が尊重に値するのであれば尊重するでしょう。概ねあらゆるところで法律が尊重されており、誠実さがなければいけません。政府が法律を遵守、尊重しているのであれば、人々も尊重するでしょう。腐敗、汚職について、政府が職員を公平に罰するといった法律の尊重が政府自身になれば、法の支配は実現できませんし、法遵守の文化が尊重されることはないと思います。

どのようにルールに従えばいいのかわからないという国もあります。自然な社会的傾向として、人々は自分が尊重する規則であれば従おうとする傾向にあります。しかし、ある国では人々が規則に従っていない、法律に従っていないということであれば、それは、その法律が尊重にまだ値しておらず、人々の尊重を勝ち得ていないからです。

例えば、今、私が住んでいるタイを例に挙げたいと思います。友人から、ある人がごみを散らかし放題だととても立腹していると聞きました自分の家のドアの前にごみを散らかしていくと怒っていたというのです。「ごみを捨てるな」「法律に違反すれば罰金3,000バーツ」という掲示があるにもかかわらず、誰もそれを気にかけないでドアの前にごみを捨てていたというのです。そこで、ドアの玄関に、亡くなった方に捧げる聖なる赤い水、これは人が亡くなった際の儀式に使われるのですが、それを入れた壺を置いてみたところ、その日から誰もごみを捨てなくなったそうです。その場所は尊重されるべきだということに多くの人が気付いたからです。

そういった普遍的な尊重される「法」というのはあると思います。タイの人だけがルールを守らないわけではない。ごみを捨ててはいけないという掲示があり、罰金は幾らと書かれているのになぜ守らないのか。これは文化というよりも、人々に法律・法制度について教育しなければなりませんし、自分の権利は何かということも教育して、それが尊重されるということを記憶させなければなりません。でも、それだけではうまくいきません。法遵守の文化では教育はかなり強調されており、それはよいことで、学校でも大学でも教育はしなければなりません。

私は、ベトナムにいたとき、あるいはミャンマーにいたときに、法学部の学生が貧しい人々、HIVに感染した人々、障害を持つ人々、労働者に対し、法的なアドバイスを提供する大きなプログラムを実施していました。法学部の学生が工場に行き、その労働者に対して、雇用契約やその契約のもとでの権利の理解を手助けしていました。私たちがこのプログラムを実施した理由は重要だからです。その法学部の学生が弁護士や検察官、裁判官になった暁には、法律の意味、なぜ必要とされているのか、貧しい人々にとっての法律の意味とその必要性を理解できるからです。そして、学生たちは、多くの人々が社会において法の保護を必要としているけれども、その法の保護を受けていないということを身をもって知ることができます。苦しんでいる人々がいる、犠牲になっている人々がいる、それを自分の目で見て知る必要があり、それこそが教育だと思います。法遵守の文化のプログラムとしては、そういうことを実施すべきだと思っています。私が申し上げたいのは、まさにそういったことに人々を関与させていかなければいけない、意識を高めなければいけない。けれども、それらがうまくいくためには、エコシステムとして法律、法制度そのものが信頼、尊重に値するものになって初めて可能だということです。

○松尾 ありがとうございます。法の支配についての2つの側面、政府が従うべき側面と、それから人々が従うべき側面と、両者は常に密接に関わっていると思います。政府の姿勢であるとか公務員がとる手続はとても重要で、それが一般の人々の姿勢にも影響するし、法遵守の文化にも影響してくることは確かです。例えば、裁判所を信頼できるようにすることは、法律そのものに対する人々の意識にも関わっている問題です。そうした意識の変化も法遵守の文化を創出していく上で重要なことだと思います。

残り5分になってしまいましたが、もう一つ取り上げたい点があります。ドナー間のコーディネーションをどのように行っていくことができるかという、古くて新しい問題です。先ほどもお話がありま

したけれども、UNDPはコーディネーターの役割を担っています。あるいはインテグレーターの役割をして法の支配プロジェクトで取りまとめていくという役割を果たしています。ブースさんはその実践例として、グローバル・パートナーシップ・プロジェクトについてお話をくださり、グローバル・フォーカル・ポイントといったプロジェクトについても先ほど紹介くださいました。法整備支援ではやはりメジャーな支援主体として、世界銀行や地域金融機関などの国際金融機関も関わっていて、それも重要な役割を果たしていますが、それらについては言及がありませんでした。

ドナー間の協力がどうすれば受入国でうまくいくのかという議論をよくしますけれども、難しい場合もあります。例えば、ラオスでの私の経験では、民法典の起草の支援を行った際に、登記制度や登録担保取引に関し、世界銀行グループの一つである国際金融公社（IFC）から担保法に関する一部の条項について、特に質権について修正すべきであるとの提案がありました。IFCは、資金提供をするために担保を差し入れる際に、新しい担保登録制度を導入することを求めました。これは企業のビジネス活動を促す上で役に立つ、世界標準のベストプラクティスであると主張しました。それに従って民法典草案を修正すれば、Doing Business Reportのスコアは現在よりも上昇するけれども、そうでなければ現在よりも下がるということ具体的に提示してきました。もともとの民法典草案では一般市民の便宜をより重視して、占有を移転する担保形態である質権を規定していました。企業のビジネス活動と一般市民の日常取引と、それぞれ違った視点に立っていますので、法整備支援の最前線においては、そうした異なる意見を取りまとめていくのは難しいと思います。もちろんIFCもしかるべき理由があって、そういったアドバイスをしていたわけですが、一般市民の間に広がっている質権の制度を直ちに登録担保に全面的に変更することには難しいものがあります。

こうした状況下でUNDPは何か特別な役割を果たすことができるでしょうか。このような議論に際

してコーディネーションをすることはできるでしょうか。UNDPは、ラオスでも、**Legal Sector Master Plan**への協力など、長期的視野に立った法律の改革への計画を持っていて、私は尊敬の念を持ってそういった基本計画の策定支援を見えています。そしてUNDPもプレーヤーの一つでありますので、最後に少し短めに、UNDPが果たしている役割についてコメントをいただけますか。

○ブース 1分しかありませんので、とても短いコメントになりますが、残念ながら私たちはそれほどそこまでパワフルではないのでないんです。UNDPがコーディネーションの規則を作り、みんながそれに従ってくれる、世界銀行も従ってくれるといいのですが、資金を持っているところが発言力があるということになってしまいますし、残念ながら、UNDPより世界銀行の方が力があります。そして私たちは、こぶしを振り上げることもできなければ、むちを振ることもできず、説得をするしかありません。簡単なアプローチはありません。なるべく多くのドナーに集まっていたいただいてコーディネーションしたいと考えるのは、それが故です。

こういったことを議論する、もちろん意見の違いは当然のことでしょう。異なる意見を持つ権利がありますから。世界銀行についておっしゃったように、世界銀行の提案というのも全く不合理なものではありません。理由はあります。しかし、人々の利益にかなっているのか、特にラオスの一般市民、貧しい人々の利害にかなっているのかという疑問です。今、SDGsがあるわけです。そして過去40年間、成長してきましたけれども、成長とともに、より格差も拡大しています。そして、国連も、その格差解消にコミットしている。グローバルな不平等については、国連も、それからダボスですらこの格差の拡大を懸念しています。

この逆行するトレンドに対し、私たちはほとんど何もできていません。不平等さはミレニアムサミットが行われた2000年頃に比べて2倍にいます。そうではなく、ギアを再度逆転させ、2000年に比べて2倍の速さで不平等を解消していかなければ

なりません。世界銀行はビジネスに役に立つような支援を行っているドゥイングビジネス調査なども行っています。これは企業にとって役立つでしょう。それが最下層の人々の犠牲のもとに成り立っていないのであれば、それはよいことだという論調が成り立つと思いますし、SDGsをサポート要員として使えば、説得力を持ってくれるのではないかと思います。

○松尾 率直なコメントをどうもありがとうございました。

それでは議論を終える時間となりましたので、ここでトークセッションを終えたいと思います。難しい質問に対しても、とても誠実にお答えいただきましてありがとうございました。今日は単に理論的な質問ではなく、私の経験に基づいた質問をさせていただきました。今日のお話も踏まえて、これからも現場の具体的な実践的場面で様々な協力をし、パートナーシップを築きながら、さらに法整備支援の活動を改善していけたらと願っています。

それでは、このトークセッションを締めくくりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木 お二方、どうもありがとうございました。

会場の皆様からコメントや質問を受け付けたいと思います。

質問される方は、所属とお名前を述べていただいた上で、ブース様と松尾様、どちらに対する質問か明示するようにお願いいたします。

まず大阪会場からお聞きしたいと思います。

○高木 はい、大阪会場です。

それでは、まず大阪会場からのコメント、またはご質問を受け付けさせていただきます。挙手をよろしくお願いいたします。特段ございませんでしょうか。

大阪からは質問やコメントはないということでございます。東京のほうに戻します。

○鈴木 はい、それでは東京会場から受け付けたいと思います。

複数手が挙がっているんですけども、最初に挙げておられた森脇先生、お願いします。

○森嶋 1つコメントなんですけれども、お二人とも法律、法の話がされました。ただ、法を転移しなければいけません。これは西洋の法ということになります。法といった場合、特に法整備支援といった意味においては、私たちは西側の法律の採用を、非西側の社会において採用しようとしているわけです。そして法遵守云々という話をされていますけれども、彼ら独自のやはりルールがあるわけです。法的であれ何であれ自分たちのルールを持っているわけです。タイの赤い水の話をしたように、コミュニティのルールというのがあるのであるんです。彼らのルールは西洋、欧米法とは違うのです。法を遵守する云々とか、いろいろ話がありましたけれども、私たちは自分たちのものではないルールを導入しようとしているわけです。ですから彼らは、国として、グローバルな経済に参加するために欧米法を、西洋の法を採用しなければいけない。それが理由なのです。

松尾先生のほうからは、15とかいろいろ出されましたけれども、彼らの社会は、まだ西洋の貿易、あるいはそのほかの慣習レベルに至っていません。したがって注意してください。松尾先生。法という話をするときには、どの法を話しているのか。そしてランキングの話をする場合に、誰がランキングをしているのか。そしてどのような基準に沿ってランキングをしているのか。そういったことを是非注意してください。ありがとうございます。

○松尾 森嶋先生ありがとうございます。森嶋先生ご指摘のとおりだと思います。日本もそうだと思いますが、一つの社会の法には古いものから新しいものまで幾つもの地層があって、立法によって形式化された法の前に、それぞれのコミュニティででき上がってきた伝統的なルールがあり、新たに導入された法との間には往々にしてギャップがあります。理想的には、伝統的な社会のルールをベースにしつつ、あるいはそれとの調和を図りつつ、フォーマライズされた法律ができ、それを執行するシステムができ、そしてその法の内容をチェックするという仕組みが備わることによってルールオブローシステムができ

上がるのだと思いますが、それは一時期には完成しないと思います。一遍にそれをつくるということは不可能で、非常に時間がかかるし、そのプロセスを進める場合にも、それぞれの国の歴史を考慮しなければいけないという意味で、森嶋先生のおっしゃるとおりだと思います。先ほど私が示したワールド・ジャスティス・プロジェクトの結果というの、私自身もどういう基準で、誰にどういうインタビューをして、その結果が出ているかということを含め、データ自体の客観性や信頼度は、もっときちっと見なければいけないということは、先ほど言及したとおりです。その資料の信頼性ということ自体が問題とされる余地はあると思います。その問題はやはり大きな問題として残されていて、その前提として森嶋先生がおっしゃるように、どういう意味でその方法を語っているのかということは大前提になると思います。

そういう意味でもルールオブローの進展については、プロセスを重視して進めるべきで、それぞれの国のペースを見なくてはいけないということは、逆に私たちの側からも発信していかなければいけないと思っています。もっとも、Rule of Law Index の値から何も得るものがないかということ、逆にそれをうまく利用する余地があるかも知れません。そのように評価される理由の中には、法整備支援の方法を改善するために利用可能な具体的ヒントが含まれている余地もあり、そこは謙虚に、かつしたたかに利用する姿勢も必要だと思います。そういう意味では、あくまでも私たちが具体的に何をすべきかということを見出す一つのきっかけとして出した資料であります。それ自体についてはさらに検証が必要ですし、その際にも、森嶋さんがおっしゃった視点というのを取り入れて、むしろ私たちの方から発信していくということが必要だと思います。ありがとうございます。

○鈴木 ありがとうございます。

時間の関係もあるのですが、もう1問受け付けたいと思います。

それでは、佐藤教授、お願いします。

○佐藤 ありがとうございます。

ニックさんにお伺いします。スライドの7ページ、UNDPのパートナーシップ、ガバナンスというのが一つそこでも言われています。この文章はちょっとインターネットでは見つけることができませんでした。これについて少し詳しく説明していただけませんか。私はUNHCRで、一度働いていたことがあります。UNTACでもカンボジアで働いたことがあります。平和維持活動です。カンボジアについては、そのUNTACを通じて法制度の改革なども、1993年、早い時期ですが進んできました。以来、司法改革をJICA、あるいは日本ベースでも進めてきました。しかし最近の最高裁の決定では、前の選挙で野党が政権につきましたから、カンボジアの民主主義を最高裁によって反故にされてしまったということがあります。したがって、この法整備支援というのは、もろ刃の剣ということだと思います。もちろん法的なインフラもあるように思います。ただ、法ロンダリングということにもなると思います。カンボジアを批判しますと、これは内部、国内の問題に口を挟んでいるというようなことも言われます。しかし、それを進めないと司法が進まない、司法改革が進まないということがありますから、ジレンマに陥ってしまうわけです。これら特定の問題について、どう扱うかということは難しい問題だと思います。司法改革はもちろん重要でありますけれども、どうしたらいいのでしょうか。相互主義にするのか、包摂性の問題なのか。ただ、これらは非常に曖昧なスローガンです。どうやって優先順位をつけるのか、どうアプローチをしたらいいのか、どう戦略を立てたらいいのか、UNDPのアプローチについて聞きたいと思います。より現実を勘案したときに、グローバルコンパクトで難民等の問題もありましたので、その観点からお伺いしたいと思います。

○ブース ありがとうございます。2つの大変興味深い質問を1回で答えたいと思います。

まず最初に申し上げたいのは、国連、UNDPのUNHCRの協力についてお話をされました。これは人道開発、これがまさに中核であります。もっと

焦点を当てていかなければいけません。今日、ますます、難民、政治亡命を求めるような人たち、こういう人たちは人道的な問題です。しかし同時に、これらの人たちというのは、もう何年も同じ状況にあり、多くの人たちが、10年以上にわたって住んでいるかも知れません。あるいはブータンを出るのを余儀なくされた。そして、ネパールの東のほうにも十数年にわたって居住している人たちもいるわけです。ロヒンギャの人たちについてなど、そうした問題を扱うとき、対応するときには、近い将来にいろんな問題を解決しなければいけません。我々の領域においては、司法アクセスということによって、基本的なサービス、財産、それから暴力からの保護、こういったところはまさに難民、あるいは亡命を求めてきた人たちにとっては基本的なことです。UNHCRは、もちろんキャンプにいる人たちにいろんな影響力を持っています。いろんな接触もあります。私たちの経験というのは、司法へのアクセスがより多い。もっと言いますと、ミャンマー、バングラデシュもあるかもしれません。そういったところで、我々はパートナーシップを組んでいるわけです。

ただ、基本的な質問をされました。すなわちカンボジアの例を先ほど言われましたけれども、私が申し上げたいのは、ディープなアプローチというのは、ここでもまた幾つか日本とも共有できると思うのですけれども、私たちは、長期的な見解をとります。このようなエコシステムをつくるということ、そして市民にいろいろ情報を提供するという、それから表現の自由、司法アクセス、人を理解する、そして政府の職員を研修するというのをいろいろやっていかなければいけません、これは最終的に市民に行き渡らなければいけません。場合によってはフラストレーションもたまります。私たちは、いかに何年もの、そしてアメリカのいろんな州が、例えばゲイの結婚といったところがあります。そして最高裁の決定があつて、最終的にそれが逆転されたというようなこともあります。例えば、報告を書く場合に、はっきり覚えていませんが、2014年だと思えますけれども、そのときに報告が書けず、そ

のことが大きな失敗のように思われました。成功は0%、どの州の中でもそれは受け入れられないと思ったかもしれませんが、しかしその年になれば大きく変わるということもあるわけです。それが代償になるということもあるわけです。

既にサックス先生も言われましたが、ナジブ大統領、ナジブがマレーシアで選挙に勝つということを言っていました。そしてこの政府が継続する、そして汚職がないというように言っていましたけれども、間違っていました。そして、ヤミー大統領がモルジブで勝つと言っていました。そして野党がひっくり返すことはできないと言っていましたけれども、それは間違っていました。マレーシアについて見てみると、マレーシアで予期しない野党の勝利があったのは、忍耐強い市民社会の努力があったからです。どの一時点をとっても、どの国を見ても、法の支配において、私たちが失望することもあるでしょう。そして結果を出すということが難しく感じるときもあるかもしれません。しかし忍耐強くやっていく必要があります。そして経験から見ると、長期的に見れば、このトレンドというのは可逆的であり、不可避的なものであるということなのです。ですから私たちは強さを持って、そして長期的な視点を持って努力を続けていかなければいけません。是非それを皆さんに伝えたいと思います。

これは私の個人的な見解なので、UNDPの公式な見解ではありませんが、目標の中には短期的なものも多くあります。国の中には3年で成果を出したいという国もあるのです。私は、国内の人権保護をする機関を支援していくということに情熱を持っているのですけれども、ドナーの中には、「もし3年で成果が出れば支援する」「ジェノサイドがなくなれば支援する」など、とか、そういうことを言うドナーもいるのですが、それは期待し過ぎなんです。すぐに結果が出るものばかりではないからです。

私がフラストレーションを感じるのは、これも個人的な見解なのでありますが、私たちのパートナーの中には、具体的に測定可能な、もちろん測定可能な目標というのは必要なのですけれども、常に三、

四年で成果を出すべきであるという人たちがいるのです。しかし私たちは、より長期的に考えていかなければいけません。ベトナム、ラオス、カンボジア、そういった国についても同じです。長期的にはいい成果が出るはずですが。そして成功も見えています。そして段階的に支援をしている国が改善されたという事例も実際にあります。皆さんの支援、私たちの支援、そして第三者の支援に基づいて、さまざまなことが今後できるわけです。ぜひ長期的な視点でゲームに参加していきましょう。

○佐藤 はい、それはよくわかります。私も長期的な視点を持って活動してきました。しかし問題としては、より喫緊の課題もあるわけです。例えば中国の裏で行われている法律の改革ですけれども、こういった新しいアジェンダにどう対応すべきなのか。カンボジアなどでもそうですが、中国におきましては法の支配という独自のモデルがあるわけです。そうすると、そこで対立が生まれてくる可能性もあります。その彼らの法律改革というのが、私たちにどのような影響を与えるのか。

○ブース 中国はもっと複雑です。中国のモデルについて言及されましたけれども、中国というのは、これまでよりも国際システムと関わってきています。中国は、より多くの中国人に国連で働いてほしいというふうに思っていますし、中国バージョンのJICAを作って国際的に開発の支援をしています。そして社会的にも環境的にも標準を作ろうとしています。中国は黒白で決定できる国ではないのです。中国はSDGsのアジェンダに対応しているところもありますし、批判を受けるべきところもあるかと思っています。

○鈴木 それでは、本日、会場に国連開発計画駐日代表事務所の代表にお越しいただいているということで、第2部のプレゼンテーション、トークセッションに関して、あるいは午前の部全体について、コメントをいただきたいと思います。

近藤哲生様、よろしくお願ひいたします。

○近藤 ありがとうございます。もう時間も過ぎておりまして、皆様おなかもすいていらっしやると思

うので、一言だけ申し上げます。

今、中国の話が出ましたが、中国が国際社会の枠組みに積極的に参加するという点においては、近年、大きな変化が見られるというのは喜ばしいことであります。ただ、これまで法務省法総研、また日弁連の方々にお招きいただきまして、SDGsについて一緒に考えるという機会をいただきましたけれども、先ほど、ニコラス・ブースが申しておりますように、SDGsの16というのは非常にプロGRESSが測りにくいゴールでございますし、また自分でこれをやった、達成したということを自分から言いにくいゴールでもあります。

その背景には、このグローバル・アライアンスを、ただ単にそこに参加するだけでなく、提唱して推進できる国というのは、実は世界の中で限られている。それはその国の歴史的な背景などもございます。私もチャドやコンゴで法制度整備支援をUNDPからやっております、私が日本人であるがゆえに各国の政府の法務大臣、また大統領などに、UNDPが進める法制度整備支援を理解していただけたという経験がございました。

ジェフリー・サックス教授が述べておられましたように、途上国が直面しておりますこれからのSDGsの課題、特にプライベートセクター、企業の活動をどういうふうに規律していくかということについては、これはイノベーションが必要でございます。この日本の推進してこられた長年の法制度整備支援の知恵と経験をグローバル・アライアンスに生かしていただくという大きなイノベーションができれば、それが可能になると思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木 近藤様、ありがとうございました。

それでは、お時間となりましたので、以上で第2部を終了いたします。皆様、ブース様、松尾様に、いま一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

(休憩)

○鈴木 ただいまから午後の部を始めさせていただきます。

第3部では、法整備支援の関係者の皆様に、ここ1年の法整備支援に関する活動報告をしていただきます。

報告者をご紹介します。

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、國分典子様。日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長、外山太士様。JICA産業開発公共政策部次長兼ガバナンスグループ長、澤田寛之様。国連アジア極東犯罪防止研修所所長、瀬戸毅様。法務総合研究所国際協力部副部長、伊藤浩之です。伊藤副部長は大阪会場から報告いたします。

報告者の皆様のご経歴については、配布しました資料をご覧ください。

それでは、國分様、よろしく願いいたします。

○國分 ただいまご紹介にあずかりました名古屋大学の法政国際教育協力研究センターの國分と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今日はCALEの事業についてご報告させていただきます。

私どものセンターは、2002年に設立いたしまして、法整備支援事業というのを展開してきております。私どもがミッションとしていることにつきましては3つほどございまして、1つは研究面で法整備支援、それからアジア法ですね、アジア諸国の法についての研究及び共同研究等のコーディネートということと、それから2番目に法学教育支援といたしまして、アジア諸国で自国の法律を自らつくって運用できるような人材を育成していくというようなことを掲げております。それから3番目として、それと同時に、そういうアジアのことに精通して、そのアジアにおける法整備支援に貢献できるようなグローバルリーダーを育成するというようなことが3つのミッションでして、1番目は研究の側面、そして2番目、3番目というのは教育面のミッションということになるかと思っております。

このうちの2番目がCALEが海外に展開しております日本法教育研究センターの活動につながるというものでして、これが実質的にCALEの活動の一番大きな部分と言っていいかと思っておりますし、CA

LEが行っております恒常的な法整備支援活動の主たるものということになります。

次の図なんですけれども、これもご存じの方多いかと思いますが、CALEが海外に現在展開しております、各地に持っておりますセンターでございます。ただ、これらのセンター、それぞれ役割が違っていて、先ほど教育ということを申しましたけれども、今出ております8つのうちのインドネシアとミャンマーにつきましては、教育についてはやっておらず、研究面に特化してやっているというようなことになっております。

今日は、主に2番目のミッションに関連するようなことに特化いたしまして、それに研究面の問題というのを付け加える形で、SDGsとの関係で活動報告及び今後の展望についてお話しさせていただきたいというふうに思っております。

まず、教育面ですけれども、先ほどのミッションの2にかかわるCALEの活動の大きな部分と申しました日本法教育研究センターにおける活動ということになります。4番目の画面に出しましたのが、現在やっている教育、どんな形で具体的にやっているかということでございますが、現在8つのうちの2つは研究に特化していると言いましたが、今、具体的にここに出しました日本語による日本法教育というのをやっておりますセンター、名古屋大学が中心的になってやっておりますセンターというのは、ベトナム、モンゴル、カンボジア、ウズベキスタンというような4つの地域ということになります。現地のトップ大学の法学部にセンターを置いて展開しているという形になっているんですが、学生は自分たちの国の大学に入って4年、モンゴルだけ5年間教育ですので5年になりますが、まずは日本語を学んで、それから日本法で、特に民法・憲法を主として学んでいくということをやっております。教材はCALEが独自に開発したものを使うということでやっております、教員としては、現在、日本からは日本語の担当者1名、それから日本法の担当者を1名、特任講師として派遣するということをしておりますほか、その他、各センターの現地講師という

のをそれぞれ2名から4名置き、更に、非常勤やボランティアで、ここにおいでの方々にJICA関係の方々などにもかなり手伝っていただいているというような形で運営をいたしております。

こういう活動をいたしまして、現在、各センター、既に今言った4つのセンターは、10年を超えているということになっているのですが、今後、この活動をどういう形でサステナブルに、またどういう形で発展させていくか、つまり続けるだけでなく、どういう形で発展させていくかというような問題が、今後の話ということになるわけです。

これについて1つ考えておりますのは、将来的には現地化、これは我々のセンター設立の時から大きな目標といたしまして、そのころ私は名古屋大学にはいなかったのですが、先達が掲げた目標として、将来的には現地で運営していけるような形に、今言いました日本法教育研究センターをもっていくということを考えるということがございます。ただ、それがすぐにはなかなかできませんので、その間どういうふうにしていくのかというようなことが出てくるわけです。

これに関連いたしまして、これも何人かの方々は今もうご存じかと思いますが、昨年度、日本法教育研究センター・コンソーシアムというのを立ち上げました。次の図になります。こういう形で、名古屋大学のみならず、日本のいろいろな大学、それからアジア法に関心のあるような研究者にも会員となってもらおうという形で、ちょっと会費を取ってコンソーシアムの形で、そのセンターの運営に関連するようなことを考えていくようにするというわけです。

こういうことを始めましたのには2つの目的がございます。1つは、名古屋大学だけではちょっと支え切れないものを全国規模で支えてもらう。これは予算面、それから人的な面の両方でございます。それからもう一つは、全国的にやっぱりこういう法整備支援に関わるような試みを広めたい、関心を持ってもらうようにしたいというようなことがございました。

具体的なコンソーシアムの活動としてどういうものを掲げているかなのですが、それは次の6番目と7番目の図になります。

1つは、この6番目、7番目の今映し出しております1番でございますけれども、各大学に各国センターの学生を留学生として受け入れてもらうということで、将来その国を支える人材を更に多く育成できるようにしたいというふうに考えております。

それと、その次の2番目ですね、留学生向けの日本法教育手法の開発というのをちょっとセットにして考えておりまして、留学生向けの教育手法や教材開発を行うということをこれからやっていこうということをはじめているところでもあります。日本に來てからの留学生のみならず、今の日本法センターの現地においても、法学的な思考になじむための、より効果的な学習のできるような環境をつくる、そのための教材をつくるということを考えておりまして、この作業を今年度始めるということをやってきております。先ほど言いましたように、その各センターの使っている教材というの、既に10年以上経過しているということになっておりますので、そういう教材の改訂作業というのをやっているわけでございます。

それから、次の4のところにありますように、日本で次世代の法整備支援を担うような人材というのを、インターンとして各センターに受け入れるというようなことも試みておりまして、コンソーシアムに加盟していただいている、今、16大学ございますが、そこに門戸を開いて、今年度は一ツ橋大学から優秀な学生さんにインターンとして来てもらい、現地でインターンとして活動してもらうというような試みをいたしました。

さらにもう一つ、今年度力を入れましたのは、コンソーシアムの協賛会員の獲得、ということで、企業に加入してもらうということでもあります。持続可能な活動には何といても資金が必要でございますので、企業に協賛会員になってもらうということを考えてのですが、その会員になってもらうには、やっぱり企業側のメリットを考えざるを得ないというところ

がございまして、現在、中小企業を中心に関心を持ってくれるような企業を募っておりますけれども、中小企業の場合、現地の法律家とか、あるいは比較的安価で信頼の置ける法律事務所をうまく探せないで、そのような法律家や法律事務所が現地で企業展開をするときに必要だ、というような話を聞いておりますので、そのあたりの人をつなぐというようなこととかをちょっとやりながら、企業の参加を呼びかけているということです。大学としては、もちろん利益重視というわけにはいかないのですが、会社側も社会的な責任というようなことを考えるようになってきておりますので、必ずしも利益だけではなくて、我々の活動に関心を持ちつつ、そういうことで協賛会員になってくれるというところがちょっとずつ出てきているというような話になってきております。

以上、教育面のお話をしたんですが、最後にちょっとだけ、時間がなくなりましたが、教育研究面のお話をいたします。

先ほどもカンボジアなどで必ずしもうまく支援が根づかないといったようなお話が出てまいりましたけれども、そもそも考えてみますと、支援対象国でなくとも、シンガポールなど考えますと、アジアでそもそも法の支配、あるいは立憲主義って何なんだろうというような問題がございます。

そこで、最後の図にありますような共同研究というのを来年度から行おうということで、ちょうど学術振興会から予算も得ましたので、やってみようということで考えております。ここでは拠点Aと拠点Bというふうに書いてあるんですが、Aはアジアである程度社会が安定し、発展したというような国家として3つ、日本、シンガポール、韓国というのを取り上げまして、それぞれの憲法体制、立憲主義のあり方を考える、それからその発展モデルを考えるということ、この3国の研究機関で共同してやってみようということを考えております。かつ、それと同時に、そういうそれぞれの発展モデルが新興地域にどのような寄与をすることができるのかというようなことを、新興地域の拠点Bの地域の学者を

巻き込みながら考えて、アジアにおける人権保障と法的安定性の強化のネットワークをつくっていかうということを考えているというのが、この我々のこれからやろうとしている共同研究の試みであります。

持続可能性という点からいたしますと、こういう共同研究というのに体制移行国の若い学者を巻き込むというようなことをしていくということが非常に必要なことではないかなというふうに思っております。その留学生を、こちらで育てて帰して、その後どうなっていくかということ考えた場合に、必ずしも本国に帰って彼らが働きやすい環境、あるいは研究しやすい、教育しやすい環境というのが整っているわけではありませんので、そういう面で彼らの研究力の強化というようなことを考えつつ、アジアにおける、日本のみならず、韓国、シンガポールといったような地域を巻き込みつつ協力関係を進めながら、新興国の支援というのを何らかの形で、研究面で進めていくことができればいいなというふうに考えている次第です。これに関連いたしますのは、多分、この共同研究を始めましたときに、ここにおいでの皆様方にも何らかの協力をお願いするというようなことが出てくるかと思いますが、ぜひそのときは何とぞよろしく願いいたします。

ということで、ちょっと走ってしまいましたが、CALEの活動報告と、ちょっと今後の展望を交えてお話しさせていただきました。どうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木 國分様、どうもありがとうございました。

続きまして、外山様、お願いいたします。

○外山 ただいまご紹介いただきました、日本弁護士連合会国際交流委員会の外山と申します。

私の資料なんですけど、他の機関の資料と違いまして白黒ということで、大変みすばらしくて申し訳ないんですが代わり、その代わりと言ってはなんですけど、今日はちょっと派手目のネクタイを締めてきて、その代わりにさせていただけたらと思います。

本日の私のご報告なんですけど、この1年間の活動、それから今後の活動予定ということで、現在、当委員会が取り組んでいる具体的なプロジェクトとしま

しては、カンボジア、ベトナム、モンゴル、ミャンマーと、あと司法アクセスの強化をテーマとするマルチの本邦研修と、大体この5つぐらいございますので、それぞれについて少し説明させていただきたいと思います。

まずカンボジアなんですけれども、カンボジア、今日配布資料の中にもありますが、弁護士会としましては、2000年ごろからカンボジアに弁護士養成校を設立して、弁護士の養成をきちっとした形でやるというプロジェクトをやっておりましたが、それが2007年、2008年ぐらいまでで一段落をいたしました。その後しばらく、それほど目立った大きな支援はしていなかったんですけども、2016年10月の選挙で選任されました新しい弁護士会長と面談する機会がございまして、その際に、この間、弁護士会プロジェクトとはもちろん別で、JICA、ICDで民法・民訴法の起草支援をずっとやってこられて、それが法律になっているという状況の中で、弁護士としても、その実務上の運用がなかなか難しい面があるんだと、混乱があるんだというお話があり、もともと民法・民訴法は日本の知恵でつくったもので、もちろん日本法と全く同じではありませんけれども、母法と言ってもいいものがありますので、その似たような条文、あるいは法の仕組みを持っている日本の民法・民訴法はどんなふうに運用されているのか、そういうものを教えてもらえないかという、そういう話がございました。

我々としても、現地の一般の住民の方が遭遇する日常的な法律問題が弁護士の助力で適切に解決されていくということは、法の支配を社会に定着させるという意味では非常に重要なことであろうというふうに考えましたし、また、その当時、午前中のセッションでもちょっと問題になっていましたが、既にカンボジアで、やや反民主主義的な動きが起きている時期でもございまして、日弁連としては、そういう反民主的な動きがある、あるいは人権侵害が現に相当程度行われている国に対して支援していかうという、こういう課題が前々からございまして、それに対しましては、そういう支援を行うことが法の支

配を強めることにつながり、かつ、その現政権等が行っている人権侵害を助長しないのであればやるべきであると、こういう一応の整理をしているところなんですけれども、このように日常の住民が遭遇する法律問題に関する支援であれば、これは政権がどうだということとあまり関係のない支援だということで、助長にはならないだろうという、こういう判断もございました。

それから最後は、これは本当に、森嶋先生を初めとする先達の方々に本当にお礼を申し上げなければならぬわけですが、カンボジア民法・民訴法というのは、もちろんクメール語で書かれているわけですが、起草支援過程でその民法・民訴法の日本語訳だけでなく、民法・民訴法の日本語訳に付けられた様々な注釈でありますとか、あるいは以前に行われた様々なセミナーの資料でありますとか、そういう日本語の資料がたくさんございまして、それを利用させていただけるということで、これは現実にそういうものができるのではないかとということで始めさせていただいた次第です。

具体的には、2018年の1月に遺産分割、次、3月に離婚、そして昨年夏に民事執行ということで、今、3つのテーマで既に実施をしています。現地の弁護士に対して、大体いつも100名程度集まってくれておりまして、講師は日弁連の会員と、それからICDの教官にも一部担当していただき、あと現地の弁護士とも協働しながら行っています。最初の2回は、たしかインターネットの配信はしてなかったと思うのですが、なかったと思うんですが、昨年の8月に行われました民事執行につきましては、カンボジア弁護士会がフェイスブック上にページを持っておりまして、そこを通じての配信も実施されました。ちゃんと最初から最後まで見た人間の数が数えられているわけではないとは思いますが、1,000アクセスぐらいあったということで、途上国でもこういうインターネットを通じた配信というのが、それなりに効力があるのではないかなということも思いました。今後は、今年の3月に民事保全と、それから訴状の作成に関するセミナーを実

施する予定にしています。

次、ベトナムなんですけれども、ベトナムにつきましては、JICAのプロジェクトの一環としまして、2009年からベトナムの弁護士連合会に対する支援を行っておりまして、具体的には毎年1回の本邦研修というのを実施しています。今年度は弁護士倫理と、それから組織の改編ということをテーマに先月実施したばかりであります。このテーマだけを見ると、弁護士会の運営の支援ということで、何回もやっているかのようなテーマに聞こえるかもしれないんですけれども、今回、今までとちょっと変わってきたと思うのは、実施したのはここにありますように先月なんですけれども、それに遡ることか6か月以上前から、現地に赴任している専門家弁護士を通じまして、ベトナムの弁護士会側とかなり緊密な協議を行いました。テーマ選びとテーマで何をやるかということにつきまして。相手からもテーマに関連する詳細な質問事項が3か月ぐらい前までには出てくるということで、なかなかこれ、言うは易し行は難しということで、なかなかこういうことができることばかりではないので、これを元に講師にもこの質問事項を伝えまして設計・実施をしたということでもあります。

それから、続きましてモンゴルなんですけれども、モンゴルは一昨年11月にモンゴル弁護士会と、ちょっとモンゴルの場合は特殊でして、モンゴル法曹協会というのが法曹三者を含む強制加入の団体でありまして、モンゴル弁護士会はモンゴルの弁護士の多数が加盟している任意団体という位置付けになっておりますが、この三者との間での友好協定を締結いたしました。それ以前からこのモンゴル弁護士会との間で日弁連は関係がございまして、1年に1回、モンゴル弁護士側の費用で来日をしていただき、こちら側の講師の講師料とか、そういうものは日本側で負担するというスキームでの自主来日研修というのを行っておりました。今度は3月なんですけれども、証券取引所市場規制というものをテーマに自主来日研修を行う予定にしています。

それからもう一つ、この機会を捉えまして調停制

度に関するシンポジウムを行うことにしております。ご承知のように、JICAプロジェクトとして、過去、調停の支援プロジェクトをやっております、それによって調停法が成立してモンゴルでも調停が始まっています。ところが聞くところによりますと、これが随分、今、盛んになっているようでして、年間1万件以上の取り扱いがあると。これが人口比で言えば、日本で数えるところの40万件に当たるものになりまして、日本の調停がどうも司法統計によれば23万件程度ということからしますと、日本よりもよっぽど多いということで、ちょっとその実態を聞きたいということもあってシンポジウムを行います。皆さんのところに、ちょっと未定稿ですけども、ピラを、お手元にお配りしております。3月29日に行いますので、ぜひご参加いただけたらと思います。

それから次、ミャンマーなんですが、ミャンマーはまだ弁護士会としては特に関係を持っておりませんので、先月、現地調査ミッションを行って、支援の可能性というものを少し探ってまいりました。ミャンマーの場合は、まだ強制加入の弁護士会というものはございませんで、なかなか弁護士に対する支援といっても、誰を相手にすればいいかというところがなかなか難しい状態です。ただし、先方からは商取引や国際関係に関する弁護士教育をやってもらえないかというような要望がございまして、今、どこをカウンターパートにしたらいいのかということも含め、こちらで検討している状況にあります。

それから最後に、司法アクセス協会に関するマルチ本邦研修というのを昨年実施いたしまして、これはJICAさんからの委託で行ったものであります。6カ国から9名を招聘いたしまして、日本の司法アクセスに関する様々な施設の訪問や講義などを行いました。あと、もう二年度実施される予定というふうに伺っています。

ということで、非常に雑駁ですけども報告させていただきました。どうもありがとうございました。

(拍手)

○鈴木 ありがとうございます。

続きまして、澤田様、お願いいたします。

○澤田 ただいまご紹介をいただきました、独立行政法人国際協力機構JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループのグループ長をしております澤田でございます。今日はJICAを代表いたしまして、法整備支援分野における2018年度の活動及び2019年度の活動についてお話をさせていただきますと思います。

まず最初になりますが、JICAの事業実施に当たりまして、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、公正取引委員会、さらには関係の大学等の研究機関、研究者の方々に多大なご協力をいただいておりますことを、改めて御礼申し上げます。

まず最初に、2018年に実施いたしました案件ということで、簡単に状況をお話しさせていただきますと思います。この後、ICD、それからUNAFEIがお話しされますので、ちょっと中身としてダブってしまうところもあるかと思いますが、お許しいただければというふうに思います。

2018年度は、我々JICAは、皆様方のご協力を得まして、12カ国で16件の技術協力プロジェクト、個別専門家派遣、第三国研修、国別研修を実施いたしました。このうち、この図に載っている案件で、タイの第三国研修、それからモンゴルの競争法の技術協力プロジェクト、ネパールの技術協力プロジェクトについては、2018年が最終年ということで、いずれも終了いたしております。

せっかくの機会でございますので、若干、各プロジェクトの主な活動状況についてしお話をさせていただきますというふうに思いますけれども、ラオスにつきましては、冒頭の理事の前田のご挨拶でも触れさせていただきましたが、昨年、民法典が国会で可決をされるというような成果が出てきております。また、それ以外にもプロジェクトで労働法のハンドブックを作成するというようなこともしているというふうに承知をしております。また、民法という切り口で申し上げますと、2017年に制定をされましたネパールの民法が2018年8月17日に施行されておりますけれども、引き続き専門家の方

を中心に新民法の普及に向けた活動を実施しております。また、中国に関しましても、2017年10月に民法の総則が施行されておりますが、現在、引き続き民法分編の制定に向けた作業が進んでおります。

また、ちょっと民法と離れますが、中国につきましては、専利法の改正作業というものについてJICAで支援をさせていただいております。こちらについても順調に進展をしているものと承知しております。

続きまして、ミャンマーでございますけれども、ミャンマーにつきましては、プロジェクトで契約審査ガイドラインというものを策定しております。また、このほかに、現在、裁判官向けの知的財産権、それからビジネス関連紛争といった2つのテーマを取り扱った執務参考資料というものの作成を支援しております。

インドネシアでございますけれども、日本、それからインドネシアの知的財産権に関する裁判例を取りまとめた判決集を現在作成いたしまして、今後、インドネシアにおける裁判官の研修において活用する予定となっております。また、インドネシアの大きな課題でございます法的整合性の向上を目指した法制執務のガイドブックの作成という作業も行っているところでございます。

バングラデシュの国別研修に関しましては、調停制度の利用促進を図るということにフォーカスをいたしまして、調停人の育成という観点から、本年度、本邦研修を実施いたしました。

また、ベトナムにつきましては、2020年に向けて新しい活動として、民事法分野の法制度に関する調査研究、刑事訴訟法で定められております争訟原則に関する共通理解を形成するための法曹三者による共同活動といったものに取り組んでおります。

最後にカンボジアでございますが、こちらについてはいろいろ関係者の方にもご心配をおかけしているところではございますけれども、案件実施を促進すべく、1月に合同調整委員会を開催いたしまして、カンボジア側と率直な議論をしまいいりました。こ

の結果については、また機会を見てご報告させていただければと思います。

次に、課題別研修について、簡単に触れさせていただきたいと思っております。

現在、課題別研修につきましては、国連アジア極東犯罪防止研修所UNAFEI、日本弁護士連合会及び公正取引委員会のご協力をいただき、2018年は6コースを実施いたしました。

それから、2018年の動きといたしまして、新規のプロジェクトをご紹介しておきたいと思っております。いずれも純粋な意味の新規ではなくて、既存のプロジェクトの後継案件という形になりますけれども、ラオスとミャンマーで新たな技術協力プロジェクトが開始をされております。

簡単にそれぞれの概要をご紹介させていただきますと、ラオスの法の支配発展促進プロジェクトにつきましては、2018年7月から2023年6月までの5年間という期間で、ラオスの法・司法分野の中核人材が基本法令の法理論の研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善能力を身につけ、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育、法曹等の養成の担当者が質の高い法律実務家を育成する能力を身につけるということを目的としてプロジェクトを開始しております。

一方、ミャンマーの法・司法制度整備支援プロジェクトにつきましては、2018年6月から2021年3月までの2年10か月間という期間で、ミャンマーの法・司法及び関係セクターにおいて、市場経済体制の確立及び外国投資の促進に資する法的インフラの整備を進めるための改善策が検討され、それらの法的事項に関する組織的・人的能力が向上されることを目的として、新たなプロジェクトを実施しております。

今日のこの連絡会のテーマがSDGsに向けてということですので、先ほどちょっと日弁連の外山先生からも既にご紹介をいただいておりますので、若干話を短くはいたしますが、日弁連と共同して司法アクセス強化の課題別研修を開始してござい

す。これSDGs 16の16.3にも記載をされております Access to Justice というところの具体化に向けまして、日本の経験を共有して司法アクセスの重要性の理解及び自国における司法アクセスの向上に向けた制度の導入推進を図るということで研修を実施しております。まだ第1回目の研修ですので、これがどのような成果につながってくるのかということとは必ずしも見えてきませんが、参加した研修員からは非常に好意的な反応を得たというふうに承知をしております。

続きまして、長期研修について、若干ご報告をさせていただきますと思います。

JICAでは、中長期的な人材育成を図る観点から、長期研修、留学生受け入れということを従来より積極的に進めてきております。法整備支援の分野におきましても、これまでも無償資金協力の人材育成奨学計画と通じまして、主に修士課程を中心とする留学生を受け入れ、人材の育成を図ってまいりましたが、新たに長期研修、法制分野の中核人材育成コースというものを開始いたしまして、博士号取得を目指した研修員の受け入れを開始しております。本コースの実施に当たりましては、名古屋大学及び九州大学から多大なご協力をいただいております。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

人材育成に関しまして、もう一つ、JICAとしての動きをご紹介したいと思います。

JICAでは、従来からの取り組みに加えまして、新たに北岡理事長の主導のもと、JICA開発大学院連携というものを開始しております。これは開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見を学ぶ機会を留学生に提供するというものでございます。

このプログラムにおいては、それぞれの専門分野の教育・研究というものは当然のことですが行われますけれども、加えて共通プログラムとしての日本理解プログラムというものを設けることにしております。また、各大学においても、独自のプログラムとして、近代日本の開発経験に関する事業科目を追

加して開講いただくことをお願いしております。既に幾つかの大学にはこうしたプログラムを開講いただいております。そうした中では法整備支援のこれまでの取り組みといったようなことについてもご紹介をいただいております。こうした取り組みを通じ、広く行政間に法整備支援の意義及び法の支配の重要性というものを共有してまいりたいというふうに考えております。

次に、我々内部での取り組みを幾つかご紹介したいと思います。JICAでは、2018年5月に事業戦略「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」―ピースというふうに我々言っておりますけれども一を策定しております。これはJICAの、我々、独立行政法人でございますので、必ず中期計画というものを策定しておりますけれども、この中に記載をされております4つの開発協力の重点課題ごとに、SDGsの目標の実現にJICAとしてどのように事業を通じて貢献していくのかという方向性を明らかにしようとしたものでございます。

さらに、個別の案件だけではSDGsの目標達成への貢献は極めて限定的なものになってしまうことから、クラスターと呼ばれる共通の目標を有する案件の塊を単位として、案件の管理を進めていきたいということを現在考えております。2019年は、こうした取り組みを通じ、法整備支援というクラスターが、全体としてSDGsの目標達成にどのように貢献できるのかということ強く意識しながら、さらに個別の案件で取り組むべき課題を明らかにして案件管理を行っていくべく、引き続き議論を行っていきたいというふうに考えております。

また、皆様方もご承知のとおり、これまでの法整備支援の取り組み成果を広く発信することを目的として、「世界を変える日本式『法づくり』」を昨年6月に発刊いたしております。同書籍の出版に当たりましては、本日ご出席の皆様を含め、多くの関係者の方のご協力をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。本書籍につきましては、新聞・雑誌の書評欄でも取り上げていただくことができ、法整備支援の広報の一助になったのではないかとこのように

に考えております。また、一般財団法人出版文化産業振興財団から、本書籍を英訳し出版したいのご提案もいただいております。今後は海外への発信も進めていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、2019年の取り組みについても簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

2019年につきましても、引き続きカンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、中華人民共和国、バングラデシュ、ネパール、ケニアといった国で現行案件の実施に取り組んでまいります。ベトナム、インドネシアにつきましては、現行プロジェクトが2020年をもって終了となりますので、その後を見据えた協力の方向性につきまして、関係機関のご意見も伺うとともに、相手国との意見交換を進めながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、2019年の新たな取り組みについて触れさせていただきます。

2018年度の要望調査において、法整備支援に関連する案件として5件の要望が提出をされております。ベトナム及びモンゴルの競争法の技術協力プロジェクト、ネパール個別専門家の後任でございませぬ。これらはいずれも現在実施中、又は過去に実施をした案件の後継案件という位置付けになります。さらに国別研修として、仏語圏アフリカ刑事司法及びスリランカから移行期の正義における司法人材育成能力強化という案件が要望されております。これら2つの研修の案件につきましては、刑事司法の分野における法の支配の強化、ひいてはSDGsの目標達成ということに貢献できる案件というふうに考えております。

JICAといたしましては、2019年は、より一層SDGsの目標達成に貢献することを意識しながら、法制度整備支援の実施に努めてまいりたいと思っております。

ご清聴いただきましてありがとうございました。

(拍手)

○鈴木 澤田様、ありがとうございました。

続きまして、瀬戸様、よろしくお願ひいたします。

○瀬戸 ただいまご紹介いただきました、国連アジア極東犯罪防止研修所の瀬戸と申します。

本日お話しする内容は、ここに書いたとおりでありまして、早速アジ研の説明をいたします。

アジ研とは、ここに書いてあるとおり、国連アジア極東犯罪防止研修所と言われるもので、その頭文字をとってUNAFEIと言っております。もともとは国連と日本国政府の協定に基づいて設立することとなったものでありまして、1962年から実際に活動を開始しております。当初は国連と日本国政府の共同運営ということでしたので、アジ研の所長は国連から派遣されておりました。その後、1970年に一部その内容を改定いたしまして、70年からは日本国政府が全面的に運営を行うということになっております。そのために、アジ研という組織はありますが、そこで運営に携わるのが法務省法務総合研究所の国際連合研修協力部ということになりますので、法務省の職員が全部アジ研の運営に携わっていると、そういうことになります。

国連との関係ですが、国連との協定に基づきできましたので、この建物の正面玄関のところに国連の旗を掲げることができているということになります。そして国連の犯罪防止分野での事務局がウィーンにあります国連薬物犯罪事務所でございますので、そこを中心とした国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関の一員として、国連の諸活動を支援しているということになります。その結果、後で述べますコンGRESS、それから国連犯罪防止刑事司法委員会であるコミッションにおいても、オブザーバーの立場で参加することができております。

アジ研の主な活動といたしましては、国連の犯罪防止・刑事司法分野の重要関心事項に配慮した研修を実施しておりまして、この研修はODA予算、JICAからのもの、それから法務省独自のものを用いて実施しております。

ここがPNIと呼ばれるUNODC、国連薬物犯罪事務所を中心とした関係機関のネットワークであります。

先ほど言いましたように、アジ研と国際連合研修協力部というものが実は同じであって、私はアジ研の所長であるとともに、法総研の部長という立場で活動しております。

実際のUNAFEIの研修内容ですけれども、大きく分けて研修は3つに分かれます。国際研修といひまして、全ての途上国を対象に年4回の研修をやっております。それから次に、特定の地域に限定した形ではありますが、特に東南アジアを対象とした地域研修を現在行っております。そのほか国別研修などを行っております。国別研修は、より個別の案件に特化した形で行っております。それぞれ、この括弧内で書いてあるものを対象に研修を行っております。

SDGsとの関係でいいますと、当然ながら国連、PNIの一機関になりますので、SDGsの推進を特に重視しております。これに関する広報を行ったほか、実際の研修においても、このSDGsを踏まえた形でテーマ設定をするということになっております。それから、これらの研修を通じて、日本と各国の刑事司法関係者の作りネットワーク作りを行っておりますので、この意味ではゴール17のグローバル・パートナーシップの実現にも寄与しているというところでございます。

主要な課題である4つの国際研修について申し上げますと、春には捜査・公判を担当する実務者を集めた研修、秋は矯正・保護を担当する実務者のセミナー、それから高官はこの春と秋の2つのテーマをそれぞれ隔年ごとに行っております。それから汚職防止研修というのがありまして、これは国連の腐敗防止条約の実施に関して、毎年同じテーマでやっております。ただ、この汚職防止研修の中で、それぞれもう少し個別のテーマを毎回設定しております。大体、世界中の途上国から各国1,2名、それから日本人も5,6名参加しますので、合計すると20名から最大では35名という例がありますけれども、そのぐらいの人間が集まって、ここアジ研において研修を行っているということになります。

今年度の研修のテーマは、ここに書いてあるとお

りでございます。春は薬物の不法取引の捜査・公判についての対応、それから秋は薬物使用者の処遇ということで、いずれもゴール16、あるいはゴール3ないし16というものをテーマにしておりますし、汚職研修は、これは腐敗防止が内容となっておりますのでゴール16.5。それから高官、これは現在やっている研修でございますけれども、不寛容犯罪の刑事司法的対応ということで、不寛容を動機とする犯罪、それから差別を動機とする犯罪というものを含みますので、ゴール5.1,5.2、それから10.2,16などを想定した研修の内容となっております。

ちなみに、今日レセプションがちょうど終わる頃に、現在スタディツアーで広島、京都に行っている研修生が帰ってくる頃になると思いますので、今回はアジアの研修生が多いですけれども、いろんな国から来ているというのを、もしかしたらちょっとご覧いただけるかもしれません。

それから来年度ですけれども、来年度は春に人身取引及び移民の密輸に関する研修、秋は女性・子供を被害者とする犯罪者の再犯防止の研修を行います。それから高官は、刑事司法の各段階を通じた犯再犯防止、円滑な社会復帰ということで、いずれもゴール16、それからゴール5などを内容とするものとなっております。

それから、先ほど申しましたように、アジ研は既に50年を超える歴史がございます。139カ国の人が研修に来ておりますし、日本人も含めまして5,800人以上の同窓生がいることとなります。国によって来る人数も違いますので濃淡はありますけれども、いい関係を築いていて、そのネットワークなどの維持も図っているところでございます。

それから最後になりますが、京都コンGRESSとの関係もお話したいと思います。

京都コンGRESSは、この来年の春に行われる5年に1回の刑事司法分野の国連最大の会議になります。もちろん、コンGRESSそのものについては、法務省、外務省が中心となってやるわけですけれども、

UNAFEIは、この kongress において4つ行われるワークショップの1つ、再犯防止に関するワークショップを企画・運営する予定になっております。もちろん、これもインクルーシブなものを対象とするので、ゴール16に関わるものとして、今、その準備を進めております。また、この京都 kongress の機会に同窓生を集めた同窓会を開催しまして、人的ネットワークの強化に努めたいと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。(拍手)
○鈴木 どうもありがとうございました。

続きまして、大阪会場の伊藤副部長、よろしくお願いたします。

○伊藤 大阪会場の国際協力部、伊藤でございます。ICDの活動報告については、こちら大阪から報告をさせていただきます。ICDの本拠地は昭島に移転してしまいましたが、私自身はここ大阪に帰ってきたなど、本拠地に、ホームグラウンドに戻ってきたなどという感じしております。今日、大阪には多くの方にご参加いただいております。大阪からも張り切って報告をさせていただきたいと思っております。

まず、東京を含めましてお集まりの皆様には、日ごろICDの活動に多大なるご支援、ご協力をいただきまして、改めまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

スライド2枚目でございますけれども、今回の法整備支援連絡会は、第20回という記念すべき回になっております。第1回は2000年、平成12年に開催しております、これはICDが設立されるよりも前のことで、ICDの機関誌「ICD NEWS」もまだ創刊されていない時期のことでございます。そのため余り記録としては多く残っていないんですけれども、その当時、第1回の法整備支援連絡会にも、30ほどの機関から合計90名ほどの方々にご参加いただいているようです。

当時、法務省の特別顧問をしていただいております三ヶ月先生にもご参加いただいております、当時、三ヶ月先生は、このようなことをおっしゃっておられたようです。アジアに対する法整備支援が、民間のみならず、JICA、法務省においても本腰を入

れ始めたのは日本にとって大きな第一歩であるということや、また参加された感想として、このような盛大な法整備支援連絡会が開かれ、かつ各機関の発表内容の質が高いことに敬服した。本日のような熱意を持ってアジアに発信していけば、21世紀はアジアの世紀に近づくであろう、このような明るい希望を持つことができた、このような感想をお話されていたようでございます。今日も、毎年1回、このように多くの関係者の皆様にご参加いただいて法整備支援連絡会を開催できることに、心より御礼申し上げます。

さて、3枚目のスライド、これは本日何度も出ておりますので繰り返しません、SDGsのゴールとの関係でございます。こちらにはゴール16と17を挙げさせていただきましたが、既に本日話に出ておりますように、法整備支援は、これ以外のゴールにも関わってものと思っております。

スライド4枚目、こちら字が小さくて大変恐縮でございますが、別途お配りしておりますパンフレットの方もあわせてご覧ください。これまでの法整備支援の主な内容について、一覧していただけるものと思っております。

時間の関係もありますので、次のスライド、5枚目についてご説明をさせていただきます。

私どもICDの活動は、大きく分けるとJICAプロジェクトなどへの協力をさせていただくというものと、それ以外、ICDが独自に行うものと2つございます。JICAのプロジェクトに関しましては、先ほど澤田次長からもご説明いただきましたので、詳しく繰り返すことはいたしません。

JICAのプロジェクトへの協力ということで申し上げますと、こちらに挙げましたように7つの国に関するプロジェクト、主なものでございますが、その中でも特にプロジェクト形式で行っているベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、こういったプロジェクトについて、本邦研修の実施、現地セミナー実施、専門家派遣などについて協力をさせていただいております。

ベトナムにつきましては、法令については数多く

つくられておりますけれども、その法令間の整合性に問題があったり、統一的な運用、実効性のある形での法律の適用といったことにまだまだ問題があると承知しております。そういったことを改善するための基盤整備の支援をテーマとした司法省を対象とする本邦研修などを行っております。

カンボジアにつきましては、先ほどご説明がありましたけれども、不動産登記法、訴状等の民事訴訟の書式例、そして判決書の公開、こういったことをテーマに現地で活動が行われております。今月、今年の2月ですね、カンボジアの皆さんが日本にいられて、本邦研修、このプロジェクトでの第1回の本邦研修を実施する予定になっております。

ラオスにつきましても、本日何度か話が出ております。これまで人材育成をテーマに支援をしてまいりました。本年度、2018年度もその人材育成の一環として、事実認定を向上させるということをテーマとした本邦研修を実施しております。

続きまして、6枚目のスライド、それ以外のICDによる最近の取り組みを、こちらの方で幾つか挙げさせていただいております。

東ティモールに関しましては、これまでも幾つか、調停法などを含めて幾つか起草支援をしてまいりましたが、現在は東ティモールの抱える大きな問題である土地に関する権利関係が不明確、それによって土地紛争が深刻化しているという問題に対する取り組みを行っております。土地関連法に関する整備ができるような共同研究といったものを行っております。

また、ウズベキスタンにつきましては、長年、本日大阪においていただいております名古屋大学の市橋先生が中心になって行政法の支援をしてこられました。この行政手続法、行政訴訟法が成立し、施行されておりますので、現在ではICDでもこの名古屋大学の皆さんと協力をして、この行政法に関する適切な解釈・適用ができるようにという支援を行っております。

また、ネパールでございます。ネパールに関しましては、ご承知かと思っておりますけれども、民事・刑事

の実体法、手続法が一体になっていたムルキ・アイン、これを解体して、新5法と言われているもの、民事・民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法、それに量刑法を加えた5法が施行されております。民法については、JICAの法的支援アドバイザーが現地にありますけれども、ICDでも刑事分野について、逮捕状ですとか仮釈放、保護観察、そして量刑といったネパールにおいて新しく導入されている制度の適切な運用を支援する活動を行っております。

続きまして、スライド7枚目につきましては、我々の国際機関との連携等についてご紹介させていただいております。今年度、2018年度から、法務省からUNDPに職員を派遣しております。今日、東京会場に稲垣君という検事が出席していると思っておりますけれども、法務省から、職員を派遣するようになりました。そしてUNDP、それからワールドバンク、こちらの活動、シンポジウムに我々の方で参加をするということを行っております。スライドに出ておりますのは、UNDPで昨年11月に行われたセッションの11コマでございまして、テーマとしましては、裁判外紛争解決手続、ADRと司法アクセスをテーマとするセッションであり、これにつきましては、本日大阪にお越しいただいている名津井先生に大変ご協力いただきました。この後、一言コメントをいただきたいと思っております。

それと、最後に大阪での活動でございます。大阪でのICDの活動を引き続き行っております。6月に「法整備支援へのいざない」という若者向けの活動、それから本邦研修も一部大阪で実施しているものがございます。ミャンマー、それから今月、インドネシアの研修を一部大阪で、関西で行う予定にしております。

それから、右下の写真にありますように、アジア・太平洋会社法実務研究会という会を大阪ベースで行っております。今年度はこの成果物、本の出版に至っております。

また、関西の大学とも連携をさせていただいております。大阪大学の「法と開発」という講義で講義をさせていただいたり、神戸大学においてはアジア

からの留学生をICD昭島で受け入れて業務説明等をさせていただきました。本日、大阪の会場にもこの留学生の方、何人か来ていただいております。こういった連携を行っております。引き続きICDの活動へのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、名津井先生、申し訳ありませんが、一言コメントをいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○名津井 はい、大阪大学の名津井です。

先ほど伊藤副部長からご紹介いただきましたように、昨年11月、UNDP、そしてワールドバンク、先ほどご紹介のありました裁判外紛争解決手続と司法アクセスに対するセッションを行うようにということで、一応やってまいりました。ただ、ここで紹介いただいている写真ですけれども、もともとのミッションとしては、ワールドバンクがメインで、UNDPは（プレゼンテーションの）練習という位置づけだったんですけれども、絵面が恐らくこちらの方がうまくいっている感があったのか、それでこちらで対応されたものと思います。ワールドバンクの方がうまくいかなかったというわけではなくて、ちょっと一緒にセッションさせていただいた高梨教官さんと私の距離がかなり離れてしまっておりますので、ワールドバンクでは。そういったことからこちらが選ばれたのだらうと思います。

最初お話しいただいたときには、法務省、あるいはJICA、つまり日本の法整備支援がADRを通じて司法アクセスに大きく貢献しているのだということをお題でありましたので、最初わかったつもりでおったんですけれども、よくよく考えてみると、裁判外紛争解決手続と司法アクセスということで、何か2つの概念、水と油のような感じもありまして、どうしたものかと思っておったわけですが、日本が行ってきた法整備支援の中で、裁判外紛争解決手続、これによる法整備支援といいますと、例えばモンゴルにおける調停の法制度の整備支援が非常に成功例として知られております。ですから、それは裁判所付設型の調停でありますので、裁判所に行って調停を行うと。そういう

意味では司法アクセス、裁判所へのアクセスとADRというのがうまくつながるといことであります。

また、当時、一緒にセッションさせていただいた高梨さんですけれども、現在、バングラデシュで同様に裁判所付設型の調停についての支援に取り組んでおられるということですので、今回いただいたお題にとってみれば最適だということで、モンゴルと、それからバングラデシュの話を中心に当日はセッションさせていただいたということでございます。

簡単に、以上です。

○高木 名津井先生、ありがとうございました。

大阪からは以上でございます。

○鈴木 どうもありがとうございました。

報告者の皆様、どうもありがとうございました。

各報告者に対する質問がおありの場合は、次の部のパネルディスカッションの際にあわせて質問、コメントなどをお願いいたします。

これで第3部を終わりにいたしまして、ここで20分間休憩をとりたいと思います。

(休憩)

○鈴木 これより、日本の法整備支援の目的・役割は何かをテーマに、パネルディスカッションを行います。

第3部で活動報告をしていただいた皆様にもご登壇いただきます。ご来場の皆様との質疑応答の時間も設けますので、先ほどの活動報告についてもあわせてご質問ください。

パネリストとモデレーターを紹介いたします。

パネリストは、先ほど活動報告をしていただきました國分典子様、外山太士様、澤田寛之様、瀬戸毅様、以上のほか、外務省国際局地球規模課題総括課の村上裕公様、法務省大臣官房国際課の福島崇之様、以上がパネリストの皆様です。

モデレーターは、法務省法務総合研究所国際協力部部長の森永太郎が務めます。

パネリストの皆様のご経歴については、配布しま

した資料をご参照ください。

それでは、森永部長、よろしくお願いいたします。

○森永 了解しました。

改めまして、本日は皆様、まさに遠路はるばるという形容が成り立つところですが、本当はお足下の悪い中と言おうかと思ったんですけれども、どうも天気の方は大丈夫だったようで安心しております。

パネルディスカッション、先ほど活動報告等で登壇いただいた方々、それから新たに外務省の村上様と、それから法務省の大臣官房国際課の福島課付に登壇していただきましたので、ちょっと先立ちまして、ごく簡単にお二方、自己紹介をしていただければと思いますので、まず村上さんからお願いいたします。

○村上 ありがとうございます。外務省地球規模課題総括課から参りました村上と申します。

地球規模課題総括課の課員は3つの職責を背負っております。1つは分野別、当課では教育ですとか水衛生、ジェンダー、そういったセクターに関するイシューを見るのと同時に、その中に法制度整備支援も入っております。私自身それを担当するという所掌でございます。それと同時にもう一つの被っている帽子が、国連機関の担当者というのもございます。私自身は今日も来場しておりますUNDP国連開発計画を担当しているということでございます。3番目の帽子、役割としましては、政府全体としてSDGs推進本部というのを総理がチェアマンという形で立ち上げて、このセクリタリアットワークを地球規模課題総括課の方で行っているということでございます。法制度整備支援の専門家の方の前でお話しさせていただくのは非常に光栄ですし、今まで有意義なディスカッションを拝聴させていただきまして、非常に勉強になったなというところですので、何らかの形で貢献できればというふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○森永 はい、どうもありがとうございます。

それでは、福島課付、お願いします。

○福島 法務省大臣官房国際課付の福島と申します。よろしくお願いいたします。

法務省の大臣官房国際課というのは、昨年の4月に新たに設置された部署でございます。法務省の国際関係事務につきまして、基本的、総合的な政策の立案や総合調整などを行う部署ということにされております。

法務大臣官房国際課では、今、法務省は、法の支配等の普遍的価値を国際的に浸透させることなどを目的とします司法外交というのを推進しております。そのための部署として現在活動しているところでございます。私自身は、法務総合研究所の国際関係事務に関する国際事務というのに従事しておりますので、その関係で法制度整備支援というのにも関与させていただいているところでございます。

本日は、識見・経験共に非常に豊富な皆様の前で、こうしたところでお話をさせていただくのは大変僥越でございます。光栄なことでもございますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森永 はい、どうもありがとうございました。

それでは本題に入りたいと思いますけれども、午前中から議論が続いておりますけれども、今回の、本日の法整備支援連絡会のテーマ、大きなテーマがSDGsと法整備支援、あるいは法制度整備支援ということになっておりまして、このパネルディスカッションでは、そのコンテキストで日本の法整備支援の目的・役割は一体どういうものだろうかというようなことを改めて問い直してみようというのが、このパネルディスカッションの趣旨であります。

日本の法制度整備支援と申しますのは、もちろんUNAFEIの活動も、これも広い意味での法制度整備支援だということになれば、1962年から続いているということになりますし、それからこの法整備支援、あるいは法制度整備支援といった用語が意識的に使われるようになってからは、それは1992年にベトナムからの要望に応じて、まさに本日もお見えになっていらっしゃる森嶋昭夫先生が1993年から支援を始められた、そして94

年から法務省が関わらせていただいている、それから96年にJICAプロジェクトとして始まったというような、一番最初の頃のこの頃から始めまして、もうかなりの年数がたっておるわけですし、一方、国連のこの開発目標に関しては、このSDGsのいわば前身と申しますMDGsがありました。そしてその後、ご案内のとおり2015年からは、今度はサステナブル・ディベロップメント・ゴールズという形でSDGsという形の目標設定が行われました。

そうしますと、私どもも含めまして、これまであまり、特にMDGsに関しましては、その文面上、法の支配といったようなことが正面から取り上げられることはなかったのに対して、SDGsに対しては、皆さん私よりもご承知だと思いますけれども、ゴール16の中に、特に16.3のところにも明確にこの法の支配といったことがうたわれて、法の支配と司法アクセスということがうたわれるということになったことになりまして、今まであまりこういった開発目標というものを、もちろん非常に意識して支援をしてこられた機関もございましょうし、それから一応そういうこともあるんですけども、それとはあまり連結を意識しないまま法整備支援を行ってきた機関というのものもあるということになると思います。しかし、2015年にこのSDGsの中に法の支配、司法アクセスといったことが明示されたことによりまして、やはりどの機関もこれにアラインしていくというような方向性が、緩やかな方向性ができてきているのではないかとこのように考えられるわけでありまして。

そこで、もちろん、これまで意識的にこのSDGsを正面から目標として、新たに法整備支援を立ち上げるということも考えられると思いますけれども、多くの機関はそれまでもいろんな活動をやってきたわけでありまして、そこにある意味でロードマップとしてSDGsの、特に16が飛び込んできたといえますか、でき上がったといえますか、こういった経緯になるわけですので、それぞれの機関、意識的にか、無意識的にか、それは別といたしまし

て、SDGsの達成という方向性に資する、あるいはそれを促進するような形での活動というものがどういうふうに展開されるのかということ、各機関のご意見をお伺いしたいというのが大まかな趣旨でございます。

そして、今回はこのパネルディスカッション、時間の関係もございまして、質問を3つに絞らせていただきます。この3つの私の方からご質問を申し上げて、それぞれあらかじめ申し合わせをお願いしておりますパネリストにお答えいただいて、後に皆さんとのディスカッションに移りたいというふうに考えております。

あらかじめ申し上げますと、最初のご質問は、各機関の活動を実施されていく中で、このSDGsの達成に向けて、何か、どのようなインパクトを与えることを企図して活動しておられるか。何らかのインパクトを与えるということを企図して、意図して活動されているかということと、それからもう一つ、これはちょっと厄介な話なんですけれども、それをやったとして、その結果について、それをどうやって評価あるいは検証していくのかと。そういったことについて何か、確固たるものがなくても結構でございます、何かのアイデアをお持ちなのかということ、まず最初にお聞きしたいと思います。

それから、第2の質問といたしまして、このSDGsの関連において、各機関が想定されている、あるいはそういうふうに考えられているという法整備支援の目的、SDGsの関連における法整備支援の目的と関連というのは、目的・役割というのはい体どういうものなのかということ、どういうふうに捉えておられるのかということ、それぞれご意見をいただきたいというふうに思っております。

そして、最後の第3番目の質問としましては、そういったことを踏まえて、これから我が国の、日本の法整備支援というのはどういう姿を見せるべきなのか、どうあるべきなのかと。具体的には、例えば関係各機関との連携も含めて、具体的に何を、どういうところに重点を置いて実施していくべきなのかと。いずれも茫漠として、なかなかすばつとした答

えの出るようなご質問ではないんですけれども、こういったことについての若干のご意見をいただきたいということにいたしたいと思います。

そこで、早速でございますけれども、まず質問1、もう一度繰り返しますと、各機関で活動を実施する上で、SDGsの達成に向けてどのようなインパクトを与えることを企図して活動しておられるかと。それからまた、その結果について今後どのように検証することを予定されておられるのかという観点から、まず、トップバッターで大変恐れ入りますが、外務省の村上様に、外務省における取り組み、それから日本のSDGsモデル、それから外に向けての貢献という形で、若干お話をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○村上 はい、どうもありがとうございます。きちっとした形でどれだけお答えできるか、若干、いささか不安な点はありますけれども、私は、ちょっとパワーポイント、駆け足な形ではありますけれども、当課がSDGs推進本部のセクレタリアットワークをしているということを先ほど付言させていただきましたので、その観点を中心に、日本としてSDGsにどういうふうに取り組んでいるか、取り組もうとしているか。もう既に皆さんご案内のところがあって、若干、詳しい方にとってはリダンダントになってしまうかもしれませんが、そこをおつき合いいただきつつ、今年は一体、我が国のSDGs推進にとってはどういう年なのかということをご理解いただければなというふうに思って、こちらの、少し手短ではあります、報告をさせていただきたいと思います。

何度も繰り返しになりますが、2015年の9月、国連サミットで全会一致で採択されましたSDGs、持続可能な開発目標、サミットレベルで合意されたということですので、国連の場で我々が決めたということに実はなるかと思えます。時々、私も小学生の皆さんとかにSDGsについてお話しさせていただく機会があるんですけれども、何か決められたものなのというような質問があって、その際に、決められたんだけれども、実はその意識決定に我々

も関わっていることになっていきますよという説明は必ずするようにしております。MDGsがご案内のとおり途上国向けの開発を実現するという目標設定だったものに比べて、今回は普遍性、全ての国が行動することを伴うと。その包摂性、誰一人取り残さないように、そういう社会を形成すると。また、ガバメントだけではなくて、全てのステークホルダーが役割を果たすと。それについて、さまざまな問題について、社会、経済、環境に統合的に取り組むという統合性も一つの重要なポイントでもありますし、何よりも実はその透明性、定期的なフォローアップというのが、実はもう一つの工夫、肝のポイントでもございます。

政府がどのような取り組みをしてきたかということ、ちょっとおさらいしたいと思います。2016年5月にSDGs推進本部というものが総理が本部長となって設置されまして、これ全閣僚が参画しておりますので、外務大臣もそうですし、もちろん法務大臣も参加しているということでございます。その会議に知的なインプットを行う組織としてSDGs推進円卓会議というのが設置されておりまして、実は、もうご都合で退室されましたが、近藤駐日代表もこの円卓会議の一員でございます。直近のこの推進本部は、昨年暮れ、2018年12月に開催されまして、SDGsアクションプラン2019というのが決定され、第2回ジャパンSDGsアワードの、これ実はSDGsアワード、ご存じの方とご存じない方いらっしゃると思うのですが、民間企業、それから自治体、学校、いろんな団体の中で、SDGsの推進・実施に貢献しているという団体を選んでいただいて、総理、閣僚が表彰するというスキームでございます。

12月に策定されたアクションプラン2019のポイント、これちょっと非常に字が細かくて、一つ一つ見ていくのは困難なので、ポイントだけお話しさせていただきますと、誰一人取り残さない社会を実現するために、一人一人の保護、能力強化に焦点を当てた人間の安全保障の理念に基づいて、世界の国づくりと人づくりに貢献していく。これ、もちろ

ん日本の国の中のことも含んでいるということでございます。その中では三本柱を中核とした日本のSDGsモデルに基づいて、実施指針に総力を挙げて取り組むというふうに明記されています。その三本柱というのは色のついている3つのポイントです。

1つはSDGsと連動するSociety 5.0の推進、あれていきますと科学技術を活用し、イノベティブな形で民間の活力を取り込んでSDGsを推進するというのが1つ目の柱。

2つ目の柱は、SDGsというのは中央政府のものということではなく、実は取り組み自体は地方ですとか、コミュニティレベルに落とし込まないといけない話なので、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりというのが2番目の柱でございます。

3番目は、今度はより多様なアクターを取り込むという観点もございまして、SDGsの担い手として、次世代、ユースですね、それから場合によってはお年を召した方の知見を活用するといったこともございましょう。それから女性のエンパワーメントに取り組むということが明記されているということです。こういった日本らしいモデルというものをできるだけ明確にし、これを東南アジア、あるいはアフリカといった国、国際社会に展開していくというのが今回の改定版のアクションプランの肝でございます。

時間の関係もありますので、1枚飛ばさせていただきます。SDGs実施指針というものがございまして、これは17のゴールを日本の国内取り組み向けに、もう一度再配分、もう一度クラスタリングしたんですね。それを8つに分けたということでございます。実はその8つのクラスタリングの中の7番目、一番端になりますが、ここに平和と安全・安心社会の実現というクラスターがございまして。まさにこの主要な中核を担うべきアクターが法務省でもありますし、それから皆様の活動というふうに位置付けられると思います。

これは先ほど簡単に触れさせていただいたジャパンSDGsアワードですね、政府として様々なアク

ターの取り組みをよりエンカレッジしていくという意味においては、いろんな団体が頑張っているところを、やはりもっと盛り立てていくという施策が必要という観点からこのような取り組みを行っておりまして、先般の12月に第2回、その1年前に第1回が創設されたという経緯でございます。

本日の一番ちょっと皆さんにお伝えしたかったのはここでございます。最後のスライドになるんですけれども、国内的にはアクションプラン2019に基づいて、より日本のSDGsモデルというものは何なのかということをどんどん拡充していくというのが国内的な努力目標でございます。

その一方で、実は今年、ご案内のとおりG20大阪サミットがございまして。ここは我々のSDGsの取り組みを国際社会に打っていくポイント。7月には国連ハイレベル政治フォーラム、これは閣僚級ですけれども、SDGsの取り組みを、一番最初に言った定期的にレビューするメカニズムの中で、閣僚レベルでこういうふうに日本は頑張ってますと報告するタイミングでございます。TICAD7、アフリカ開発会議が8月には横浜で行われ、9月、これは通常、毎年行っている国連総会の時期に、実は今回、特殊なものとしてサミットレベルでSDGsの進捗状況を確認するというサミット級の別のハイレベルポリティカルフォーラムが開催されるということでございます。ですので、外務省としては、ここでも日本のSDGsモデルをもう一度強く訴えていくというふうな形で、今、まさに準備をしようとしているところでございます。これが今年の、ある意味ベンチマークといえますか、その目指すターニングポイントになるイベントでございますけれども、この後にも2020年には東京オリンピック・パラリンピックがございまして、ここで海外からいろんなお客様もいらっしゃるんで、日本はこういうふうにSDGsを頑張っているというのを、その一般の方に見せるポイントでもあります。プラス、まさに皆さんが主体的にお話しして下さっている京都コンGRESS、ここはまさに安心・安全な社会について、セクターの観点から、日本としてSDGsをこう頑

張ってますと、売れるオケージョンになるということでございますので、非常に外務省としても重要視をしているということです。2025年には、また大阪、関西万博が開催すると。これの選挙戦に際しては、SDGs万博というキャッチフレーズで選挙戦を行ったという記事もございますので、ここでもう一度、一般の方々に日本のSDGsの取り組みを行っていかうというふうに企図しているところでございます。

このような形で日本のSDGsモデルを確立しながら、海外、国際社会に対して、非常にアピールしていくきっかけになる年というふうに今年は位置付けられているということでございます。

ありがとうございます。

○森永 はい、ありがとうございました。日本モデルを推進していく過程で、それも対外へ発信して参考にしてもらいたいという、大まかに言えばそういうことでございますね。はい、ありがとうございます。

それでは次に、福島課付に、法務省、特に福島課付の属しておられる大臣官房国際課の視点からの、決意表明とは言いませんけれども、何をやっておられるかということをご紹介していただきたいと思えます。

○福島 ありがとうございます。今、村上様の方からSDGsについての全体的な枠組み等についてご説明があったかと思いますが、この枠組みの中で、法務省におきましても、SDGsの理念であります誰一人取り残さない社会というものを実現するために、様々な施策に取り組んでおります。ただし、これらの施策につきましては、SDGsが採択された後に新たに始めたというよりも、それまで法務省が行っていた施策について、それぞれSDGsのどういったゴールの達成に貢献できるものかというのを検討して構成したと言うほうが正しいかもしれません。そういったもの、SDGsを明確に意識した上で、法務省としましては、今現在いろんな課題に取り組んでいるというところでございます。

具体的には再犯防止といたり、あるいは人権問

題といたしました主に国内的な問題、国内的な施策もでございますけれども、国際的な施策としまして、先ほど瀬戸所長の方からご報告のありましたUNAFEIで行っている研修やセミナー、あるいは開発途上国に対する法制度整備支援といった国際協力もSDGsに資するものということで、重点的に取り組んでいるというところでございますし、また、先ほど、瀬戸所長やブース氏からお話のありました2020年4月に京都で開催します国連犯罪防止刑事司法会議、通称京都コンGRESSと呼んでおりますけれども、そのコンGRESSの準備活動及びその開催に向けた取り組みというのも行っております。

まず、このUNAFEIが行っている研修・セミナー、そして開発途上国に対する法制度整備支援、便宜上、総称しまして法制度整備支援ということで呼んでお話しさせていただきたいと思えますけれども、これにつきましては、SDGsを達成する、特にゴール16を達成する上で非常に重要な取り組みというふうに考えております。そのことにつきましては、先ほど村上様からご説明のありましたSDGs推進本部が策定しましたSDGsアクションプラン2019の中に、優先課題8分野、先ほど説明がありましたが、そのうちの7番目、平和と安全・安心社会の実現という項目がございます。その中で、その一分野としまして、先ほど申し上げた法制度整備支援、UNAFEIが行っている研修・セミナー、及び開発途上国に対する法制度整備支援というものが明確に記載されているところでございます。

ちなみに、SDGsアクションプランにつきましては、昨年、拡大版SDGsアクションプラン2018というのが策定されておりますが、開発途上国に対する法制度整備支援につきましては、当然のことながら国際協力の一つ、法の支配の促進に関する国際協力の一つとして含まれているものと理解されているところでございますけれども、明確に記載されたというのはSDGsアクションプラン2019からでございます。こういった点からも、法制度整備支援が非常に重要な取り組み、施策であるということが明らかになっているかと考えております。

また、質問の後段の点でございますが、SDGs達成に向け、どのような検証を予定しているかという点でございますが、これはブース氏の講演にもありましたとおり、その評価・検証というのをどうやってやるかというのは一つの課題であると思えますし、UNDPの近藤所長もおっしゃられたように、その評価方法、どうやって評価するか、そして自分からその達成状況についてどうやって発信していくかというのが、非常にゴール16に関しては難しいというお話もありましたけれども、その例の一つとしまして、先ほど申し上げました2020年4月の京都コンGRESSというの、SDGsの達成状況を確認・発信する上で非常によい機会ではないかというふうに考えております。

京都コンGRESSの全体テーマ、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止・刑事司法及び法の支配の推進ということでございまして、まさにSDGsがこの全体テーマとして取り込まれているということでございます。したがって、この京都コンGRESSにおきまして、刑事司法や犯罪防止の分野に関して、SDGsの達成状況、2015年から2020年までの達成状況について、それぞれ確認、報告、発信等が行われまして、そして目標年である2030年、あるいはその次回のコンGRESSであります2025年に向けた方針が議論されます。

さらにコンGRESSでは、その全体会議、そういった点を議論する全体会議に加えまして、各政府機関、各国の政府やNGOなどの団体等が、サイドイベントということでそれぞれSDGsのこれまでの取り組み状況について報告や発信が行われる予定でございますし、さらに民間企業も含めまして展示、エキシビションなども行われる予定でありまして、そういった点からもこれまでの民間企業も含めたSDGsの達成状況、そして今後どうやってこの目標を達成していくかという点につきまして、広く発信が行われるものにしたということを考えております。

このように法務省としましては、SDGsを強く明確に意識しまして、それぞれ取り組みを行っているところでございまして、それが端的に現れている

ものとしましては、法務省におきまして、国連の承認を昨年の9月に得まして、SDGsのロゴマークを制作しております。法務省のホームページをご覧いただければ見ることができますけれども、ミニストリー・オブ・ジャスティスのオブの部分のOの文字をSDGsの17のゴールを表現したカラーホイールに置きかえたロゴマークを作成して、これを広く使用しているところでございます。

また、京都コンGRESSにつきましても、それとは別にロゴマークを制作しております、この京都コンGRESSのロゴマーク、2020年という記載がありますが、その2020の最初のゼロが、やはり同じようにSDGsのカラーホイールを取り入れられたコンGRESSのマークを作成しているところでございます。

このように法務省としましては、SDGs達成に向けて様々な取り組みを行っているところでございまして、法制度整備支援につきましても、そのゴール16などを達成する上で非常に重要な取り組みと考えているところでございます。

以上でございます。

○森永 はい、ありがとうございます。

それでは、次にCALEの國分センター長にお話を伺いたいですけれども、CALEのご活動については私もよく存じ上げておりまして、ベトナムや、それからウズベキスタン、カンボジア、ラオス、そういったところの、ほかにもあるんですけれども、日本法教育研究センターの方へしょっちゅうお邪魔して、私自身もちょっと講義をしたようなこともあるんですけれども、非常に大きな成果を上げておられまして、その法教育の広がりが、このSDGsに資さないわけがないんですけれども、そのあたりの、それをコントロールされている國分先生のご感想の、今、どういうインパクトが与えられるというふうにお考えになっているか。

それから、國分先生の方からは、あらかじめ伺っているところでは、検証に関して若干の、ある程度の検証が可能なのではないかというお話も伺っておりますので、そのあたりを少しお願いいたしま

す。

○國分 森永部長，お褒めいただきありがとうございます。皆様のご協力を得て何とか成り立っているという感じで，私が何かをしているわけでは全然ないんですけども，さっき言っていただきましたように，我々の活動自体は，SDGsに当てはまった持続的な活動であるというふうに私どもも認識しております。先ほども申しましたけれども，将来的には，もう現地に任せて法学系教育をやってもらえるようにもっていくというのが私たちの目標ということになります。法整備，今日もその法典をつくるというだけではなくて，その後どうするかということが問題だという話が何度か出ていたかと思いますが，私たちはそれを教育，人をつくるということで，その支援ができるんじゃないかというふうに思っています。

私たちの活動の中で，ちょっとこういう意味で，インパクトと言えるかどうかわかりませんが，メリットがあるんじゃないかなと思うのは，私たちが対象としている国々，先ほど言いました日本法教育研究センターというのは，各地の大学に置いているんですが，そこで学んでいる子たちというのは，大学で学ぶだけでも卒業できるんですけども，余分に我々のセンターでも勉強してくれているという人たちなんです。それで，そもそもその大学，これも国によって違いますけれども，国によっては大学に入ること自体はお金があればできるとか，成績もお金で買えるというような大学もあるわけです。

そのような中で，それでもわざわざ彼らの一部，かなり，1年生のときには20人から25人ぐらい各センターに入ってきて，だんだん最後まで残れなくて，最後は5人ぐらいになっちゃうということもあるんですけども，5人から10人ぐらいに減ってしまいますけれども，それでも彼らが頑張って勉強するというのは，ある意味で一人も取り残さない話か，振り落としているのかという問題はあるのですが，少なくともお金で振り落とさないという，要するに頑張ったら道が開けるんだよという，道を開くということに意味もあるし，それで頑張ってく

れている人たちがいるんじゃないかなというふうに認識をしております。

そういう人たちがそのセンターを卒業すると。それで日本に留学したり，あるいは現地で，ベトナムとかは比較的現地の法律家として事務所に入って，パラリーガルになってみたいなのもできるというようなことでありますので，そういう道が開けていくということで，具体的に人がある程度検証可能な形で出てきているというようなことは言えるかなと思いますし，さらにはその日本にやってきたような人たちが，そこから勉強を続けて現地に戻って，さらにその実務家として，あるいは現状で日本法センターの教育をしているところ，4つあると申しましたけれども，その4つの大学それぞれ1人ずつぐらいは就職ができた人たちが出てきているというような状況がありますので，その意味では，ある意味，何人，どれぐらい，ある程度支援が，成功と言えるかどうかわかりませんが，ある程度のことはできているかなというところは検証できるというふうになっているかなと認識しております。ということでございます。

○森永 ありがとうございます。

それでは，時間の関係もありますので，さらっと次の質問に行ってしまいたいと思うんですけども，実はこの質問2は結構ややこしい質問でございまして，SDGsの関連において，法整備支援の目的・役割は何かということなんですけれども，これは第2部のところで，ニコラス・ブースさんが，まず開発支援の潮流と法整備支援という形でご講演をいただきました後に，松尾先生とトークセッションを展開していただいたわけですが，そこで幾つか強調されたといいますか，特に重点的にお話のあった部分があったかと思います。お二方とも強調しておられたのが，このノーワンレフトビハインド，その包摂的なのところを今後どういうふうに，恐らくお二方とも意識の中に，今までのリーガル・テクニカル・アシスタンスというのは，このところを余り意識していなかったんじゃないかという問題意識が若干おありになるのかなということ

になります。

それから、これは、実はここからは私、個人的なことを申しますけれども、我々 I C D、あるいは法務省が行っておりましたこれまでの法整備支援といえますのは、やはりどうしても官対官の支援が中心になっておりまして、もちろんそれはそれで非常に大事なことでありまして、それ自体が非常に大きな仕事ではあるんですけども、やはり官の性質上、一般市民、国民向けのものというのは、何となく苦手だったというような部分があるのではないかと感じております。そういった件に関しましては、逆にむしろ、私は昔からこれ申し上げているんですけども、この部分は日弁連さんの方が全然強いわけでございまして、それは職業柄そういうことになるのかもしれませんが、この包摂的なのというような点に関しまして、何かご意見がございましたらということ。

それから、ほかに、このニコラス・ブースさんと松尾先生の対話をお聞きになって、お気づきになりましたこと、あるいはそれに対するコメントなどございましたら、まず日弁連の外山先生からお話しいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○外山 ありがとうございます。

今、森永部長の方からお話ありましたように、弁護士という仕事は、この法の支配を実際に市民に届ける、実際に市民が法を使えるようにするという意味で非常に大事な役割を担っています。ですので、これは反省を込めて申し上げるんですけども、我々の支援ももっとそこに意識を持って行わなければならないんだなということが、実は今日、ブースさんと松尾先生のお話を伺いながら気付いているような次第でして、したがって森永部長が言われるように、そこはもっとおまえら、やっとなきゃいけなかったらというふうに、むしろ今言われているんだなと気付いている次第です。

ただ、そもそも論としまして、やはり弁護士、弁護士会に対する支援自体が、このSDGsで言うところのインクルーシブネスに比較的直結するものではないかなというふうに考えています。ですので、

もちろん弁護士、弁護士会に対する支援の中でも、できる限りこの法律、あるいは法サービスが市民に隅々、国の隅々まで届くような側面というのになるべく重点を置くようにはしてきました。それは例えば日本で言えば、司法過疎でありますとか法律扶助といったものが日本の国内で問題になっておりますけれども、当然それは途上国でも問題になっていることでありまして、例えば司法過疎ということについて申し上げれば、カンボジアでも弁護士の7割8割がプノンペンに集中している。ベトナムでも多分似たような状況でありまして、7割8割、あるいはもっとかもしれませんけれども、ハノイとホーチミンに集中しているという状況にございまして、やはりそれ以外の地域に行き、どれだけ弁護士へのアクセスを確保していくかということは意識をしながら活動をしてきております。

ただし、なかなかそこが難しいのが、弁護士という職業は、給料とかパブリックファンドで食べているわけではないので、いわゆる一企業として、一人の企業として、顧客からフィーをもらいながら、その中で自立していかなきゃいけないという部分があります。そうしますと、弁護士が弁護士としてそういう顧客である市民から信頼を得ていなければならないということ、それから弁護士会もそういう弁護士を取りまとめるものとして信頼を得て、安定的に運営していかなければならないという部分にございまして、それは先ほどの一人一人の市民にサービスを届けるという側面と両方、車の両輪だと思っています。やはり弁護士が弁護士として、簡単に言うと食べていけない、あるいは弁護士会も自立してやっていけないという状況では、市民に弁護士を通じてサービスを届けるということもできないわけですので、その両方が成り立つようにということは今までも、SDGsがあったわけではないんですけども意識しておりまして、そういった面から弁護士会がきちとした倫理を弁護士にやらせる、弁護士に対して研修を実施するといったようなこと、あるいはその先に、できれば弁護士会自身として、人権活動も含め、あるいは司法過疎問題も含めた弁護士

会としての活動ができるようになってもらいたいな
とっておりますし、それから弁護士に対しても、
弁護士が市民から信頼を受けられるような技術レベ
ルと、それから倫理を守ってもらうということが、
個々の弁護士ができるようにということは意識して
きたつもりですし、今後も意識してやっていきたい
なと思っております。

○森永 はい、ありがとうございます。

さて、それでは、今の外山先生のお話、もちろん、
特に我々すぐ思い浮かぶのは、いわゆるアクセス・
トゥ・ジャスティスということで、その中ですごく、
やっぱり一番イメージするのは弁護士さんの活躍、
民間といいますか、一般市民へ、まさに今、外山先
生がおっしゃったとおり、そのジャスティスを一般
市民に届けるというような役割だと思んですけども、
もちろん法整備支援をやるに当たって、こう
いうことも当然のことながら視野に入れながら活動
しなければいけないわけでして、その点、ある種、
この官側、あるいは民側、両方をいわば包括して見
ておられる JICA さんの方では、この点はいかが
お考えでしょうか。あるいはまた、そのほかの点に
ついて、何かお気づきのことがあればお願いいたし
ます。

澤田次長、お願いします。

○澤田 ありがとうございます、森永部長。

今、森永部長からいただいたお題にちゃんと答える
回答になるかどうか、ちょっとわかりませんが、
SDG s ゴール16の中でやはり法の支配と
いうことがうたわれている以上、我々、今までやっ
てきたことを着実にやっていくというのは、一つ必
要なことだというふうに思っていて、それはやはり
きちんと法律をつくって、かつ、その精神を理解し
た人間を育成して、その法律がきちんと運用されて
いくということを担保していくという今までの我々
の取り組みというのは、引き続き必要なのではない
かというふうに思っております。それがやはり法の
支配ということをきちんと貫徹する上での重要な
ベースになってくるのかなというふうに思います。

ただ、他方、我々やはり、午前中の議論の中で出

ましたように、インクルーシブネスというところを
これからやはり意識していかなければいけないと思
いますので、例えばいろんな少数者への目配りです
とか、例えば地方からの裁判制度へのアクセスをど
うするのかといった、その今までであれば全国平均
に、全国均一のサービスを用意できればいいという
ふうに考えてきたところを、もう少し、より具体的
にうまく動かせるような支援をプラスアルファで考
えていくということは、やはり意識をしていかなけ
ればいけないのかなというふうに思っております。

それから、ちょっと話が与えられた質問とずれて
しまうかもしれませんが、冒頭のジェフリー・
サックス教授の講演にもありましたように、SDG
s の目標自身、それぞれが単独で独立をしている目
標ではありませんので、SDG s ゴール16という
のはほかの目標を達成する上でも必要なこととい
うふうになってきますので、我々が法整備支援とい
うことをやっていく中で、結果としてほかのSDG s
ゴールを達成することのサポートにもなっていく、
一種の基盤として法がワークをしていくという意味
でも、法整備支援ということは非常に重要なのかと
思いますので、今まで、我々、法整備支援を、そう
いう目標がない中でやってきたという部分はありま
すが、SDG s という新しい目標を得たとしても、
今までやってきたことを踏まえて、SDG s の目標
達成のために具体的に活動していくということが可
能なのではないかなというふうに考えております。

○森永 はい、ありがとうございます。

それでは、まだ私、ちょっとこのインクルーシブ
ネスにこだわって申しわけないんですけども、こ
のインクルーシブネス、ノーワンレフトビハインド
なんですけれども、特にこれは、もちろん法律と生
活という関係で、あらゆる場面でこれは問題になる
話なんですけれども、特に、もちろん従来からです
けれども、この刑事の分野ではこれが非常に先鋭に
現れてくる、現象として非常に先鋭に現れてくるも
のではないかなというふうに私自身は思っています。

そこで、主に刑事の分野で法整備支援、あるいは
広い意味での法整備支援をやっておられるUNAF

E I から、瀬戸所長にこのあたりのことを、もしご意見がございましたらお願いいたします。

○瀬戸 ありがとうございます。

まず最初に、もともとの質問であった法整備支援の中でUNAFEIの活動というのはどういうふうに位置付けるべきかというのを、ちょっと簡単に話をさせていただきます。ちょっとした整理なんですけれども。

我々が研修をしているのは刑事司法になりますので、刑事司法の目的は何かと言えば、端的に言えば安全・安心な社会の実現ということで、これは人間が個人として、あるいは社会の中で生きていく上での最低限のインフラになるわけですから、そういう意味で国ないし個人が今後発達、あるいは発展する意味において、我々のやっている研修というのはその前提になる。その前提を整備するものではないかと理解しております。

その上で、では、SDGsとの関係では、じゃ、我々の研修はどういうふうに位置付けられるのかと考えますと、昼間に我々の研修のテーマについてちょっとご紹介させていただきましたけれども、それぞれゴール16だけではなくて、ゴール3、ゴール5も含めて、これらのテーマを設定することによって、それぞれのゴールの実現に向けて貢献していきたいという意識でやっているわけですから、そういう意味では我々の研修は、SDGsの達成のための手段という位置付けにもなるんだろうなと思っております。

ちょっとその話をさせていただいた上で、そのインクルーシブの話に戻りたいと思います。この関係でいいますと、刑事司法の分野でインクルーシブというのは、別に一般の全うな市民の人を刑事司法の中に取り入れるという話では全くなくて、むしろ一度罪を犯してしまった人が今後どうなるかということが中心課題になると思います。いろいろな犯罪者に対する対応ってあると思うんですけれども、まず、犯罪者は最終的には社会に戻っていくと。日本語に訳すと再統合と言いますが、英語ではリ・インテグレーションということで、まさに社会に

戻っていく。それを達成することが刑事司法においては重要な課題の一つとなっている。そのためには矯正施設での処遇もやる必要がありますし、さらに社会における処遇、コミュニティコレクションについても、当然しっかりとした形でやっていかなければならない。日本は今、再犯防止ということを非常に強く掲げて課題としていますが、犯罪者が適正に再統合されることができれば、それは再犯防止にも当然つながっていく話なので、非常に重要なものだと考えております。

そのために、特に日本においても、保護観察官による社会内処遇だけではなくて、ある意味で民間、プライベートセクターとして保護司さんの活躍というのがあるわけですし、それ以外にも協力雇用主など、日本という社会においては、まさにプライベートセクターというのが刑事司法の分野でも非常に重きをなして活躍をしている。それがインクルーシブな社会をつくっていく上では随分貢献しているのではないかと考えております。その意味で、日本のこの経験を生かせるようにということで、この保護司制度なども研修を通じて、例えばフィリピンなどに紹介する、そこでも保護司制度が確立されていくなど、そういう意味では少しずつ貢献はしているのかなと思います。

それから、午前中のサックスさんの話でも、プライベートセクターの責任、特に企業の責任というような話が出ていたと思いますけれども、昨年秋に行いました我々の汚職研修の中でも、汚職防止におけるプライベートセクターの役割というのをテーマの一つといたしました。最近、企業の活動の中でコンプライアンスというのが重視されてきていると。これは日本の企業の中でも不祥事があるということもあるんですけれども、汚職防止の中で企業のコンプライアンスに対する取り組みというのは非常に重要になってくると。そういう意味で、研修の中で企業がどういう形で汚職を防止する対策をとっているのかというのも研修員みんな議論し、それをまた一般の企業の方も呼んで紹介をされて、それを認識した上で各国に帰ってもらおうというようなプログラム

も実施しております。そういう形で刑事司法の分野でも貢献できる分野はあるのかなと思っております。

以上です。

○森永 はい、瀬戸所長、ありがとうございます。

今、瀬戸所長がおっしゃいました企業の責任といえますか、企業の役割といえますか、サックスさんの話の中でも出てきました。我々の知っている単語で言うとコーポレート・ガバナンスだとか、デューデリジェンスだとかという、そういった単語が、日本語で何と訳しているのかわかんないようなやつが頭に浮かびますけれども、そういった企業も含めていくというのも一つのインクルーシブネスかなという気もいたします。

それから、つらつらそれを伺いながら考えていたんですけども、そうなってくると、我々が昔習った憲法の司法関係の直接適用なのか、間接適用なのか、無関係説なのかなんて話まで、この学説の方まで影響してくるのかなんて思ったりして、なかなか興味の尽きないところではあるかなというふうに思いますが、甚だ簡単ではございますが、この辺で1回、10分ほど休憩させていただいて、第3のお話に移りたいと思います。

(休憩)

○森永 それでは、大阪会場の方もオーケーだそうですので、続けたいというふうに思います。

休憩を挟んでも、このモデレーターはそのインクルーシブネスにこだわっていますけれども、先ほどちょっと冒頭に申し上げましたとおり、これは私だけかもしれませんけれども、ICDの官としての性質といえますか、そのいわゆる弱点といえますか、そういうところで、やはり一般市民を対象にすることがなかなか苦手な部分がありまして、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、例えば一例ですけれども、日弁連さんなんかの方がはるかに、やはり一般市民とのかけ橋といえますか、パイプといえますか、あるいは一般市民への広がりという点では強いというふうに申し上げました。

さて、その一般市民の側というところに焦点を当

ててみますと、ブースさんのプレゼンテーションの中にも、それから松尾先生とのパネルディスカッションの中でも少し出てきた、キーワードの一つとして、それから、さらに言えば、最近、脚光を浴びていると少なくとも我々は考えております、カルチャー・オブ・ローフルネスという問題が一つこのところ出てまいったわけでありまして。

このカルチャー・オブ・ローフルネスの、つまり、実はこれ、私の理解するところでは、これを一番追究して、今、暫定的なのかどうか知りませんが、かなり克明といえますか、詳しいデフィニションを与えておいでなのが、たしかジョージタウン大学だったと思いますけれども、ロイゴットソン教授という方がこの辺の研究をされまして、私も実はちょっとした会話をしたことがございまして、森永の方はカルチャー・オブ・ローフルネスというものはどういうものだと考えておるのかというようなことを聞かれたこともありますし、それから、ちょっと先ほどなたか紹介されましたけれども、2年ほど前のUNDPと、それからJICAとで共同でニューヨークで開催いたしましたシンポジウムの中で、このカルチャー・オブ・ローフルネスというのがどういうものがあるのかというようなディベートがございました。

その関係で、そのインクルーシブネスというものとリンクするような形で、一般市民の側のある種の機運の醸成といえますか、そういった形でのカルチャー・オブ・ローフルネスのプロモーションということも大事なのではないかとということが昨今議論をされております。もちろん、ロイゴットソン教授などは、いわゆるルール・オブ・ローと・カルチャー・オブ・ローフルネスというのは、どういう関係にあるのかということの研究なさっておるようですけれども、その難しい、非常に難しい議論はさておきまして、このカルチャー・オブ・ローフルネスのプロモーションというのは、日本も各種の国際会議場で触れるようになってきております。特にこの点に関しましては、法務省もこれを重視しておるといことでありますので、まずは法務省の大臣官房国際課

の福島課付の方から、この点を含めまして、この点についてのまずご意見を伺いたいというふうに思います。お願いします。

○福島 ありがとうございます。

すみません、最初に訂正なんですけれども、最初の問いのところで、SDGsのための取り組みで、国内向けの取り組みとして人権問題に対する取り組みというのを挙げたんですけれども、もちろんこれは国際的な取り組みでもありますので、その点は訂正させていただきます。すみません、その上で法遵守の文化という点についてお話をさせていただければと思います。

これまで行っている法制度整備支援につきましては、法の支配の確立・浸透において非常に重要な役割を果たしているものというふうに認識しているところがございますけれども、いわゆるこの法の支配を社会の隅々にまで浸透させるというところを考えると、法遵守の文化を醸成するということは非常に重要ではないかという認識が高まってきているのではないかと考えております。この法遵守の文化という概念については、以前からございますので、決して目新しいものではないというふうに理解しておりますけれども、こうした法の支配の確立・浸透という文脈で考えたときに、この法遵守の文化の醸成というのは非常に重要な意味を持つのではないかと考えております。

市民によるこの法遵守の文化というものの基礎については、市民の皆さんによる法に対する尊重、あるいは法執行に対する信頼で構成されているというふうに理解しているところがございますけれども、従来行っている法制度整備支援、これはUNAFEIが行っている研修やセミナーも含むという文脈でお話しさせていただきますけれども、これについては当然、法の尊重や法執行に対する信頼というのは、まず前提として適正な法執行や適正な法が非常に重要な基礎になるというふうに思いますので、こうした従来の法制度整備支援の取り組みというのは、その適正な法の執行が確立されて、それに対して市民の皆さんの、それらに対する信頼や尊重が生まれる

という意味で、間接的というのが正しい表現かどうかはわかりませんが、そういった意味で法遵守の文化の醸成というのにも、これまで、そして今でも貢献されているのではないかとというふうに思います。

ただ、一方で、先ほど森永部長からの話もありましたように、従来の法制度整備支援の取り組みというのは、官対官という視点に立っているものでございます。一方で法遵守の文化と申しますのは、どちらかといいますと民の立場からの視点というふうに言うことができるかと思いますが、その民の中で、市民の皆さんの中で、その法の支配に対する自覚を持って、それを実現していくための取り組みを市民の中から実現していくと、実施していくという視点も、今後の法制度整備支援を考えるに当たっては重要な視点ではないかというふうに考えているところでございます。

具体的にどういうふうにこの法遵守の文化を醸成していくかというのは、いろんな議論があろうかと思えますけれども、やはり重要なのは、先ほどブース氏の講演にもありましたとおり、やはりエデュケーション、教育というのが必要、特に若者に対する教育が必要なのではないかとというふうに考えておりますし、また官側にしても、官と民が協働して地域コミュニティに対して法遵守の重要性というのを追求していくというところが、非常に重要な手段ではないかというふうに考えているところでございます。そのための具体的な取り組みというのは、これからの検討課題でもありますし、先ほど外山先生からご紹介していただいた取り組みなどもあると思えますけれども、1つ、今後予定している例として考えておりますのは、先ほど京都コンGRESS、2020年4月に開催の京都コンGRESSについて申し上げましたけれども、この京都コンGRESSに先立ちまして、若者によるユースフォーラムというものの開催を今予定しているというところでございます。

これはどういった参加者を募るかというのは、また検討課題でございますけれども、主に法学や国際法などを学んでいる学生を中心に、各国、いろんな

バックグラウンドを持った方々が集まりまして、幾つかのテーマについて議論をし、そして結論を導くというフォーラムの開催を予定しているところでございます。その中の議題の一つとして、今、検討している、予定していますのが、法遵守の文化を養成するために若者の教育はどうあるべきかというのを議題の一つとして、今、予定しているというところでございます。こういったフォーラムを活用しまして、将来、法曹の専門家や、あるいは政策の立案に携わる学生に、その法遵守の文化の重要性や、それを醸成させるための方策について議論してもらい、そしてそれを各国に持ち帰って、それを浸透させていくという活動として重要なのではないかとこのように考えているところでございます。

法遵守の文化の醸成という点では、以上でございます。

○森永 はい、ありがとうございます。

法遵守の文化そのものを議論するというよりは、法遵守の文化ということ、法遵守の文化、カルチャー・オブ・ローフルネスについては、個人的にいいですと、私、法遵守の文化という訳語がいいのかどうか、ちょっといまだによくわからないんですけども、私の方はカルチャー・オブ・ローフルネスと言わせていただきますが、このカルチャー・オブ・ローフルネスの醸成というのは、もちろん大事なことであるわけですが、それを意識しながら日本の法制度整備支援というのは、これはどうあるべきなのかというようなことも、今後、考えていかなきゃいけない重要なポイントであるかというふうに思います。

そこで、今の福島課付のお話を受けた形になるかもしれませんが、この点、瀬戸所長、アジ研の方はカルチャー・オブ・ローフルネスのプロモーションに関してはどういったお考えをお持ちなのか、お聞かせいただければありがたいなと思っております。

○瀬戸 はい、ありがとうございます。

今、福島さんからカルチャー・オブ・ローフルネスについての、法を尊重する、それから法を信頼す

るといふところによって醸成されてくる文化なんだろうと思います。この扱い方が何か非常に難しいと私自身が感じているのは、ブース氏もおっしゃっていましたが、単に上から法律を守れと言うのでは、そんなもんは単に権力が叫んでいるだけで、余り国民に対して入ってこないんだと思います。仮にこれを教育という観点で考えるのであれば、単に法律がこうなっているから守りなさいではなく、この法律は何のためにあるのか、そしてこの法律が我々を守ってくれるんだ、法律は我々の味方なんだという言い方で説明するということは多分必要なんだろうと思いますし、特に刑事司法の分野で言えば、最近、刑事手続における被害者保護というのは非常に進展しているところがありますので、今ままであれば被害者が被害に遭っても警察に申告することをためらっていたような場合があるかと思いますが、それに対して今は被害者に十分配慮した形での刑事手続が行われているんだと、こういうことをきちんとみんなに知ってもらおう。そういう意味での広報というのは非常に役に立つんだと思いますし、そうすることによって犯罪というのはきちんと処罰されると、そういうことを理解してもらおう。そういう形での教育というのはありなのかなと思っております。したがって、我々の研修においても、被害者保護、あるいは証人保護というものが刑事手続に次いで大事になってきているという話は、全てのプログラムでやっているとは言いませんけれども、それも一つの重要な課題として研修の中で取り込んでいっております。

それからもう一つは、まさに刑事司法を扱う人間がきちんと対応しなければならないという意味で、刑事司法実務家に対する教育、君たちは常に国民から見られているわけだし、君たちの一挙手一投足にその国の信頼がかかっているんだと、こういうことも当然話することになります。ただ、これを一般に我々が行っている研修でやるには、なかなか、ちょっとダイレクト過ぎるといふか、我々の実務の教育としてやるのは余りふさわしくないというよりも、そんなこと直接言えるほど日本が偉いのかとい

うところもありますので、研修の場で言うというよりは、我々が他国とかに招待されて、汚職に関して話してもらえませんかと講師を依頼されることがあるわけなんですけれども、そういう場合に、主にこういうことが、一つ一つきっちりとやっていくことによって国民の信頼を得られるようになるんだと。日本では幸いにして裁判官や検察官の汚職というのはほとんどないと言われている。国民もそれを信頼している。そういう状況ができれば、皆さんの国においても汚職は減っていくのではないですかというように形で紹介することはございます。UNA FE Iのやっている活動としては、そんなところだと思います。

○森永 はい、ありがとうございます。

まさに今、瀬戸所長がおっしゃったとおり、私も、実は昨日ブースさんとも若干お話をしたんですけれども、このカルチャー・オブ・ローフルネス、つまり法遵守の文化が、権力者が定めた規範をただ信じよ、従えと、いわば盲従せよというようなことを言っても、これはちっともカルチャー・オブ・ローフルネスでも何でもないということは、これは共通の認識だろうかというふうに思います。要するに、逆にカルチャー・オブ・オビリエンスであってはいかんというようなことが言えるのではないかと思います。そしてそのためには、やはり法律が、それ自体が信頼するに足るものでなければいけないし、それから法をつかさどる機関、あるいはそれを運用する人たちの信頼性が確保されなければ、当然このカルチャー・オブ・ローフルネスというものは育ちようがないというようなことがあるんじゃないかというふうに思われます。

その観点で、もちろん、例えば警察官に対する信頼だとか、日本は割と交番制度というものの方が非常にうまくいってしまっていて、割と世界からも評価されていたり、それから先ほど瀬戸所長がおっしゃったとおり、裁判官、司法の汚職がほとんどないというようなことで、それも日本のカルチャー・オブ・ローフルネスを確保、あるいは推進している、その大きな要因の一つではないかと思います。

ただ、いわゆる我々のクライアントになるようないわば途上国等におきましては、警察官や裁判官、あるいは検察官等に対する信頼が低いというようなこと、残念ながらそういうことがあるわけございまして、それは恐らく、ちょっとここで無理やり振りますけれども、弁護士さんに対する信頼というのも非常に問題になってくる部分があるのではないかと思います。といいますのは、私、随分前のベトナムで勤務しておったところに、まだベトナムの一般市民の中には、弁護士さんというものは悪の味方をする人たちであるというような観念があつたりなんかして、なかなか弁護士さんが信頼されない。私は、ハノイの弁護士会の副会長さんを存じ上げておりますけれども、大変立派な方なんですけれども、彼が非常に残虐な強姦事件の弁護をしたときに、非常に悲しいことなんですけれども家まで攻撃の対象にされて、一般市民の攻撃の対象にされたということがあつたようでして、ただ、それを乗り越えて立派に弁護をなさつたということでした。弁護士さんに対する市民の信頼というのも非常に大事なことだと思いますけれども、その観点からもし何かあれば、外山先生、お願いしたいと思うんですけれども。

○外山 ありがとうございます。

実はそういう話、ちょっとさせていただこうと思つて、今ちょっと考えていたんですが、先ほどの私の報告の中で、カンボジアでの弁護士に対する研修を今やっていると、遺産分割だとか、離婚だとか、そういった一般市民が遭遇するような法律問題に弁護士がうまく対応できるような、そういうセミナーをやっているんですというお話をさせていただいたんですが、そういう活動について、カンボジアのほかのセクターからどう見られているかということ、こちら少し気になりまして、あるNGOの方にちょっとお会いしてお話を伺つたことがありました。こういう活動をしているんですよと説明をしてあげたら、非常にショッキングなことを言われまして、一呼吸置かれた後、うーん、カンボジアの人は誰も裁判所のことなんか信用してませんよと、そういう弁護士さんに対する研修をやつて何か意味あ

るんですかねというようなことを言われてしまった
んですね。

実は、さらにショッキングなことに、その後、カンボジアにおられる別の部門で働いていらっしゃる JICA の、だから日本人ですけれども、JICA の方にもご意見を伺ったら、全く同じようなことを言われていました。正直それを聞かされたときは、これからこういうセミナーを僕たちやることに、正直意味があるのかなってぐらい思ったところなんですけれども、したがって僕は何が言いたいかと申し上げますと、やっぱりカルチャー・オブ・ローフルネスというのをつくっていく、少しでも高めていくということは本当に容易なことではない。容易なことではないけれども、でもやらなくちゃいけないし、少しずつ僕は萌芽というのものもあるんじゃないかなというふうに思っているんです。

じゃ、弁護士への支援という切り口で見た場合に、そのカルチャー・オブ・ローフルネスの最初のステップって何なんだろうなと考えたときに、それは弁護士自身が、やっぱり法律を使う、裁判手続を使うということは意味があるんだというふうに弁護士自身が思ってくれないと進まないんじゃないかなと。弁護士自身が、いや、正直、裁判所はあまり役に立たないから、賄賂を使ったり、いろんな形での社会的な力を使うことの方が効果的なんだと思っているうちは、いつまでたってもこの弁護士セクターからするところのカルチャー・オブ・ローフルネスというのは広がらないんじゃないかなというふうに僕は思っています。

そういう面で見ただけの場合に、じゃ、少し何か元気の出るような法があるのかということなんです、カンボジアについていいますと、最近、カンボジアの弁護士会が海外誌を発行し始めたということを知りました。海外誌は、もちろんクメール語でできているものの英語、グーグル翻訳で読んだだけなので中身はあんまりよくわからないんですけれども、ただ、そこで取り上げられているトピックというのは、決して中の親睦的な話ではなくて、やはりカンボジアの法律に関する理論的な話なんですよね。あんまり

そんなに深まっている話じゃないというふうには聞いてはいるんですけれども、しかしそういうことが海外誌に取り上げられているということは、やはりカンボジアの弁護士の間でも、法律をどう解釈するかということに関する関心はそれなりに高まってきているんじゃないかと思います。

また、カンボジアの若手の弁護士でグループをつくって、カンボジアの民法や民訴訟法に関する勉強会なんかも開いているという話も聞きますので、そういうことからすれば、やはり法律を使うということの価値がカンボジアの弁護士の間には少しずつ広がっているのではないかなというふうに思いますので、この手ごたえを信じて、もっとやっていきたいなと思っているところです。

○森永 外山先生、ありがとうございます。なかなか、やはり官が信用されていないという国は随分たくさんあるようでして、我々も現場でやっているとき々がっかりするようなことが起きることがあるんですけれども、それを乗り越えていかないと法整備支援そのものは成り立たないのではないかなというふうに思いますが、この点、教育の面ではいかがでしょうか。國分センター長、何かこの点に関してのご意見があればお願いいたします。

○國分 カルチャー・オブ・ローフルネスですか。難しいですね。私たちがやっていることとの関連でいうと、先ほど幾つかお話が出たり、森嶋先生もおっしゃっていたように、我々の教育支援の中では、ローフルネスの意味自体を考えてもらいたいというような、そこで考えられているローって何なのかみたいなことも含めて考えることができるような人材を育成できればというふうなことを思っています。そういうのを通じて何らかの形で純粹、その法自体、規制の法自体の問題性も考えつつ、何らかの形でそういう法的なものを守ろうとするような文化に寄与することができればというふうには思っているんですけれども、ちょっと何か話ずれちゃうんですけれども、教育関連のことで言うと、さっきは私、結構、何かあっちこっちのセンターで頑張って協力して成功している的な話をしてしまったんですが、うまく

いっていないところもしっかりありまして、例えばラオスとかは、JICAさんとか法総研には非常にご協力をいただいているんですが、なかなかうまくいかないというのがあって、それは何でだろうかということを考えてときに、さっきは若者に対して法教育するという話もあったんですが、それとは別に、そもそも法云々に関わらないところで、教育のあり方自体を、その初等教育から考え直していくということで、よりよい人材を育てるというような目をつくっていくということも必要なんじゃないかなというふうに思っています。私たち、基本的には大学教育のことしか見ていないんですけれども、そこに上がってこない優秀な人材もいますし、さらにはそこに上がってこないような、子どもたちの段階で、もうちょっと何らかの、これも押し付けではいけないんですけれども、いろんなことを考えられるような場を設けられるような何らかの支援というのが、法整備にかかわらず必要なんじゃないかというふうに考えたりしています。答えになってなくてすみません。

○森永 はい、ありがとうございます。確かに私なんかもベトナムに行ったときに、大学の支援なんかもしたことがあるんですけれども、時々、いや、これちょっと大学生になる前の問題なんじゃないのかなというような場面というのでも幾つか遭遇したことがございます。今、國分センター長の言われたことは何となく、私もよくわかるような気がします。

さて、それで、このカルチャー・オブ・ローフルネスって一体何だという難しい議論もありますけれども、少なくとも法は、社会の中で法を尊重されるんだというような雰囲気といいますか、状態といいますか、そういうものを養成するというのも、我々が法整備支援活動を行う中で、直接それをターゲットにするか、あるいはそれを意識しながら事を進めていくのか、様々でございましょうけれども、今後、私が知っている限りでは、JICAさんの、法務省が関わっているものも、いないものも含めて、JICAさんの法制度整備支援の分野に属する支援の中で、これを正面から取り上げたというのは、不勉強

だったら申しわけないんですけれども、ないように思うんですけれども、今後、このJICAとの方向性としては、このカルチャー・オブ・ローフルネスを、このJICAの行っている幅広い法整備支援活動の中でどういった形で取り込んでいくかということについて、何かお考えがあれば澤田次長にお伺いしたいなと思っております。

○澤田 はい、ありがとうございます。何か大変難しいお題を振られてしまいました、どうお答えしたらいいかわからないんですけれども、今の議論を聞いていてというか、昨日のイベントからずっとこのカルチャー・オブ・ローフルネスの議論を聞いていて、私、強く感じたのは、やっぱり市民に対する教育というのも非常に大事なんですけれども、やはり法の運用というか執行に対する信頼を確保するところが非常に重要ではないかなというふうに思っていて、もちろん、そのプロジェクトを、我々が技術協力をやっていく中で、そういうことも意識しながら、フィロソフィーというか、哲学、ポリシーとしてそういう部分についても触れていくというのは必要なんではないかなとは思いますが、ただ、やはりその前提として、まず作った法、作った制度がきちんと運用されて、かつ、そのそれぞれの国の国民が、自分たちは守られているんだと、ちゃんと寄って立つべきものがあるんだというふうに感じられるという制度をつくっていかないと、なかなかカルチャー・オブ・ローフルネスを市民のほうに向かって展開していこうとしても、うまくいかないんじゃないかなというふうに感じています。

ちょっと話、脱線するんですけれども、私が在外に勤務しているときに、いろんな 이슈があつて、やはり大人はなかなか変わらないので子どもを対象にするしかないという、ありとあらゆる 이슈について子どもにやるぞと言って、通常の小中学校のカリキュラムに加えて、これをやれ、あれをやれ、かれをやれと言って、私、1回数えたことがあるんですけれども、10個ぐらいそういう政府公認のエクストラの子ども向けの教育があつて、でも学校の授業時間は全然増えないので先生方もパンクしてい

る。ましてや教える側の先生も、それに対する知識がないので正しいことを教えていないと。私、協力隊のボランティアの活動を視察に行き一緒に見ていたら、やっぱり全然とんちんかんなことを先生が教えていて、結果的にそういうことをしてしまうと、何か逆に反感を感じてしまっている子がいますし、あとちゃんと学んだ子どもが家に帰って親の行動を見ていて、親は守ってないのにどうして自分だけ守るんだらうとって、あっさりひっくり返っちゃったりというような部分があって、なかなかやはり難しいなというふうに思った印象があります。

なので、ちょっと話、すみません、脱線してうまく戻らなくなっちゃったんですけども、そういう意味で、繰り返しになりますが、やっぱりある種、我々、市民を意識するということが当然必要だと思うんですが、やはり官というか国家の部分をしっかり取り組んでいって、その部分を固めつつ、もう少しそこがある程度信頼に至る状況になったときに、初めて我々そちらに軸足を移していけるんじゃないのかなというふうに抽象的には思っています。ただ、そのことイコール、全くカルチャー・オブ・ローフルネスをJICAがやっていく事業の中に理念としてもポリシーとしても伝えないということではなくて、当然そういうことを意識してプロジェクトはやっていかなければいけないし、専門家も活動してくださいということは言わなければいけないと思うんですが、じゃ、活動のコンポーネントとしてそういうものを織り込んでいけるかどうかというところは、まずやっぱり信頼に足るもの、もしくはちゃんとアクセス可能な司法制度ができるのかどうかというところ。そういう意味では、今日は余りテーマになりませんでしたけれども、アクセス・トゥ・ジャスティスというところをもう少し強化をしていくというところをやっぱり我々考えていかないと、その先には進んでいかなないのかなと。だからワンステップ、一回入るのかなというふうに私自身は感じております。

○森永 ありがとうございます。まさに澤田次長がおっしゃるとおりでして、我々、法整備支援の側か

らできることというのは、やはり、もちろん法律をきちっとする、あるいは法律を運用する公務員、あるいは裁判官、検察官、弁護士といったものを育てる、そういったことも非常に大事なんですけれども、さらにそれをアクセス・トゥ・ジャスティスという形で、それが市民が利用できるように、それこそ誰でも利用できるようにするということが、それは非常に大きな手法である。それがあってこそ初めて、そこを土台にカルチャー・オブ・ローフルネスが徐々に醸成されていくのではないかというような考え方に関しては私も賛成ですし、その方向でしか考えられないような人間になっていきますけれども。

ただ、もう一つ、ついでに私の方から一つ申し上げますと、なるほどなと思いましたが、このアクセス・トゥ・ジャスティスがよいことによって、そのカルチャー・オブ・ローフルネスが醸成されていくというものの中に、このアクセス・トゥ・ジャスティスというのは、実はその制度がいいとか、インフラが整っているとか、そういうことばかりではなくて、実は市民に接する、その法運用者、あるいは弁護士さんたち、そういった人たちの実は態度というものにも、非常に大きな力があるんじゃないかなと思わされるのが幾つかありました。

実は、日本に日本語研修に来られる海外の方々、非常に感心されますのが日本の警察官の礼儀正しさなんですね。これならいいよねというような感想がよく聞かれます。それから窓口。昔はそうでもなかった。私も覚えていますけれども、意外にこれでも年くってますので、何となく昔の公務員というのは怖かったというのは若干ありますけれども、非常に窓口の対応とか、そういった人たちの感じのよさというのは一つの財産なのかなと。それもやはりそのアクセス・トゥ・ジャスティス、ひいてはそのカルチャー・オブ・ローフルネスに資するものなのかなと思ったことがあります。

間もなくオープンフロアディスカッションにしたいと思っておりますけれども、1つご紹介しますと、こんなやり方もあるんだというのが1つありまして、実は私、しばらくネパールの支援をしておっ

たんですけれども、ネパールの裁判所が、やはりそのアクセス・トゥ・ジャスティスというものを非常に気にしております、市民がきちっとその裁判に、必要なときは裁判に訴えられるというようなことを、とにかく何とかしようという、そのアクセス・トゥ・ジャスティスの強化というプロジェクトを、とにかくお題目だけは立ち上げたものの、ネパール政府から予算がつかなくて、お金はない、何も具体的なことができない、さあどうしようといったときに、当時、最高裁の事務総局長を務めておられましたティマルセナさんという方が、ジャスティス・ウィズ・ア・スマイルというキャンペーンを始めたんです。これなら金はかからんと。とにかく最高裁から全裁判所に対して、少なくとも訴状を受け取るときに、にこりとしろという指令を出したんだそうです。そしたら、実はこれは大変な効果があったと言っておられました。つまり、それまでネパールの裁判所の係員というのは仏頂面して、来てくなくて、インターホンを押して、面倒臭そうに訴状を受け取って、ほんで、はい、いいよと言って帰すなんていう状態だったのが、それだけはやめろという厳しいお達しを最高裁から全裁判所に対してやったそうです。そして、とにかく書類を受け渡すときだけでいいから、にこりとしろというような指令を出したそうです。そしたら実は、それだけのせいじゃないとは思いますが、実は申し立て件数、訴え件数が伸びたというふうに言うておりました。お金をかけずにできるアクセス・トゥ・ジャスティスの改善の一つの例としてご紹介いたします。こういう面も実は、法整備支援の中では気にしていかなければならない。ひいては我々も感じよくなきゃいけないんじゃないかなというふうによく思います。こっちがアクセス・トゥ・ジャスティスだ、やれカルチャー・オブ・ローフルネスだと言っておきながら、その専門家が仏頂面して偉そうなことを言っているようでは、法整備支援もなかなか守れないということになるかと思うので、これも含めてのアクセス・トゥ・ジャスティスであり、カルチャー・オブ・ローフルネスなんだろうなという感じはいたします。

さて、時間も迫ってまいりましたと言いたいところですが、割と余裕がございまして、あとは全て、17時15分まで使えるのかな、あとは会場との質疑応答という形で、オープンフロアにしてしまいたいというふうに思いますが、そのオープンフロアにする前に、何か一般のゲストの方々、我こそはということで、何か追加的に補足をされたいという方がおられましたら、何かありますか。よろしゅうございましょうか。

はい、森島先生が最初にお手をお挙げになるだろうということは大体予想をしておりますので、よろしく願います。

○森島 議論を今から整理するために2つ指摘をさせていただきます。1つはローフルネス。ローフルネスという言葉は、あれですか、ちゃんとした言葉ですか。何かカルチャーが法でいっぱいというのは何だか変ですが。言葉の点はともかくとしてですね。

それでは、森永さんはベルギーとかフランスにいらしたことがありますか。みんな法律守らないんですよ。そうすると、あれは途上国なんですかね。法整備支援必要ですかね。そしてカルチャー・オブ・ローフルネスを教育する必要があるでしょうかね。という意味で、法律を守るか守らないかということは、今日議論するのはちょっと話が別だと思しますので、私は、もしもこの法遵守の話をするのであれば、私は午前中に出しましたロー、法律というのが、我々が、我々がというか、日本が法整備支援をしている幾つかの国に法を継受する。つまり欧米の法律、ヨーロッパのコモン・ロー、つまり異文化の法律を継受すると。それとカスタマリーローというか、地域のルールですね、それ違うものを継受する。これはグローバル化や何かで、あるいはアメリカから押し付けられたりするの、そこでどうしても、ちょうど日本が明治時代に近代国家の形を整えなかったのと同じように法を継受すると。それを我々は何とかその技術的に支援すると。そこで異文化の法が入ってくる。そこで食い違いが生じて乖離しているわけですね。導入する国家法と、それから社

会的な規範とが乖離している。そこで一般の人は国家法を必ずしも知らない、あるいはそれを守らない。むしろ社会の規範を守る。そこでロー・アバイディングじゃない。そういう意味で外国の法律がいっぱいではない。ロー・アバイディングではないと。その問題で、ベルギー人やフランス人が、ラテン系のヨーロッパ人が法を守らないとって話が違うわけですから、まず、もしもカルチャー・オブ・ローフルネスということを言いたければ、それは、その前提は、国家法とコミュニティ、あるいはソサエティーの、その国の社会の規範とは乖離していると、あるいは規範意識が乖離していると、そこが出発点だということ前提にして議論をしないと議論がおかしくなる。森永さんは十分意識しておられるんだろうと思うんですけども、パネリストの力量を確かめるために多分わざわざそういう質問をなされたんだと思うんですけども、会場にいる人が混乱するといけませんので、私は森永さんにかわって、私は会議の司会というのはもう何百編もやっておりますので、念のために申し上げます。

2番目。2番目は、SDGsの話が出ていますけれども、SDGsというのは、これは実をいうと新入りなんです。2015年からなんです。その前にミレニアムというのが、さっきも出ました。あんまり繰り返しません。ところが、実はもう1992年にリオで環境と開発の会議のときに、アジェンダ21という、アジェンダ21をちゃんとお読みになった方、この中におられますか。多分いないと思います。私は中央環境審議会の委員でしたから、もう忘れてはいますけれども、あれは何十ページにもわたるもので、詳細ですけども、教育の話からいろいろなもの。今の17の、ばらばらと、それぞれ付録がついていますけれども、あの中身、言葉も違いますが、あの中身は全部入っています。それで結局うまくいかないから、それをなるべくわかるように、そしてなるべく整理してやって、その前にミレニアムは、あれは日本がかなり提唱したものですけれども、そのアジェンダ21の中の途上国の貧困の解決のためにある部分を取り上げて、

これだけを10年間のうちにやろうじゃないかと。それでもできない。ところが、どんどんどんどん、あれは格差が生ずる、収入の格差は生ずる、それから結果的資源がどんどんなくなっていく。今、多分、地球が2個ぐらい、2個半ぐらいかな、ないと間に合わないぐらいの資源の乱開発があります。

そこで、パリ協定とか今ありますけれども、それを、さっきジェフリー・サックスも言いましたけれども、結局、環境問題—今、環境問題広くやっていますけれども、解決しようと思う、人間が生きようと思うと、17でみんなで協力してやらないとまらないよというのがSDGsなんです。そして16番があれですけども、その16番も10あって、A、Bありますけれども、じゃ、皆さんに伺いますが、あそこに書いてあるのを、ゴールはいいんですけども、あれ掲げたら具体的に何やるかというのは出てきますか。僕は、先ほど澤田さんがおっしゃったことは100%あれしますけれども、じゃ、JICAがあれをゴールにして、じゃ、これから何をしますかといったときに、あそこから何か出てくるか、具体的にJICAのそれぞれの国に対する何をやるかということが出てくるかということ、考え方は出てきますけれども、出てこないですね。あそこからそれぞれの国、これはSDGsも出てきますけれども、あそこからそれぞれの国の状況に従って、例えばアクセス・トゥ・ジャスティスをやろうとすれば、もう幾つも幾つもあれをしながら相手の国の官僚組織、あるいは裁判所の、現在の裁判所のあれとかいうようなことを前提にしながら戦略を立てていかなきゃなんないんです。そして自民党も輝ける司法外交のところで書いてありますけれども、2020年までに法務省が司令塔を立ててやらなければならない。そのときにSDGsだけ掲げたんじゃない、到底日本の輝ける司法外交はできないわけです。

ですから、私が言いたいのは、SDGsは一つの指標といいますか、皆さんが今日のお話で、SDGsだけ言えば何か解決するようなことを皆さん考えておられるんですけども、私の環境に関わって、

開発という観念がどんどんどんどん変わっていく。その中で、それからまた法整備にも関わってきて、そう簡単じゃないんです。ですからSDGs, SDGsと言ったら、これでよかったなというような顔は皆さんしておられないことは確かですけども、これは福島さんも含めて、是非、今日を機会に皆さん真剣になってやらないと安倍さんに怒られますから。

それから、これは村上さんが、何とか会議でぴしゃっとやられますけれども、あれ、ものすごいあれできちっとあれしないと、国内的にもできませんし、国外的にもできません。少なくとも法整備についてもできません。ほかはもう、私はアイトミーにしとるんですけども。

ですから、是非とも、今日の会議で、5時何分までに、SDGsを今日は議論したんじゃないで、是非ともSDGsの旗のもとに、我々に何ができるか、そして肝心のファット・イズ・ザ・パープス・オブ・ザ・ロード・オブ・リーガルテクニカルアシスタンス・バイ・ジャパンと書いてありますから、先ほどから伺っていると、ファット・イズ・ザ・パープス・アンド・ロード・オブというところは、森永さんの名司会にもかかわらず何も出ていなくて、ローフルネスとか、という話しか出ておりませんので、司会者に代わって私の方から、後残りに、どうぞ皆さん、知恵を絞って何らかの方向を見出していただきたい。アイ・ソリー・シットで皆様によろしく願いを申し上げます。

問題提起と同時に、長年携わってきた人間として、何年たっても同じようなことを言っていてもらっちゃ困るよと、私は死にたくても死ねないよと。これはちょっと余計ですけども。以上でございます。ありがとうございました。

○森永 はい、ありがとうございました。

手が2つ挙がっております。じゃ、奥の方、よろしいですか。どうぞ。マイクがありますかね。マイクが目前にありますか。

○井上 どうもありがとうございました。JICAの井上と申します。JICAでガバナンスと民主化

支援の専門をしております。今の先生の叱咤激励に応えるような感じではあるんですけども、私の意見と質問とを申し上げたいと思います。

まさに私も、この法整備支援の目的は何かということを考えるべきで、今日の流れとしては、一応ある程度法律はつくったし能力開発もしてきたと。次は何かアクセス・トゥ・ジャスティスだよねという感じの話が多かったと思うんですけども、果たしてそうなのかと。それは重要なことはもちろん間違いないんですけども、私はやっぱり、ここでもう一つ、我々の法整備支援のインパクトというものをきちっと考えるべきだと。別の言い方をすると、我々自身の心構えですね。どちらかという、すごく大ざっぱな言い方ですけども、何かこれまで我々は、いわゆる慎重倫理に基づいて活動してきたと。我々、一生懸命やっているんだから相手もうまくいくだろうと。でも、もっとこれからは責任倫理に基づくべきじゃないかなと思います。

どういうことかという、例えば先ほど外山さんが非常によいカンボジアの例を出していただいて、質問もあるんですけども、能力開発だけやっていいのかということですね。例えば、先ほど民法とか民事訴訟法の実務は人権侵害を助長することにはならないからいいと思ってやったということを言われたんですが、果たしてそうなのかという質問なんです。つまり、皆さんご存じだと思いますけれども、今のカンボジアは司法の独立はないし、全てとは言わないけれども、ほとんどの裁判官はもう汚職まみれなわけですよ。金次第で判決はどうでもられ変えられるという状況になってしまっています。そういうときに裁判官のキャパシティビルディングをやって、どういう意味があるのかということですよ。

つまりそれは、考えようですけども、法律作って、裁判官を訓練して、それは誰のためになったのかと。例えば民事の場合でも、刑事、国家権力による裁判を置いておいたとしても、民事の場合だって、例えば金持ちと貧乏な人々、農民が土地をめぐる争ったと。そのときはもう、今はわかっているわけ

ですよ。今のカンボジアでは。金持ちは賄賂を渡せば必ず勝ると。そういう裁判官を育てて何になるんですかと。そこをきちっと問うべきじゃないかなと。人道支援ではドゥーノーハームの原則というのを非常に言われていますけれども、我々の法整備は少なくともドゥーノーハームでやらなきゃいけないと。我々が支援することによって、かえって貧しい人たちが苦しむことになっているという現状もあるんじゃないかと。そこをきちっと理解した上で我々は何をするかと。つまり、それこそが法整備の本来の目的じゃないかと。私がさっき言ったように、やはりこれからは法整備のインパクトといえますか、本来の目的を考えて、それを達成するためにはどうすればいいかということを考えることが重要じゃないかなと考えています。もし何かコメントがありましたら、パネリストの方からお聞きしたいと思います。

以上です。

○森永 はい、ありがとうございます。

○森寫 じゃ、それに関わって、よろしいですか。

○森永 はい。

○森寫 カンボジアの法整備支援に関わってから、ちょっとだけコメントしてよろしいですか。

○森永 じゃ、森寫先生からご回答をお願いします。

○森寫 実はあれなんですね、カンボジアの民法・民事訴訟法の支援というのは98年から始まっているんですけども、そのときは国連の明石さんなんかの、あれで終わったときに、ともかく体制を整えなきゃならないというので体制を整えたんですけども、その後、今の所長、名前言いませんが、今の所長の体質が変わりました。民法や民訴で。それでそのときに育てた裁判官が優秀な裁判官いるんですけども、私は、JICAに申し上げたのは、その後をもっときっちりやってくれということだったんですけども、一応私は、ケンカのグループの責任者、あれは、内田さんはあれでしたっけ、ベトナムでしたね。グループの責任者だったんですけども、JICAはもう我々の意見は聞かずにやっておられたんですけども、もう政権の意図が変わったとき

から、今、井上さんおっしゃった本来やるべきことをやっていないで進行してきたので、私はやっぱり、PDCAで法律をつくったということがあって、その意味ではプランは向こうから頼まれて、かなりあれして、P、Dですね、その意味では法律はつくった。だけどそれをどういうふうに活用するかということ、その継続をしない。それから法律をつくったということのC、チェック、A、アセスですね、これをJICAはやっていません。

その意味では、是非とも井上さん、この体制を、ガバナンス部ですから、ひとつ、これは別にJICAが悪いとか何とかじゃなくて、もういろんなところで、さっきの國分さんじゃないですけども一生懸命やってきた。一生懸命やってきたけれども、一生懸命やればやるほどいろんなところで抜けが、抜けというか、やり残しがあるので、是非ともこういうところで皆さんからいろいろ批判を受けながら、説明責任を果たしながら改良していくというのは、私は、むしろ法整備支援を、どうやってここで支援するかということをやっていたらいいと思います。コメントというよりも、コメントプラス意見ですけれども、よろしくをお願いします。

○森永 はい、どうもありがとうございます。

それじゃ、佐藤先生、ちょっとお待ちください。ちょっと1回、大阪に振らせてください。大阪はありますか。

○高木 はい、大阪会場でございます。大阪の方からは質問が、ただいまの発表、あるいはパネルディスカッション、あるいは最終の議論がされてありますけれども、そういった点に関連して、何かご質問、ご意見、コメントなどがある方はいらっしゃいますでしょうか。今のところ特にはいらっしゃいませんかね。

そうしましたら、伊藤副部長ですかね、副部長からご質問等ございますようなので、伊藤副部長、よろしく願いいたします。

○伊藤 大阪のICDの伊藤です。

今、議論をずっと拝聴させていただきまして、1つだけちょっと伺いたいなと思っております。

先ほどパネルの中で、森永部長から外山先生に対してお話しされたこととも関連しますし、今、これまでの議論の中で、法整備支援をこれまで行ってきて途中で、特に私ども法務省の立場では、官対官の中での取り組みになってきた部分があるのではないかということは、私自身も思うところではあります。そういったところを、今後、何を目的にするのかということを考えても、この3件だけではなくて、市民、そして企業を巻き込んだ形での、市場と言ってもいいですけども、巻き込んだ形での、よりグッドガバナンスを目指す取り組みというのを連携してやっていかなければいけないのかなと思います。

今日お話に出ています、そのアクセス・トゥ・ジャスティスとの関係では、いろんな課題があるというふうに認識をしていますし、その中で特に弁護士会が取り組んでおられますけれども、やはり市民にとって、まず、本来は頼りにすべきは身近な存在であって、弁護士さんの役割というのは非常に重要なのだと思っております。そこにおいて非常に難しい、困難な状況に途上国の場合はあるというのも認識しておりますけれども、その関係で外山先生にお聞きしたいと思っておりますのは、弁護士会に対する支援、司法アクセスを改善するための支援をされておられる中で、幾つかの国においては、弁護士会というのは、完全に独立せずに、司法省のコントロールの下に置かれていたりすることがあるかと思えます。そういった中で、それが具体的な障害になっていたりすることがあるのか。それに対する戦略として、弁護士会というのはできるだけ、やはり自治を、自立するように、それを一人でやるべきなのか、そこはあまり急がないほうがいいのか、そしてそういった司法省などそのコントロールするような組織があれば、そういったところのマインドを変えていくと、そういった働きかけも必要なのかなというふうに思っております。そのあたりについての戦略ですとか、あるいは我々のほうと、さらに連携をさせていただくようなものがあるかどうかといったところについて、簡単に結構ですので教えていただければと思います。

以上です。

○森永 はい、伊藤副部長、ありがとうございます。

それでは、外山先生、すみませんが、何かご回答がおありでしたらお願いします。

○外山 ありがとうございます。結論から申し上げますと、今の問題について回答は持ち合わせていませんが、常に意識はしているというふうなことが回答になってしまいます。それは、ちょっと言い方は悪いですけども、途上国の場合は弁護士会だけではなく裁判所だって、ある程度きちっとしたコントロールを受けている場合もあるでしょうし、法律上のコントロールはないにしても、もっとソフトな形でのコントロールを受けているケースも少なくないわけでありまして、まして弁護士会を置いてをや、であります。ですから、法律上はしっかりコントロールに置かれている場合が多いので、それを法律を変えてもらってくれとかということから始まっていたのでは支援はできませんので、そういうコントロールのもとにあるということ前提にしながら、しかし弁護士として、市民への司法のアクセスを確保するためにやるべきことであるでしょというところから我々は始めているつもりです。

ただ、実はそういう支援をしていく中で、そういうコントロールが時々頭をもたげてくるということではございまして、例えば本邦支援に弁護士会の方をお呼びするときに、それがお目付役なのか何なのかはわからないんですけども、司法省の方もメンバーに入れてくれというふうに、司法省が言っているのか、弁護士会が言っているのか、よくわからないんですけども、来られることもあります。そういうリクエストを受け入れるかどうかということについても毎回議論をします。受け入れることもあるし、何とかうまくそうならないようにお断りをするようにすることもあるし、それはケース・バイ・ケースということでもあります。

○森永 はい、ありがとうございます。

すみません、佐藤先生、お待たせしました。

○佐藤 どうもすみません、東京大学の佐藤です。非常にいい議論だと思うんですが、私は、村上さん

と福島さん、澤田さんに特に質問とコメントということをお願いしたいと思います。

森嶋先生が、まさに非常に的確に法とは何かという点を言われたように、我々、とかくすると、近代法が法であって、そうでないものは法でないというような見方も失礼ですが、実はいわゆる慣習法というのがあるわけで、そこには歴史を紡いできた、そういう中で、しかも経済合理性もそこにあると思うんですね。日本でもそのギャップはあるわけですが、そのギャップを埋めるのが、ある意味、我々が汚職と言われているところであって、結局徴税もできない、要するに政府の予算もない、そういう中で裁判官とか警察官がちゃんとした仕事ができるわけではないわけだし、そういう意味でまさに包括性というのは非常に重要であると思うわけですが、ですから法遵守という、法文化というのもの、そういう意味での包括的な原因をやはりちゃんと分析していく必要があって、そういうところから始めていくことが大事だと思います。

だから、そういう意味で、大学に今いる身としては、例えば今、日越大学という形でJICAが絡んでいろいろやっている、私も関わっているんですけども、そこでは日本の法律を、日本法研究を教えるという中で教養科目として出していくと。そして重要なのは日本の法整備支援の専門家も育成すると。つまり双方向的に、我々はベトナムやカンボジアの歴史なり、言葉なり、現状というものをちゃんと理解して、彼らの慣習法を理解しない限り、やっぱりそこはいつまでも埋まらない。逆にそういう近代法を押し付けることは、植民地を経てきた彼らにとってみれば、まさに植民地主義でしかないわけで、そういう意味でそういうアプローチが大事だし、大学としてもそういうことで頑張っていかなきゃならないだろうなというふうに思っていますし、國分さんも名古屋大を代表されて来られていますが、日越大学の方は残念ながらまだ名古屋が入っていないので、いろいろカウンターパートの問題があると思うんですけども、是非入っていただきたいと思うわけですね。

それで、村上さんと福島さんに、いわゆる司法外交というところで、私は、2014年にベトナム、カンボジアに現地調査に行って、外務省のODA評価、法整備支援を担当して評価支援員としてやって、そこでいろいろ提言をしているわけですが、やはり思ったとおり全然その提言が生きていないということで、森嶋先生も含めて何度もそういうことを申し上げるのは恐縮なんですけれども、そういう観点からすると、私なりに、日本の戦略としては、多分、日本の企業支援というようなことが1つあり得るだろうと。

たまたま先週、外務省からの情報で、日弁連に回ってきた、在外公館における日本企業支援を行う法律事務所を募集しますというのが出ているんですね。1年間でベトナム、カンボジアを含めて10ぐらいの大使館で。ここでやることというのは、日本企業のいろいろ法的な問題についてアドバイスしたりということらしいんですけども。これは結構、ある意味、現地の日本企業が、お困り事を含めてフィードバックすることによって、我々が法整備支援の方の問題点というのを具体的にあぶり出していく、つまりケーススタディが今必要なんじゃないかと思うんですね。今、法律をつくって、お題目や理念はできたけれども現場はどうなっているのかと。そこが繋がっていないわけですよ。2014年に調査したときも、日本企業は、ほとんどこの法整備支援のことも知らないし、とても裁判所には怖くて行けないと。だけでも大使館へ行くと大使はとてもお忙しいと。円借款での事業ですらなかなか政府が払ってくれないので大使館に駆け込まれると。本当ならば民事訴訟を起こしてやるべきことが実際には機能していないと。そういう中で、結局企業は、お金をちゃんと払ってもらうために賄賂を出す。それによってお縄になっちゃうという、こういうこともあったりとかして、まずはその、いろいろ持続可能性と考えたとき、日本企業だけというのは、日本はそれこそ国家資本主義をとっているわけじゃないですから、そうはいかないと思いますけれども、連携していく必要は大いにあるんだろうと。日本の持続

可能な企業活動というのは、その社会にいいインパクトもあるはずですし、日本企業がちゃんと仕事できないような環境では、やはり健全な経済成長もあり得ないと思いますので、そういう観点から、派遣された人たちは、是非、その中で出てきたいろんな問題点をフィードバックしていただくこと、それを任務に加えていただくことによって、単に日本企業の問題点だけでなく、そこから出てくる現地の企業活動を通じた、あるいは現地の人々を通じた実際の法の執行状況を確認していくと。問題点をフィードバックして、それに対してピンポイントでアドバイスしていくと。

そういうことで、本来ならこの弁護士の活動も、1年間の単なるコンサルティングだけじゃなくて、本来もう公使レベルのアタッシェかなにかで行って政策支援までしていくぐらいのつもりで、やはり最終的に、目的としては、日本の弁護士がまともに法律業務でちゃんと業務ができるようにしていく、そこになればもうODAは必要ないわけですから、そこにつなげていく、今が移行期だと思いますので、こういった外務省の取り組みについては、そういった部分につなげていって、まさに先ほど来、包括性というのは、こういう事業を含めて法整備支援、それから財務省なり、あるいは経産省による支援も含めて、全体的なネットワークを活用していくということが重要ではないかと思っておりますので、この点は特に外務省、あるいは法務省の方専門家の方、この日本企業、法的側面支援の在外公館への支援ということは、何らかそういう法整備支援との絡みというのは出てくるんでしょうか。それをちょっと確認したいと思っております。

○森永 はい、佐藤先生、ありがとうございました。

外務省の方から、それから法務省の方からちょっとお答えしていただく前に、ちょっと、若干気になりますので、私の方からもコメントさせていただきたいと思っておりますけれども、佐藤先生の今のご意見、それから先ほどのJICAの井上さんのご意見、もちろんベトナム、あるいはカンボジアはもっとよくないといいますが、ジュディシヤル コラプションコ

ラプションですね。司法の汚職が非常にひどいというような話は有名な話でして、これを私が頭から否定するつもりはないんですけども、これを取り上げるについて、やはり本当に全ての裁判がコラプトなのか、本当に全てのジャッジがコラプトなのか、ここをやはり相当慎重に考えないといけないかと思っております。印象、確かにそういう場面が多いんですけども、そういう例が多いというだけで、全ての裁判がそうなっているという印象で物事を議論するのは、ちょっと危険かというふうに思っています。

先ほどもご意見のありましたコラプト、コラプトな裁判官を育てるようなものじゃないかというようなご意見がありましたけれども、逆に、だからといって放つとくわけにはいかないという部分もございまして、私は、過去に、随分前ですけども、私がまだ教官になったばかりのころでしたけれども、刑事法を支援するのをためらった時代がありました。これは要するに、そういう全体主義的な、あるいは社会主義的な国の刑事法にうっかり日本が手を出して、そしてそれが人権侵害の巣窟になって、日本がそれを支援していたということの対外的な評判はどうなるのかというようなことで、非常に刑事法支援には二の足を踏んだ時代がございまして。今はそういうことは全くないんですけども、これはやはり、だからこそ支援しなければいけないというところもございまして、やはりその辺に関してかなり議論を詰めて慎重に対応する必要があるかなというふうに思っております。

○佐藤 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、全部が悪いということを申し上げているわけじゃなくて、そういう問題も出てくるので、それを単なる例外なのか、それとも何か構造的な問題なのかも含めてちゃんと分析して、それに答えていくということが、今、一番大事じゃないかということです。

○森永 そうですね、はい。

それでは、外務省の方から、ちょっと時間が押しておりますので、お一言ずつ外務省、法務省、お願いいたします。

○村上 佐藤先生，どうもありがとうございます。
民間企業が，途上国含めて安心して活動できるような環境づくりに資するためのリソースの投入ということについては，もちろん非常に外務省内部でも関心の高いところです。まさに先生ご指摘になったように，これは必ずしもODAマターということではなしに，経済局も含めて重要だというふうな認識を持って議論をしているところです。

他方で，現場で，現地レベルで相談を受けるということについて，担当ベースで，担当をきちっと任命して，受け皿になるような窓口的なところをセットするというところまで，いろいろ具体的な施策について議論は進んでいる一方で，残念ながらテクニカルエキスパティーズですとか人員面で不足しているというご指摘を受けることが多々あるという現状でございます。ここについては省，幹部レベルも含めて，外務省だけでなく，ほかの省庁とも連携しながら取り組んでいくという方針自体はあるということでございます。

以上です。

○福島 ありがとうございます。

まず，日本企業の海外展開という点に関しましては，その関係でやはり法制度整備支援，非常に重要であるというのは，様々な政府の方針からも，例えば骨太の方針もそうですし，経協インフラのインフラシステム戦略などでも明らかに明記されておりでございます。そういった文脈でも法制度整備支援，非常に重要であるという認識は持っております。

先生のご指摘にもありましたように，在外公館などに法律の専門家を派遣して，そういったルートを通じて情報収集をしたり今後の政策を考えていくというのは，まさに先生のおっしゃるとおりで非常に重要だと考えておりました。法務省でも司法外交にカウントしまして，そういった在外公館に法務アタッシュを派遣したり，国際機関に法律の専門家を派遣すると，まさにUNDPに派遣しておりますけれども，そういったのも司法外交の重要な一つの柱として考えているところであります。現在それを

推進しているというところでございますし，現にミャンマーにつきましては，法務アタッシュを1人派遣しております。かつ，JICAの長期専門家でもありましたので，そういったさまざまなマルチなチャンネルを今後構築していくというのは，非常に重要な課題であると考えております。

○森永 はい，ありがとうございます。

それでは，時間も大分押してまいりましたので，質疑応答，まだたくさんあるかと思っておりますけれども，勝手ながらこの辺で打ち切らせていただきまして，この質疑応答の最後の部分で，お二方からちょっとコメントをいただきたいというふうに思っております。

まず横田先生，今日の議論をお聞きになって，何か我々に対するアドバイス等ございましたらお願いいたします。

○横田 ありがとうございます。法務省の顧問をしております横田洋三でございますが，朝から非常に中身の濃い，しかも私にとっては，私は長い間，研究分野で大学で教育研究に携わってまいりましたので，現場から，今日いろんな方から法整備についての具体的な事例を，しかも理論に問題提起するような事例を出していただいて，大変私にとっては勉強になったし，刺激を受けました。皆さんに感謝したいと思います。

私がおもしここで何か言えるとすれば，今日のお話などをいろいろ考えながら，これまで私が経験してきたことの中から，2つ，法整備支援に多分関わるとは思うんですが，ほとんど触れられなかったことを2つだけ出して，これを今後，皆さんに考えておいていただければいいと思います。それを出させていただきます。

1つは，今，瀬戸さんがここにおられますけれども，UNAFEIというのは，1962年から非常にいい仕事をしてきて，6,000人を超える研修生が世界中に散らばっていて，それぞれの国で，もう初期に研修を受けた人が法曹界のトップに立っておるといって，そういう状況ですね。影響力もあるし，海外では恐らくUNAFEIのことは知っている人

がたくさんいるんです。ところが日本の国内での知名度が非常に低いんですね。

私は、これが残念というだけではなくて、日本の中からUNAFEIなどの活動に関心を持つ学生、もし知ればいるはずなんですけれども、知らないためにいないという状況ですので、ぜひ大学に働きかけをして、国際関係の大学院たくさんできていますし、それからもちろん法科大学院とか法学部がありますので、そういうところでUNAFEIだけではなくて、法整備に関連した科目をつくるか、あるいは、現在ある国際協力論とか開発援助論とか国際関係論の中で、そういう問題に触れてもらうような働きかけを何らかの形でしていったら、その中に今日登壇された方や専門の方に講師として出ていただくという、そういうことを働きかけていっていただきたい。そうすると若い学生の中には、必ずこの問題に関心を持って、そういう人たちの中から、例えば新聞社に入れば、当然その人が新聞に何らかの形で記事にする場合も出てくるという形で広がっていきますので、私は大学が長かったものですから、大学での講義を通じて知ってもらうということを働きかけていただきたい。これが1つです。

もう一つは、私は、この数年、法務省の刑事司法の通訳人の研修というのを1年に1回やっていて、それに携わっているんです。これ、非常に専門性も高いです。刑事法の知識を持ってないとできない。しかも言語として2つの言語を最低持ってないと。日本語と英語なり、ベトナム語なり、タガログ語なり、中国語なり。非常に高い専門性を求めるために、きちっとできる通訳人というのが数が限られています。ところが、外国人被疑者を取り調べたり、それから裁判をする場合には、これは自由権規約で必ず日本政府がお金を出して通訳人を入れなければいけない。そうすると、その裁判がいかに公正に行われるか、あるいは取り調べが公正に行われるかということは、通訳人の技量にかかってくるんです。それから倫理観にかかってくるんですね。

ところが、今のところ日本語と英語のできる人、あるいは日本語と中国語のできる人を探して、その

中で多少そういう問題に関心のある人を頼むという形で広がって集めている。いい人たちが集まっています。私は通訳人の研修に行きますと、彼らの熱心さとその知識の量に驚きますが、依然として探すのは手探りなんです。ようやく、もう少しきちっとそういう人たちを訓練しなければいけないということになって、たしか今年からでしょうか、東京外国語大学と手を組んで、英語、フランス語、中国語、韓国語というようなメジャーなところだけではなくて、特殊言語についても通訳人の養成を大学の協力を得てやるということ、法務省が進めるということ、新聞で読みましたけれども、これは私、ぜひ進めていっていただきたいと思うんですが、法整備支援との関係では、こういうニーズは実は途上国にもたくさんあって、途上国で日本人が関わる、あるいは外国人が関わるのもいいんですけれども、要するに通訳人を必要とする刑事事件があるはずなんです。そこで日本が抱えているのと同じような問題、あるいはひょっとしたらもっと深刻な事態があって、いい通訳人がいないために公平な、公正な裁判ができていない可能性もあるということ、考えると、このあたりに法整備支援の一つの活動の枠を広げていってはどうかということ、をちょっと考えていましたので、私の方からは、今の2点ですね、大学で法整備支援のことを何らかの形で学生に伝える方法を考えていただきたいということ、それから通訳人の養成を法整備の中に加えてほしいという、この2点を指摘させていただきます。

ありがとうございました。

○森永 先生、どうもありがとうございました。

それでは、はるばるバンコクから来ていただいて、今日一日おつき合いいただきましたニコラス・ブースさんにも、この会議の印象なり何なり、お聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ブース 議論は非常に潤沢なものでした。これらの問題は非常に難しい問題です。誰もここでナイーブになっている人はいないと思います。我々がうまくやっているのかどうか、いろいろ害を逆に与えて

いるかもしれないという問題は、非常に難しい問題です。よい議論ができました。私が感じているのは、もっともっと議論する必要があるということです。私たちは同じような問題に接しています。同じ国々で同じ目的のために仕事をしているからです。非常に難しいことで、誰もはっきりと何がベストかよくわかりません。ですからもっと頻繁に議論し、一緒にぜひ進めていきましょう。それによって私たちお互いが恩恵を受けると思います。これが1つのコメントです。

もう一つのコメントは、法遵守の文化についての非常によい議論を今日聞きました。法遵守の文化がどのような意味なのか、どのような問題があるのかを聞いていました。私が考えていたのは、このような議論を私たちが活動している国々で行ってはどうかということです。私たちが活動している国々では、今、司法の汚職の問題がありますし、法の支配の問題もあります。ただ、希望となるのは、これらの国々には多くの人たちがいるということです。司法の中にもいますし、政府の中にもいます。我々が知っている人たちで、非常に啓蒙された考えを持った人たちもいます。彼らは私たちや私たちの同僚から多くを学んでいます。そして彼らは、少しずつですが、そのような法遵守の文化の背景にあるアイデアを広げようとしています。法遵守の文化という言葉がベトナム語やそのほかの言語にもうまく翻訳されることを望みますけれども。ただ彼らは変えようという努力をしています。

このような原則が、その国にいる主体者によって使われる際に、もちろん、今はなかなかうまくいかないかもしれませんが、今後、ちゃんと説得できる部分も出てくると思います。ですから、勇気を持ってこうした議論を続けていきましょう。私たちは、SDGsによって、今このような議論を行うことができます。なぜなら、SDGsは私たちのアジェンダの全てだからです。ベトナムのアジェンダであり、日本のアジェンダでもあります。ですから、もはや、議論することが政治的に機微なことではありません。是非、私たちが関わっている国々でも、是

非議論を続けていきましょう。これによって私たちはもっと強くなれると思います。一緒にやっていきましょう。

あと手短かにコメントをしてもらいますけれども、今日一緒にやってきて、UNDPと日本の両方に、素晴らしい貢献してくださる方がいます。

○稲垣 UNDPでニックと同じチームで勤務しています検事の稲垣と申します。ちょっとずるをして、1分だけくれというふうに言ってしまいました。というのは、1つだけ、今日あまり触れられてなかったことがあって、それがすごく残念だなと思ったのでなんですけれども、それは今回の法整備支援連絡会が20回記念だということで、つまり20年以上ですけれども、この日本の法整備支援が歴史を積み重ねてきて、森嶋先生一人から始まった支援が、これだけのコミュニティになって、これだけいろんな方が関わるようになった。そして、いまだにこれだけ熱い熱気も維持しているというのは非常に素晴らしいことで、これはもう祝うべきことではないかというふうに思いましたので、私も、ニューヨークにいるUNDPの同僚たちや皆さんと同じ理想を持って、法の支配の実現に向けて取り組んでいますし、そのUNDPの仲間たちを代表しても、大変僭越ながらお祝いを申し上げたいと思いますし、次の世代を担う者としても、先輩方の努力に敬意を表したいと思います。

その上で、今日の議論というのは、でもこのままでいいのかということがあったと思うんです。つまり、このままのアプローチで掲げていた理想が本当に達成できるのか。そのカルチャー・オブ・ローfulnessというのは、それをひとつ体現するもので、つまり、これまでの法や制度を重視するアプローチでは欠けていた視点があるんじゃないかという、その一つのチャレンジを突き付けているカウンターアプローチじゃないかというふうに思っております。

SDGsというのは、今日もサックス教授が言っていたように、全てがインターディペンデントだと。ゴール16だけ見ても達成できない。全ての17のゴールを、全て関連し合うものとして達成を

目指さなければいけないという点で、やはり従来の思考を解き放って、英語ではシンク・アウトサイド・ボックスと言いますけれども、これまでとは違った見方をすることを促しているものだと思うんです。ですので、私が何か答えを出せるものではありませんけれども、SDGsは日本の法整備支援にとって、そういう新たなチャレンジの機会になるのではないかとというふうに思っております。

ありがとうございました。

○森永 はい、どうもありがとうございました。

ブースさん、稲垣君、UNDPチームの今後のグッドトラックをお祈りしたいと思います。ぜひ、今後と一緒に日本と活動をしてください。

最後に、私に締めろという話なんですけれども、今日はSDGsと法整備支援という大きなテーマでお話をさせていただきました。いろんなご意見を賜りまして、それぞれいろんな角度から実りのある議論になったのではないかと思います。

私自身は、どちらかという、現場でやっている人間の方に属する者ですけれども、私どもにとりましては、SDGsというのは、それ自体を目標としてもいいようなものであると同時に、逆に我々の活動の後押しをしてくれる追い風になるような気がします。といいますのは、SDGsでは、これはルール・オブ・ローだとか、アクセス・トゥ・ジャスティスというのは、あんまり正面から掲げられていなかった。それがSDGsになったときに、少なくとも16.3には、はっきりとルール・オブ・ローと、それからアクセス・トゥ・ジャスティスが明記されたということで、まさにルール・オブ・ロー、アクセス・トゥ・ジャスティスが我々が法整備支援の目標とする部分であります。それがあのような大きな国連の、全世界が同意した目標の中にしっかりと明文で定められたということは、まさに我々の今までやっておった活動が、日本式に言うとお墨付きを得たというんですかね、英語で何て言うんですかね、オフィシャルエンドースなんですかね、そういった思いがしまして、我々にとっては非常に、ある意味心強い柱が立ったという感じがいたしております。

ただ、追い風だからといって、追い風があればずっと進むかということではありませんで、現場サイドでは、日々、いろんな問題を抱えておまして、それを地道に一つ一つ解決しながら進んでいかなければならないというのも、この仕事の厄介なところがあります。

ただ、確かに日本の法整備支援、いろいろ紆余曲折がございましたし、それからまだ、もちろんこれから改善すべき点もたくさんあるんでしょうけれども、ただ、少なくとも国内でもこれだけの理解していただける方々、お声をかければこれだけの方々が集まってくださる、あるいはブースさんもわざわざバンコクから来てくださる。少なくともブースさんがバンコクから来てくださるだけの価値はある活動を我々はしているんだなと思って、今日は特に、それからジェフリー・サックスさんもわざわざニューヨークから参加していただける、こういう方々がちゃんと参加していただけるだけのことはやっているんだという、そういう変な自信を持ちまして、この4部は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木 パネリスト、モデレーターの皆様、ありがとうございました。

それでは、公益財団国際民商事法センター理事長、大野恒太郎様より、閉会のご挨拶をいただきます。

大野理事長、よろしくお願いたします。

○大野 国際民商事法センター理事長の大野恒太郎です。

本日は、「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」をテーマに、法文化にもわたります、長時間の大変熱の入った充実した会議が行われました。遠く海外から基調講演をされたサックス教授、それから昭島の会場にまでお越しになった国連開発計画のブースさん初め、報告や発言をされた方々、そして東京会場と大阪会場にお集まりになった皆さん、本当にありがとうございました。

法整備支援連絡会は、今回でちょうど20回目を迎えました。その間、我が国は、ベトナム、カンボジアを初めとするアジアの開発途上国に対し、相手

国の文化や歴史、オーナーシップ等を尊重しながら、法律の制定、司法制度の運営の向上、法曹人材育成等に取り組んでまいりました。先ほどもお話にございましたけれども、昨年暮れには長く支援を続けてきたラオスにおいて民法典が成立したところであります。一方、アジア諸国は、この間、技術革新の効果もあって目覚ましい経済的な発展を遂げ、我が国との間の人的、経済的な関係は一層緊密なものとなっております。

こうした状況の変化を受けて、法整備支援も、相手国の実情に寄り添いながら、足が地についた実効性のある支援を行うという基本的な姿勢を堅持する一方で、それに加えて、より実務的な、今日的なテーマに対しても積極的に取り組むことが求められております。それはまた東西間の会員の多くを占める企業の側も強く期待するところでありまして、先ほどお話のありました司法外交の中身とされているところとも重なり合うところがあるだろうというふうに考えております。

ところで、本日の会議のテーマのSDGsであります。国連が2030年を目標に、国際社会が力を合わせて取り組むべき目標・課題等を明らかにしたものでありますが、その中には法の支配の促進も明記されております。したがって、本日の会議がそのテーマとしてこれを取り上げたことは、誠に時宜を得たものだと思います。

法整備支援がこのSDGsの中にどのように付け位置付けられるのかという点につきましては、本日の会議でもさまざまな意見が述べられたところであります。ただ、いろいろな考え方があにいたしましても、このSDGsによって、法整備支援の果たす基盤的な役割に改めて光が当てられたことには異論がないだろうというように考えます。そして、法整備支援は専門的、技術的な側面を有するわけですが、今回、このSDGsという、より大きな視点からこれを捉え、先ほど森永部長は追い風という表現を使われました。旗印ということになるのかもしれませんが、法整備支援の意義を訴えて、広く理解と協力を獲得していくことが、この事業に

取り組む私どもとしては大変重要なことだろうというように考えております。

それから、議論の中で強調された点であります。このSDGsの中では、単に政府の役割だけではなく、プライベートセクターの役割、企業の責任についての言及もございます。したがって、今後、コンプライアンス、あるいは環境問題、ビジネスと人権との関係等についても、一層関心を持って取り組んでいく必要があるだろうというように考えております。

国際民商事法センターといたしましては、引き続き、法務省、JICAを初めとする関係諸機関、弁護士、専門家の方々、学者の先生方、諸外国関係機関等と協力いたしまして、これらの間のハブというんでしょうか、触媒のような役割を担ってまいる所存です。

それでは、我が国の法整備支援事業のますますの息長い発展と、皆様のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木 大野理事長、ありがとうございました。

最後に、来年度の法整備支援連絡会のご案内です。第21回法整備支援連絡会は、2020年2月14日金曜日の開催を予定しております。どうぞ来年もよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第20回法整備支援連絡会を終了いたします。皆様、本日は長時間にわたり、ご参加、ありがとうございました。(拍手)

大阪会場の皆様も、本日はありがとうございました。

○高木 東京会場の皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

【共同研究】

平成30年度ウズベキスタン行政法共同研究 (行政手続法及び行政訴訟法について)

国際協力部教官

高梨未央

1 はじめに

ウズベキスタンは、平成25年の「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」の策定により、法制度整備支援活動を重点的に行う8か国のうちの1か国に指定された。

国際協力部（以下「当部」という。）では、平成14年（2002年）に、ウズベキスタンに対して、同国の市場経済化への取組などを後押しするために法制度整備支援活動を開始し、その後断続的に支援を継続してきた。

ウズベキスタンにおいては、JICAプロジェクトによって、平成20年（2008年）から、一般的な行政手続法及び不服審査手続を規定する行政訴訟法の起草支援が行われていたが、平成24年（2012年）9月に法の制定に至らないままプロジェクトは終了した。

しかしその後もウズベキスタン政府や前記起草支援プロジェクトに参加した日本の研究者らが法案成立に向けた努力を続け、平成29年（2017年）11月、ようやく行政手続法及び行政訴訟法の法案がウズベキスタン上院において可決されて成立し、平成31年1月1日に施行されるに至った。

当部では、これを機に、平成29年度よりウズベキスタンに対する行政法分野での法制度整備支援活動を本格化し、今回の共同研究（以下「本共同研究」という。）までの間に現地セミナー3回及び共同研究1回を実施してきた。

ウズベキスタンは旧社会主義国であるため、日本を含め欧米系統の法体系とは法の解釈と適用の概念が異なっており、法解釈が重要な意義を持つ行政関連法規の普及及び適正な運用に向けて、大きな障壁となっている。

そこで、今回、行政法の起草に関与した日本側の研究者と共に、行政法の適切な解釈適用についてウズベキスタン側から提出された事例などをもとに議論し、新法の適正な運用に向けた支援の方向性について協議することを主たる目的として、本共同研究を実施した。

2 共同研究の趣旨

ウズベキスタンへの現在の法制度整備支援活動は、成立した行政手続法及び行政訴訟法の普及と適正な運用を図ることを主たる目的としており、具体的には、行政手続法及び行政訴訟法の解説書を作成する取組を進めている。

そこで、本共同研究では、現在同国の行政法分野における運用上の問題点を明らかに

し、解説書に記載すべき内容や論点を洗い出すことを主要なテーマとして掲げ、解説書作成に向けた土台作りを行うこととした。

3 概要

(1) 日程

平成31年3月10日（日）から同月16日（土）まで（移動日を含む。）

(2) 研究員

別添研究員名簿のとおり。

(3) 場所

名古屋大学法政国際教育協力研究センター，法務総合研究所赤れんが棟

(4) 研修内容

ア) 名古屋大学市橋克也教授による講義

市橋教授はJICAによる行政関連法規の起草支援プロジェクト時からウズベキスタンへの法制度整備支援活動に関与され、プロジェクト終了後もウズベキスタンへの支援を続けていた日本の法学者の1人である。市橋教授からは、「ウズベキスタンの行政訴訟法における行政の法律適合性原則」と題して講義をしていただいた。

行政手続法や行政訴訟法は、行政権が市民生活と接触する場面における適正な手続きを規定し、権利侵害があった場合の救済方法を定めた法律といえ、その背景には、国民の権利関係に関することは法律で規定するという、我々にとっては当たり前ともいえる民主主義の大原則が存在する。しかし、ウズベキスタンでは、この当たりの原則が徹底されているとは言い難い状況が存在する。

この講義では、行政の法律適合性原則の基本的な理解や、その背後の法理論、法律から委任を受けて規定された下位法令を様々な解釈技法を活用して法律に適合したものとして運用し、行政裁量の法的コントロールを行う方法などについて説明がなされた。

イ) ウズベキスタン側の発表について

研究員のニルファー氏（タシケント行政裁判所の裁判官）より、行政訴訟で問題になった事例について発表があった。

土地収用など日本でも問題となりうる事例も多く、裁判例が公開されていないウズベキスタンでの法制度整備支援活動を進めていく上で、貴重な事例収集の場ともなった。

ウ) 協議について

ウズベキスタン側から発表された事例をもとに、問題と思われる論点について、活発な議論がなされた。

また、協議の中で、行政法解説書の執筆スタイルや、試作として執筆するテーマ等も決定され、今後の支援活動につながる有意義な協議となった。

4 所感

今回は、昨年度に引き続き行政法分野に関する2度目の共同研究であったが、ウズベキスタン側研究員から豊富な事例が提出され、その後の議論も終始活発なものとなり、非常に有意義な内容であったといえる。

発表や議論の中では、ウズベキスタンにおける行政法分野の様々な問題点が浮き彫りとなったが、個人的には、日本において行政法の初学者が学ぶような、処分性や行政処分、比例原則、行政庁や行政機関の分類（判別）といった最も基礎的な概念が十分に理解・整理されていないという印象を受けた。

また、ウズベキスタンでは判決文が公開されていないため、類似事案を見ながら事案の処理を検討したり、或いは法的論点について考察したりするということが難しい状況と見受けられた。

このような状況を踏まえて、最終日に実施された今後の支援に関する協議では、条文の逐条解説ではなく論点整理型の解説書を作成していくこと、解説書には日本の判例も盛り込み、実務に活用できる内容のものとしていくことなどについて、双方が合意した。

本共同研究期間中の3月13日には、研究員として来日していたイスターモフ司法省第一副大臣を迎え、同省と法務省との間の協力覚書（Memorandum of Cooperation, 通称MOC）の調印式も行われ、今後ウズベキスタンと日本の関係は益々強化されていくものと期待され、当部としても、解説書の完成に向けて最大限の努力をしていく所存である。

最後に、ご多忙の中ご協力くださった名古屋大学市橋克也教授、龍谷大学本多滝夫教授、三重大学樹神成教授、名古屋大学安田理恵特任講師、通訳の香取潤氏、その他関係機関の方々に対し、この場を借りて心より感謝申し上げたい。

平成30年度ウズベキスタン行政法共同研究 研究員名簿

List of The Joint Study of the Administrative Law of Uzbekistan and Japan

1	イスタモフ マフムッド
	Mr. ISTAMOV Makhmud
	司法省第一副大臣, 発展戦略センター専門家
2	ブルハノフ アクマル
	Mr. BURKHANOV Akmal
	発展戦略センター専門家, 国民議会議員
3	イソコフ ホジムロッド
	Mr. ISOKOV Khoji-Murod
	最高裁判所裁判官評議会附属高等研修所長
4	コレンコ イヴゲニー
	Mr. KOLENKO Evgeniy
	最高検察庁アカデミー長
5	ホジエフ エルキン
	Mr. KHOJIEV Erkin
	最高検察庁アカデミー教官
6	ウスマノワ ニルファー
	Ms. USMONOVA Nilufar
	タシケント行政裁判所裁判官

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 高梨 未央 (TAKANASHI, Mio)

国際協力専門官 / Administrative Staff 村里 しおり (MURASATO, Shiori)

【研修等実施履歴】

2019年2月から同年4月までの間に、当部が実施した研修等はおりのとおりです。研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

(1) 第1回カンボジア・民法・民事訴訟法運用改善研修

日 時 2019年2月11日（月）から同月23日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 判決起案能力向上支援

担 当 国際協力部教官 福岡文恵，佐々木淑江，国際協力専門官 執行優里

(2) インドネシア法整備支援第10回本邦研修

日 時 2019年2月17日（日）から同年3月2日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，JICA関西ほか

テーマ 法令間整合性確保支援

担 当 国際協力部教官 高梨未央，国際協力専門官 近藤友宏

(3) ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第15回本邦研修

日 時 2019年3月3日（日）から同月16日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 法的紛争の予防及び解決と国の関与

担 当 国際協力部教官 岩井具之，小島麻友子，高木晶大

国際協力専門官 吉田有里

(4) ラオス法の支配発展促進プロジェクト第2回本邦研修

日 時 2019年3月3日（日）から同月16日（土）まで

場 所 JICA横浜，法務省赤れんが棟ほか

テーマ 新民法典条文解説書作成支援

担 当 国際協力部教官 前田澄子，鈴木一子，国際協力専門官 松波宏幸

2 共同研究

平成30年度ウズベキスタン行政法共同研究

日 時 2019年3月10日（日）から同月16日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，名古屋大学

テーマ 行政手続法及び行政訴訟法

担 当 国際協力部教官 高梨未央, 国際協力専門官 村里しおり

3 シンポジウム

第20回法整備支援連絡会

日 時 2019年2月1日(金)

場 所 東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

大阪会場：大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

(各会場をTV会議システムで接続)

テーマ 持続可能な開発目標(SDGs)と法整備支援

担 当 国際協力部教官 伊藤浩之, 小谷ゆかり, 福岡文恵

国際協力専門官 赤井隆志, 松波宏幸, 吉田有里

【活動予定】

2019年7月から同年9月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

聴講等を御希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。なお、研修内容や研修場所のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますのであらかじめ御了承ください。

記

1 研修

(1) インドネシア法整備支援第11回本邦研修

日 時 2019年7月28日（日）から同年8月10日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，JICA東京ほか

テーマ 商標に係る事件処理の予見性及び審査の質の向上支援

担 当 国際協力部教官 細井直彰，下道良太，国際専門官 今村佳織

(2) ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第16回本邦研修

日 時 2019年7月21日（日）から同年8月3日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，JICA東京ほか

テーマ 立法過程

担 当 国際協力部教官 村田邦行，小島麻友子，国際専門官 吉田有里

(3) インドネシア法整備支援第12回本邦研修

日 時 2019年9月23日（月）から同年10月5日（土）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 法令間の整合性確保に向けた支援

担 当 国際協力部教官 前田佳行，国際専門官 今村佳織

2 その他

(1) 国際民商事法金沢セミナー

日 時 2019年8月上旬

場 所 北國新聞赤羽ホール（石川県金沢市南町2-1）

テーマ アジアにおける企業進出の法的問題（仮）

担 当 国際協力部教官 小谷ゆかり，国際専門官 執行優里

(2) 国際知財司法シンポジウム2019

日 時 2019年9月25日（水）から同月27日（金）

場 所 弁護士会館 講堂「クレオ」
テーマ アジア太平洋地域における知的財産紛争解決
担 当 国際協力部教官 小谷ゆかり，下道良太，国際専門官 吉田有里

国際専門官の平日

法務総合研究所総務企画部国際事務部門

国際専門官 遠藤 裕 貴

平成の時代も終わり令和の時代を迎え、世の中が心機一転、盛り上がっているところ、平成26年からこの業界で勤務している私は相変わらず昭島の庁舎へ向かい、国際協力に関わる業務を行っています。このICD NEWSへの寄稿は2回目になり、平成29年の記事¹では、国連アジア極東犯罪防止研修所及び当部での勤務を通じて感じた両者のカラーの違いについて述べ、拙稿の最後は「私が国際〇〇専門官として勤務できる時間は、あと少ししか残されていないと思いますが」と締めくくっていますが、あれから約2年経過した今もここで勤務することができていることは望外の喜びであり、JICAを始め、国際協力に従事されている皆様からの御指導により日々成長することができているものと感じております。

さて、今年度からUNAFEI及びICDにおいて勤務していた国際研修専門官及び国際協力専門官は事務部門の統合により、国際専門官という新たな職名となりました。私は今年度から研修担当を離れ、「企画担当」というUNAFEI及びICDの活動内容にまたがる国会関係業務を行っています。そこで今回の記事では昨年度までの研修担当だった日々を思い出し、「国際専門官の平日」と題してお送りいたします。

9:00

東中神駅から庁舎までのほぼ直線の道、約1kmを歩いて通勤します。当部へいらっしやったことがある方は御存知と思いますが、庁舎の向かいの土地は広大な空き地が広がっています。とても東京とは思えないぐらいの空き地なので、私はこの空き地を「サバナ」と密かに呼んでいます。なお、この土地は本年9月から造成が始まり、住宅や商業施設が建設されることになりました。「法整備支援へのいざない」、「法整備支援連絡会」へお越しの皆様におかれましては、再来年頃には昼食調達の心配がなくなりますので御安心ください。

庁舎に到着すると、食堂から朝食を食べ終えた研修参加者にたいてい遭遇します。ICDの研修参加者へは「シンチャオ！（ベトナム語）」など現地語で、UNAFEIの研修参加者へは「ハロー（英語）」と挨拶を交わします。月曜日であれば、週末どこへ行ったかなど適当な話をしたり、始業開始時間までエントランス付近で油を売っています。研修実施期間ではない平日はまっすぐ事務室に行かなければいけないのがつらいところです。

¹ ICD NEWS 71号（2017.6）p.227－p.230 「塀の外の世界は広がった」
<http://www.moj.go.jp/content/001229681.pdf>

9 : 3 0

業務開始の時間です。どの専門官も1日の始まりに行うのは、国際協力三原則「金出せ、知恵出せ、汗をかけ」の唱和、ではなく、メッセージボードと呼ばれる業務用電子掲示板の確認です。この電子掲示板には各研修のスレッドが立っており、「講師から講義資料が届いた。」「研修員が一人来られなくなった（これはいろいろと手続に手間がかかるのでダメージ大）。」など各種連絡事項を全ての職員が記載しているものです。夜中や休日も働いている専門官もいるのか、投稿時間が23:00や日曜日などになっているのを見ると、「若い同僚たちは体力があっという間にいいなあ。」と自分の体力のなさを感じます。このメッセージボードの確認ですが、当部の研修だけでも相当の数がありますので、結構な時間がかかります。自分が担当者ではない研修であっても同時期に実施する研修であれば、寮室や教室数の関係から目を光らせていないと研修間近になって、それらの確保ができていないという大変な事態になりかねないからです（ちなみに私はこの失敗を一度したことがあります。）。確認作業だけであつという間に午前の時間が終わりそうですが、もう一つ確認作業があります。

1 0 : 3 0

メッセージボードの確認が済んだ後はメールのチェックです。研修担当は本当にたくさんメールを処理しています。各研修の講師、関係省庁、JICA、国際民商事法センター、通訳者、各業者などなど。私が記憶している1日最大受信数は250件くらいです。英文メールも含まれるので読んでいて、以前のメールの内容を忘れてしまうほどです。さらに研修担当を苦しめるのはメールボックス容量の小ささです。たった50MBしかありませんので、1日外出したり、休暇を取ろうものならメールボックスがパンクして、受信ができない状況になります。このような厳しい条件なので、必ず毎朝誰かしら「メールパンクしてる！10MBの添付ファイルあるやつとかCCに入れなくていいから！」という人がいるのも研修担当部門のよくある光景です。読者の皆様がメールを送った際にこちらからエラーメールが帰ってきた場合は「ああ、いっぱいメールが来て大変なんだな。他の人に送っておこう。」と温かく見守っていただけますと幸いです。

昼休み

正午から午後1時までには休憩時間です。昭島庁舎は御存知のとおりサバンナが目の前に広がる陸の孤島ですので、昼食の調達は困難です。そんな我々を支えるのは1階の食堂で、A定食、B定食の2種類を各500円で提供してくれます。多くのICD、UNAFEI職員は食堂で昼食を食べます。たいてい1つのテーブルに固まって雑談をしながら食事をします。また、UNAFEIの語学顧問、通称トムの隣に着席すると英語で会話することになるため、昼食をとりつつ、無料の英会話レッスンを受けられます。ちなみに先日は「武士道とは死ぬこととみつけたり。」とは何か、という難解な質問をトムから受け、「ラストサムライ（映画）みたいなもんよ。」と知的な会話をしました。

研修期間中であれば研修参加者も食堂に来ますので、彼らと食事をすることもあります。大量にタバスコや唐辛子をかけている様子を見ると異文化を実感することができ、こちらにも唐辛子をくれるなど東南アジアの人々は大変優しい方ばかりです。ほぼ1時間、食堂で談笑することで昼休みは過ぎていきます。

13:00

眠くなってきましたが、やらなければいけないことが多いのでがんばります。

研修準備において手間と時間がかかるのが講義資料の準備です。講義資料を準備する過程は資料の入手、翻訳、印刷と進んでいきますが、大抵第一歩目の資料の入手でストップしてしまいます。講師の皆様は大変お忙しい中、当部活動に御協力いただいているため、やむを得ないところなのですが、なかなか資料を入手できないと我々はとても焦ります。翻訳、印刷の発注業務を行なっている国際民商事法センター（財団）もJICAから事業費を受けている都合上、経費精算のルールに従って発注を行わなければならないので、研修担当専門官へ財団からの督促が続くこととなります。午前のメールチェック時に現地や講師からのメールに講義資料が添付されているとホッとします。今後も期限までの御提出にご協力いただけますと幸いです。

JICAが関与する研修であれば、財団の協力を得て準備を進めることができますが、当部予算で行うもの（各共同研究）の場合は、我々が翻訳発注、印刷を行わなければいけないので、研修直前に資料が集まった場合、2日間くらいコピー室に閉じこもって印刷、製本をすることになります。この案件を担当すると財団の協力が大変ありがたいものだと実感できます。

14:00

研修期間中であれば、この時間帯から初日のオリエンテーションを実施します。平成29年からオリエンテーションは専門官が行うことになりました。各自、好きなようにオリエンテーション用パワーポイントを作成し、熱心に行なっています。私は結構雑なので、「時間は守ろうね」、「移動中ははぐれないでね」といった基本的なことを中心に実施しています。それでも大抵、研修参加者は時間どおりには集まらないですし、見学に行った際に通り道に関心をひくようなものがあればフラフラと寄り道してしまっています。この業界に長くいると、「ああ、いつもどおり集まらないな。」、「また寄り道してるし。」など、のんきに私は対応しているのですが、1年目の教官や専門官は異常に焦ってしまいます。そんな焦っている同僚へ、「まあまあ、アフリカではよくあることだから。」（UNAFEI在籍時、私はアフリカ研修担当でした。）と声をかけ続けていたところ、大変名誉なことにアフリカ人と呼ばれるようになりしました。彼らの国民性もあるので、そこを考慮してあげるのも大事な仕事です。

所内案内も実施するのですが、担当専門官それぞれに説明のカラーがあって、見ていると大変面白いです。まじめに説明する人、やたら笑いを取りに行く人など、それぞれの特

色があり，次回使ってみようと思うことをみつけられます。

15:00

研修期間中は研修参加者を連れて上記のとおり見学に行くこともあります。まずバスに乗車させるのですが，事前に何時に出発するかアナウンスしていても必ず3人くらいは行方不明になっています。通訳者と探しに行き，定刻の10分遅れくらいで出発するのが日常です。講義資料を必ず持参するように言っても，持参していない人が必ずいるのでバスで全員そろったら所持の確認をします。全員資料を持ってバスに乗っていれば，もう見学は成功したも同然です。あとは現地ではぐれたりする人，撮影禁止の場所で撮影しようとしている人を取り締まれば完璧です。バスの中で研修参加者と会話したり，スカイツリーや国会議事堂が見えれば彼らに教えてあげたり，ときには歌を歌ったり，となかなか遠足のような気分で彼らにとっても，我々にとっても息抜きのような時間です。

17:00

研修のコマはだいたい午後5時には終了しますが，研修担当専門官の業務はまだ終わりません。教室の片付けをしたり，翌日のスライドなどをセットします。ゴミは分別するように言っているけど，なぜ分別するのかがよく理解できないのか，燃える・燃えないゴミが混在する状態になっているゴミ箱を確認し，掃除のおば様たちにあとを託します。

研修参加者は研修のコマが終了すると，例外なく陸の孤島こと昭島庁舎から大都会立川などへ買い物に出かけます。面倒見のいい専門官は勤務時間後に彼らを立川へと連れていってくれます（私はお酒を飲む案件であればついていきます。）。その際に外で夕食を食べる研修参加者もいるのですが，夕食キャンセル票をちゃんと出しているか一声かけるのも専門官の大事な仕事です。例えばほぼ全員が外出して夕食が不要な場合，キャンセル票を彼らが出していないと食堂職員は全員分食事を作ってしまい，無駄になってしまうかもしれないからです。Mottainai をモットーにする我が国としては食品ロスを減らしたいので，必ずキャンセル票を出したかを確認します。それでも出し忘れていた人はいるものなので，研修一週目など，私の場合はよく寮の玄関で待ち伏せし，食事前にでかける研修参加者がいた場合，「キャンセル票を出したか。」と声をかけるようにしていました。

その時に実施している研修に関する業務だけでなく，当然翌月等の研修準備も並行して行う専門官は多忙を極めます。ベトナムの研修運営をしながら，バングラデシュの研修準備を行うような生活は非常に頭のなかが混乱し，財団から「昨日提出された講義資料の件ですが・・・，」とたずねられても，どちらの話をしているのか瞬時に判断できないこともしばしばです（その点，財団の方は1人でいろいろ作業しているのに把握できていてすばらしいです。）。かつては教官同様に専門官も担当国制度があったのですが，業務拡大著しい平成30年度以降は大阪時代の業務体制を維持することが難しく，研修案件が混み合う10月などは手が空いている専門官が順次対応するという体制になっています。特に私は在籍年数が長いので，昨年度はベトナム，バングラデシュ，インドネシア，ラオスとマ

ルチに割り当てられ、毎日混乱しながら業務を進めていました。

18:15

今日もいろいろ問題はありましたが、とりあえず業務終了です。終了時間ギリギリになにやら問題のありそうなメールが来ていても、そっとパソコンを閉じましょう。

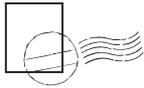
課業時間後に財団が主催する懇談会がある場合は、我々専門官も出席し、研修参加者の楽しげな様子をカメラに収めたり（おって全員にデータをあげます。）、財団の方々に対して、我々が日々おかけしている御迷惑をお詫びしたり、約1時間半程度のパーティを楽しみます。昭島庁舎以外の場所で開催する場合は、昭島へバスで連れて帰るのも専門官の大事な仕事です。到着間際に、「忘れ物をしないように。」「明日は何時に集合。」など通訳者を介して伝えてもらい、無事に部屋に戻ったのを確認して業務終了となります。研修期間中は引率が夜遅くまでわたるときがあり、体力が足りないと務まらない場面が多いです。私は、昨年10月に多くの案件を抱えて文字どおり歩き回っていたときに体重が7キロも落ちて、スリムな体型になりました。メタボ体型とは無縁の生活を送れる素晴らしい業務です。

おおざっぱに、国際専門官（研修担当）の1日を描写してみると、だいたいこのような感じになります。今ひとつ表舞台に現れない我々専門官ではありますが、毎日充実した研修運営のために全力で取り組んでいます。また、オリエンテーションの箇所でもお伝えしましたが、各専門官にはそれぞれ得意分野、特色がありますので、いろいろな工夫を凝らして準備、運営を行っています。時には失敗して皆様に御迷惑をお掛けすることもあると思いますが、その際は「〇〇（アフリカ、ベトナムなど）ではよくあることだから。」と笑って許してもらえれば幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いします。

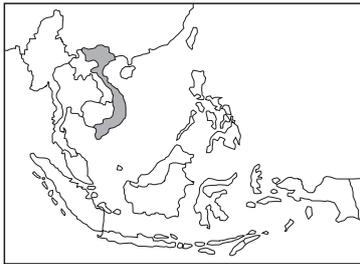


ベトナム最高人民検察院長官招への功績を法総研から表彰されました。

（右が筆者）



各国プロジェクトオフィスから



4月1日より、鎌田専門家の後任として着任しました長橋正憲（ながはしまさのり）と申します。

着任直後から調停に関する活動が入っていたり、カウンターパートとの打合せが入っていたり、JCCが開かれたりと日々の業務に追われているうちに1か月が経ってしまい、日本では令和の時代が始まっていました。

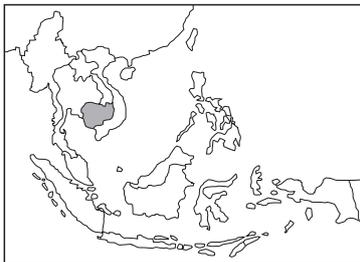
ベトナムには、昨年より短期出張で3回訪れてはいましたが、やはり実際に住むとなると色々と違ってきます。妻の勧めで日本から持参した、当初は真っ白だった繰返し使えるマスクは、毎日の5分の徒歩通勤に使用しているだけでいつの間にかクリーム色に変色していました。また、今でこそお腹が慣れてきましたが、当初は文字通り「水が合わない」ということで家族ともども苦労しました（職場や住環境は素晴らしいのですが。）。

とはいえもちろん悪いことばかりではありません。一番印象的だったのは、とにかくベトナムの人は赤ちゃんに優しい、ということです。私は6か月の娘を連れてきていますが、家族でレストランに行くと、すぐに店の人が寄ってきて、娘を抱き上げ、そのまま店の奥まで連れ去ってくれます。最初は不安そうな表情だった妻も、今ではすっかりこの習慣？に慣れて、食事をゆっくり楽しんでいます。

これからも、法律や法制度はもちろん、その根底にあるベトナムの社会や人々の考え方、価値観を理解できるように努めながら、より良い支援ができるように活動していきたいと思います。日本国内の皆様からも、引き続きご指導ご助言を頂戴できますと幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

（ベトナム長期派遣専門家 長橋正憲）

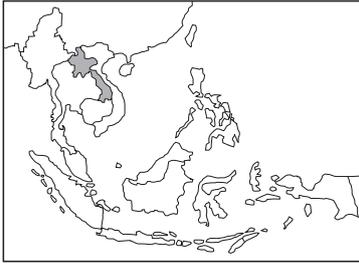


3月15日にカンボジアに着任し、早くも1か月半が経過しました。4月1日には裁判官出身の佐々木淑江専門家が着任し、2019年度は、弁護士出身の篠田陽一郎専門家、業務調整の川口裕子専門家、佐々木専門家及び私の4人で協力し、プロジェクト活動を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

着任の2日後、カンボジアの観光名所シェムリアップで、日本人2名によりタクシー運転手さんが殺害されるという痛ましい事件が発生しました。許せないという思いと、カンボジアの皆さまに申し訳ないという思いが交錯する中、事件後、多くのカンボジアの方から、「犯人が日本人だと聞いたが、今でも信じられない」「長年に渡ってカンボジアに協力してくれる日本人が、こんな事件を起こすはずがない。何かの間違いだ」という声を聞きました。プロジェクト関係機関の方だけでなく、たまたま乗ったトゥクトゥクの運転手からも同様の言葉をかけていただきました。カンボジアの皆さまが日本人をどれだけ信頼してくれているかが分かると同時に、その信頼に仕事で精一杯応えたいと強く感じております。

今後とも御支援と御指導のほど、よろしくお願いいたします。

（カンボジア長期派遣専門家 福岡文恵）



ご存知の方も多いかと存じますが、ラオスは4月に新年(ピーマイ)を迎えます。

毎年新年の日(お休みとなる期間も意味します)が異なるのですが、本年は、4月15-17日がその期間に当たりました。

ピーマイ前後の期間は、いわゆる年末年始の時期に当たるため、ラオス中がお祝いムードとなります。

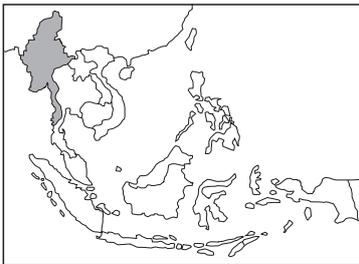
現在ラオスで実施している「法の支配発展促進プロジェクト」は、関係者の皆様のご協力をいただき、本巻にも寄稿したとおりピーマイ前の2019年2月に日ラオス司法分野協力関係20周年兼ラオス民法典成立記念式典等の記念行事を実施することができました。

さらに、ラオス民法典起草の関係で、2019年3月8日には、民法典起草委員会(ラオス側)及び民法アドバイザーグループ(日本側)がJICA理事長賞をいただきました。

このように昨年(2019年4月のピーマイ前の一年間)は、色々とお祝い続きで、大変うれしい状況が続きました。

しかし、これもピーマイまでとし、ピーマイ後の新年は、気持ちを新たにして、ラオスと日本の「今後」について地道にコツコツと活動を進めることができると専門家一同考えております。

(ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳)



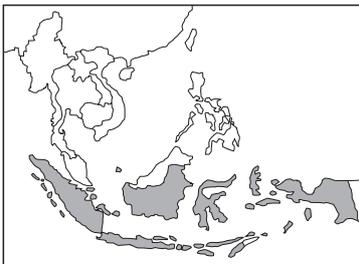
ミンガラバー!

2019年4月からミャンマープロジェクトのメンバーが変わり、野瀬憲範チーフアドバイザーの後任として、同じく検事出身の小職(62期)が着任し、新たに裁判官出身の高木晶大専門家(64期)が着任しました。そのため、当オフィスは、中島朋子専門家(弁護士・65期)、黒田龍二専門家(業務調整担当)と合わせて日本人が1名増え、ローカルスタッフ2名を含めて6名体制になりました。(6月までには中島専門家が帰任し、交代で弁護士出身の小松健太専門家が着任予定です。)

この記事を書いているのは、2019年5月1日で、日本では平成から令和となる節目の日ですが、同時期に当プロジェクトもメンバーを新たに一つの節目となりました。改元の儀式やムードは、ミャンマーからも衛星放送やインターネット動画を通じて見ることができ、ミーティングや食事会などで、今年の4月30日と5月1日は日本にとって歴史的に特別な日であることをミャンマーの方々に説明すると、日本が大好きな皆さんは興味を持って聞いてくれるのでうれしいのですが、その一方で、日本の皇室の歴史や天皇の憲法上の地位などを説明することの難しさを痛感しています。

また、ここネピドーは4月が1年で最も暑く、最高気温が連日40度を超えるような状況で、現地ミャンマーの人々でさえも連日の暑さに少々疲れているような感じですので、まずは、プロジェクトメンバー全員が健康でこの暑さを乗り越えることを当面の目標に頑張っ参ります。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

(ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之)



インドネシアでは、写真撮影の際に、ピースサインをしないことをご存知でしょうか。

4月17日に大統領選挙があったことは、日本でも報道されていたと思います。現職のジョコ・ウィド大統領(通称ジョコウィ)に、5年前の選挙で惜敗したプラボウォ氏が再挑戦するという構図でした。

今年の初めころから、道路の中央分離帯や電柱などを含め、いたるところで候補者のポスターや旗などを目にするようになりました。

そのポスターなどには、1又は2という数字が大きく記載されています。これらの数字は、その候補者の番号であり、1番がジョコウィ大統領、2番がプラボウォ氏です(なお、前回選挙は番号が逆でした。)

写真撮影の際、ピースサインをすると、お前は2番のプラボウォ支持者か、という意味になってしまうようです。また、人差し指一本を上げるのはもちろん、親指を上げたサムアップも1番を意味し、ジョコウィ支持者かとなってしまいます。

政治色があるとみられるのが嫌なので、これらのポーズを避けていたのです。選挙期間中は特に神経質になっているようでしたが、それ以前も、5年前の選挙を想起させるため、ピースサインや人差し指一本を上げるポーズは避けていましたので、今後も同様の状況が続くのだらうと思います。

だったら写真撮影の時は棒立ちかという、そこは賑やかにやりたいインドネシア人で、こぶしを握りしめたガッツポーズをとることが多いです。

皆様もインドネシアに来られた際は、ガッツポーズで写真を撮られてはいかがでしょう。

(インドネシア長期派遣専門家 石神有吾)

－編集後記－

ICD NEWS 79号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

巻頭言では、大場法務総合研究所長から、「私の中の法整備支援と法テラス」と題して、法テラス設立当時の取組を振り返り、司法アクセスの観点から法整備支援との関わり等について御紹介いただきました。改めて、広い視野で法整備支援を考えることの大切さに気付かされました。

寄稿では、JICAの小松様、荒井様より、「司法アクセス」をテーマとしたJICA課題別研修の内容を御紹介いただくとともに、今後の展望等について御執筆いただきました。途上国支援における課題や具体的ニーズを把握することの重要性など、様々な気付きの視点を得ることができる内容となっております。

特集では、2018年12月に成立したラオス民法典に関して、JICA長期派遣専門家からは本年2月に開催された記念式典の様子や民法典の概要について、起草段階から深く関与された松尾慶應義塾大学大学院教授からは、これまでの歩みと今後の課題等について御紹介いただきました。日本のラオスに対する法整備支援が開始されてから20年目に民法典が成立したという、この記念すべき節目のときに国際協力業務に携わる部署にすることができ、改めて有り難いことだと感じました。

「外国法制・実務」では、ベトナム、カンボジア、ミャンマー及び中国における法制度等について、各国の長期派遣専門家から御紹介いただいております。現地の支援活動を巡る実状を知ることができる貴重な記事ですので、是非御覧ください。

「活動報告」では、本年2月に開催された第20回法整備支援連絡会及び、3月に実施したウズベキスタン行政法共同研究について御紹介しています。

20回目となった法整備支援連絡会では、「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」と題して、国内外の法整備支援関係者を迎え、活発な議論が交わされた様子がお分かりいただけるとと思います。

「専門官の眼」では、遠藤国際専門官から、「国際専門官の平日」と題して、一日の業務の流れを紹介してもらいました。昭島での専門官の業務の様子がとてもイメージしやすい内容になっていると思いますので、是非関心を持ってお読みいただきたいと思います。

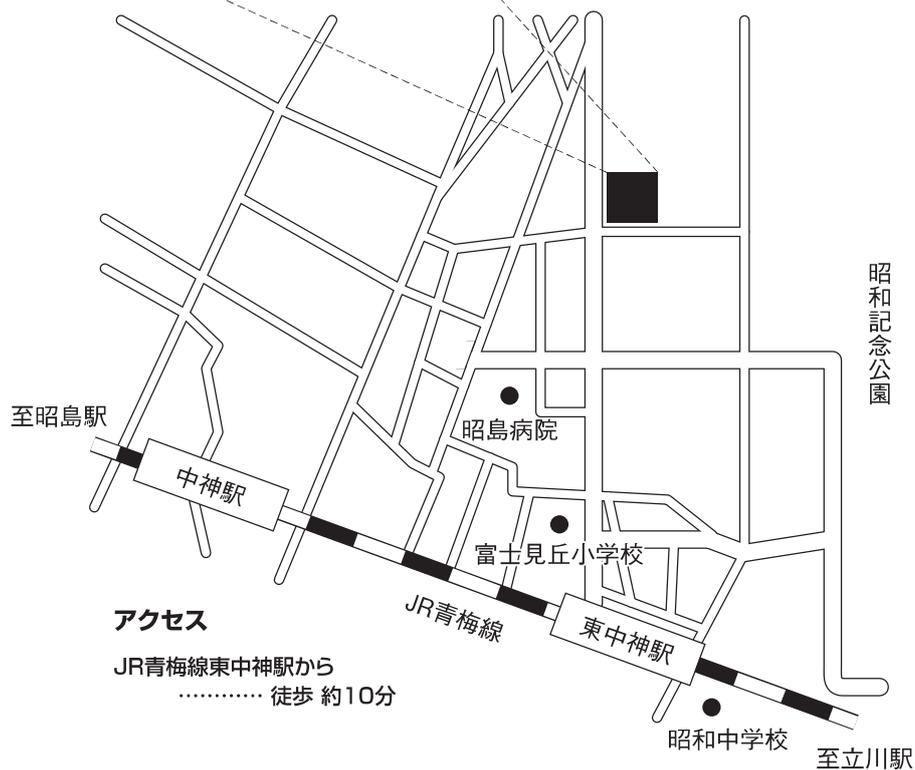
最後になりましたが、御多用の折、御寄稿くださいました執筆者の皆様には厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

主任国際専門官 吉田 有里



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話：(042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042)500-5195

ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@i.moj.go.jp

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2019年6月

